

**令和5年度**

**整備主任者・自動車検査員研修資料**  
**【地域教材】**

**北陸信越運輸局 自動車技術安全部**

## 《北陸信越ブロック版》

### I 最近改正された法令・通達等

- 1 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正について（第46次改正）  
（令和4年10月28日 自動車技術総合機構）…………… 400
- 2 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正について（第47次改正）  
（令和4年12月26日 自動車技術総合機構）…………… 436
- 3 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正について（第49次改正）  
（令和5年3月30日 自動車技術総合機構）…………… 441
- 4 独立行政法人自動車技術総合機構からのお知らせ  
OBD検査の概要…………… 534  
令和6年1月から、すれ違い用前照灯（ロービーム）の計測手法を見直します。…………… 540  
オートライト機能を有する車両の受検コースについて…………… 542  
自動車検査証の記載事項変更を行う事業者又はユーザーの皆様へ…………… 543  
改造自動車届出の届出様式の変更について…………… 544

### II 参考資料

- 1 令和4年度北陸信越運輸局管内における自動車整備事業者の処分概要…………… 546
- 2 ～保安基準適合証交付時のお願い～「自賠責未加入」に注意！…………… 547

### III 統計資料

- 1 管内自動車保有車両数の推移（過去5年）…………… 549
- 2 管内継続検査件数の推移（過去5年）…………… 550
- 3 管内ユーザー車検受検件数の推移（過去5年）…………… 551
- 4 管内認証・指定工場数及び指定整備率（過去10年）…………… 552
- 5 管内認証・指定工場の実態（令和4年度末）…………… 552

### IV その他資料（連絡先等一覧）

- 1 北陸信越運輸局及び管内運輸支局・自動車検査登録事務所…………… 553
- 2 独立行政法人自動車技術総合機構北陸信越検査部・事務所…………… 553
- 3 軽自動車検査協会新潟主管事務所及び事務所・支所…………… 554
- 4 自動車整備振興会…………… 554
- 5 管内出張検査場…………… 554

# 《北陸信越ブロック版》

## I 最近改正された法令・通達等

令和 4 年 10 月 28 日

独立行政法人自動車技術総合機構

### 審査事務規程の一部改正について（第 46 次改正）

#### 1. 改正概要

##### （1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする、乗車定員 10 人以上の乗用自動車及び車両総重量 3.5t を超える貨物自動車には、協定規則で定めるラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象となる自動車及び審査方法を規定します。[6-25、7-25、8-25]
  - 乗車定員 10 人未満の乗用車の前面ガラス等に投影される、運転者の認知を支援するための視界アシスタント（FVA：Field of Vision Assistant）情報について、審査方法を規定します。[6-41、7-41、8-41]
  - ガソリンを燃料とする直接噴射式の原因機を有する車両総重量 3.5t 以下の自動車及び軽油を燃料とする車両総重量 3.5t 以下の自動車は、粒子数（PN：Particle Number）の規制値に適合する必要があることを規定します。[7-58]
  - 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車に搭載される事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、作動状態を記録する装置の審査方法を規定します。[6-110 の 2]
- ② 貨物自動車の用途の判定について、「自動車の用途等の区分について（昭和 35 年 9 月 6 日付け自車第 452 号）」に係る審査方法を明確化します。[4-17]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

##### （2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

#### 2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 4 年 6 月 22 日国土交通省令第 52 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年

6月22日国土交通省告示第713号、令和4年10月7日国土交通省告示第1040号)

- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和4年8月31日国土交通省告示第938号）

### **3. 施行日**

令和4年10月28日

新旧対照表主要部分抜粋

別添

「審査事務規程」(平成28年4月1日規程第2号)第46次改正新旧対照表

令和4年10月28日改正

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次 (略)			目次 (略)		
第1章 総則			第1章 総則		
1-1~1-2 (略)			1-1~1-2 (略)		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
さ	(略)	(略)	さ	(略)	(略)
	最遠軸距	自動車の最前部の車軸中心(前車軸を有しない被牽引自動車にあっては、連結装置中心)から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。 なお、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、「最後部の車軸中心」を「車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ接地している最後部の車軸中心」に読み替える。		最遠軸距	自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラ、センターアックス型フルトレーラにあっては、連結装置中心)から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。 なお、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、「最後部の車軸中心」を「車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ接地している最後部の車軸中心」に読み替える。
	座席	乗員が安全に着席できるものをいう。 なお、板、テーブル、ベッド(キャンピング車に備えられた就寝設備であって乗車設備と兼用のものを除く)、棚、区切られただけの床面、タイヤえぐり及びその他これらに類するものは、「安全に着席できるもの」には該当しない。 また、車いす、寝台及び担架については、座席として取扱わないものとする。		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
せ	(略)	(略)	せ	(略)	(略)
	セミトレーラ	第五輪荷重を有する牽引自動車によって牽引される前車軸を有しない被牽引自動車であって、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によって支えられる構造のものをいう。		セミトレーラ	前車軸を有しない被牽引自動車であって、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によって支えられる構造のものをいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照表  
1 / 138

新			旧		
よ	(略)	(略)	よ	(略)	(略)
	容易に折り畳むことができる座席	普段は折り畳んであり、容易に操作することができ、乗員による臨時の使用のために設計された座席をいう。 <u>この場合において、使用する座面の全てが折り畳まれないものはこれに該当しない。</u>		容易に折り畳むことができる座席	普段は折り畳んであり、容易に操作することができ、乗員による臨時の使用のために設計された座席をいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
E	(略)	(略)	E	(略)	(略)
	(削除)	(削除)		EU加盟国	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、英国、オーストリア、ルクセンブルグ、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、キプロス及びマルタをいう。
	EU加盟国の自動車検査証等	当該自動車検査証等の発行日において欧州連合(EU)加盟国である国の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証をいう。 なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。		EU加盟国の自動車検査証等	欧州連合(EU)加盟国の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証をいう。  なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1-3-1 (略)			1-3-1 (略)		
1-4~1-6 (略)			1-4~1-6 (略)		
第2章~第3章 (略)			第2章~第3章 (略)		
第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法			第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法		
4-1~4-3 (略)			4-1~4-3 (略)		
4-4 不適切な補修等			4-4 不適切な補修等		
(1) 第6章から第8章までの規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。			(1) 第6章から第8章までの規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。		
① 装置又は部品の取付け			① 装置又は部品の取付け		

新旧対照表  
2 / 138

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>ア～オ (略)</p> <p>カ 7-41 (8-41) に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等と突っ張る仕組みのもの</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-5～4-6 (略)</p> <p><b>4-7 審査の実施方法等</b></p> <p><b>4-7-1 審査の実施方法</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(令和2年国土交通省告示第1331号)関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p><b>4-7-2 総合判定</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 (3) 又は4-1 (6) の措置を講じた場合並びに4-7-1 (5)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ③、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (7)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は4-23 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>4-7-3 (略)</p> <p>4-8～4-15 (略)</p> <p><b>4-16 特種用途自動車の審査</b></p> <p><b>4-16-1 規定の適用</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1) の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。</p> <p>① (略)</p> <p>② 対象となる規定</p> <p>ア 4-24 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認</p>	<p>ア～オ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-5～4-6 (略)</p> <p><b>4-7 審査の実施方法等</b></p> <p><b>4-7-1 審査の実施方法</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(平成19年国土交通省告示第857号)関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p><b>4-7-2 総合判定</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 (3) 又は4-1 (6) の措置を講じた場合並びに4-7-1 (5)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ③、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (7)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は4-22 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>4-7-3 (略)</p> <p>4-8～4-15 (略)</p> <p><b>4-16 特種用途自動車の審査</b></p> <p><b>4-16-1 規定の適用</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1) の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。</p> <p>① (略)</p> <p>② 対象となる規定</p> <p>ア 4-23 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認</p>

新旧対照表  
3 / 138

新	旧
<p>イ～ケ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-16-3 (略)</p> <p><b>4-17 貨物自動車の審査</b></p> <p><b>4-17-1 用途の判定</b></p> <p>用途区分通達によるほか、次により取扱うものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 用途区分通達 3-1-1 (1) の「自動車の乗車設備を最大に利用した場合」については、次に掲げる要件を適用し審査するものとする。</p> <p>ただし、貨物自動車として認証を受けた指定自動車等であって、物品積載設備等の基本構造に変更がないものにあつては、諸元表に記載された荷台の内側寸法を参考として審査することができる。</p> <p>① 運転者席及びこれと並列の座席にあつては、次に掲げる状態とする。</p> <p>ア 前後又は上下に調節できるものにあつては、最も前方の位置に調節した状態</p> <p>イ 背あて部分の角度を調節できるものにあつては、最も前方に傾けた位置に調節した状態</p> <p>ウ 高さを調節できる頭部後傾抑止装置が装着されているものにあつては、最も下方の位置に調節した状態</p> <p>② 運転者席及びこれと並列の座席の後方にある座席にあつては、次に掲げる状態とする。</p> <p>ただし、隔壁又は保護仕切によりその作動が遮られるものにあつては、次に掲げる状態に最も近い状態とする。</p> <p>ア 前後又は上下に調節できるものにあつては、最も後方の位置に調節した状態</p> <p>イ 背あて部分の角度を調節できるものにあつては、最も後方に傾けた位置に調節した状態</p> <p>③ 「乗車設備の床面積」の測定位置は、次に掲げる位置とする。(運転者席及びこれと並列の座席の後方に設けられた座席の前方又は側方に物品が積載される構造の自動車を除く。)</p> <p>ア 乗車設備の床面積の前方の測定位置は、次のいずれかの位置</p> <p>(7) 運転者席及びこれと並列の座席の直後に隔壁又は保護用の仕切を有する場合にあつては、隔壁又は保護用の仕切の最後端の位置</p> <p>(4) (7) 以外の場合にあつては、運転者席及びこれと並列の座席の背あて部分(装備義務がある頭部後傾抑止装置を含む。)及び当該座席の座面部分のうち最後端の位置</p> <p>イ 乗車設備の床面積の後方の測定位置は、最後部座席の背あて部分(取外すことができる頭部後傾抑止装置は含まない。)及び当該座席の座面部分のうち最後端の位置</p>	<p>イ～ケ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-16-3 (略)</p> <p><b>4-17 貨物自動車の審査</b></p> <p><b>4-17-1 用途の判定</b></p> <p>用途区分通達によるほか、次により取扱うものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
4 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧				
<p>(4) 車体側に保護仕切又は保護用の仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等と突っ張る仕組みのものにあっては、保護仕切及び保護用の仕切には該当しないものとする。</p> <p>(5) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車については、(1)、(3)、(4)及び用途区分通達により審査するものとする。</p> <p><b>4-17-2 (略)</b></p> <p><b>4-18～4-21 (略)</b></p> <p><b>4-22 作業用附属装置等を備えた自動車の審査</b>            作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車に適用される基準であって、当該装置等の脱着に伴い「自動車の種別」が脱着の前後で異なることにより、当該自動車への適用が異なるものにあつては、それぞれの状態で適合性を判定するものとする。</p> <p><b>4-23 軌陸車等の架装の仕様の確認</b>            (1) 軌陸車等にあっては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下4-23において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。            この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記載されている内容と審査依頼に係る自動車の装置が相違するときは、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>4-24～4-27 (略)</b></p> <p><b>第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</b>  <b>5-1～5-2 (略)</b></p> <p><b>5-3 審査結果通知情報</b>            審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p><b>5-3-1～5-3-7 (略)</b></p> <p><b>5-3-8 車体の形状</b>            車体の形状は、下表のいずれかとするものとする。            なお、自動車審査高度化施設において該当する車体の形状が選択肢にない場合にあつては、「その他」を選択し、自由入力欄に注釈に基づき入力するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<p>(新設)</p> <p>(3) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車については、(1)及び用途区分通達により審査するものとする。</p> <p><b>4-17-2 (略)</b></p> <p><b>4-18～4-21 (略)</b></p> <p>(新設)</p> <p><b>4-22 軌陸車等の架装の仕様の確認</b>            (1) 軌陸車等にあっては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下4-22において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。            この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記載されている内容と審査依頼に係る自動車の装置が相違するときは、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>4-23～4-26 (略)</b></p> <p><b>第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</b>  <b>5-1～5-2 (略)</b></p> <p><b>5-3 審査結果通知情報</b>            審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p><b>5-3-1～5-3-7 (略)</b></p> <p><b>5-3-8 車体の形状</b>            車体の形状は、下表のいずれかとするものとする。            なお、自動車審査高度化施設において該当する車体の形状が選択肢にない場合にあつては、「その他」を選択し、自由入力欄に注釈に基づき入力するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

新旧対照表  
5 / 138

新	旧												
<p>注1. (略)</p> <p>注2. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪又は三輪のものにあっては、その旨（例△△二輪、△△三輪）を付記すること。            なお、側車付二輪自動車にあっては、△△二輪とし、5-3-15 (1) 22.に基づき自動車検査証の備考欄へ側車付オートバイである旨記載すること。            ・次の例に示すように付記する。            「警察車」→ 警察車二輪、警察車三輪</p> <p>注3. (略)</p> <p><b>5-3-9～5-3-12 (略)</b></p> <p><b>5-3-13 総排気量又は定格出力</b>            総排気量又は定格出力は、次によるものとする。            ① 総排気量は、単位をℓとし、小数第2位（小数第3位切り捨て）まで通知するものとする。            ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車でその総排気量が0.2510から0.2590までのもの及び二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車で総排気量が0.6610から0.6690までのものにあつては、それぞれ0.260及び0.670とする。            この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程については、単位をmmとし、小数第1位（小数第2位切り捨て）までの値とする。            なお、総排気量に変化する構造を有する原動機にあっては、最大のものとする。</p> <p>② (略)</p> <p><b>5-3-14 (略)</b></p> <p><b>5-3-15 備考欄</b>            (1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。            また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>記載を要する自動車</th> <th>記載されるべき趣旨</th> <th>記載例</th> </tr> <tr> <td>1.～17. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例	1.～17. (略)	(略)	(略)	<p>注1. (略)</p> <p>注2. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪又は三輪のものにあっては、その旨（例△△二輪、△△三輪）を付記すること。            ・次の例に示すように付記する。            「警察車」→ 警察車二輪、警察車三輪</p> <p>注3. (略)</p> <p><b>5-3-9～5-3-12 (略)</b></p> <p><b>5-3-13 総排気量又は定格出力</b>            総排気量又は定格出力は、次によるものとする。            ① 総排気量は、単位をℓとし、小数第2位（小数第3位切り捨て）まで通知するものとする。            ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車でその総排気量が0.2510から0.2590までのもの及び二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車で総排気量が0.6610から0.6690までのものにあつては、それぞれ0.260及び0.670とする。            この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程については、単位をmmとし、小数第1位（小数第2位切り捨て）までの値とする。</p> <p>② (略)</p> <p><b>5-3-14 (略)</b></p> <p><b>5-3-15 備考欄</b>            (1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。            また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>記載を要する自動車</th> <th>記載されるべき趣旨</th> <th>記載例</th> </tr> <tr> <td>1.～17. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例	1.～17. (略)	(略)	(略)
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例											
1.～17. (略)	(略)	(略)											
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例											
1.～17. (略)	(略)	(略)											

新旧対照表  
6 / 138

新旧対照表主要部分抜粋

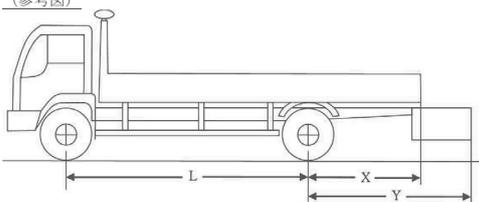
新			旧		
17-1. 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等の装置を随時取外し、又は取替えて使用するダンプ車であつて、当該装置等の装着時は17.に掲げる自動車となるもの	附属装置等装着時は土砂等を運搬しない旨	附属装置等装着時の積載物は土砂等以外のものとする。	(新設)	(新設)	(新設)
18.～21. (略)	(略)	(略)	18.～21. (略)	(略)	(略)
22. 特種用途自動車である側車付二輪自動車	側車付オートバイである旨	側車付オートバイ	(新設)	(新設)	(新設)
23. (略)	(略)	(略)	22. (略)	(略)	(略)
24. 用途区分通達 4-1-3 (3) 及び (4) に掲げる自動車 (25. に掲げる場合を除く。)	(略)	(略)	23. 用途区分通達 4-1-3 (3) 及び (4) に掲げる自動車 (24. に掲げる場合を除く。)	(略)	(略)
25.～43. (略)	(略)	(略)	24.～42. (略)	(略)	(略)
備考 ※1 20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。 なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位(小数第1位四捨五入)までを騒音値とする。 ① (略) ② 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) ア (略) イ 指定自動車等以外の自動車 (7)～(エ) (略) (ウ) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書 ※2～※3 (略) (2)～(4) (略) (5) 燃料タンクの容量は、巻尺等により測定して算出した容量を使用して、次の方法により算定した値を(1) 27.記載例欄に示す例により通知するものとする。 なお、自動車審査高度化施設の障害のため自動車検査票2により審査結果の通知を行う場合であつて、算定した値が自動車検査業務等実施要領3-3-2の規定に基づき、あらかじめ自動車検査票2の備考欄に記載された数値と同一であるときは、記載された数値に検査官印の押印を行い、算定した値と自動車検査票2の備考欄に記載された数値が同一でないときは、記載された数値をボールペン等で算定した値に訂正のうえ、訂正部分に重なるように検査官印の押印を行うものとする。			備考 ※1 20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。 なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位(小数第1位四捨五入)までを騒音値とする。 ① (略) ② 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) ア (略) イ 指定自動車等以外の自動車 (7)～(エ) (略) (新設) ※2～※3 (略) (2)～(4) (略) (5) 燃料タンクの容量は、巻尺等により測定して算出した容量を使用して、次の方法により算定した値を(1) 26.記載例欄に示す例により通知するものとする。 なお、自動車審査高度化施設の障害のため自動車検査票2により審査結果の通知を行う場合であつて、算定した値が自動車検査業務等実施要領3-3-2の規定に基づき、あらかじめ自動車検査票2の備考欄に記載された数値と同一であるときは、記載された数値に検査官印の押印を行い、算定した値と自動車検査票2の備考欄に記載された数値が同一でないときは、記載された数値をボールペン等で算定した値に訂正のうえ、訂正部分に重なるように検査官印の押印を行うものとする。		

新旧対照表  
7 / 138

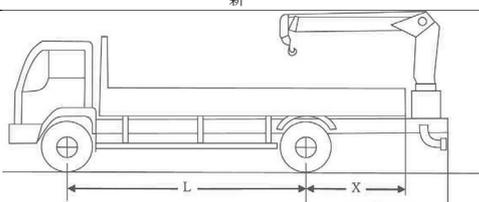
新	旧
<b>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</b> 7-1～7-3 (略)	<b>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</b> 7-1～7-3 (略)
<b>7-4 車両総重量</b> <b>7-4-1 テスタ等による審査</b> (1) (略) (2) 自動車製作者が定めた車両総重量の許容限度が明確な自動車の車両総重量にあつては、これを超えてはならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。 ① 自動車の構造又は装置を改造し、改造前の車両総重量の許容限度を超えるものであつて、他の装置も含めて自動車全体について安全上の問題がないものとして、指定自動車等の自動車製作者が書面により認めた自動車 ② (略)	<b>7-4 車両総重量</b> <b>7-4-1 テスタ等による審査</b> (1) (略) (2) 自動車製作者が定めた車両総重量の許容限度が明確な自動車の車両総重量にあつては、これを超えてはならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。 ① 車両総重量の許容限度を超える改造であつて、他の装置も含めて自動車全体について安全上の問題がないものとして、指定自動車等の自動車製作者が書面により認めた自動車 ② (略)
<b>7-4-2～7-4-3 (略)</b>	<b>7-4-2～7-4-3 (略)</b>
<b>7-5 軸重等</b> <b>7-5-1 テスタ等による審査</b> (1) (略) (2) 自動車製作者が定めた軸重の許容限度が明確な自動車の軸重にあつては、これを超えてはならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。 ① 自動車の構造又は装置を改造し、改造前の軸重の許容限度を超えるものであつて、他の装置も含めて自動車全体について安全上の問題がないものとして、指定自動車等の自動車製作者が書面により認めた自動車 ② (略) (3)～(7) (略)	<b>7-5 軸重等</b> <b>7-5-1 テスタ等による審査</b> (1) (略) (2) 自動車製作者が定めた軸重の許容限度が明確な自動車の軸重にあつては、これを超えてはならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。 ① 軸重の許容限度を超える改造であつて、他の装置も含めて自動車全体について安全上の問題がないものとして、指定自動車等の自動車製作者が書面により認めた自動車 ② (略) (3)～(7) (略)
<b>7-5-2～7-5-5 (略)</b>	<b>7-5-2～7-5-5 (略)</b>
<b>7-6～7-10 (略)</b>	<b>7-6～7-10 (略)</b>
<b>7-11 走行装置</b> <b>7-11-1～7-11-3 (略)</b> <b>7-11-4 適用関係の整理</b> (1)～(2) (略) (3) 次に掲げる自動車については、7-11-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第5条第13項、第14項及び第15項関係) ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて車両総重量3.5t以下のもの(複輪の車軸を有しないものに限る。)のうち、次に掲げるもの ア (略)	<b>7-11 走行装置</b> <b>7-11-1～7-11-3 (略)</b> <b>7-11-4 適用関係の整理</b> (1)～(2) (略) (3) 次に掲げる自動車については、7-11-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第5条第13項、第14項及び第15項関係) ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて車両総重量3.5t以下のもの(複輪の車軸を有しないものに限る。)のうち、次に掲げるもの ア (略)

新旧対照表  
41 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

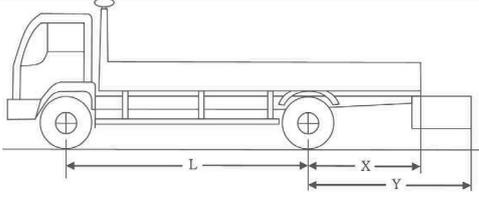
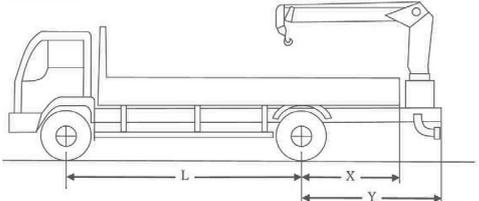
新	旧
<p><b>7-27 (略)</b></p> <p><b>7-28 車枠及び車体</b>  <b>7-28-1 性能要件 (視認等による審査)</b>                      (1) ~ (9) (略)                      (10) 次に掲げるものは、(7) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車 ((8) の自動車以外のものに限る。) であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。                      ただし、平成 24 年 9 月 28 日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、この限りでない。                      ア 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下 (小型自動車にあっては 20 分の 11 以下) であるもの                      イ 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 以下であるもの                      (参考図)</p>  $X \leq \frac{1}{2}L \left[ \frac{11}{20} \right] \quad Y \leq \frac{2}{3}L$ <p>② 物品積載装置の後にクレーン等を備えた自動車 ((8) の自動車以外のものに限る。) であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。                      ア 自動車の最後部の車軸中心から、物品積載装置の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下 (小型自動車にあっては 20 分の 11 以下) であるもの                      イ 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 以下であるもの                      (参考図)</p>	<p><b>7-27 (略)</b></p> <p><b>7-28 車枠及び車体</b>  <b>7-28-1 性能要件 (視認等による審査)</b>                      (1) ~ (9) (略)                      (10) 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車 ((8) の自動車以外の自動車に限る。) であって、次に掲げる要件を全て満たすものは (7) の基準に適合するものとする。                      ただし、平成 24 年 9 月 28 日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、この限りでない。                      (新設)</p> <p>① 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下 (小型自動車にあっては 20 分の 11 以下) であるもの                      ② 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 以下であるもの                      (新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
62 / 138

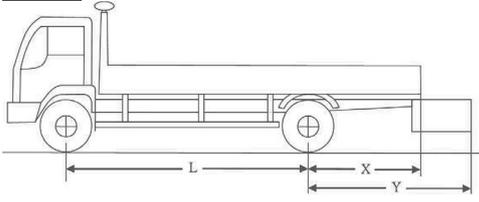
新	旧
 $X \leq \frac{1}{2}L \left[ \frac{11}{20} \right] \quad Y \leq \frac{2}{3}L$ <p><b>7-28-2 ~ 7-28-5 (略)</b>  <b>7-28-6 従前規定の適用②</b>                      昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車 (回転部分が突出する改造を行ったものを除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 2 号関係)  <b>7-28-6-1 性能要件</b>                      (1) ~ (8) (略)                      (9) 次に掲げるものは、(6) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車 ((7) の自動車以外のものに限る。) であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。                      ただし、平成 24 年 9 月 28 日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、この限りでない。                      ア 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下 (小型自動車にあっては 20 分の 11 以下) であるもの                      イ 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 以下であるもの                      (参考図)</p>	<p><b>7-28-2 ~ 7-28-5 (略)</b>  <b>7-28-6 従前規定の適用②</b>                      昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車 (回転部分が突出する改造を行ったものを除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 2 号関係)  <b>7-28-6-1 性能要件</b>                      (1) ~ (8) (略)                      (9) 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車 ((7) の自動車以外の自動車に限る。) であって、次に掲げる要件を全て満たすものは (6) の基準に適合するものとする。                      ただし、平成 24 年 9 月 28 日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、この限りでない。                      (新設)</p> <p>① 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下 (小型自動車にあっては 20 分の 11 以下) であるもの                      ② 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 以下であるもの                      (新設)</p>

新旧対照表  
63 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

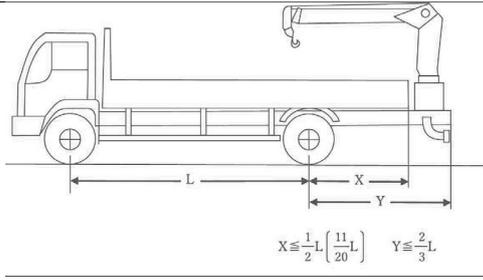
新	旧
 $X \leq \frac{1}{2}L \left[ \frac{11}{20}L \right] \quad Y \leq \frac{2}{3}L$ <p>② 物品積載装置の後にクレーン等を備えた自動車（(7)の自動車以外のものに限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。</p> <p>ア 自動車の最後部の車軸中心から、物品積載装置の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下（小型自動車にあっては20分の11以下）であるもの</p> <p>イ 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの (参考図)</p>  $X \leq \frac{1}{2}L \left[ \frac{11}{20}L \right] \quad Y \leq \frac{2}{3}L$ <p><b>7-28-7 従前規定の適用③</b> 平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第1項第1号関係)</p> <p><b>7-28-7-1 性能要件</b> (1)～(8) (略) (9) 次に掲げるものは、(6)の基準に適合するものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>7-28-7 従前規定の適用③</b> 平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第1項第1号関係)</p> <p><b>7-28-7-1 性能要件</b> (1)～(8) (略) (9) 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（(7)の自動車以外の自</p>

新旧対照表  
64 / 138

新	旧
<p>① 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（(7)の自動車以外のものに限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。</p> <p>ただし、平成24年9月28日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>ア 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下（小型自動車にあっては20分の11以下）であるもの</p> <p>イ 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの (参考図)</p>  $X \leq \frac{1}{2}L \left[ \frac{11}{20}L \right] \quad Y \leq \frac{2}{3}L$ <p>② 物品積載装置の後にクレーン等を備えた自動車（(7)の自動車以外のものに限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。</p> <p>ア 自動車の最後部の車軸中心から、物品積載装置の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下（小型自動車にあっては20分の11以下）であるもの</p> <p>イ 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの (参考図)</p>	<p>動車に限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものは(6)の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、平成24年9月28日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>① 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下（小型自動車にあっては20分の11以下）であるもの</p> <p>② 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
65 / 138

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
	
<p><b>7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</b>  <b>7-29-1 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-S2 の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 22 条第 8 項関係、細目告示第 100 条第 8 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係）</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p><b>7-29-2～7-29-10（略）</b></p>	<p><b>7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</b>  <b>7-29-1 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-S1 の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 22 条第 8 項関係、細目告示第 100 条第 8 項関係、適用関係告示第 15 条第 28 項関係）</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p><b>7-29-2～7-29-10（略）</b></p>
<p><b>7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</b>  <b>7-30-1 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04-S1 の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。</p>	<p><b>7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</b>  <b>7-30-1 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04 の 5.（5.2.6. から 5.2.8. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。</p>

新旧対照表  
66 / 138

新	旧
<p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係）</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p><b>7-30-2～7-30-3（略）</b></p> <p><b>7-30-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ～ (5)（略）</p> <p>[UN R94-03-S1 適用]</p> <p>(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-30-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 38 項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p><b>7-30-5～7-30-9（略）</b></p> <p>[UN R94-03-S1 適用]</p> <p><b>7-30-10 従前規定の適用⑥</b></p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 38 項関係）</p> <p><b>7-30-10-1（略）</b></p>	<p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係）</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p><b>7-30-2～7-30-3（略）</b></p> <p><b>7-30-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ～ (5)（略）</p> <p>[UN R94-03-S1 適用]</p> <p>(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-30-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 37 項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p><b>7-30-5～7-30-9（略）</b></p> <p>[UN R94-03-S1 適用]</p> <p><b>7-30-10 従前規定の適用⑥</b></p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 38 項関係）</p> <p><b>7-30-10-1（略）</b></p>
<p><b>7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</b>  <b>7-31-1 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-05-S2 の 5.（5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 着席基準点の地面からの高さが 700 mm を超え、車両総重量 3.5t を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</p> <p>③（略）</p> <p>④ ①から③までのいずれかの自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤（略）</p> <p>⑥（略）</p> <p>⑦（略）</p>	<p><b>7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</b>  <b>7-31-1 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-05-S1 の 5.（5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。）に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>（新設）</p> <p>②（略）</p> <p>③ ①又は②のいずれかの自動車の形状に類する自動車</p> <p>④（略）</p> <p>⑤（略）</p> <p>⑥（略）</p>

新旧対照表  
67 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p><b>7-31-2~7-31-3 (略)</b></p> <p><b>7-31-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当するものについては、7-31-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第15条第39項関係)</p> <p>①~④ (略)</p> <p><b>7-31-5~7-31-11 (略)</b></p> <p><b>[UN R95-03-S7 適用]</b></p> <p><b>7-31-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第39項関係)</p> <p>①~④ (略)</p> <p><b>7-31-12-1 (略)</b></p> <p><b>7-32~7-36 (略)</b></p> <p><b>7-37 突入防止装置</b></p> <p><b>7-37-1 装備要件</b></p> <p>自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)、牽引自動車を除く。) の後面には、他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2 の基準に適合する突入防止装置を7-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第24条第2項関係、細目告示第102条第2項関係)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車のうち、その構造上 UN R58-03-S3 の2.3. (b) に定める基準、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取付けられているもの。</p> <p>①~② (略)</p> <p><b>7-37-2 性能要件</b></p> <p><b>7-37-2-1 (略)</b></p>	<p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p><b>7-31-2~7-31-3 (略)</b></p> <p><b>7-31-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当するものについては、7-31-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第15条第39項関係)</p> <p>①~④ (略)</p> <p><b>7-31-5~7-31-11 (略)</b></p> <p><b>[UN R95-03-S7 適用]</b></p> <p><b>7-31-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第39項関係)</p> <p>①~④ (略)</p> <p><b>7-31-12-1 (略)</b></p> <p><b>7-32~7-36 (略)</b></p> <p><b>7-37 突入防止装置</b></p> <p><b>7-37-1 装備要件</b></p> <p>自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)、牽引自動車を除く。) の後面には、他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2 の基準に適合する突入防止装置を7-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第24条第2項関係、細目告示第102条第2項関係)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車のうち、その構造上 UN R58-03-S2 の2.3. (b) に定める基準、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取付けられているもの。</p> <p>①~② (略)</p> <p><b>7-37-2 性能要件</b></p> <p><b>7-37-2-1 (略)</b></p>

新旧対照表  
68 / 138

新	旧
<p><b>7-37-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。) の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。(細目告示第24条第1項第2号関係、細目告示第102条第1項第1号関係)</p> <p>① 自動車 (貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びポール・トレーラを除く。) に備える突入防止装置は、UN R58-03-S3 の2.3. (a) に適合すること。</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの (牽引自動車を除く。) 及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、UN R58-03-S3 の7. 又は25.5. から25.9. (25.7. の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。) に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p><b>7-37-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び牽引自動車を除く。) にあっては、UN R58-03-S3 の16. 又は25.1. から25.4. まで及び25.7. に定める基準。</p> <p>ただし、UN R58-03-S3 の16.4. 及び25.7. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p><b>7-37-4~7-37-10 (略)</b></p> <p><b>7-38~7-40 (略)</b></p> <p><b>7-41 運転者席</b></p> <p><b>7-41-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、次に掲げるものを除き、光学的な投影 (窓ガラス面への投影を目的としたものに限る。) を含む運転視野を妨げるものがあってはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあ</p>	<p><b>7-37-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。) の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。(細目告示第24条第1項第2号関係、細目告示第102条第1項第1号関係)</p> <p>① 自動車 (貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びポール・トレーラを除く。) に備える突入防止装置は、UN R58-03-S2 の2.3. (a) に適合すること。</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの (牽引自動車を除く。) 及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、UN R58-03-S2 の7. 又は25.5. から25.9. (25.7. の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。) に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p><b>7-37-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び牽引自動車を除く。) にあっては、UN R58-03-S2 の16. 又は25.1. から25.4. まで及び25.7. に定める基準。</p> <p>ただし、UN R58-03-S2 の16.4. 及び25.7. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p><b>7-37-4~7-37-10 (略)</b></p> <p><b>7-38~7-40 (略)</b></p> <p><b>7-41 運転者席</b></p> <p><b>7-41-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの (Aピラー、室外アンテナ、ドアバイザー (他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。))、側面ガラス分割バー、後写鏡 (特種用途自動車 (路上試験車及び教習車に限る。)) 及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。) 及び後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のペント並びに7-55-1-1 (1) に掲げるものを除く。) があってはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあ</p>

新旧対照表  
69 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>つては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ)に限る。)及びオの状態とする。</p> <p>① Aピラー ② 室外アンテナ ③ ドアバイザ(他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。) ④ 側面ガラス分割バー ⑤ 後写鏡(特種用途自動車(路上試験車及び教習車に限る。))及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。) ⑥ 後方等確認装置 ⑦ 窓ふき器 ⑧ 固定型及び可動型のベント ⑨ 窓ガラス面への光学的な運転支援情報の投影 ⑩ 7-55-1-1 (1)に掲げるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-41-2～7-41-3 (略)</b></p> <p><b>7-41-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-41-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第18条の2第1項関係)</p> <p>① 平成28年10月31日以前に製作された自動車 ② 平成28年11月1日から平成30年10月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成28年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ 平成28年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成28年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>(2) 次に掲げる自動車については、7-41-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第18条の2第2項関係)</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和5年9月1日から令和6年8月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p>	<p>つては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ)に限る。)及びオの状態とする。</p> <p>(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-41-2～7-41-3 (略)</b></p> <p><b>7-41-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 平成30年10月31日以前に製作された自動車(平成28年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成28年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))については、7-41-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第18条の2関係)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
70 / 138

新	旧
<p>ア 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和5年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和6年8月31日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和6年8月31日以前のもの</p> <p><b>7-41-5 従前規定の適用①</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第18条の2第1項関係)</p> <p>① 平成28年10月31日以前に製作された自動車 ② 平成28年11月1日から平成30年10月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成28年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ 平成28年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成28年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p><b>7-41-5-1 (略)</b></p> <p><b>7-41-6 従前規定の適用②</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第18条の2第2項関係)</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された自動車</p>	<p>ア 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和5年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和6年8月31日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和6年8月31日以前のもの</p> <p><b>7-41-5 従前規定の適用①</b></p> <p>平成30年10月31日以前に製作された自動車(平成28年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成28年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))については、次の基準に適合する運転者席であればよい。(適用関係告示第18条の2関係)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p><b>7-41-5-1 (略)</b></p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
71 / 138

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>② 令和5年9月1日から令和6年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>イ 令和5年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年8月31日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和6年8月31日以前のもの</p> <p><b>7-41-6-1 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) 7-41-1 (1) に同じ。</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、次に掲げるものを除き、運転視界を妨げるものがあってはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ（イ）に限る。）及びオの状態とする。</p> <p>① Aピラー</p> <p>② 室外アンテナ</p> <p>③ ドアパイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）</p> <p>④ 側面ガラス分割バー</p> <p>⑤ 後写鏡（特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。）</p> <p>⑥ 後方等確認装置</p> <p>⑦ 窓ふき器</p> <p>⑧ 固定型及び可動型のペント</p> <p>⑨ 7-55-1-1 (1) に掲げるもの</p> <p>(3) 7-41-1 (3) に同じ。</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: 100px; margin: auto;">(略)</div>
<b>7-42 座席</b>	<b>7-42 座席</b>

新旧対照表  
72 / 138

新	旧
<p>度を検知して空調装置等を自動的に制御するためのセンサー又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるためのセンサーであって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>⑨～⑮（略）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p><b>7-55-5-1-2（略）</b></p> <p><b>7-56 騒音防止装置</b></p> <p><b>7-56-1（略）</b></p> <p><b>7-56-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-2-1～7-56-2-2（略）</b></p> <p><b>7-56-2-3 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S6の6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>この場合において、並行輸入自動車にあっては、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であつてもよい。</p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 新たに運行の用に供しようとする自動車（(1) ②又は③の規定の適用を受けるものに限る。）であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は(1) ②若しくは③なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1) ②又は③に掲げる基準に適合することが確認</p>	<p>は湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するためのセンサー又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるためのセンサーであって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>⑨～⑮（略）</p> <p>(2) ～ (3)（略）</p> <p><b>7-55-5-1-2（略）</b></p> <p><b>7-56 騒音防止装置</b></p> <p><b>7-56-1（略）</b></p> <p><b>7-56-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-2-1～7-56-2-2（略）</b></p> <p><b>7-56-2-3 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S6の6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 新たに運行の用に供しようとする自動車（(1) ②又は③の規定の適用を受けるものに限る。）であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更（カテゴリ、サブカテゴリ又はフェーズに係る区分の変更をいう。）により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は(1) ②若しくは③なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果</p>

新旧対照表  
78 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>できること。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p><b>7-56-3</b> (略)</p> <p><b>7-56-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第28項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和5年3月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの</p> <p>⑥ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの</p> <p>(12) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第29項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和5年3月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-18（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第32項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和2年4月15日以前のもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(15) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動</p>	<p>成績表の原本又は写しにより (1) ②又は③に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p><b>7-56-3</b> (略)</p> <p><b>7-56-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第28項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(12) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第29項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-18（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第32項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日又は自動車検査証等の発行日が令和2年4月15日以前のもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(15) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動</p>

新旧対照表  
79 / 138

新	旧
<p>車を除く。）にあつては7-56-19（従前規定の適用⑮）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第33項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和3年9月24日以前のもの</p> <p>④ (略)</p> <p><b>7-56-5～7-56-14</b> (略)</p> <p><b>7-56-15 従前規定の適用⑮</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第28項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和5年3月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの</p> <p>⑥ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの</p> <p><b>7-56-15-1～7-56-15-2</b> (略)</p> <p><b>7-56-16 従前規定の適用⑯</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第29項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和5年3月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p><b>7-56-16-1</b> (略)</p> <p><b>7-56-16-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-16-2-1～7-56-16-2-2</b> (略)</p> <p><b>7-56-16-2-3 書面等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p>	<p>車を除く。）にあつては7-56-19（従前規定の適用⑮）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第33項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日又は自動車検査証等の発行日が令和3年9月24日以前のもの</p> <p>④ (略)</p> <p><b>7-56-5～7-56-14</b> (略)</p> <p><b>7-56-15 従前規定の適用⑮</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第28項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>7-56-15-1～7-56-15-2</b> (略)</p> <p><b>7-56-16 従前規定の適用⑯</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第29項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p><b>7-56-16-1</b> (略)</p> <p><b>7-56-16-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-16-2-1～7-56-16-2-2</b> (略)</p> <p><b>7-56-16-2-3 書面等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p>

新旧対照表  
80 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車(1)①の規定の適用を受けるものに限る。)であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p><b>7-56-17 従前規定の適用⑩</b> 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第30項及び第31項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-56-17-1 (略)</b> <b>7-56-17-2 性能要件</b> <b>7-56-17-2-1～7-56-17-2-2 (略)</b> <b>7-56-17-2-3 書面等による審査</b> (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 新たに運行の用に供しようとする自動車(1)②の規定の適用を受けるものに限る。)であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)②なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)②に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p><b>7-56-18 従前規定の適用⑪</b> 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第32項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和2年4月15日以前のもの</p>	<p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車(1)①の規定の適用を受けるものに限る。)であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更(カテゴリ、サブカテゴリ又はフェーズに係る区分の変更をいう。)により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p><b>7-56-17 従前規定の適用⑩</b> 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第30項及び第31項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-56-17-1 (略)</b> <b>7-56-17-2 性能要件</b> <b>7-56-17-2-1～7-56-17-2-2 (略)</b> <b>7-56-17-2-3 書面等による審査</b> (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 新たに運行の用に供しようとする自動車(1)②の規定の適用を受けるものに限る。)であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更(サブカテゴリの変更をいう。)により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)②なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)②に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p><b>7-56-18 従前規定の適用⑪</b> 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第32項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日又は自動車検査証等の発行日が令和2年4月15日以前のもの</p>

新旧対照表  
81 / 138

新	旧
<p>④ (略)</p> <p><b>7-56-18-1 (略)</b> <b>7-56-18-2 性能要件</b> <b>7-56-18-2-1～7-56-18-2-2 (略)</b> <b>7-56-18-2-3 書面等による審査</b> (1) (略)</p> <p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車((1)①の規定の適用を受けるものに限る。)であつて次に掲げる変更が行われたものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により(1)①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p><b>7-56-19 従前規定の適用⑫</b> 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては7-56-19(従前規定の適用⑫)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第33項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和3年9月24日以前のもの</p> <p>④ (略)</p> <p><b>7-56-19-1 (略)</b> <b>7-56-19-2 性能要件</b> <b>7-56-19-2-1～7-56-19-2-2 (略)</b> <b>7-56-19-2-3 書面等による審査</b> (1) (略)</p> <p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車((1)①の規定の適用を受けるものに限る。)であつて次に掲げる変更が行われたものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)①なお書き</p>	<p>④ (略)</p> <p><b>7-56-18-1 (略)</b> <b>7-56-18-2 性能要件</b> <b>7-56-18-2-1～7-56-18-2-2 (略)</b> <b>7-56-18-2-3 書面等による審査</b> (1) (略)</p> <p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車((1)①の規定の適用を受けるものに限る。)であつて次に掲げる変更が行われたものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更(カテゴリ、サブカテゴリ又はフェーズに係る区分の変更をいう。)により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により(1)①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p><b>7-56-19 従前規定の適用⑫</b> 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては7-56-19(従前規定の適用⑫)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第33項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日又は自動車検査証等の発行日が令和3年9月24日以前のもの</p> <p>④ (略)</p> <p><b>7-56-19-1 (略)</b> <b>7-56-19-2 性能要件</b> <b>7-56-19-2-1～7-56-19-2-2 (略)</b> <b>7-56-19-2-3 書面等による審査</b> (1) (略)</p> <p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車((1)①の規定の適用を受けるものに限る。)であつて次に掲げる変更が行われたものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更(カテゴリ、サブカテゴリ又はフェーズに係る区分の変更をいう。)により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値</p>

新旧対照表  
82 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧																								
<p>に定める車両重量の範囲を超過するもの 公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(3) ~ (9) (略)</p> <p><b>7-57 (略)</b></p> <p><b>7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能</b></p> <p><b>7-58-1 性能要件</b></p> <p><b>7-58-1-1 (略)</b></p> <p><b>7-58-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①、②及び⑨の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、3.5t以下]</p> <p>② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）及び排出物に含まれる粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量を粒子数で表した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び粒子数の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第4号関係、細目告示第119条第1項第2号関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> <th>粒子数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	粒子数							<p>に適合していることが確認できるものを除く。）又は (1) ①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの 公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(3) ~ (9) (略)</p> <p><b>7-57 (略)</b></p> <p><b>7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能</b></p> <p><b>7-58-1 性能要件</b></p> <p><b>7-58-1-1 (略)</b></p> <p><b>7-58-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①、②及び⑩の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、3.5t以下]</p> <p>② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第4号関係、細目告示第119条第1項第2号関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> <th>(新設)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	(新設)						
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	粒子数																				
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	(新設)																				

新旧対照表  
83 / 138

新	旧																								
<p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車 (略) 13.0×10<sup>11</sup></p> <p>イ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの (略) 13.0×10<sup>11</sup></p> <p>ウ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの (略) 13.0×10<sup>11</sup></p> <p>エ 軽自動車であって、アに掲げるもの以外のもの (略) 13.0×10<sup>11</sup></p> <p>③ (略)</p> <p>[軽油、3.5t以下]</p> <p>④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）及び排出物に含まれる粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量を粒子数で表した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び粒子数の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第8号関係、細目告示第119条第1項第4号関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> <th>粒子数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 専ら乗用の用</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td>10.8×10<sup>11</sup></td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	粒子数	ア 専ら乗用の用			(略)		10.8×10 <sup>11</sup>	<p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車 (略) (新設)</p> <p>イ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの (略) (新設)</p> <p>ウ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの (略) (新設)</p> <p>エ 軽自動車であって、アに掲げるもの以外のもの (略) (新設)</p> <p>③ (略)</p> <p>[軽油、3.5t以下]</p> <p>④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第8号関係、細目告示第119条第1項第4号関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> <th>(新設)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 専ら乗用の用</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	(新設)	ア 専ら乗用の用			(略)		(新設)
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	粒子数																				
ア 専ら乗用の用			(略)		10.8×10 <sup>11</sup>																				
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	(新設)																				
ア 専ら乗用の用			(略)		(新設)																				

新旧対照表  
84 / 138

新旧対照表主要部分抜粋

新			旧		
に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車			に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車		
イ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	(略)	10.8×10 <sup>11</sup>	イ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	(略)	(新設)
ウ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	(略)	11.1×10 <sup>11</sup>	ウ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	(略)	(新設)
⑤～⑨ (略) (2)～(4) (略) 7-58-2～7-58-3 (略)			⑤～⑨ (略) (2)～(4) (略) 7-58-2～7-58-3 (略)		

新旧対照表  
85 / 138

新										旧																																																																			
<b>7-58-4 適用関係の整理</b>					<b>7-58-4 適用関係の整理</b>					<b>7-58-5 従前規定の運用D</b>					<b>7-58-5 従前規定の運用D</b>																																																														
次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)										次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)																																																																			
自動車の種別										自動車の種別																																																																			
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)		専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの		2サイクルの原動機を有する軽自動車		令和8年9月30日		7-58-5 (従前規定の適用①)		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)		専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの		2サイクルの原動機を有する軽自動車		令和4年9月30日		7-58-5 (従前規定の適用①)																																																											
その他のもの		車両総重量が1.7t以下のもの		車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの		令和8年9月30日		7-55-7 (従前規定の適用③)		その他のもの		車両総重量が1.7t以下のもの		車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの		令和4年9月30日		7-55-7 (従前規定の適用③)																																																											
軽自動車		車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの		(略)		令和8年9月30日		7-55-9 (従前規定の適用⑤)		軽自動車		車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの		(略)		令和4年9月30日		7-55-9 (従前規定の適用⑤)																																																											
(略)		(略)		(略)		令和8年9月30日		7-58-11 (従前規定の適用⑦)		(略)		(略)		(略)		令和4年9月30日		7-58-11 (従前規定の適用⑦)																																																											
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)		専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの		車両重量が1,265kg以下のもの		令和7年9月30日		7-58-13 (従前規定の適用⑨)		軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)		専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの		車両重量が1,265kgを超えるもの		令和7年9月30日		7-58-14 (従前規定の適用⑩)																																																											
その他のもの		車両総重量が1.7t以下のもの		車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの		令和7年9月30日		7-58-15 (従前規定の適用⑩)		その他のもの		車両総重量が1.7t以下のもの		車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの		令和4年9月30日		7-58-15 (従前規定の適用⑩)																																																											
(略)		(略)		(略)		令和7年9月30日		7-58-16 (従前規定の適用⑩)		(略)		車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの		(略)		令和4年9月30日		7-58-11 (従前規定の適用⑩)																																																											
(略)		(略)		(略)		令和7年9月30日		7-58-17 (従前規定の適用⑩)		(略)		(略)		(略)		令和4年9月30日		7-58-11 (従前規定の適用⑩)																																																											
(略)		(略)		(略)		令和6年11月30日		7-58-30 (従前規定の適用⑮)		(略)		(略)		(略)		令和4年10月31日		7-58-30 (従前規定の適用⑮)																																																											
ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車										ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車																																																																			
令和8年9月30日										令和4年10月31日																																																																			
7-58-5 従前規定の運用D										7-58-5 従前規定の運用D																																																																			
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表Dの区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。										ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表Dの区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。																																																																			
ただし、7-58-12(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。										ただし、7-58-12(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。																																																																			
この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一般化炭素等炭素防止装置指定自動車を除く。)については、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。										この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一般化炭素等炭素防止装置指定自動車を除く。)については、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。																																																																			
適用表D ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員9人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)										適用表D ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員9人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規制年</th> <th rowspan="2">識別記号</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">適用時期</th> <th rowspan="2">測定モード(単位)</th> <th colspan="5">7-58-12(1)②A関係</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">適用関係告示提供</th> </tr> <tr> <th>CO</th> <th>HC</th> <th>Nox</th> <th>PM</th> <th>PM<sub>10</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設</td> <td>新設</td> <td>新設</td> <td>新設</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										規制年	識別記号	区分	適用時期	測定モード(単位)	7-58-12(1)②A関係					備考	適用関係告示提供	CO	HC	Nox	PM	PM <sub>10</sub>	新設	新設	新設	新設	新設								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規制年</th> <th rowspan="2">識別記号</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">適用時期</th> <th rowspan="2">測定モード(単位)</th> <th colspan="5">7-58-12(1)②A関係</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">適用関係告示提供</th> </tr> <tr> <th>CO</th> <th>HC</th> <th>Nox</th> <th>PM</th> <th>PM<sub>10</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設</td> <td>新設</td> <td>新設</td> <td>新設</td> <td>新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										規制年	識別記号	区分	適用時期	測定モード(単位)	7-58-12(1)②A関係					備考	適用関係告示提供	CO	HC	Nox	PM	PM <sub>10</sub>	新設	新設	新設	新設	新設							
規制年	識別記号	区分	適用時期	測定モード(単位)	7-58-12(1)②A関係										備考	適用関係告示提供																																																													
					CO	HC	Nox	PM	PM <sub>10</sub>																																																																				
新設	新設	新設	新設	新設																																																																									
規制年	識別記号	区分	適用時期	測定モード(単位)	7-58-12(1)②A関係					備考	適用関係告示提供																																																																		
					CO	HC	Nox	PM	PM <sub>10</sub>																																																																				
新設	新設	新設	新設	新設																																																																									

新旧対照表  
86 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新														旧													
(略)														(略)													
30														30													
31														31													
32														32													
33														33													
34														34													
35														35													
36														36													
37														37													
38														38													
39														39													
40														40													
41														41													
42														42													
43														43													
44														44													
45														45													
46														46													
47														47													
48														48													
49														49													
50														50													
51														51													
52														52													
53														53													
54														54													
55														55													
56														56													
57														57													
58														58													
59														59													
60														60													
61														61													
62														62													
63														63													
64														64													
65														65													
66														66													
67														67													
68														68													
69														69													
70														70													
71														71													
72														72													
73														73													
74														74													
75														75													
76														76													
77														77													
78														78													
79														79													
80														80													
81														81													
82														82													
83														83													
84														84													
85														85													
86														86													
87														87													
88														88													
89														89													
90														90													
91														91													
92														92													
93														93													
94														94													
95														95													
96														96													
97														97													
98														98													
99														99													
100														100													

新														旧													
(略)														(略)													
30														30													
31														31													
32														32													
33														33													
34														34													
35														35													
36														36													
37														37													
38														38													
39														39													
40														40													
41														41													
42														42													
43														43													
44														44													
45														45													
46														46													
47														47													
48														48													
49														49													
50														50													
51														51													
52														52													
53														53													
54														54													
55														55													
56														56													
57														57													
58														58													
59														59													
60														60													
61														61													
62														62													
63														63													
64														64													
65														65													
66														66													
67														67													
68														68													
69														69													
70														70													
71														71													
72														72													
73														73													
74														74													
75														75													
76														76													
77														77													
78														78													
79														79													
80														80													
81														81													
82														82													
83														83													
84														84													
85														85													
86														86													
87														87													
88														88													
89														89													
90														90													
91														91													
92														92													
93														93													
94														94													
95														95													
96														96													
97														97													
98														98													
99														99													
100														100													

新旧対照表  
87 / 138

新														旧													
(略)														(略)													
30														30													
31														31													
32														32													
33														33													
34														34													
35														35													
36														36													
37														37													
38														38													
39														39													
40														40													
41														41													
42														42													
43														43													
44														44													
45														45													
46														46													
47														47													
48														48													
49														49													
50														50													
51														51													
52														52													
53														53													
54														54													
55														55													
56														56													
57														57													
58														58													
59														59													
60														60													
61														61													
62														62													
63														63													
64														64													
65														65													
66														66													
67														67													
68														68													
69														69													
70														70													
71														71													
72														72													
73														73													
74														74													
75														75													
76														76													
77														77													
78														78													
79														79													
80														80													
81														81													
82														82													
83														83													
84														84													
85														85													
86														86													
87														87													
88														88													
89														89													
90														90													
91														91													
92														92													
93														93													
94														94													
95														95													
96														96													
97														97													
98														98													
99														99													
100														100													

新														旧													
(略)														(略)													
30														30													
31														31													
32														32													
33														33													
34														34													
35														35													
36														36													
37														37													
38														38													
39														39													
40														40													
41														41													
42														42													
43														43													
44														44													
45														45													
46														46													
47														47													
48														48													
49														49													
50														50													
51														51													
52														52													
53														53													
54														54													
55														55													
56														56													
57														57													
58														58													
59														59													
60														60													
61														61													
62														62													
63														63													
64														64													
65														65													
66														66													
67														67													
68														68													
69														69													
70														70													
71														71													
72														72													
73														73													
74														74													
75														75													
76														76													
77														77													
78														78													
79														79													
80														80													
81														81													
82														82													
83														83													
84														84													
85														85													
86														86													
87														87													
88														88													
89														89													
90														90													
91														91													
92														92													
93														93													
94														94													
95														95													
96														96													
97														97													
98														98													
99														99													
100														100													

新旧対照表  
88 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新										旧																				
定員が10人以下である乗用自動車を除く。										定員が10人以下である乗用自動車を除く。																				
規制年	識別記号	適用時期			測定 <sup>1)</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ②の関係					適用関係告示根拠	規制年	識別記号	適用時期			測定 <sup>1)</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ②の関係					適用関係告示根拠							
		新製生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	Nox	PM	PA				備考	新製生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)		輸入自動車	CO	HC	Nox	PM		備考						
30	3	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)	30	3	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	4	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)		4	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	5	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)		5	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	6	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)		6	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	7	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)		7	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	8	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)		8	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	9	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)		9	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	10	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)		10	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1～6 (略)  
 7 8は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。  
 9 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

7-58-10 (略)  
**7-58-11 従前規定の適用①**  
 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であつて、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式を有する自動車以外のものには適用しない。  
 この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等分散防止装置指定自動車を除く。)にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸塵型素燃焼化物質還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	適用時期			測定 <sup>1)</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ②の関係					適用関係告示根拠		
		新製生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	Nox	PM	PA		備考	
30	3	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	4	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	5	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	6	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	7	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	8	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	9	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	10	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)

注1～7 (略)  
 8 8は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

7-58-12 (略)  
**7-58-13 従前規定の適用②**  
 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kgを超えるもの及び乗車定員10人の自動車にあつては、車両重量が1,265kgを超えるものであつて、車両総重量3.5t以下のものに限る。)であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等分散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表①-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等分散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表①-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表①-1 (1)～(2) (略)  
 適用表①-2 (3) (略)

適用表②-1 (略)  
 適用表②-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	適用時期			測定 <sup>1)</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ②の7関係					適用関係告示根拠		
		新製生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	Nox	PM	備考			
30	3	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	4	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	5	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	6	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	7	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	8	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	9	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	10	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)

注1～7 (略)  
 8 8は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

7-58-14 (略)  
**7-58-15 従前規定の適用③**  
 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kgを超えるもの及び乗車定員10人の自動車にあつては、車両重量が1,265kgを超えるものであつて、車両総重量3.5t以下のものに限る。)であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等分散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表②-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等分散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表②-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表②-1 (1)～(2) (略)  
 適用表②-2 (3) (略)

適用表③-1 (略)  
 適用表③-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であつて、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車

規制年	識別記号	適用時期			測定 <sup>1)</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ②の7関係					適用関係告示根拠		
		新製生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	Nox	PM	備考			
30	3	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	4	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	5	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	6	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	7	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	8	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	9	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	10	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)

注1～7 (略)  
 8 8は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

7-58-16 (略)  
**7-58-17 従前規定の適用④**  
 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kgを超えるもの及び乗車定員10人の自動車にあつては、車両重量が1,265kgを超えるものであつて、車両総重量3.5t以下のものに限る。)であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等分散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表③-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等分散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表③-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表③-1 (1)～(2) (略)  
 適用表③-2 (3) (略)

適用表④-1 (略)  
 適用表④-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であつて、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車

規制年	識別記号	適用時期			測定 <sup>1)</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ②の7関係					適用関係告示根拠		
		新製生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	Nox	PM	備考			
30	3	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	4	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	5	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	6	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	7	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	8	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	9	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)
	10	1	(略)	全 8.10.1	全 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	全上	(略)	(略)

注1～7 (略)  
 8 8は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

# 新旧対照表主要部分抜粋

新														旧																																																																																																																															
<p>注1～7 (略)</p> <p>※ 25は、令和4年10月7日付国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」と定める範囲に準拠してとする。</p> <p><b>7-58-15 従前規定の適用①</b></p> <p>軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一般化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表①-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一般化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表①-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>[適用表①-1]</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>[適用表①-2]</p> <p>(3) (略)</p> <p>適用表①-1 (略)</p> <p>適用表①-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規制年</th> <th rowspan="2">識別記号</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">適用時期</th> <th rowspan="2">測定値<sup>①</sup> (単位)</th> <th colspan="5">7-58-1-2 (1) ④イ関係</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">適用関係</th> </tr> <tr> <th>CO</th> <th>HC</th> <th>Nox</th> <th>PM</th> <th>PM<sub>10</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">30</td> <td rowspan="4">S:CA</td> <td rowspan="4">(略)</td> <td>立</td> <td>立</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>同上</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>同上</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>同上</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>金</td> <td>並</td> <td>並</td> <td>並</td> <td>並</td> <td>並</td> <td>同上</td> <td>(略)</td> <td>135並</td> </tr> </tbody> </table>														規制年	識別記号	区分	適用時期	測定値 <sup>①</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ④イ関係					備考	適用関係	CO	HC	Nox	PM	PM <sub>10</sub>	30	S:CA	(略)	立	立	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)	金	金	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)	金	金	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)	金	金	並	並	並	並	並	同上	(略)	135並	<p>注1～7 (略)</p> <p>※ 25は、令和4年10月7日付国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」と定める範囲に準拠してとする。</p> <p><b>7-58-15 従前規定の適用①</b></p> <p>軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一般化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表①-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一般化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表①-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>[適用表①-1]</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>[適用表①-2]</p> <p>(3) (略)</p> <p>適用表①-1 (略)</p> <p>適用表①-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規制年</th> <th rowspan="2">識別記号</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">適用時期</th> <th rowspan="2">測定値<sup>①</sup> (単位)</th> <th colspan="5">7-58-1-2 (1) ④イ関係</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">適用関係</th> </tr> <tr> <th>CO</th> <th>HC</th> <th>Nox</th> <th>PM</th> <th>PM<sub>10</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">30</td> <td rowspan="4">S:CA</td> <td rowspan="4">(略)</td> <td>立</td> <td>立</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>同上</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>同上</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>同上</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>金</td> <td>並</td> <td>並</td> <td>並</td> <td>並</td> <td>並</td> <td>同上</td> <td>(略)</td> <td>135並</td> </tr> </tbody> </table>														規制年	識別記号	区分	適用時期	測定値 <sup>①</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ④イ関係					備考	適用関係	CO	HC	Nox	PM	PM <sub>10</sub>	30	S:CA	(略)	立	立	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)	金	金	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)	金	金	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)	金	金	並	並	並	並	並	同上	(略)	135並
規制年	識別記号	区分	適用時期	測定値 <sup>①</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ④イ関係					備考	適用関係																																																																																																																																		
					CO	HC	Nox	PM	PM <sub>10</sub>																																																																																																																																				
30	S:CA	(略)	立	立	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)																																																																																																																																		
			金	金	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)																																																																																																																																		
			金	金	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)																																																																																																																																		
			金	金	並	並	並	並	並	同上	(略)	135並																																																																																																																																	
規制年	識別記号	区分	適用時期	測定値 <sup>①</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ④イ関係					備考	適用関係																																																																																																																																		
					CO	HC	Nox	PM	PM <sub>10</sub>																																																																																																																																				
30	S:CA	(略)	立	立	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)																																																																																																																																		
			金	金	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)																																																																																																																																		
			金	金	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)																																																																																																																																		
			金	金	並	並	並	並	並	同上	(略)	135並																																																																																																																																	

新旧対照表  
91 / 138

新	旧
<p>3月31日以前のもの</p> <p>カ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和4年10月31日以前のもの</p> <p>② (略)</p> <p><b>7-61-8-1 (略)</b></p> <p><b>7-62～7-64 (略)</b></p> <p><b>7-65 走行用前照灯</b></p> <p><b>7-65-1 装備要件</b></p> <p>自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-00-S4 の4.及び5.3.又は UN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9と読み替えることができる。）の6.3.及び7.に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係、適用関係告示第29条第23項関係）</p> <p><b>7-65-2 (略)</b></p> <p><b>7-65-3 取付要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては①及び③、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものについては①、⑤から⑩まで及び9-8 (1) ②）に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第4項関係、細目告示第120条第3項関係）</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑬ ずれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯を備えない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯は、当該自動車の速度が15km/hを超える場合に夜間において常に点灯している構造であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-65-4～7-65-5 (略)</b></p> <p><b>7-65-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和38年10月14日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものである。 (適用関係告示第29条第3項第2号関係)</p> <p><b>7-65-6-1 (略)</b></p> <p>(削除) ※誤記修正</p>	<p>10月31日以前のもの</p> <p>カ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和4年10月31日以前のもの</p> <p>② (略)</p> <p><b>7-61-8-1 (略)</b></p> <p><b>7-62～7-64 (略)</b></p> <p><b>7-65 走行用前照灯</b></p> <p><b>7-65-1 装備要件</b></p> <p>自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R149-00-S3 の4.及び5.3.又は UN R123-01-S9 の6.3.及び7.に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係、適用関係告示第29条第24項関係）</p> <p><b>7-65-2 (略)</b></p> <p><b>7-65-3 取付要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては①、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものについては①、⑤から⑩まで及び7-65-2-1③）に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第4項関係、細目告示第120条第3項関係）</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-65-4～7-65-5 (略)</b></p> <p><b>7-65-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和38年10月14日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものである。 (適用関係告示第29条第3項第2号関係)</p> <p><b>7-65-6-1 (略)</b></p> <p><b>7-65-6-2 性能要件</b></p>

新旧対照表  
95 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p><b>7-65-6-2 性能要件</b> (1)～(4) (略)</p> <p><b>7-65-6-3 (略)</b></p> <p><b>7-65-7～7-65-10 (略)</b></p> <p><b>7-66 すれ違い用前照灯</b></p> <p><b>7-66-1 装備要件</b> 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第32条第4項関係、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係、適用関係告示第29条第23項関係）</p> <p>① 7-67に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車</p> <p>② (略)</p> <p><b>7-66-2 (略)</b></p> <p><b>7-66-3 取付要件（視認等による審査）</b> (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第32条第6項関係） この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項関係）</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が15km/hを超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。 この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>⑮ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-66-4 適用関係の整理</b> (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げる二輪自動車については、7-66-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第24項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>(9) 令和9年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であつて乗</p>	<p><b>7-65-6-2 性能要件</b> (1)～(4) (略)</p> <p><b>7-65-6-3 (略)</b></p> <p><b>7-65-7～7-65-10 (略)</b></p> <p><b>7-66 すれ違い用前照灯</b></p> <p><b>7-66-1 装備要件</b> 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第32条第4項関係、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係、適用関係告示第29条第24項関係）</p> <p>① 配光可変型前照灯であつて、灯光の色、明るさ等がUN R149-00-S3の4.及び5.3.又はUN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9と読み替えることができる。）に適合するものを備える自動車</p> <p>② (略)</p> <p><b>7-66-2 (略)</b></p> <p><b>7-66-3 取付要件（視認等による審査）</b> (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第32条第6項関係） この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項関係）</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が10km/hを超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。 この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>⑮ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-66-4 適用関係の整理</b> (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げる二輪自動車については、7-66-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第25項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
96 / 138

新	旧
<p>車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であつて車両総重量が3.5t以下のものうち、次に掲げるものについては、7-66-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。</p> <p>① UN R48-05、UN R48-06又はUN R48-07に基づく認定証又はⓂマークを有する自動車（UN R48-05及びUN R48-06については、令和6年7月6日以前に製作された自動車に限る。）</p> <p>② 資料によりUN R48-05又はUN R48-06の5.及び6.に適合していることが確認できる自動車（令和4年6月21日以前に製作された自動車に限る。）</p> <p>③ 資料によりUN R48-07の5.及び6.に適合していることが確認できる自動車（令和6年8月31日以前に製作された自動車に限る。）</p> <p><b>7-66-5～7-66-12 (略)</b></p> <p><b>7-66-13 従前規定の適用⑨</b> 令和9年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であつて車両総重量が3.5t以下のものうち、次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① UN R48-05、UN R48-06又はUN R48-07に基づく認定証又はⓂマークを有する自動車（UN R48-05及びUN R48-06については、令和6年7月6日以前に製作された自動車に限る。）</p> <p>② 資料によりUN R48-05又はUN R48-06の5.及び6.に適合していることが確認できる自動車（令和4年6月21日以前に製作された自動車に限る。）</p> <p>③ 資料によりUN R48-07の5.及び6.に適合していることが確認できる自動車（令和6年8月31日以前に製作された自動車に限る。）</p> <p><b>7-66-13-1 装備要件</b> 7-66-1に同じ。</p> <p><b>7-66-13-2 性能要件</b></p> <p><b>7-66-13-2-1 テスタ等による審査</b> 7-66-2-1に同じ。</p> <p><b>7-66-13-2-2 視認等による審査</b> 7-66-2-2に同じ。</p> <p><b>7-66-13-3 取付要件（視認等による審査）</b> (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第32条第6項関係） この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項関係）</p> <p>① 7-66-3 (1) ①に同じ。</p> <p>② 7-66-3 (1) ②に同じ。</p>	<p><b>7-66-5～7-66-12 (略)</b> (新設)</p>

新旧対照表  
97 / 138

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>③ 7-66-3 (1) ③に同じ。</p> <p>④ 7-66-3 (1) ④に同じ。</p> <p>⑤ 7-66-3 (1) ⑤に同じ。</p> <p>⑥ 7-66-3 (1) ⑥に同じ。</p> <p>⑦ 7-66-3 (1) ⑦に同じ。</p> <p>⑧ 7-66-3 (1) ⑧に同じ。</p> <p>⑨ 7-66-3 (1) ⑨に同じ。</p> <p>⑩ 7-66-3 (1) ⑩に同じ。</p> <p>⑪ 7-66-3 (1) ⑪に同じ。</p> <p>⑫ 7-66-3 (1) ⑫に同じ。</p> <p>⑬ 7-66-3 (1) ⑬に同じ。</p> <p>⑭ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が15km/hを超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当するものは、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>ア 前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないもの</p> <p>イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R48-05以降の5.及び6.に定める基準に適合する昼間走行灯を備える自動車</p> <p>⑮ 7-66-3 (1) ⑮に同じ。</p> <p>(2) 7-66-3 (2) に同じ。</p> <p><b>7-67 配光可変型前照灯</b></p> <p><b>7-67-1 (略)</b></p> <p><b>7-67-2 性能要件</b></p> <p><b>7-67-2-1～7-67-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-67-2-3 書面等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配光可変型前照灯は、UN R149-00-S4の4.及び5.3. (4.5.1.1.、4.5.1.8.、4.5.2.2.(b)及び4.12.を除く。)又はUN R123-02 (当分の間、UN R123-01-S9と読み替えることができる。以下(2)において同じ。)の5. (5.3.3.、5.3.4.及び5.8.を除く。)、6.及び7.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-00-S4の5.3.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R123-02の6.にかかわらず9.2.に適合すればよいものとする。</p> <p>ただし、平成21年7月10日以前に製作された自動車については、UN R123-02の5.3.1.は適用しない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係、</p>	<p><b>7-67 配光可変型前照灯</b></p> <p><b>7-67-1 (略)</b></p> <p><b>7-67-2 性能要件</b></p> <p><b>7-67-2-1～7-67-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-67-2-3 書面等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配光可変型前照灯は、UN R149-00-S3の4.及び5.3. (4.5.1.1.、4.5.1.8.、4.5.2.2.(b)及び4.12.を除く。)又はUN R123-02 (当分の間、UN R123-01-S9と読み替えることができる。)の5. (5.3.3.、5.3.4.及び5.8.を除く。)、6.及び7.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-00-S3の5.3.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R123-02の6.にかかわらず9.2.に適合すればよいものとする。</p> <p>ただし、平成21年7月10日以前に製作された自動車については、UN R123-02の5.3.1.は適用しない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係、</p>

新旧対照表  
98 / 138

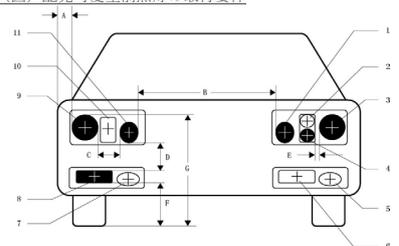
新	旧
<p>適用関係告示第29条第7項関係、適用関係告示第29条第23項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-67-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係)</p> <p>①～⑮ (略)</p> <p>⑯ 配光可変型前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が10km/hを超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。</p> <p>この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>(図) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-67-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令和9年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であって車両総重量が3.5t以下のもののうち、次に掲げるものについては、7-67-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。</p> <p>① UN R48-05、UN R48-06又はUN R48-07に基づく認定証又は◎マークを有する自動車 (UN R48-05及びUN R48-06については、令和6年7月6日以前に製作された自動車に限る。)</p> <p>② 資料によりUN R48-05又はUN R48-06の5.及び6.に適合していることが確認できる自動車 (令和4年6月21日以前に製作された自動車に限る。)</p> <p>③ 資料によりUN R48-07の5.及び6.に適合していることが確認できる自動車 (令和6年8月31日以前に製作された自動車に限る。)</p> <p><b>7-67-5～7-67-7 (略)</b></p> <p><b>7-67-8 従前規定の適用④</b></p> <p>令和9年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であって車両総重量が3.5t以下のもののうち、次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① UN R48-05、UN R48-06又はUN R48-07に基づく認定証又は◎マークを有する自動車 (UN R48-05及びUN R48-06については、令和6年7月6日以前に製作された</p>	<p>適用関係告示第29条第7項関係、適用関係告示第29条第24項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-67-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係)</p> <p>①～⑮ (略)</p> <p>⑯ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える配光型前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が10km/hを超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。</p> <p>この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>(図) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-67-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><b>7-67-5～7-67-7 (略)</b></p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
99 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>自動車に限る。)</p> <p>② 資料により UN R48-05 又は UN R48-06 の 5. 及び 6. に適合していることが確認できる自動車 (令和 4 年 6 月 21 日以前に製作された自動車に限る。)</p> <p>③ 資料により UN R48-07 の 5. 及び 6. に適合していることが確認できる自動車 (令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車に限る。)</p> <p><b>7-67-8-1 装備要件</b> 7-67-1 に同じ。</p> <p><b>7-67-8-2 性能要件</b> <b>7-67-8-2-1 テスタ等による審査</b> 7-67-2-1 に同じ。</p> <p><b>7-67-8-2-2 視認等による審査</b> 7-67-2-2 に同じ。</p> <p><b>7-67-8-2-3 書面等による審査</b> 7-67-2-3 に同じ。</p> <p><b>7-67-8-3 取付要件 (視認等による審査)</b> (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)</p> <p>① 7-67-3 (1) ①に同じ。 ② 7-67-3 (1) ②に同じ。 ③ 7-67-3 (1) ③に同じ。 ④ 7-67-3 (1) ④に同じ。 ⑤ 7-67-3 (1) ⑤に同じ。 ⑥ 7-67-3 (1) ⑥に同じ。 ⑦ 7-67-3 (1) ⑦に同じ。 ⑧ 7-67-3 (1) ⑧に同じ。 ⑨ 7-67-3 (1) ⑨に同じ。 ⑩ 7-67-3 (1) ⑩に同じ。 ⑪ 7-67-3 (1) ⑪に同じ。 ⑫ 7-67-3 (1) ⑫に同じ。 ⑬ 7-67-3 (1) ⑬に同じ。 ⑭ 7-67-3 (1) ⑭に同じ。 ⑮ 7-67-3 (1) ⑮に同じ。 ⑯ 7-67-3 (1) ⑯に同じ。 ⑰ 7-67-3 (1) ⑰に同じ。 ⑱ 7-67-3 (1) ⑱に同じ。</p> <p>⑲ 配光可変型前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が 10km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造</p>	

新旧対照表  
100 / 138

新	旧
<p>であること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当するものは、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>ア 前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないもの</p> <p>イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R48-05 以降の 5. 及び 6. に定める基準に適合する昼間走行灯を備える自動車</p> <p>(図) 配光可変型前照灯の取付要件</p>  <p>(配光可変型前照灯の灯火ユニットの見かけの表面、1 から 11 の例)</p> <p>ア 特定の配光形態において同時に照射される灯火ユニット (■+)</p> <p>ここで</p> <p>No. 3 及び 9 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)</p> <p>No. 1 及び 11 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)</p> <p>No. 4 及び 8 : (2 個の補助灯火ユニット)</p> <p>イ 特定の配光形態において照射されない灯火ユニット (□+)</p> <p>ここで</p> <p>No. 2 及び 10 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)</p> <p>No. 5 : (補助灯火ユニット)</p> <p>No. 6 及び 7 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)</p> <p>(2) 7-67-3 (2) に同じ。</p> <p><b>7-68~7-72 (略)</b></p> <p><b>7-73 低速走行時側方照射灯</b> <b>7-73-1 装備要件</b></p>	<p><b>7-68~7-72 (略)</b></p> <p><b>7-73 低速走行時側方照射灯</b> <b>7-73-1 装備要件</b></p>

新旧対照表  
101 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。（保安基準第33条の3第1項関係）</p> <p><b>7-73-2 性能要件</b>  <b>7-73-2-1 視認等による審査</b>            (1) 低速走行時側方照射灯は、自動車が次に定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第1項関係、細目告示第122条の2第1項関係）</p> <p>① 変速装置を前進の位置に操作している状態にあっては、最高速度15km/h。</p> <p>(2) 低速走行時側方照射灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第2項関係、細目告示第122条の2第2項関係）</p> <p>① 低速走行時側方照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。            ② 低速走行時側方照射灯の灯光の色は、白色であること。            ③ 低速走行時側方照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(3) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第122条の2第3項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯            ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯            ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</p> <p><b>7-73-2-2 書面等による審査</b>            (1) 低速走行時側方照射灯は、自動車が7-73-2-1(1)①に定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第1項関係、細目告示第122条の2第1項関係）</p> <p>(2) 低速走行時側方照射灯であって、明るさに関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、光度が500cd以下であるものは、(1)の基準に適合するものとする。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第2項関係、細目告示第122条の2第2項関係）</p> <p>(3) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第122条の2第3項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯</p>	<p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。（保安基準第33条の3第1項関係）</p> <p><b>7-73-2 性能要件（視認等による審査）</b>            (新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
102 / 138

新	旧
<p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</p> <p><b>7-73-3 取付要件（視認等による審査）</b>            (1) 低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。（保安基準第33条の3第3項関係）</p> <p>(2) 低速走行時側方照射灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第33条の3第3項関係、細目告示第44条の2第4項関係、細目告示第122条の2第4項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 低速走行時側方照射灯は、次のアからウまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとする。</p> <p>ア 変速装置を前進の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作した状態（アイドリングストップ対応自動車等においては、原動機自動停止に続いて原動機が始動した状態を除く。）において、自動車の速度が15km/h以下の場合</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 自動車の周辺状況について必要な視界を運転者に与えるため、必要な画像情報を撮影する装置が作動しており、かつ、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15km/h以下の場合</p> <p>⑥ 低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が15km/hを超えた場合には、消灯する構造であること。</p> <p>⑦～⑧（略）</p> <p>⑨ 低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-73-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。</p> <p>(3) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第122条の2第5項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p><b>7-74～7-75（略）</b></p> <p><b>7-76 昼間走行灯</b>  <b>7-76-1（略）</b>  <b>7-76-2 性能要件</b>  <b>7-76-2-1（略）</b></p>	<p><b>7-73-3 取付要件（視認等による審査）</b>            (新設)</p> <p>(1) 低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第33条の3第3項関係、細目告示第122条の2第4項、細目告示第122条の2第5項）</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 低速走行時側方照射灯は、次のアからウまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとする。</p> <p>ア 変速装置を前進の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作した状態（アイドリングストップ対応自動車等においては、原動機自動停止に続いて原動機が始動した状態を除く。）において、自動車の速度が10km/h以下の場合</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 自動車の周辺状況について必要な視界を運転者に与えるため、必要な画像情報を撮影する装置が作動しており、かつ、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が10km/h以下の場合</p> <p>⑥ 低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が10km/hを超えた場合には、消灯する構造であること。</p> <p>⑦～⑧（略）</p> <p>⑨ 低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-73-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①～③（略）</p> <p><b>7-74～7-75（略）</b></p> <p><b>7-76 昼間走行灯</b>  <b>7-76-1（略）</b>  <b>7-76-2 性能要件</b>  <b>7-76-2-1（略）</b></p>

新旧対照表  
103 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p><b>7-76-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 昼間走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、明るさに関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、光度が1,440cd以下であること。(保安基準第34条の3第2項関係、細目告示第46条の2第1項関係、第124条の2第1項関係、第42条第7項関係、第9項関係、第120条第7項関係、第11項関係)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除) ※7-76-3-2(1)①に移動</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(2) 次に掲げる昼間走行灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第124条の2第2項関係)</p> <p style="text-align: center;">①～③(略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除) ※7-76-3-2(2)に移動</p>	<p><b>7-76-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 昼間走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第34条の3第2項関係、細目告示第46条の2第1項関係、第124条の2第1項関係、第42条第7項関係、第9項関係、第120条第7項関係、第11項関係)</p> <p>① 昼間走行灯の光度は、1,440cd以下であること。</p> <p>② 昼間走行灯を備える自動車(二輪自動車を除く。)の走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、当該自動車の速度が10km/hを超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。</p> <p>③ 昼間走行灯を備える二輪自動車にあつては、原動機が作動している場合に常に走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び昼間走行灯のいずれかが点灯し、夜間に昼間走行灯が自動的にすれ違い用前照灯に切り替わる構造であること。</p> <p>ただし、光度が700cd以下の昼間走行灯を備える二輪自動車にあつては、手ですれ違い用前照灯に切り替える構造であってもよい。</p> <p>④ 昼間走行灯を備える自動車の配光可変型前照灯は、当該自動車の速度が10km/hを超える場合に夜間において常に点灯している構造であること。</p> <p>(2) 次に掲げる昼間走行灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)①の基準に適合するものとする。(細目告示第124条の2第2項関係)</p> <p style="text-align: center;">①～③(略)</p> <p>(3) 次に掲げる走行用前照灯及びすれ違い用前照灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)②の基準に適合するものとする。(細目告示第120条第8項関係)</p> <p>① 指定自動車等((1)②の構造を有しているものに限る。)に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯及びすれ違い用前照灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部((1)②の構造を有しているものに限る。)に備えられている走行用前照灯及びすれ違い用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行用前照灯及びすれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯及びすれ違い用前照灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車((1)②の構造を有しているものに限る。)に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯及びすれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯及びすれ違い用前照灯</p> <p>(4) 次に掲げる配光可変型前照灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)③の基準に適合するものとする。(細目告示第120条第12項関係)</p> <p>① 指定自動車等((1)③の構造を有しているものに限る。)に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯</p>

新旧対照表  
104 / 138

新	旧
<p><b>7-76-3 取付要件</b></p> <p><b>7-76-3-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第34条の3第3項関係、細目告示第46条の2第2項関係、細目告示第124条の2第3項関係)</p> <p>① 昼間走行灯の数は、2個(二輪自動車に備えるものにあつては、1個又は2個)であること。</p> <p>② 二輪自動車以外の自動車に備える昼間走行灯は、その照明部の最内縁において600mm(幅が1,300mm未満の自動車にあつては、400mm)以上の間隔を有するものであること。</p> <p>③ 二輪自動車に昼間走行灯を1個備える場合にあつては、その照明部の中心が車両中心面上となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び車幅灯の横に並ぶもの並びに走行用前照灯又は車幅灯と兼用のものにあつては、昼間走行灯の照明部の最内縁が車両中心面から250mm以内となるように取付けられていなければならない。</p> <p>④ 二輪自動車に昼間走行灯を2個備える場合にあつては、その照明部の中心が車両の中心面に対して対称となるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、昼間走行灯(走行用前照灯又はすれ違い用前照灯と構造上一体となっているもの及び兼用のものを除く。)は、その照明部の最内縁において間隔が420mm以内又は車両中心面に直交する鉛直面に車両の前部を投影したときに、照明部がその投影面の内側となるよう取付けられていること。</p> <p>⑤ 昼間走行灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上、上縁の高さが地上1,500mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 前面が左右対称である自動車に備える昼間走行灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。</p> <p>⑦ 昼間走行灯の照明部は、昼間走行灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに昼間走行灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より昼間走行灯の内側方向</p>	<p><b>7-76-3 取付要件(視認等による審査)</b></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部((1)③の構造を有しているものに限る。)に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車((1)③の構造を有しているものに限る。)に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</p>

新旧対照表  
105 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>20°（二輪自動車に備えるものにあつては、内側方向10°）の平面及び昼間走行灯の外側方向20°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも7-76-2-1(1)①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>⑧ 原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前部霧灯又は前照灯が点灯しているとき（二輪自動車にあつては、原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前照灯が点灯しているとき）は、昼間走行灯は自動的に消灯するように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>⑨ 昼間走行灯は点滅するものでないこと。</p> <p>⑩ 昼間走行灯の直射光又は反射光は、当該昼間走行灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑪ 自動車の前面に備える方向指示器と昼間走行灯との距離が40mm以下である場合にあつては、方向指示器の作動中、当該方向指示器と同じ側の昼間走行灯は、消灯又は光度が低下する構造であつてもよい。</p> <p>⑫ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の昼間走行灯は、⑨の基準にかかわらず、方向指示器を動作させている場合においては方向の指示をしている側のもの、非常点滅表示灯を動作させている場合においては両側のものが消灯する構造であること。</p> <p>⑬ 昼間走行灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-76-2に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>(2) 次に掲げる昼間走行灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第124条の2第4項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</p> <p><b>7-76-3-2 書面等による審査</b> <span style="float: right;">（新設）</span></p> <p>(1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けら</p>	

新旧対照表  
106 / 138

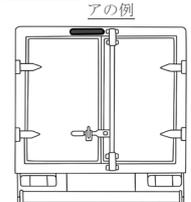
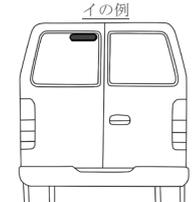
新	旧
<p>なければならない。（保安基準第34条の3第3項関係、細目告示第46条の2第2項関係、細目告示第124条の2第3項関係）</p> <p>① 昼間走行灯を備える二輪自動車にあつては、原動機が作動している場合に常に走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び昼間走行灯のいずれかが点灯し、夜間に昼間走行灯が自動的にすれ違い用前照灯に切り替わる構造であること。</p> <p>ただし、光度が700cd以下の昼間走行灯を備える二輪自動車にあつては、手動ですれ違い用前照灯に切り替わる構造であつてもよい。</p> <p>(2) 次に掲げる昼間走行灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第124条の2第4項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</p> <p><b>7-77 (略)</b></p> <p><b>7-78 側方灯</b></p> <p><b>7-78-1～7-78-2 (略)</b></p> <p><b>7-78-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第35条の2第3項関係）</p> <p>この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第48条第2項関係、細目告示第126条第3項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯のうち最前部に取付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3,000mm以内(セミトレーラにあつては自動車の前端から4,000mm以内、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取付けられていること。</p> <p>⑥～⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-78-4～7-78-7 (略)</b></p>	<p><b>7-77 (略)</b></p> <p><b>7-78 側方灯</b></p> <p><b>7-78-1～7-78-2 (略)</b></p> <p><b>7-78-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第35条の2第3項関係）</p> <p>この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第48条第2項関係、細目告示第126条第3項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯のうち最前部に取付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3,000mm以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取付けられていること。</p> <p>⑥～⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-78-4～7-78-7 (略)</b></p>

新旧対照表  
107 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p><b>7-79 側方反射器</b>  <b>7-79-1～7-79-2 (略)</b>  <b>7-79-3 取付要件 (視認等による審査)</b>            (1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)            この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係)            ①～⑤ (略)            ⑥ 長さ 6m を超える自動車 (⑨に規定する自動車及び二輪自動車を除く。)に備える側方反射器のうち最前部に取付けられたものの反射部の最前縁は、自動車の前端から 3,000mm 以内 (セミトレイラにあつては自動車の前端から 4,000mm 以内、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の前端から 3,000mm 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取付けられていること。            ⑦～⑪ (略)            (2) (略)</p> <p><b>7-79-4～7-79-8 (略)</b></p> <p><b>7-80～7-88 (略)</b></p> <p><b>7-89 補助制動灯</b>  <b>7-89-1 装備要件</b>            次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)の後面には、補助制動灯を備えなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 1 項)            (1) ～ (2) (略)            (3) 車両総重量 3.5t 以下の特種用途自動車であつて、次のいずれかに掲げるもの            ① (1) 又は (2) の自動車の車室又は荷室に特種な設備を備えたもの            ② タンク自動車であつて、タンク等を備える車台等の周囲 (天井、前面、後面及び両側面) が堅牢な壁により囲まれたもの            ③ タンク自動車以外の自動車であつて、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの (本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための 500kg 以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を算定するものを除く。)</p>	<p><b>7-79 側方反射器</b>  <b>7-79-1～7-79-2 (略)</b>  <b>7-79-3 取付要件 (視認等による審査)</b>            (1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)            この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係)            ①～⑤ (略)            ⑥ 長さ 6m を超える自動車 (⑨に規定する自動車及び二輪自動車を除く。)に備える側方反射器のうち最前部に取付けられたものの反射部の最前縁は、自動車の前端から 3,000mm 以内 (除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の前端から 3,000mm 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取付けられていること。            ⑦～⑪ (略)            (2) (略)</p> <p><b>7-79-4～7-79-8 (略)</b></p> <p><b>7-80～7-88 (略)</b></p> <p><b>7-89 補助制動灯</b>  <b>7-89-1 装備要件</b>            次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)の後面には、補助制動灯を備えなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 1 項)            (1) ～ (2) (略)            (新設)</p>

新旧対照表  
108 / 138

新	旧
<p>④ タンク自動車以外の自動車であつて、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有するもの</p> <p><b>7-89-2 (略)</b>  <b>7-89-3 取付要件 (視認等による審査)</b>            (1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係)            この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 135 条第 3 項関係)            ①～② (略)            ③ 補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。            ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取付けることができないものにあつては、照明部の中心を車両中心面から 150mm までの間に取付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に 1 個ずつ取付けることができる。            この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。            なお、次に掲げるものは、「自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取付けることができないもの」の例とする。            ア バン型構造の扉を固定する金具により、補助制動灯の照明部の中心を車両中心面上に備えることができないもの            イ 扉の上方に補助制動灯の照明部の中心を備えることができる部分が無く、かつ、扉が開くことで車両中心面附近が分割されるもの            (参考図)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>アの例</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>イの例</p>  </div> </div> <p>④～⑨ (略)            (2) (略)</p> <p><b>7-89-4 適用関係の整理</b>            (1) (略)</p>	<p><b>7-89-2 (略)</b>  <b>7-89-3 取付要件 (視認等による審査)</b>            (1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係)            この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 135 条第 3 項関係)            ①～② (略)            ③ 補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。            ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取付けることができないものにあつては、照明部の中心を車両中心面から 150mm までの間に取付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に 1 個ずつ取付けることができる。            この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。            (新設)            (新設)            (新設)</p> <p>④～⑨ (略)            (2) (略)</p> <p><b>7-89-4 適用関係の整理</b>            (1) (略)</p>

新旧対照表  
109 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(2) 平成 21 年 12 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）及び次に掲げる特種用途自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のものについては、7-89-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 43 条第 3 項関係）</p> <p>① 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）の車室又は荷室に特種な設備を備えたもの</p> <p>② タンク自動車であって、タンク等を備える車台等の周囲（天井、前面、後面及び両側面）が堅牢な壁により囲まれたもの</p> <p>③ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの（本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための 500kg 以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を算定するものを除く。）</p> <p>④ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有するもの</p> <p><b>7-89-5 従前規定の適用①</b> 7-89-5-1～7-89-5-3（略）</p> <p><b>7-89-6 従前規定の適用②</b> 平成 21 年 12 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）及び次に掲げる特種用途自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 43 条第 3 項関係）</p> <p>① 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）の車室又は荷室に特種な設備を備えたもの</p> <p>② タンク自動車であって、タンク等を備える車台等の周囲（天井、前面、後面及び両側面）が堅牢な壁により囲まれたもの</p> <p>③ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの（本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための 500kg 以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を算定するものを除く。）</p> <p>④ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有するもの</p> <p><b>7-89-6-1 装備要件</b> 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）及び次に掲げる特種用途自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下の自動車の後面には、補助制動灯を備えることができる。</p> <p>① 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）の車室又は荷室に特種な設備を備えたもの</p>	<p>(2) 平成 21 年 12 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）であって、車両総重量が 3.5t 以下のものについては、7-89-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 43 条第 3 項関係）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><b>7-89-5 従前規定の適用①</b> 7-89-5-1～7-89-5-3（略）</p> <p><b>7-89-6 従前規定の適用②</b> 平成 21 年 12 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）であって、車両総重量が 3.5t 以下のものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 43 条第 3 項関係）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><b>7-89-6-1 装備要件</b> 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）であって、車両総重量が 3.5t 以下の自動車の後面には、補助制動灯を備えることができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

新旧対照表  
110 / 138

新	旧
<p>備を備えたもの</p> <p>② タンク自動車であって、タンク等を備える車台等の周囲（天井、前面、後面及び両側面）が堅牢な壁により囲まれたもの</p> <p>③ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの（本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための 500kg 以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を算定するものを除く。）</p> <p>④ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有するもの</p> <p><b>7-89-6-2～7-89-6-3（略）</b></p> <p><b>7-90～7-102（略）</b></p> <p><b>7-103 車両接近通報装置</b> 7-103-1～7-103-3（略） <b>7-103-4 適用関係の整理</b> (1) 次に掲げる自動車については、7-103-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 51 条の 3 第 1 項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 平成 30 年 3 月 8 日から令和 2 年 10 月 7 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 平成 30 年 3 月 8 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ（略）</p> <p>③～④（略）</p> <p><b>7-103-5 従前規定の適用①</b> 次に掲げる自動車については、車両接近通報装置に係る規定は適用しない。（適用関係告示第 51 条の 3 第 1 項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 平成 30 年 3 月 8 日から令和 2 年 10 月 7 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><b>7-89-6-2～7-89-6-3（略）</b></p> <p><b>7-90～7-102（略）</b></p> <p><b>7-103 車両接近通報装置</b> 7-103-1～7-103-3（略） <b>7-103-4 適用関係の整理</b> (1) 次に掲げる自動車については、7-103-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 51 条の 3 第 1 項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 平成 30 年 3 月 8 日から令和 2 年 10 月 7 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>イ 平成 30 年 3 月 8 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る機能が同一であるもの</p> <p>ウ（略）</p> <p>③～④（略）</p> <p><b>7-103-5 従前規定の適用①</b> 次に掲げる自動車については、車両接近通報装置に係る規定は適用しない。（適用関係告示第 51 条の 3 第 1 項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 平成 30 年 3 月 8 日から令和 2 年 10 月 7 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた多仕様自動車</p>

新旧対照表  
111 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>イ 平成 30 年 3 月 8 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ (略) ③～④ (略)</p> <p><b>7-104 (略)</b></p> <p><b>7-105 側方衝突警報装置</b> <b>7-105-1 (略)</b> <b>7-105-2 性能要件 (書面等による審査)</b> (1) 側方衝突警報装置は、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止することができるものとして、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R151-00-S3 の 5. (5.2.を除く。)及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R151-00-S3 の 2.16. の規定中「2.0m」とあるのは「1.8m」と読み替えるものとする。(細目告示第 145 条の 5 関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-105-3～7-105-5 (略)</b></p> <p><b>7-106 後写鏡</b> <b>7-106-1～7-106-3 (略)</b> <b>7-106-4 適用関係の整理</b> (1)～(3) (略) (4) 次に掲げる自動車については、7-106-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～② (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 3 年 9 月 17 日以前のもの ④ (略)</p> <p><b>7-106-5～7-106-7 (略)</b> <b>7-106-8 従前規定の適用④</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～② (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 3 年 9 月 17</p>	<p>イ 平成 30 年 3 月 8 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る機能が同一であるもの</p> <p>ウ (略) ③～④ (略)</p> <p><b>7-104 (略)</b></p> <p><b>7-105 側方衝突警報装置</b> <b>7-105-1 (略)</b> <b>7-105-2 性能要件 (書面等による審査)</b> (1) 側方衝突警報装置は、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することができるものとして、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R151-00-S1 の 5. (5.2.を除く。)及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 145 条の 5 関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-105-3～7-105-5 (略)</b></p> <p><b>7-106 後写鏡</b> <b>7-106-1～7-106-3 (略)</b> <b>7-106-4 適用関係の整理</b> (1)～(3) (略) (4) 次に掲げる自動車については、7-106-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～② (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日又は自動車検査証等の発行日が令和 3 年 9 月 17 日以前のもの ④ (略)</p> <p><b>7-106-5～7-106-7 (略)</b> <b>7-106-8 従前規定の適用④</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～② (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日又は自動車検査証</p>

新旧対照表  
112 / 138

新	旧
<p>日以前のもの ④ (略)</p> <p><b>7-106-8-1～7-106-8-3 (略)</b></p> <p><b>7-107 (略)</b></p> <p><b>7-108 後退時車両直後確認装置</b> <b>7-108-1</b> 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。(保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 146 条の 2 第 3 項、第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係) ①～③ (略) ④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車 (UN R158-00-S1 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。)</p> <p><b>7-108-2 性能要件</b> 後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号関係)</p> <p><b>7-108-2-1 視認等による審査</b> (1) (略) (2) 次に掲げる状態の自動車の運転者席において、座席ベルトを着着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で (1) ①及び②に掲げる部分が確認できない場合は、(1) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係) ①～⑤ (略) ⑥ (削除)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-108-2-2 書面等による審査</b> (1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00-S1 の 15.2.1. (15.2.1.1. を除く。)及び 15.2.2. から 15.2.4. まで、又は 15.3. に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R158-00-S1 の 2.1.5. に規定する検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあつては、UN R158-00-S1 の附則 10 の 1.4. に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。</p>	<p>等々の発行日が令和 3 年 9 月 17 日以前のもの ④ (略)</p> <p><b>7-106-8-1～7-106-8-3 (略)</b></p> <p><b>7-107 (略)</b></p> <p><b>7-108 後退時車両直後確認装置</b> <b>7-108-1</b> 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。(保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 146 条の 2 第 3 項、第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係) ①～③ (略) ④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車 (UN R158-00 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。)</p> <p><b>7-108-2 性能要件</b> 後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号関係)</p> <p><b>7-108-2-1 視認等による審査</b> (1) (略) (2) 次に掲げる状態の自動車の運転者席において、座席ベルトを着着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で (1) ①及び②に掲げる部分が確認できない場合は、(1) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係) ①～⑤ (略) ⑥ 原動機は操作装置が始動の位置にあり、かつ、変速装置を後退の位置に操作している状態とする。 ただし、カメラ及び画像表示装置を用いない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-108-2-2 書面等による審査</b> (1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00 の 15.2.1. (15.2.1.1. を除く。)及び 15.2.2. から 15.2.4. まで、又は 15.3. に適合するものでなければならない。 この場合において、UN R158-00 の 2.1.5. に規定する検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあつては、UN R158-00 の附則 10 の 1.4. に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。(細目</p>

新旧対照表  
113 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(細目告示第146条の2第1項第1号関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-108-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 後退時車両直後確認装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(細目告示第146条の2第1項第3号関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ カメラ及び画像表示装置又は検知装置を用いるものにあつては、原動機の操作装置が始動の位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に運動して作動を開始するものであること。 なお、カメラ及び画像表示装置を用いるものにあつては、常時作動する構造であつてもよい。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>7-108-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-108-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第52条の2関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和4年5月1日から令和6年4月30日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和4年4月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和4年5月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和4年4月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p><b>7-108-5 従前規定の適用①</b></p> <p>次に掲げる自動車については、後退時車両直後確認装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第52条の2関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和4年5月1日から令和6年4月30日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和4年4月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p>	<p>告示第146条の2第1項第1号関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-108-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 後退時車両直後確認装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(細目告示第146条の2第1項第3号関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>7-108-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-108-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第52条の2関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和4年5月1日から令和6年4月30日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和4年4月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>イ 令和4年5月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)であつて、令和4年4月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p><b>7-108-5 従前規定の適用①</b></p> <p>次に掲げる自動車については、後退時車両直後確認装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第52条の2関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和4年5月1日から令和6年4月30日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和4年4月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p>

新旧対照表  
114 / 138

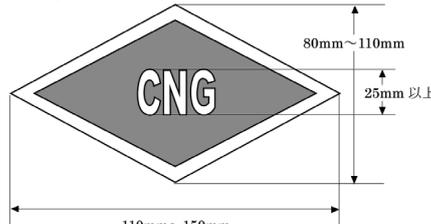
新	旧
<p>イ 令和4年5月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和4年4月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p><b>7-109～7-112 (略)</b></p> <p><b>7-113 自動運行装置</b></p> <p><b>7-113-1 (略)</b></p> <p><b>7-113-2 性能要件</b></p> <p><b>7-113-2-1～7-113-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-113-2-3 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条第2項、細目告示第72条の2、第150条の2関係)</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車であつて、自動運行装置作動中の最高速度が60km/h以下であるものにあつては、UN R157-00-S3の5、6及び7に適合するものであること。 この場合において、UN R157-00-S3の5、6及び7に適合する自動車であつて、⑥の適用を受けるものは、⑥の規定にかかわらず、③の警報を発生した10秒後に以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑥の基準に適合するものとし、UN R157-00-S3の5.5.1.にかかわらず、リスク最小化制御中に、安全を確保しつつ当該装置が車線変更操作(路肩に対するものを含む。)を実行することができるものとする。</p> <p>⑮ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア ⑭の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあつては、UN R157-00-S3の8.(8.4.1.を除く。)及び別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.に適合するものであること。 ただし、別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.1.中「3.1.」及び</p>	<p>イ 令和4年5月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)であつて、令和4年4月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p><b>7-109～7-112 (略)</b></p> <p><b>7-113 自動運行装置</b></p> <p><b>7-113-1 (略)</b></p> <p><b>7-113-2 性能要件</b></p> <p><b>7-113-2-1～7-113-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-113-2-3 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条第2項、細目告示第72条の2、第150条の2関係)</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。))であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量が3.5t以下のものうち、自動運行装置作動中の最高速度が60km/h以下であるものに限る。)にあつては、UN R157-00-S2の5、6及び7に適合するものであること。 この場合において、UN R157-00-S2の5、6及び7に適合する自動車であつて、⑥の適用を受けるものは、⑥の規定にかかわらず、③の警報を発生した10秒後に以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑥の基準に適合するものとし、UN R157-00の5.5.1.にかかわらず、リスク最小化制御中に、安全を確保しつつ当該装置が車線変更操作(路肩に対するものを含む。)を実行することができるものとする。</p> <p>⑮ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア ⑭の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあつては、UN R157-00-S2の8.(8.4.1.を除く。)及び別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.に適合するものであること。 ただし、別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.1.中「3.1.」及び</p>

新旧対照表  
115 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

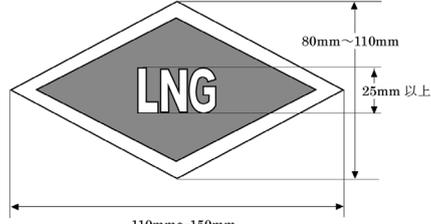
新	旧												
<p>3.3.1.2.中「3.1.1.1.から3.1.1.6.まで」とあるのは、「UN R157-00-S3」の8.3.」と読み替えるものとする。 イ(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p><b>7-113-3~7-113-5</b> (略)</p> <p><b>7-114~7-117</b> (略)</p> <p><b>7-118 自主防犯活動用自動車</b>  <b>7-118-1</b> (略)  <b>7-118-2 性能要件(視認等による審査)</b>            自主防犯活動用自動車に備えられた青色防犯灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第49条の3第2項関係、細目告示第76条の2第2項関係、細目告示第154条の2第2項関係)            ①(略)            ② 青色防犯灯は点滅式であること。            ③(略)</p> <p><b>7-118-3</b> (略)</p> <p><b>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使用過程車)</b>  <b>8-1~8-14</b> (略)</p> <p><b>8-15 トラック・バスの制動装置</b>  <b>8-15-1~8-15-3</b> (略)  <b>8-15-4 適用関係の整理</b>            第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。            (1)~(7)(略)            [制動装置:UN R13 適用(車両安定性制御装置(EVSC)任意装備)]            (8)次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、8-15-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係)            ①~②(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>区分</td> <td>製作年月日又は適用日</td> <td>指定等年月日</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区分	製作年月日又は適用日	指定等年月日	(略)	(略)	(略)	<p>3.3.1.2.中「3.1.1.1.から3.1.1.6.まで」とあるのは、「UN R157-00-S2」の8.3.」と読み替えるものとする。 イ(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p><b>7-113-3~7-113-5</b> (略)</p> <p><b>7-114~7-117</b> (略)</p> <p><b>7-118 自主防犯活動用自動車</b>  <b>7-118-1</b> (略)  <b>7-118-2 性能要件(視認等による審査)</b>            自主防犯活動用自動車に備えられた青色防犯灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第49条の3第2項関係、細目告示第76条の2第2項関係、細目告示第154条の2第2項関係)            ①(略)            ② 青色防犯灯は点滅式であること。  <u>ただし、光源が点滅するものでないこと。</u>            ③(略)</p> <p><b>7-118-3</b> (略)</p> <p><b>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使用過程車)</b>  <b>8-1~8-14</b> (略)</p> <p><b>8-15 トラック・バスの制動装置</b>  <b>8-15-1~8-15-3</b> (略)  <b>8-15-4 適用関係の整理</b>            第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。            (1)~(7)(略)            [制動装置:UN R13 適用(車両安定性制御装置(EVSC)任意装備)]            (8)次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、8-15-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係)            ①~②(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>区分</td> <td>製作年月日又は適用日</td> <td>指定等年月日</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区分	製作年月日又は適用日	指定等年月日	(略)	(略)	(略)
区分	製作年月日又は適用日	指定等年月日											
(略)	(略)	(略)											
区分	製作年月日又は適用日	指定等年月日											
(略)	(略)	(略)											

新旧対照表  
116 / 138

新	旧																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>貨物の運送の用に供する自動車</td> <td>(略) 車両総重量 8t 以下(内燃機関以外を原動機とする軽自動車に限る。)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R5.4.30</td> <td>R1.10.31</td> <td></td> </tr> </table> <p>(9)~(10)(略)</p> <p><b>8-15-5~8-15-14</b> (略)</p> <p><b>8-16~8-24</b> (略)</p> <p><b>8-25 高圧ガスの燃料装置</b>  <b>8-25-1 性能要件</b>  <b>8-25-1-1 視認等による審査</b>            (1)~(4)(略)            (5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第5項関係)            ①~③(略)            ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車にあっては、自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近(運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内)に次の表示を備えること。            [表示]</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>備考 (1) 色彩は、枠線、文字及び記号を白色、かつ、反射するものとし、地を緑色とする。</p>	貨物の運送の用に供する自動車	(略) 車両総重量 8t 以下(内燃機関以外を原動機とする軽自動車に限る。)	(略)	(略)		R5.4.30	R1.10.31		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>貨物の運送の用に供する自動車</td> <td>(略) (新設)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </table> <p>(9)~(10)(略)</p> <p><b>8-15-5~8-15-14</b> (略)</p> <p><b>8-16~8-24</b> (略)</p> <p><b>8-25 高圧ガスの燃料装置</b>  <b>8-25-1 性能要件</b>  <b>8-25-1-1 視認等による審査</b>            (1)~(4)(略)            (5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第5項関係)            ①~③(略)            ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車にあっては、自動車の前面、後面及び左側(左ハンドルにあっては右側)のドアの外側に次の表示を備えること。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>[表示]</p> <p>備考 (1) 色彩は、縁及び文字を白又は白く反射する色とし、地を緑色とする。</p>	貨物の運送の用に供する自動車	(略) (新設)	(略)	(略)		(新設)	(新設)	(新設)
貨物の運送の用に供する自動車	(略) 車両総重量 8t 以下(内燃機関以外を原動機とする軽自動車に限る。)	(略)	(略)														
	R5.4.30	R1.10.31															
貨物の運送の用に供する自動車	(略) (新設)	(略)	(略)														
	(新設)	(新設)	(新設)														

新旧対照表  
117 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

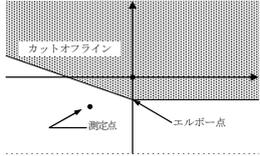
新	旧
<p>(2) 寸法は、幅は110mm以上、高さは80mm以上とする。 (削除)</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第6項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車にあっては、自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内）に次の表示を備えること。 〔表示〕</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>備考</p> <p>(1) 色彩は、枠線、文字及び記号を緑色、かつ、反射するものとし、地を白色とする。</p> <p>(2) 寸法は、幅は110mm以上、高さは80mm以上とする。 (削除)</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>8-25-1-2 (略)</p> <p>8-25-2～8-25-4 (略)</p> <p>8-26～8-36 (略)</p> <p>8-37 突入防止装置 8-37-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が</p>	<p>(2) 寸法は、上記及び縁の幅は4mmから6mm、文字の幅は4mm以上とする。 (3) 文字は中央に配置するものとする。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第6項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車にあっては、自動車の前面、後面及び左側（左ハンドルにあっては右側）のドアの外側に次の表示を備えること。</p> <p>〔表示〕</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>備考</p> <p>(1) 色彩は、縁及び文字を白又は白く反射する色とし、地を緑色とする。</p> <p>(2) 寸法は、上記及び縁の幅は4mmから6mm、文字の幅は4mm以上とする。 (3) 文字は中央に配置するものとする。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>8-25-1-2 (略)</p> <p>8-25-2～8-25-4 (略)</p> <p>8-26～8-36 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>(略)</b></p> <p>8-37 突入防止装置 8-37-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が</p>

新旧対照表  
118 / 138

新	旧
<p>自主防犯活動用自動車に備えられた青色防犯灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。（保安基準第49条の3第2項関係、細目告示第232条の2第2項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 青色防犯灯は点滅式であること。</p> <p>③ (略)</p> <p>8-118-3 (略)</p> <p>8-119～8-125 (略)</p> <p><b>第9章 テスタ等による機能維持確認</b> 9-1～9-8 (略)</p> <p><b>9-9 すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）</b></p> <p>(1) すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は9-8(1)の規定の適用を受けた自動車であって、9-8(1)①及び②の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。</p> <p>① (略)</p> <p>② ①による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア（イ）にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。）により計測（前照灯試験機（走行用）を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、次に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。（細目告示第198条第6項第1号関係） ア～ウ (略)</p> <p><b>9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）</b></p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ ②による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア（イ）にあ</p>	<p>自主防犯活動用自動車に備えられた青色防犯灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。（保安基準第49条の3第2項関係、細目告示第232条の2第2項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 青色防犯灯は点滅式であること。 ただし、光源が点滅するものでないこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>8-118-3 (略)</p> <p>8-119～8-125 (略)</p> <p><b>第9章 テスタ等による機能維持確認</b> 9-1～9-8 (略)</p> <p><b>9-9 すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）</b></p> <p>(1) すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は9-8(1)の規定の適用を受けた自動車であって、9-8(1)①及び②の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。</p> <p>① (略)</p> <p>② ①による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア（イ）にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。）により計測し、次に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。（細目告示第198条第6項第1号関係） ア～ウ (略)</p> <p><b>9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）</b></p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ ②による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア（イ）にあ</p>

新旧対照表  
126 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>つては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア～イ (略) (参考図) (略) (削除) ※重複しているため</p>	<p>つては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア～イ (略) (参考図) (略)</p> <p>③ ②による前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いて①ア(イ)にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア すれ違い用ビームを前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボ一点が②イに規定する範囲内にあることを目視により確認できること。</p> <p>イ ②イに規定する位置(当該位置を指定できない場合には、最高光度点)における光度が、1個の灯火ユニットごとに6,400cd以上であること。</p> <p>(参考図)スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例</p> 
<p>9-11～9-14 (略)</p> <p>第10章～第12章 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p> <p>別添1～別添2 (略)</p> <p>別添3(4-14関係)</p> <p style="text-align: center;"><b>並行輸入自動車審査要領</b></p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 届出書等</p> <p>3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料 本則 4-14 (2) で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p>	<p>9-11～9-14 (略)</p> <p>第10章～第12章 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p> <p>別添1～別添2 (略)</p> <p>別添3(4-14関係)</p> <p style="text-align: center;"><b>並行輸入自動車審査要領</b></p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 届出書等</p> <p>3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料 本則 4-14 (2) で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p>

新旧対照表  
127 / 138

新	旧																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">並行輸入自動車の区分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定自動車等と関連</td> <td style="text-align: center;">不明</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>添付資料</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>排出ガス規制への適合性に関する書面</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>備考 (1) ～ (5) (略)</p> <p>3.2. (略)</p> <p>4.～5. (略)</p> <p>6. 書面審査</p> <p>並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。</p> <p>この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表(第14号様式)に記録するものとする。</p> <p>なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</p> <p>6.1. (略)</p> <p>6.2. 並行輸入自動車届出書(第1号様式)</p> <p>全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。</p> <p>6.2.1.～6.2.10. (略)</p> <p>6.2.11. 「原動機の総排気量又は電動機の定格出力」欄 原動機の総排気量は、次の規定を順次適用することにより特定するものとする。 なお、総排気量に変化する構造を有する原動機にあっては、最大のものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>6.2.12. 「車台番号又はシリアル番号の様式の解説」欄 ①～② (略)</p> <p>③ 車台番号又はシリアル番号の拓本又は写真が貼付又は添付されていること。 なお、拓本又は写真は打刻字体等が鮮明に確認できるものであること。 ただし、添付することが困難な場合にあつては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていること。 この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。</p> <p>6.2.13. 「原動機打刻番号等の様式の解説」欄 ①～② (略)</p> <p>③ 原動機打刻番号等の拓本又は写真が貼付又は添付されていること。 なお、拓本又は写真は打刻字体等が鮮明に確認できるものであること。</p>		並行輸入自動車の区分		指定自動車等と関連	不明	(略)	(略)	(略)	添付資料	(略)	(略)	排出ガス規制への適合性に関する書面	△	△	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">並行輸入自動車の区分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定自動車等と関連</td> <td style="text-align: center;">不明</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>添付資料</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>排出ガス試験結果成績表</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>備考 (1) ～ (5) (略)</p> <p>3.2. (略)</p> <p>4.～5. (略)</p> <p>6. 書面審査</p> <p>並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。</p> <p>この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表(第14号様式)に記録するものとする。</p> <p>なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。</p> <p>6.1. (略)</p> <p>6.2. 並行輸入自動車届出書(第1号様式)</p> <p>全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。</p> <p>6.2.1.～6.2.10. (略)</p> <p>6.2.11. 「原動機の総排気量又は電動機の定格出力」欄 原動機の総排気量は、次の規定を順次適用することにより特定するものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>6.2.12. 「車台番号又はシリアル番号の様式の解説」欄 ①～② (略)</p> <p>③ 車台番号又はシリアル番号の拓本又は写真が貼付又は添付されていること。 なお、拓本又は写真は打刻字体等が鮮明に確認できるものであること。 ただし、添付することが困難な場合にあつては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていない場合があること。 この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。</p> <p>6.2.13. 「原動機打刻番号等の様式の解説」欄 ①～② (略)</p> <p>③ 原動機打刻番号等の拓本又は写真が貼付又は添付されていること。 なお、拓本又は写真は打刻字体等が鮮明に確認できるものであること。</p>		並行輸入自動車の区分		指定自動車等と関連	不明	(略)	(略)	(略)	添付資料	(略)	(略)	排出ガス試験結果成績表	△	△	(略)	(略)	(略)
		並行輸入自動車の区分																																	
	指定自動車等と関連	不明																																	
(略)	(略)	(略)																																	
添付資料	(略)	(略)																																	
排出ガス規制への適合性に関する書面	△	△																																	
(略)	(略)	(略)																																	
	並行輸入自動車の区分																																		
	指定自動車等と関連	不明																																	
(略)	(略)	(略)																																	
添付資料	(略)	(略)																																	
排出ガス試験結果成績表	△	△																																	
(略)	(略)	(略)																																	

新旧対照表  
128 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>ただし、添付することが困難な場合にあつては、その理由を記載するとともに、<u>拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていること。</u></p> <p>この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。</p> <p>6.2.14.～6.2.15. (略)</p> <p>6.2.16. 「騒音防止装置」欄</p> <p>6.10.の規定が適用される自動車にあつては、備えている消音器の情報が記載されていること。</p> <p>6.2.17. (略)</p> <p>6.3.～6.8. (略)</p> <p><b>6.9. 原動機等に関する資料</b></p> <p>(1) <u>内燃機関を原動機とする自動車にあつては、総排気量（総排気量が変化するものにあつては、その範囲）、最高出力及び最高出力時回転数が確認できるものであること。</u></p> <p>(2) <u>電力により作動する原動機のみを有する自動車にあつては、定格出力が確認できるものであること。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等</b></p> <p>[マフラー加速騒音規制]</p> <p>6.10.1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等</p> <p>平成22年4月1日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び6.10.2.の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。</p> <p>(1) <u>加速走行騒音を有効に防止するものとして、次に掲げる規定に適合していることが確認できるものであること。</u></p> <p>この場合において、WVTA ラベル又はプレート、㊸マーク又は㊹マークにより確認するものについては、それらを撮影した写真が添付されていること。</p> <p>ただし、消音器とDPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつては、㊸マーク又は㊹マークを撮影した写真の添付を省略することができる。</p> <p>① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、本則7-56-2-3(5)の規定</p> <p>② 二輪自動車にあつては、本則7-56-14-2-3(3)の規定</p> <p>③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあつては、本則7-56-15-2-3(3)の規定</p> <p>(2) <u>次に掲げる規定に該当する消音器を備える自動車にあつては、(1)に加え、消音器に表示された当該自動車の製作者の商号又は商標を確認できる写真が添付されていること。</u></p>	<p>ただし、添付することが困難な場合にあつては、その理由を記載するとともに、<u>拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていないこと。</u></p> <p>この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。</p> <p>6.2.14.～6.2.15. (略)</p> <p>6.2.16. 「騒音防止装置」欄</p> <p>騒音規制が適用される6.10.又は6.13.の自動車にあつては、備えている消音器の情報が記載されていること。</p> <p>6.2.17. (略)</p> <p>6.3.～6.8. (略)</p> <p><b>6.9. 原動機等に関する資料</b></p> <p>(1) <u>総排気量、最高出力及び最高出力時回転数が確認できるものであること。</u></p> <p>(2) <u>電力により作動する原動機を有する自動車にあつては、次に掲げる項目が確認できるものであること。</u></p> <p>① <u>電動機の定格電圧</u></p> <p>② <u>電動機の最高出力／回転速度、定格出力、最大トルク／回転速度</u></p> <p>③ <u>原動機用蓄電池の種類及び形式</u></p> <p>④ <u>本則7-26の規定への適合性</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><b>6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等</b></p> <p>(新設) ※6.13.から移動</p>

新旧対照表  
129 / 138

新	旧
<p>ること。</p> <p>ただし、消音器とDPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつてはこの限りでない。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることを確認できる書面が提出された場合にあつては、製作者の商号又は商標と同様に取扱うものとする。</p> <p>① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、本則7-56-2-3(8)㉔ウの規定</p> <p>② 二輪自動車にあつては、本則7-56-14-2-3(4)㉔ウの規定</p> <p>③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあつては、本則7-56-15-2-3(4)㉔ウの規定</p> <p>6.10.2. UN R41又はUN R51への適合性に関する書面等</p> <p>(1) から(3)に規定する製作年月日にかかわらず、6.2.14.(2)に基づく記載がされている場合にあつては、<u>先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。</u></p> <p>(削除) ※自動車ごとに分割</p> <p>[R41-04(平成26年騒音規制)]</p> <p>(1) <u>平成29年1月1日から令和3年8月31日までに製作された二輪自動車にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則7-56-17-2-3(1)㉔の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあつては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。)</u></p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>技術基準等適合証明書</u></p> <p>③ <u>COCペーパー(騒音情報欄において、UN R41-04の記載があるものに限る。)</u></p> <p>④ <u>WVTAラベル又はプレートを撮影した写真(車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。)</u></p> <p>⑤ <u>UN R41に基づく認定証(UN R41-04のものに限る。)</u></p> <p>⑥ <u>車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R41に基づく㊸マークを撮影した写真(UN R41-04のものに限る。)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>平成29年1月1日以降に製作された二輪自動車及び令和4年9月1日以降(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え12t以下の自動車にあつては令和5年9月1日以降)に製作された自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)について適用する。</p> <p>なお、6.2.14.(2)の旨が記載されている場合についても適用するものとする。</p> <p>(1) <u>次に掲げるいずれかにより、本則7-56-2-3(1)㉔又は㉔(本則7-56-17-2-3(1)㉔)の規定に適合していることが確認できるものであること。</u></p> <p>ただし、少数生産車にあつては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>技術基準等適合証明書(第5号様式とする。)</u></p> <p>・近接排気騒音値が記載されているものに限る。</p> <p>③ <u>COCペーパー(原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。)</u></p> <p>・騒音情報欄において、UN R41-04以降の記載があるものに限る。</p> <p>④ <u>WVTAラベル又はプレートを撮影した写真</u></p> <p>・車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。</p> <p>例：e1*168/2013*12345</p> <p>⑤ <u>UN R41又はUN R51に基づく認定証(写しをもって代えることができる。)</u></p> <p>・UN R41-04又はUN R51-03以降のものに限る。</p> <p>⑥ <u>車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R41に基づく㊸マークを撮影した写真</u></p>

新旧対照表  
130 / 138

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(削除)</p> <p>[R41-04 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(2) 令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-3 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>① 加速走行騒音試験結果成績表 ② 技術基準等適合証明書 ③ COC ペーパー (騒音情報欄において、UN R41-04 以降の記載があるものに限る。) ④ WTA ラベル又はプレートに撮影した写真 (車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。) ⑤ UN R41 に基づく認定証 (UN R41-04 以降のものに限る。) ⑥ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⒺマークを撮影した写真 (UN R41-04 以降のものに限る。)</p> <p>[UN R51-03 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(3) 令和 5 年 4 月 1 日以降 (貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日以降) に製作された自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-3 (1) ②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>① 加速走行騒音試験結果成績表 ② 技術基準等適合証明書 ③ UN R51 に基づく認定証 (UN R51-03 以降のものに限る。) ④ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⒺマークを撮影した写真及び COC ペーパー (UN R51-03 以降のものに限る。)</p> <p>[共通事項]</p> <p>(4) (1)、(2) 又は (3) により基準適合性を確認した時点の車両重量が確認できる資料</p>	<p>・UN R41-04 以降のものに限る。 ⑦ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⒺマークを撮影した写真及び COC ペーパー (原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。) ・UN R51-03 以降のものに限る。</p> <p>(2) 当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(二輪自動車に限る。)</p> <p>(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (1) により基準適合性を確認した時点の車両重量が確認できる資料が添付されてい</p>

新旧対照表  
131 / 138

新	旧
<p>が添付されていること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>6.10.3. 適合性に関する書面等の取扱い</p> <p>(1) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が (2) に基づき発行した原本 (試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの) であること。</p> <p>ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</p> <p>なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていること。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 提出される書面等に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものとは一致していること。</p> <p>(4) 排出ガス試験結果成績表が提出された場合にあっては、加速走行騒音試験結果成績表に記載されている車名、原動機の型式、最高出力、最高出力時回転数、変速機の種類及び減速比は、排出ガス試験結果成績表に記載されているものと一致していること。</p> <p>ただし、変速機の種類については、添付資料により同一構造の変速機と判断できる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) COC ペーパーは、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</p> <p>(7) 認定証は、写しをもって代えることができる。</p> <p><b>6.11. 排出ガス規制への適合性に関する書面</b> 排出ガス規制が適用される自動車について適用する。</p> <p>6.11.1. 適合性に関する書面の種類</p> <p>次に掲げるいずれかの書面により、本則 7-58 において当該並行輸入自動車に適用される規定に適合していることが確認できるものであること。</p> <p>(1) 排出ガス試験結果成績表 (2) 排出ガス基準適合証明書 (3) 技術基準等適合証明書 (UN R154 に適合することを証するものであつて、複数の認可レベルが設定されている改訂シリーズにあっては、「レベル 1B」の要件を満足する旨の記載があるものに限る。) (4) UN R154 に基づく認定証 (複数の認可レベルが設定されている改訂シリーズにあっては、「レベル 1B」の要件を満足するものに限る。)</p> <p>6.11.2. 適合性に関する書面の取扱い</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(削除) ※6.11.2. (4) に統合</p> <p>(3) (略)</p>	<p>ること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が (6) に基づき発行した原本 (試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの) であること。</p> <p>ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</p> <p>なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていること。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 加速走行騒音試験結果成績表の車台番号 (又はシリアル番号) 欄に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものとは一致していること。</p> <p>(8) 加速走行騒音試験結果成績表に記載されている車名、原動機の型式、最高出力、最高出力時回転数、変速機の種類及び減速比は、排出ガス試験結果成績表に記載されているものと一致していること。</p> <p>ただし、変速機の種類については、添付資料により同一構造の変速機と判断できる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><b>6.11. 排出ガス試験結果成績表</b> 排出ガス規制が適用される自動車について適用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 排出ガス試験結果成績表の車台番号 (又はシリアル番号) 欄に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものとは一致していること。</p> <p>(4) (略)</p>

新旧対照表  
132 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(削除) ※6.11.1.に統合</p> <p>(4) 提出される書面に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のもので一致していること。</p> <p>(5) 技術基準等適合証明書は、6.12.2.に準ずるものとする。</p> <p>(6) 認定証は、写しをもって代えることができる。</p> <p>(7) 技術基準等適合証明書又は UN R154 に基づく認定証が提出された場合にあつては、自動車製作者が発行した一酸化炭素等発散防止装置に係る構造が確認できる書面が添付されていること。</p> <p>6.11.3. 特種用途自動車における排出ガス規制の適用 特種用途自動車にあつては、自動車製作者が製作工場から出荷した状態の自動車に適用される排出ガス規制を適用するものとする。 この場合において、次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、自動車製作者が製作工場から出荷した状態が乗用車として取扱うものとする。 ①～④ (略)</p> <p><b>6.12. (略)</b> (削除) ※6.10.1.へ移動</p>	<p>(5) 排出ガス試験結果成績表に記載されている排出ガス量は、当該並行輸入自動車に適用される本則 7-58 の規定に適合していること。</p> <p>(6) 排出ガス基準適合証明書の提出があつた場合には、当該書面をもって排出ガス試験結果成績表に代えることができるものとする。 この場合において、排出ガス基準適合証明書の車台番号 (又はシリアル番号) 欄に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のもので一致していること。</p> <p>(新設) (新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 特種用途自動車にあつては、自動車製作者が製作工場から出荷した状態の自動車に適用される排出ガス規制を適用するものとする。 この場合において、次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、自動車製作者が製作工場から出荷した状態が乗用車として取扱うものとする。 ①～④ (略)</p> <p><b>6.12. (略)</b></p> <p><b>6.13. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等</b> 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車 (乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車並びに 6.10. の書面を提出する自動車を除く。) について適用する。</p> <p>(1) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-56-2-3 (5) (本則 7-56-17-2-3 (6)) の規定に該当するものであることが確認できるものであること。 この場合において、WVTA ラベル又はプレート、㊸マーク又は㊸マークにより確認するものについては、それらを撮影した写真が添付されていなければならない。 ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつては、㊸マーク又は㊸マークを撮影した写真の添付を省略することができる。</p> <p>(2) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-56-2-3 (8) ㊸ウ (本則 7-56-17-2-3 (6) ㊸ウ) の規定に該当する場合には、(1) に加え、本則 7-56-2-3 (8) ㊸ウ (本則 7-56-17-2-3 (6) ㊸ウ) の「この場合において」以降の内容が確認できるものであること。 ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつてはこの限りでない。</p> <p>※以下 6.10.3.へ統合</p> <p>(3) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が (4) に基づき発行した原本 (試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの) であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</p>

新旧対照表  
133 / 138

新	旧
<p><b>6.13.～6.16. (略)</b></p> <p><b>7. (略)</b></p> <p><b>8. 現車審査</b> 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」(二輪自動車等以外のものであつて、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。)及び「乗車定員」(技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。)に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4.3.による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあつては、補正を求めるものとする。</p>	<p>なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていなければならない。</p> <p>① 公益財団法人日本自動車輸送技術協会 (住所) 東京都新宿区四谷 3-2-5</p> <p>② 一般財団法人日本車検協会 (住所) 東京都北区豊島 7-26-28</p> <p>③ 一般財団法人日本自動車研究所 (住所) 東京都港区芝大門 1-1-30</p> <p>④ 株式会社 IQR (住所) 神奈川県横浜市旭区今宿西町 398 番地</p> <p>(4) 加速走行騒音試験結果成績表は、同一型式及び同一構造の自動車について、30 台に 1 台の割合で試験を行ったものであること。 なお、次に掲げる全ての要件を満たす自動車の場合には、「30 台に 1 台」を「60 台に 1 台」に読み替えることができる。</p> <p>① 設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われていること。</p> <p>② 法律に基づいて設立された団体の指導の下で点検・整備が確実に行われており、かつ、加速走行騒音試験の成績が基準値以下で安定していること。 この場合において、外国自動車輸入協同組合、日本外国自動車輸入整備協同組合及び日本自動車輸入組合並びにこれらの各組合に属する者が輸入する自動車にあつては、前段の要件に該当するものとする。</p> <p>(5) 加速走行騒音試験結果成績表の車台番号 (又はシリアル番号) 欄に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のもので一致していること。</p> <p>(6) 加速走行騒音試験結果成績表に記載されている車名、原動機の型式、最高出力、最高出力時回転数、変速機の種類及び減速比は、排出ガス試験結果成績表に記載されているものと一致していること。 ただし、変速機の種類については、添付資料により同一構造の変速機と判断できる場合にあつては、この限りでない。</p> <p><b>6.14.～6.17. (略)</b></p> <p><b>7. (略)</b></p> <p><b>8. 現車審査</b> 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」(二輪自動車等以外のものであつて、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。)及び「乗車定員」(技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。)に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4.3.による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあつては、補正を求めるものとする。</p>

新旧対照表  
134 / 138

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>8.1. (略)</p> <p>8.2. 騒音規制への適合性</p> <p>8.2.1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性  <u>本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.10.1. の書面等との一致が確認できなければならない。</u>  <u>この場合において、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあっては、確認を省略してもよい。</u></p> <p>8.2.2. UN R41 又は UN R51 への適合性  <u>本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.10.2. の書面等との一致が確認できなければならない。</u>  <u>また、次に掲げる自動車は、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量が、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量に対し、それぞれに規定する範囲にあること。</u>            ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車を除く。）にあっては、±10%の範囲            ② 二輪自動車にあっては、±20kg の範囲</p> <p>8.3. 排出ガス規制への適合性  <u>6.11.1. の規定に基づき提出された書面については、次の 8.3.1. から 8.3.3. までに掲げるそれぞれ該当する項目の内容が確認できるものであること。</u></p> <p>8.3.1. 排出ガス試験結果成績表            (1) ~ (3) (略)</p> <p>8.3.2. 排出ガス基準適合証明書  <u>排出ガス基準適合証明書に記載されている指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置は、当該並行輸入自動車のもとの同一でなければならない。</u></p> <p>8.3.3. 技術基準等適合証明書及び UN R154 に基づく認定証  <u>6.11.2. (7) の書面との一致が確認できなければならない。</u>  <u>ただし、自動車の構造上、一酸化炭素等発散防止装置を直接視認することが困難なものに限り、当該装置の確認を省略してもよい。</u></p> <p>8.4. (略)  <u>(削除) ※8.2.1. へ移動</u></p> <p>8.5. ~ 8.7. (略)</p> <p>9. (略)</p>	<p>8.1. (略)</p> <p>8.2. 騒音規制への適合性  <u>(新設) ※8.6. から移動</u></p> <p>(新設)  <u>本則 7-56-2-3 (1) ② (本則 7-56-17-2-3 (1) ②) の規定によるほか、6.10. の書面等との一致が確認できなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>8.3. 排出ガス試験結果成績表            (1) ~ (3) (略)</p> <p>8.4. 排出ガス基準適合証明書  <u>排出ガス基準適合証明書に記載されている指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置は、当該並行輸入自動車のもとの同一でなければならない。</u>  <u>(新設)</u></p> <p>8.5. (略)</p> <p>8.6. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性  <u>本則 7-56-2-3 (5) (本則 7-56-17-2-3 (6)) の規定によるほか、6.13. の書面等との一致が確認できなければならない。</u>  <u>なお、本則 7-56-2-3 (7) ②ウ又は (8) ②ウ (本則 7-56-17-2-3 (6) ②ウ) の「この場合において」以降の内容の確認については、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあっては、確認を省略してもよい。</u></p> <p>8.9. (略)</p>

(略)

## 審査事務規程の一部改正について（第47次改正）

### 1. 改正概要

#### (1) 自動車の検査等関係

① 自動車検査証の電子化に伴う取扱いの明確化

継続検査等で紙の車検証の受取のために必要となっている運輸支局等への来訪を不要とし、OSSで申請手続を完結することを可能とするため、自動車検査証が電子化されることとなりました。

令和5年1月に予定されている自動車検査証電子化の開始に向けて、当機構における審査時の取扱いを明確化します。

② 自動車検査手続きのキャッシュレス化に伴う取扱いの明確化

検査登録手数料及び自動車重量税のクレジットカード決済の実現に伴い、当機構における審査手数料の取扱いを明確化します。

③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### (2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和36年11月25日付け自車第880号）

### 3. 施行日

令和5年1月4日

新旧対照表主要部分抜粋

「審査事務規程」(平成28年4月1日規程第2号)第47次改正新旧対照表

令和4年12月26日改正

新	旧																														
<p>独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1~1-2 (略)</p> <p>1-3 用語の定義</p> <p>この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>け</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>牽引自動車の牽引能力</td> <td>第五輪荷重、牽引重量及び自動車検査証に記載又は記録された牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量をいう。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-3-1 (略)</p> <p>1-4~1-6 (略)</p> <p>第2章~第3章 (略)</p> <p>第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</p> <p>4-1 (略)</p> <p>4-2 自動車検査場における掲示等</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) (2) ②のその他必要な事項は、原則として次に掲げる事項とする。 ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。 ① 各検査コース共通の受検時の注意事項 ア~タ (略) チ 運輸支局等より交付された自動車検査証の走行距離計表示値その他の記載内容又は記録内容が自動車と相違していないことを確認してください。相違している場合は、ただちに申し出てください。 ②~⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	分類	用語	内容	(略)	(略)	(略)	け	(略)	(略)		牽引自動車の牽引能力	第五輪荷重、牽引重量及び自動車検査証に記載又は記録された牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量をいう。	(略)	(略)	(略)	<p>独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1~1-2 (略)</p> <p>1-3 用語の定義</p> <p>この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>け</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>牽引自動車の牽引能力</td> <td>第五輪荷重、牽引重量及び自動車検査証に記載された牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量をいう。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-3-1 (略)</p> <p>1-4~1-6 (略)</p> <p>第2章~第3章 (略)</p> <p>第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</p> <p>4-1 (略)</p> <p>4-2 自動車検査場における掲示等</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) (2) ②のその他必要な事項は、原則として次に掲げる事項とする。 ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。 ① 各検査コース共通の受検時の注意事項 ア~タ (略) チ 運輸支局等より交付された自動車検査証の走行距離計表示値その他の記載内容が自動車と相違していないことを確認してください。相違している場合は、ただちに申し出てください。 ②~⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	分類	用語	内容	(略)	(略)	(略)	け	(略)	(略)		牽引自動車の牽引能力	第五輪荷重、牽引重量及び自動車検査証に記載された牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量をいう。	(略)	(略)	(略)
分類	用語	内容																													
(略)	(略)	(略)																													
け	(略)	(略)																													
	牽引自動車の牽引能力	第五輪荷重、牽引重量及び自動車検査証に記載又は記録された牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量をいう。																													
(略)	(略)	(略)																													
分類	用語	内容																													
(略)	(略)	(略)																													
け	(略)	(略)																													
	牽引自動車の牽引能力	第五輪荷重、牽引重量及び自動車検査証に記載された牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量をいう。																													
(略)	(略)	(略)																													

新旧対照表  
1 / 24

新	旧
<p>4-3~4-4 (略)</p> <p>4-5 製作年月日</p> <p>自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) 以外の場合には、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証(法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。)の初度登録年月欄や備考欄に記載又は記録されている情報を基に判断するものとする。 ただし、自動車検査証等に記載又は記録されている情報だけでは各項における従前規定の適用の可否を判断することが困難な場合においては、(1)に準じて判断するものとする。</p> <p>4-6 審査の開始</p> <p>4-6-1 審査の依頼 (略)</p> <p>4-6-2 審査手数料の納付</p> <p>手数料令により審査手数料の納付が必要とされた自動車について、有効な自動車審査証紙を貼付した自動車検査票若しくは手数料納付書の提出があった場合又はクレジットカードの事前決済情報登録が確認できた場合には、審査手数料の納付があったものとして審査を行うものとする。 この場合において、4-6-4 (3)の規定により運輸支局等が消印した自動車審査証紙は、有効な自動車審査証紙とみなすものとする。</p> <p>4-6-3 審査依頼があった自動車の審査 (略)</p> <p>4-6-4 自動車審査証紙等の消印</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運輸支局等の長が別途認められた手続き又は自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされた場合においては、自動車検査に係る自動車検査登録印紙についても(1)の方法に準じ、自動車審査証紙と同時に消印を行うものとする。 ただし、クレジットカードの事前決済情報登録が確認できた場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1~4-7-2 (略)</p> <p>4-7-3 審査継続</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかの事由により審査当日中に4-7-2に掲げる総合判定を行うことができない場合には、4-6-3の規定にかかわらず、審査当日から15日(証明書等において真正性の照会を行っている期間は除く。)までを限度として審査を継続することができる。</p>	<p>4-3~4-4 (略)</p> <p>4-5 製作年月日</p> <p>自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) 以外の場合には、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証(法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。)の初度登録年月欄や備考欄に記載されている情報を基に判断するものとする。 ただし、自動車検査証等に記載されている情報だけでは各項における従前規定の適用の可否を判断することが困難な場合においては、(1)に準じて判断するものとする。</p> <p>4-6 審査の開始</p> <p>4-6-1 審査の依頼 (略)</p> <p>4-6-2 審査手数料の納付</p> <p>手数料令により審査手数料の納付が必要とされた自動車について、有効な自動車審査証紙を貼付した自動車検査票又は手数料納付書の提出があった場合には、審査手数料の納付があったものとして審査を行うものとする。 この場合において、4-6-4 (3)の規定により運輸支局等が消印した自動車審査証紙は、有効な自動車審査証紙とみなすものとする。</p> <p>4-6-3 審査依頼があった自動車の審査 (略)</p> <p>4-6-4 自動車審査証紙等の消印</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運輸支局等の長が別途認められた手続き又は自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされた場合には、自動車検査に係る自動車検査登録印紙の消印について押印作業を行うものとする。自動車検査登録印紙の消印は、(1)の消印方法に準じて行うものとし、自動車審査証紙の消印と同時にを行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1~4-7-2 (略)</p> <p>4-7-3 審査継続</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかの事由により審査当日中に4-7-2に掲げる総合判定を行うことができない場合には、4-6-3の規定にかかわらず、審査当日から15日(証明書等において真正性の照会を行っている期間は除く。)までを限度として審査を継続することができる。</p>

新旧対照表  
2 / 24

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(14) 自動車の最大積載量は、7-124 (7-124 (5) から (9) までを除く。) により算出した値を次の数値により通知する。 ただし、国際海上コンテナを輸送する被牽引自動車であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして通知する。 ①～② (略) ③ 自動車検査証、自動車予備検査証又は登録識別情報等通知書に記載又は記録されている最大積載量が100、150、200、250、300、350、400、500、600、750、850、1,000、20,320、1,000を超える場合は250刻み(単位はkg)となっている使用の過程にある自動車であって、当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、①又は②にかかわらず、その最大積載量の数値とすることができる。</p> <p>5-3-10 (略) 5-3-11 長さ、幅及び高さ (1) (略) (2) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、次の例によるものとし、附属装置名についても備考欄記載事項として通知するものとする。 (例) (略) 5-3-12 燃料の種類 燃料の種類は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかとするものとする。 この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「 」(1字空白) でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。 また、「その他」とは、当該自動車に用いている燃料の種類が上記に掲げられていない場合に選択するものとし、その際には5-3-15 (1) の規定により自動車検査証の備考欄に記載するよう通知するものとする。</p> <p>5-3-13 (略) 5-3-14 軸重 (1) 軸重は、7-5-1 (5) により計測した数値を通知するものとする。 この場合において、車軸間距離にかかわらず、2以上の車軸を有している場合(車両中心線に直交する直線上に独立した軸を有している場合は、1軸とする。) においては、現に有している車軸毎に通知するものとする。</p>	<p>(14) 自動車の最大積載量は、7-124 (7-124 (5) から (9) までを除く。) により算出した値を次の数値により通知する。 ただし、国際海上コンテナを輸送する被牽引自動車であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして通知する。 ①～② (略) ③ 自動車検査証、自動車予備検査証又は登録識別情報等通知書に記載されている最大積載量が100、150、200、250、300、350、400、500、600、750、850、1,000、20,320、1,000を超える場合は250刻み(単位はkg)となっている使用の過程にある自動車であって、当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、①又は②にかかわらず、その最大積載量の数値とすることができる。</p> <p>5-3-10 (略) 5-3-11 長さ、幅及び高さ (1) (略) (2) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、次の例によるものとし、附属装置名についても備考欄記載事項として通知するものとする。 (例) (略) 5-3-12 燃料の種類 燃料の種類は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかとするものとする。 この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「 」(1字空白) でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。 また、「その他」とは、当該自動車に用いている燃料の種類が上記に掲げられていない場合に選択するものとし、その際には5-3-15 (1) の規定により自動車検査証の備考欄に記載するよう通知するものとする。</p> <p>5-3-13 (略) 5-3-14 軸重 軸重は、7-5-1 (5) により計測した数値を通知するものとする。 この場合において、車軸間距離にかかわらず、2以上の車軸を有している場合(車両中心線に直交する直線上に独立した軸を有している場合は、1軸とする。) においては、現に有している車軸毎に通知するものとする。 <u>作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、例1により当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い車両重量のときの数値とする。</u> <u>車軸自動昇降装置付き自動車においては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても例2により備考欄記載事項として通知するものとする。</u> <u>4軸を超える自動車においては、例3により、第5軸以降の軸重は備考欄記載事項として通知するものとする。</u> <u>側車付二輪自動車のうち、サイドカー型においては、例4により、側車輪を後前軸</u></p>

新旧対照表  
7 / 24

新	旧																																																																				
<p>(2) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、次の例により当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い車両重量のときの数値とする。 (例) 附属装置を装着した自動車</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">車両重量</td> <td colspan="2">車体の形状</td> </tr> <tr> <td colspan="2">シヨベル・ローダ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5700 [7460] kg</td> <td colspan="2">5755 [7515] kg</td> </tr> <tr> <td>前前軸重</td> <td>前後軸重</td> <td>後前軸重</td> <td>後後軸重</td> </tr> <tr> <td>3,870kg</td> <td>— kg</td> <td>— kg</td> <td>3,590kg</td> </tr> </table> <p>備考 *附属装置 *バックホー</p> <p>(3) 車軸自動昇降装置付き自動車においては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても次の例により備考欄記載事項として通知するものとする。 (例) 車軸自動昇降装置付き自動車 (3軸セミトレーラ)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>前前軸重</td> <td>前後軸重</td> <td>後前軸重</td> <td>後後軸重</td> </tr> <tr> <td>— kg</td> <td>— kg</td> <td>— kg</td> <td>5,250kg</td> </tr> </table> <p>備考 第五輪荷重 7690kg以上 車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 後前軸重 2,030kg、後中軸重 2,020kg、後後軸重 2,020kg</p> <p>(4) 4軸を超える自動車においては、次の例により第5軸以降の軸重は備考欄記載事項として通知するものとする。 (例) 4軸を超える自動車 (6軸の場合) (軸の配置) ←車両前方 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥                   (前前  (前後  (第5  (第6  (後前  (後後                   (軸)  (軸)  (軸)  (軸)  (軸)  (軸)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>前前軸重</td> <td>前後軸重</td> <td>後前軸重</td> <td>後後軸重</td> </tr> <tr> <td>8,560kg</td> <td>8,610kg</td> <td>8,240kg</td> <td>8,230kg</td> </tr> </table> <p>備考 第5軸重 8,450kg 第6軸重 8,450kg</p> <p>(5) 側車付二輪自動車のうち、サイドカー型においては、次の例により側車輪を後前軸</p>	車両重量		車体の形状		シヨベル・ローダ		5700 [7460] kg		5755 [7515] kg		前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	3,870kg	— kg	— kg	3,590kg	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	— kg	— kg	— kg	5,250kg	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	8,560kg	8,610kg	8,240kg	8,230kg	<p>として通知するものとする。 (新設)</p> <p>(例1) 附属装置を装着した自動車</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">車両重量</td> <td colspan="2">車体の形状</td> </tr> <tr> <td colspan="2">シヨベル・ローダ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5700 [7460] kg</td> <td colspan="2">5755 [7515] kg</td> </tr> <tr> <td>前前軸重</td> <td>前後軸重</td> <td>後前軸重</td> <td>後後軸重</td> </tr> <tr> <td>3,870kg</td> <td>— kg</td> <td>— kg</td> <td>3,590kg</td> </tr> </table> <p>備考 *附属装置 *バックホー</p> <p>(新設)</p> <p>(例2) 車軸自動昇降装置付き自動車 (3軸セミトレーラ)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>前前軸重</td> <td>前後軸重</td> <td>後前軸重</td> <td>後後軸重</td> </tr> <tr> <td>— kg</td> <td>— kg</td> <td>— kg</td> <td>5,250kg</td> </tr> </table> <p>備考 第五輪荷重 7690kg以上 車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 後前軸重 2,030kg、後中軸重 2,020kg、後後軸重 2,020kg</p> <p>(新設)</p> <p>(例3) 4軸を超える自動車 (6軸の場合) (軸の配置) ←車両前方 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥                   (前前  (前後  (第5  (第6  (後前  (後後                   (軸)  (軸)  (軸)  (軸)  (軸)  (軸)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>前前軸重</td> <td>前後軸重</td> <td>後前軸重</td> <td>後後軸重</td> </tr> <tr> <td>8,560kg</td> <td>8,610kg</td> <td>8,240kg</td> <td>8,230kg</td> </tr> </table> <p>備考 第5軸重 8,450kg 第6軸重 8,450kg</p> <p>(新設)</p>	車両重量		車体の形状		シヨベル・ローダ		5700 [7460] kg		5755 [7515] kg		前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	3,870kg	— kg	— kg	3,590kg	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	— kg	— kg	— kg	5,250kg	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	8,560kg	8,610kg	8,240kg	8,230kg
車両重量			車体の形状																																																																		
		シヨベル・ローダ																																																																			
5700 [7460] kg		5755 [7515] kg																																																																			
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重																																																																		
3,870kg	— kg	— kg	3,590kg																																																																		
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重																																																																		
— kg	— kg	— kg	5,250kg																																																																		
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重																																																																		
8,560kg	8,610kg	8,240kg	8,230kg																																																																		
車両重量		車体の形状																																																																			
		シヨベル・ローダ																																																																			
5700 [7460] kg		5755 [7515] kg																																																																			
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重																																																																		
3,870kg	— kg	— kg	3,590kg																																																																		
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重																																																																		
— kg	— kg	— kg	5,250kg																																																																		
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重																																																																		
8,560kg	8,610kg	8,240kg	8,230kg																																																																		

新旧対照表  
8 / 24

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧																																																																
<p>重として通知するものとする。 (例) 側車付二輪自動車(サイドカー型) (軸の配置) ←車両前方 ① ② ③ (前前軸) (側車輪) (後後軸)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>前前軸重</td> <td>前後軸重</td> <td>後前軸重</td> <td>後後軸重</td> </tr> <tr> <td>120kg</td> <td>— kg</td> <td>30kg</td> <td>140kg</td> </tr> </table>	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	120kg	— kg	30kg	140kg	<p>(例) 側車付二輪自動車(サイドカー型) (軸の配置) ←車両前方 ① ② ③ (前前軸) (側車輪) (後後軸)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>前前軸重</td> <td>前後軸重</td> <td>後前軸重</td> <td>後後軸重</td> </tr> <tr> <td>120kg</td> <td>— kg</td> <td>30kg</td> <td>140kg</td> </tr> </table>	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	120kg	— kg	30kg	140kg																																																
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重																																																														
120kg	— kg	30kg	140kg																																																														
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重																																																														
120kg	— kg	30kg	140kg																																																														
<p>5-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>記録を要する自動車</th> <th>記録されるべき趣旨</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5-2. 危険物運搬用タンク車であって、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 被牽引自動車(牽引自動車の車名及び型式について記録の申し出があったものに限る。)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7. 牽引自動車(被牽引自動車の車名及び型式について記録の申し出があったものに限る。)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9. 燃料の種類を「その他」と通知する自動車</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ※1 20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを通知する。 なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位(小数第1位四捨五入)までを騒音値とする。 ①～② (略) ※2 相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に属した整数位(小数第1位切り上げ)までの値を通知する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">通知する回転数</td> </tr> </table>	記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例	(略)	(略)	(略)	5-2. 危険物運搬用タンク車であって、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	6. 被牽引自動車(牽引自動車の車名及び型式について記録の申し出があったものに限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7. 牽引自動車(被牽引自動車の車名及び型式について記録の申し出があったものに限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9. 燃料の種類を「その他」と通知する自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区分	通知する回転数	<p>5-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>記載を要する自動車</th> <th>記載されるべき趣旨</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5-2. 危険物運搬用タンク車であって、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 被牽引自動車(牽引自動車の車名及び型式について記載の申し出があったものに限る。)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7. 牽引自動車(被牽引自動車の車名及び型式について記載の申し出があったものに限る。)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9. 燃料の種類欄に「その他」と記載した自動車</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ※1 20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。 なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位(小数第1位四捨五入)までを騒音値とする。 ①～② (略) ※2 相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に属した整数位(小数第1位切り上げ)までの値を記載する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">記載する回転数</td> </tr> </table>	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例	(略)	(略)	(略)	5-2. 危険物運搬用タンク車であって、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	6. 被牽引自動車(牽引自動車の車名及び型式について記載の申し出があったものに限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7. 牽引自動車(被牽引自動車の車名及び型式について記載の申し出があったものに限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	9. 燃料の種類欄に「その他」と記載した自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区分	記載する回転数
記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
5-2. 危険物運搬用タンク車であって、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車	(略)	(略)																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
6. 被牽引自動車(牽引自動車の車名及び型式について記録の申し出があったものに限る。)	(略)	(略)																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
7. 牽引自動車(被牽引自動車の車名及び型式について記録の申し出があったものに限る。)	(略)	(略)																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
9. 燃料の種類を「その他」と通知する自動車	(略)	(略)																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
区分	通知する回転数																																																																
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
5-2. 危険物運搬用タンク車であって、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車	(略)	(略)																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
6. 被牽引自動車(牽引自動車の車名及び型式について記載の申し出があったものに限る。)	(略)	(略)																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
7. 牽引自動車(被牽引自動車の車名及び型式について記載の申し出があったものに限る。)	(略)	(略)																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
9. 燃料の種類欄に「その他」と記載した自動車	(略)	(略)																																																															
(略)	(略)	(略)																																																															
区分	記載する回転数																																																																

新旧対照表  
9 / 24

新	旧
<p>(6) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。 ただし、7.3.に規定する書面に自動車審査高度化施設において活用することができる二次元コードが付されているものについては、これを省略することができる。</p> <p>(7) (略)</p> <p>7.3. 自動車を特定する書面 自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の写しが添付されていること。 なお、電子化された自動車検査証の写しを添付する場合は、自動車検査証記録事項を出力したものの(国土交通省より提供された PDF 出力方法による様式のものに限る。)が添付されていること。 ただし、本要領 4. (3) ③の自動車については、譲渡証明書又は自動車製作者による証明書の写しでもよい。</p> <p>7.4.～7.19. (略) 8.～10. (略)</p> <p>附則 4 事前提出書面の審査 (特定の被牽引自動車)</p> <p>1.～6. (略) 7. 届出書等の記載要領等 7.1.～7.2. (略) 7.3. 自動車を特定する書面 完成検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証又は登録識別情報等通知書の写しが添付されていること。 なお、電子化された自動車検査証の写しを添付する場合は、自動車検査証記録事項を出力したものの(国土交通省より提供された PDF 出力方法による様式のものに限る。)が添付されていること。 なお、試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車であって運輸局に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することによりよい。</p> <p>7.4.～7.15. (略) 8.～10. (略) 第1号様式～第11号様式 (略) 別表第1 (略) 別添3 (略)</p>	<p>(6) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。 ただし、自動車予備検査証、自動車検査証及び登録識別情報等通知書に自動車審査高度化施設において活用することができる二次元コードが付されているものについては、これを省略することができる。</p> <p>(7) (略)</p> <p>7.3. 自動車を特定する書面 自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の写しが添付されていること。  ただし、本要領 4. (3) ③の自動車については、譲渡証明書又は自動車製作者による証明書の写しでもよい。</p> <p>7.4.～7.19. (略) 8.～10. (略)</p> <p>附則 4 事前提出書面の審査 (特定の被牽引自動車)</p> <p>1.～6. (略) 7. 届出書等の記載要領等 7.1.～7.2. (略) 7.3. 自動車を特定する書面 完成検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証又は登録識別情報等通知書の写しが添付されていること。  なお、試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車であって運輸局に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することによりよい。</p> <p>7.4.～7.15. (略) 8.～10. (略) 第1号様式～第11号様式 (略) 別表第1 (略) 別添3 (略)</p>

新旧対照表  
22 / 24

# 新旧対照表主要部分抜粋

新					旧				
別添4 (4-15 関係) <b>改造自動車審査要領</b>					別添4 (4-15 関係) <b>改造自動車審査要領</b>				
1. 目的 この要領は、改造自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更の申請を行おうとする者又は改造施工者から、当該自動車の構造・装置の改造内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。					1. 目的 この要領は、改造自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証の記載事項変更の申請を行おうとする者又は改造施工者から、当該自動車の構造・装置の改造内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。				
2. ～11. (略)					2. ～11. (略)				
別表第1～別表第2 (略)					別表第1～別表第2 (略)				
別表第3 (別添4の7. (1) 関係)					別表第3 (別添4の7. (1) 関係)				
書面審査					書面審査				
提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考	提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3. 添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)	3. 添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)
①自動車 を特定 する資料	(a) 完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、自動車予備検査証、自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書等の写しが添付されていること。 なお、電子化された自動車検査証の写しを添付する場合は、自動車検査証記録事項を出力したもの(国土交通省より提供されたPDF出力方法による様式のものに限る。)が添付されていること。 (b) (略)				①自動車 を特定 する資料	(a) 自動車検査証、譲渡証明書等の写しが添付されていること。  (b) (略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照表  
23 / 24

新		旧	
別表第4 (略)		別表第4 (略)	
第1号様式～第2号様式(表面) (略)		第1号様式～第2号様式(表面) (略)	
第2号様式(裏面) (別添4の4.1. 関係)		第2号様式(裏面) (別添4の4.1. 関係)	
改造等の概要		改造等の概要	
(略)	(略)	(略)	(略)
注1～注2 (略)		注1～注2 (略)	
注3: 自動車検査証記録事項について変更が生じる場合は、当該変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証記録事項の変更が必要となります。(第67条関係)		注3: 自動車検査証の記載事項について変更が生じる場合は、当該事項の変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証の記載事項の変更が必要となります。(第67条関係)	
第3号様式～第7号様式 (略)		第3号様式～第7号様式 (略)	
別添5～別添16 (略)		別添5～別添16 (略)	
<p>■一括改正事項</p> <p>第7章及び第8章に規定している適用関係の整理並びに従前規定の適用において、「自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日」及び「自動車検査証等の備考欄に記載された保安基準適用年月日」とあるのを、「自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日」と変更する。</p>			

附則 (令和4年12月26日規程第16号)

- この規程は、令和5年1月4日から施行する。
- 令和5年3月31日以前に改造自動車届出書が提出された自動車については、令和4年12月26日付け規程第16号による改正前の別添4「改造自動車審査要領」の第2号様式によることができる。

新旧対照表  
24 / 24

## 審査事務規程の一部改正について（第 49 次改正）

### 1. 改正概要

#### （1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
- 乗車定員 10 人以上の乗用自動車及び貨物自動車に備えられた電動駐車制動装置に自動作動要件を追加します。[7-15、8-15]
  - 乗車定員 10 人以上の乗用自動車及び車両総重量 3.5t を超える貨物自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置について、強化された対車両の制動要件に加え新たに対歩行者の制動要件等を規定します。[7-20、8-20]  
【適用時期】 新型車：令和 7 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 10 年 9 月 1 日
  - 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車の歩行者の頭部保護性能に関する試験エリアに前面ガラスも含むことを規定します。[7-33]  
【適用時期】 新型車：令和 6 年 7 月 7 日 継続生産車：令和 8 年 7 月 7 日
  - ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車及び小型自動車又は軽油を燃料とする車両総重量 3.5t 超の自動車は、粒子数の規制値に適合する必要があることを規定します。[7-58]  
【適用時期】  
（ガソリン）新型車：令和 6 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 8 年 10 月 1 日  
（軽油） 新型車：令和 5 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 8 年 10 月 1 日
  - 二輪自動車への配光可変型前照灯の備付けを可能とします。[6-67、7-67、8-67]
  - 自動運行装置の要件について、高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能の作動可能な上限速度を引き上げる等とともに、運転者が不在となる場合を想定した規定の追加を行います。[7-113]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### （2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省令第 1 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 6 月 9 日国土交通省告示第 521 号、令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号、令和 4 年

1月7日国土交通省告示第10号、令和4年6月22日国土交通省告示第713号、令和4年10月7日国土交通省告示第1040号、令和5年1月4日国土交通省告示第1号)

### **3. 施行日**

令和5年3月31日

新旧対照表主要部分抜粋

別添

「審査事務規程」(平成28年4月1日規程第2号)第49次改正新旧対照表

令和5年3月30日改正

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次(略)			目次(略)		
第1章 総則			第1章 総則		
1-1~1-2(略)			1-1~1-2(略)		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
う	(略)	(略)	う	(略)	(略)
	運転支援プロジェクト	細目告示別添52別紙14に規定する条件により路面に描画される図柄、記号又はその両方をいう。		(新設)	(新設)
え	(略)	(略)	え	(略)	(略)
	エンクロージャ	あらゆる方向からの接触に対して、内部の機器を包み込み保護するために設けられた部分をいう。		エンクロージャ	内部ユニットを収納し、あらゆる直接接触に対して保護を与える部品をいう。 ただし、UN R100-02以前の基準が適用される自動車については、あらゆる方向からの接触に対して、内部の機器を包み込み保護するために設けられた部分をいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
か	(略)	(略)	か	(略)	(略)
	活電部	通常の使用時に通電することを目的とした導電性の部分をいう。		活電部	通常の運転条件下で電圧が印加される導電部をいう。 ただし、UN R100-02以前の基準が適用される自動車については、通常の使用時に通電することを目的とした導電性の部分をいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
き	(略)	(略)	き	(略)	(略)
	協定規則	車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則をいう。 なお、規程においては、細目告示又は適用関係告示上の表記に対し次の例により表記する。 <細目告示又は適用関係告示上の表記> 協定規則第●号第■改訂版補足第▲改訂版		協定規則	車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則をいう。 なお、規程においては、細目告示又は適用関係告示上の表記に対し次の例により表記する。 <細目告示又は適用関係告示上の表記> 協定規則第●号の技術的な要件(同規則第■改訂

新旧対照表  
1 / 282

新			旧		
		<規程上の表記> UN R●-■-S▲			版補足第▲改訂版の規則○、□及び△に限る。) <規程上の表記> UN R●-■-S▲の○、□及び△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
こ	(略)	(略)	こ	(略)	(略)
	固体の絶縁体	活電部へのあらゆる方向からの人体の接触に対して、活電部を覆い保護するために設けられたワイヤハーネスの絶縁被覆、コネクタの活電部を絶縁するためのカバー又は絶縁を目的としたワニス若しくは塗料をいう。		固体の絶縁体	高電圧活電部を覆って直接接触を防止するために設けられた配線ハーネスの絶縁被覆をいう。 ただし、UN R100-02以前の基準が適用される自動車については、活電部へのあらゆる方向からの人体の接触に対して、活電部を覆い保護するために設けられたワイヤハーネスの絶縁被覆、コネクタの活電部を絶縁するためのカバー又は絶縁を目的としたワニス若しくは塗料をいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
て	(略)	(略)	て	(略)	(略)
	電動駐車制動装置	UN R13-12の5.2.1.26.の適用を受ける制動装置をいう。		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ふ	(略)	(略)	ふ	(略)	(略)
	福祉タクシー車両	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号)第2条第1項第14号に規定する福祉タクシー車両をいう。		福祉タクシー車両	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号)第1条第1項第14号に規定する福祉タクシー車両をいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ほ	(略)	(略)	ほ	(略)	(略)
	補助的に備える走行用前照灯	二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える走行用前照灯に対し、その性能を補うことを目的として任意に備えられた別の走行用前照灯であって、それぞれがUN R98、UN R112又はUN R149のいずれかに定める基準に適合するよう製作されたものをいう。		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ウ	(略)	(略)	ウ	(略)	(略)
	UN R161	施設装置に係る協定規則		(新設)	(新設)
	UN R162	イモビライザに係る協定規則	(新設)	(新設)	

新旧対照表  
2 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新		旧		
UN R163	盗難発生警報装置に係る協定規則	(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<b>1-3-1 騒音カテゴリ</b>	平成 28 年騒音規制における 5 桁の記号による騒音カテゴリは、次の (1) から (3) までの表に掲げる記号のうち該当するものを選択するものとする。 (1) (略) (2) 4 桁目 (フェーズの別)	<b>1-3-1 騒音カテゴリ</b>	平成 28 年騒音規制における 5 桁の記号による騒音カテゴリは、次の (1) から (3) までの表に掲げる記号のうち該当するものを選択するものとする。 (1) (略) (2) 4 桁目 (フェーズの別)	
	フェーズ	4 桁目	フェーズ	4 桁目
	UN R41 又は UN R51 のフェーズ 1 の要件を適用	1	UN R41 又は UN R51 のフェーズ 1 の要件を適用	1
	UN R51 のフェーズ 2 の要件を適用	2	UN R51 のフェーズ 2 の要件を適用	2
	UN R51 のフェーズ 3 の要件を適用	3	(新設)	(新設)
(3) (略)			(3) (略)	
<b>1-4-1-6 (略)</b>			<b>1-4-1-6 (略)</b>	
<b>第 2 章～第 3 章 (略)</b>			<b>第 2 章～第 3 章 (略)</b>	
<b>第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</b>			<b>第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</b>	
<b>4-1-4-17 (略)</b>			<b>4-1-4-17 (略)</b>	
<b>4-18 破壊試験</b>	この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-3 (3)、7-23-1-2 (3)、7-25-1-2 (2)、7-26-1-2-2 (1) ①から⑥まで及び⑨、7-29-1 (1)、7-30-1 (1)、7-31-1 (1)、7-32-1 (1)、7-33-1 (2) ②及び 7-34-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2) (略)		<b>4-18 破壊試験</b>	この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-3 (3)、7-23-1-2 (3)、7-25-1-2 (2)、7-26-1-2 (2) ①から⑥まで及び⑨、7-29-1 (1)、7-30-1 (1)、7-31-1 (1)、7-32-1 (1)、7-33-1 (2) ②及び 7-34-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2) (略)
<b>4-19-4-27 (略)</b>			<b>4-19-4-27 (略)</b>	
<b>第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</b>			<b>第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</b>	
<b>5-1-5-2 (略)</b>			<b>5-1-5-2 (略)</b>	
<b>5-3 審査結果通知情報</b>	審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものと		<b>5-3 審査結果通知情報</b>	審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものと

新旧対照表  
3 / 282

新		旧	
する。		する。	
<b>5-3-1-5-3-14 (略)</b>		<b>5-3-1-5-3-14 (略)</b>	
<b>5-3-15 備考欄</b>		<b>5-3-15 備考欄</b>	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記録内容欄の例により通知するものとする。		(2) 下表の装置の性能等欄に掲げる内容に関し、4-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、適用した規定欄に掲げる規定により判断を行った場合は、備考欄の記録内容欄の例により通知するものとする。	
装置の性能等	適用した規定	備考欄の記録内容	備考欄コード
(略)	(略)	(略)	(略)
衝突時等における高電圧による乗員保護に係る性能等	7-26-1-2-2 (3)	この自動車に備える電気装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	—
(略)	(略)	(略)	(略)
(3) ～ (5) (略)			(3) ～ (5) (略)
<b>5-3-16-5-3-17 (略)</b>			<b>5-3-16-5-3-17 (略)</b>
<b>5-4 (略)</b>			<b>5-4 (略)</b>
<b>第 6 章 新規検査又は予備検査 (指定自動車等の新車)</b>			<b>第 6 章 新規検査又は予備検査 (指定自動車等の新車)</b>
<b>6-1-6-10 (略)</b>			<b>6-1-6-10 (略)</b>
<b>6-11 走行装置</b>	7-11 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。 この場合において、表中 (1) 及び (2) に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これらの基準に適合するものとする。 ただし、次の①から⑤に掲げる自動車にあっては、細目告示別添 3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添 5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよいものとし、諸元表に記載されているタイヤと異なるもの(タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等が		7-11 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。 この場合において、表中 (1) 及び (2) に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-S13 に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これらの基準に適合するものとする。 ただし、次の①から⑤に掲げる自動車にあっては、細目告示別添 3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添 5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよいものとし、諸元表に記載されているタイヤと異なるもの(タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等が

新旧対照表  
4 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧				
<p>⑥ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車を除く。）に備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R141-01-S2 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるタイヤ空気圧監視装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R141-01-S2 の 5. 及び 6. に適合するものとする。</p> <p>なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（細目告示第 11 条第 6 項、第 89 条第 5 項関係）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(4) ～ (5)（略）</p> <p><b>7-11-2～7-11-7（略）</b></p> <p><b>7-12 操縦装置</b>  <b>7-12-1 性能要件</b>  <b>7-12-1-1（略）</b>  <b>7-12-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（7-12-1-1 (1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 12 条第 2 項関係、細目告示第 90 条第 2 項関係）</p> <p>① 7-12-1-1 (1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-S5 の 5. に適合すること。</p> <p>なお、表 1 の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。</p> <p>②（略）</p> <p>③ 表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-S5 の 5. に適合すること。</p> <p>④（略）</p> <p>⑤ 次に掲げる書面等により、UN R121-01-S5 の 5. に定める基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①から④までの基準に適合するものとする。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>表 1  <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>(略)</td></tr> </table> </p> <p>表 2  <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>(略)</td></tr> </table> </p> <p>注 1～注 12（略）</p>	(略)	(略)	<p>⑥ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車を除く。）に備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R141-01 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるタイヤ空気圧監視装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R141-01 の 5. 及び 6. に適合するものとする。</p> <p>なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（細目告示第 11 条第 6 項、第 89 条第 5 項関係）</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(4) ～ (5)（略）</p> <p><b>7-11-2～7-11-7（略）</b></p> <p><b>7-12 操縦装置</b>  <b>7-12-1 性能要件</b>  <b>7-12-1-1（略）</b>  <b>7-12-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（7-12-1-1 (1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 12 条第 2 項関係、細目告示第 90 条第 2 項関係）</p> <p>① 7-12-1-1 (1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-S4 の 5. に適合すること。</p> <p>なお、表 1 の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。</p> <p>②（略）</p> <p>③ 表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-S4 の 5. に適合すること。</p> <p>④（略）</p> <p>⑤ 次に掲げる書面等により、UN R121-01-S4 の 5. に定める基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①から④までの基準に適合するものとする。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>表 1  <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>(略)</td></tr> </table> </p> <p>表 2  <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>(略)</td></tr> </table> </p> <p>注 1～注 12（略）</p>	(略)	(略)
(略)					

新旧対照表  
57 / 282

新	旧
<p>注 13 タイヤ空気圧監視システム (TPMS)、タイヤ空気圧補充システム (TPRS) 及び中央タイヤ空気圧調整システム (CTIS) の異常を示すために使用してもよい。</p> <p>注 14～注 21（略）</p> <p>(2) ～ (4)（略）</p> <p><b>7-12-2～7-12-9（略）</b></p> <p><b>7-13 かじ取装置</b>  <b>7-13-1 性能要件</b>  <b>7-13-1-1～7-13-1-2（略）</b>  <b>7-13-1-3 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-04-S3 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、UN R79-04-S3 に定める 2. 3. 4. 1. 3.、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システム (2. 3. 4. 5. に定める機能を有するものであって、5. 1. 6. 3. 1. (a) に適合するものに限る。) を備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。</p> <p>この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-04-S3 の 5. 及び 6. に適合するものとみなす。（細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 自動車（次に掲げるものを除く。）のかじ取装置は、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R12-05 の 5. (5. 5. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及びその形状が専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の形状に類する自動車について、UN R12-05 の 5. 1. 及び 5. 3. の規定は適用しないものとする。（保安基準第 11 条第 2 項関係、細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係）</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>(4) ～ (5)（略）</p> <p><b>7-13-2～7-13-14（略）</b></p> <p><b>7-14 施設装置等</b>  <b>7-14-1（略）</b>  <b>7-14-2 性能要件</b>  <b>7-14-2-1（略）</b>  <b>7-14-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二</p>	<p>注 13 タイヤ空気圧監視システム (TPMS) の異常を示すために使用してもよい。</p> <p>注 14～注 21（略）</p> <p>(2) ～ (4)（略）</p> <p><b>7-12-2～7-12-9（略）</b></p> <p><b>7-13 かじ取装置</b>  <b>7-13-1 性能要件</b>  <b>7-13-1-1～7-13-1-2（略）</b>  <b>7-13-1-3 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-04-S2 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、UN R79-04-S2 に定める 2. 3. 4. 1. 3.、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システム (2. 3. 4. 5. に定める機能を有するものであって、5. 1. 6. 3. 1. (a) に適合するものに限る。) を備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。</p> <p>この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-04-S2 の 5. 及び 6. に適合するものとみなす。（細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 自動車（次に掲げるものを除く。）のかじ取装置は、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R12-04-S5 の 5. (5. 5. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及びその形状が専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の形状に類する自動車について、UN R12-04-S5 の 5. 1. 及び 5. 3. の規定は適用しないものとする。（保安基準第 11 条第 2 項関係、細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係）</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>(4) ～ (5)（略）</p> <p><b>7-13-2～7-13-14（略）</b></p> <p><b>7-14 施設装置等</b>  <b>7-14-1（略）</b>  <b>7-14-2 性能要件</b>  <b>7-14-2-1（略）</b>  <b>7-14-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二</p>

新旧対照表  
58 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>輸自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が2tを超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに <u>UN R162-00-S3 の 5. (5.4. 及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。)</u> に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 14 条第 2 項関係、細目告示第 92 条第 3 項関係)</p> <p>(2) 次に掲げるイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 92 条第 4 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザ</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているイモビライザ又はこれに準ずる性能を有するイモビライザ</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきイモビライザの指定を受けた自動車に備えるイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザ又はこれに準ずる性能を有するイモビライザ</p> <p><b>7-14-3 (略)</b>  <b>7-14-4 適用関係の整理</b>  (1) ~ (2) (略)  (3) 次に掲げる自動車については、7-14-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係)  ① 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車  ② 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの  ア 令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車  イ 令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車とイモビライザに係る性能が同一であるもの  ウ 指定自動車等以外の自動車  ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの  ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は</p>	<p>輸自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が2tを超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに <u>細目告示別添 9「イモビライザの技術基準」(5.3.8. 及び別紙 1 の規定を除く。)</u> に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 14 条第 2 項関係、細目告示第 92 条第 3 項関係)</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 92 条第 3 項関係)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>7-14-3 (略)</b>  <b>7-14-4 適用関係の整理</b>  (1) ~ (2) (略)  (新設)</p>

新旧対照表  
59 / 282

新	旧
<p>記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</p> <p><b>7-14-5~7-14-6 (略)</b>  <b>7-14-7 従前規定の適用③</b>  次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係)  ① 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車  ② 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの  ア 令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車  イ 令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車とイモビライザに係る性能が同一であるもの  ウ 指定自動車等以外の自動車  ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの  ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</p> <p><b>7-14-7-1 装備要件</b>  7-14-1 に同じ。  <b>7-14-7-2 性能要件</b>  <b>7-14-7-2-1</b>  7-14-2-1 に同じ。  <b>7-14-7-2-2 書面等による審査</b>  (1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が2tを超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 9「イモビライザの技術基準」(5.3.8. 及び別紙 1 の規定を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。  この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。  (2) 指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>	<p><b>7-14-5~7-14-6 (略)</b>  <u>(新設)</u></p>

新旧対照表  
60 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p><b>7-15 トラック・バスの制動装置</b>  <b>7-15-1 (略)</b>  <b>7-15-2 性能要件</b>  <b>7-15-2-1～7-15-2-2 (略)</b>  <b>7-15-2-3 書面等による審査</b>            (1) (略)            (2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第15条第2項関係、細目告示第93条第2項関係、適用関係告示第9条第37項及び第44項関係)            ① ②から④に掲げる自動車以外のものについては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。            ア 制動装置は、UN R13-12-S1の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。            イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S1 附則13に適合すること。            ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S1 附則21に適合すること。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。            ② (略)            ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)であって車両総重量が5tを超えるものについては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。            ア 制動装置は、UN R13-12-S1の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。            イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S1 附則13に適合すること。            ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-12-S1 附則21に適合すること。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。            ④ (略)            (3) (略)  <b>7-15-3 (略)</b>  <b>7-15-4 適用関係の整理</b>            (1)～(10) (略)            (11) 次に掲げる自動車のうち電動駐車制動装置を備えるものについては、7-15-15(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第60項関係)            ① 令和6年8月31日以前に製作された自動車</p>	<p><b>7-15 トラック・バスの制動装置</b>  <b>7-15-1 (略)</b>  <b>7-15-2 性能要件</b>  <b>7-15-2-1～7-15-2-2 (略)</b>  <b>7-15-2-3 書面等による審査</b>            (1) (略)            (2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第15条第2項関係、細目告示第93条第2項関係、適用関係告示第9条第37項及び第44項関係)            ① ②から④に掲げる自動車以外のものについては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。            ア 制動装置は、UN R13-11-S18の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。            イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S18 附則13に適合すること。            ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S18 附則21に適合すること。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。            ② (略)            ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)であって車両総重量が5tを超えるものについては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。            ア 制動装置は、UN R13-11-S18の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。            イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S18 附則13に適合すること。            ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-11-S18 附則21に適合すること。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。            ④ (略)            (3) (略)  <b>7-15-3 (略)</b>  <b>7-15-4 適用関係の整理</b>            (1)～(10) (略)            (新設)</p>

新旧対照表  
61 / 282

新	旧
<p>② 令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの            ア 令和6年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車            イ 令和6年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、同年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と駐車制動装置の性能が同一のもの            ウ 指定自動車等以外の自動車            ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年8月31日以前のもの            ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの  <b>7-15-5～7-15-11 (略)</b>  <b>【制動装置：UN R13 適用(車両安定性制御装置(EVSC)任意装備)】</b>  <b>7-15-12 従前規定の適用⑧</b>            次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係)            ①～③ (略)  <b>7-15-12-1 (略)</b>  <b>7-15-12-2 性能要件</b>  <b>7-15-12-2-1～7-15-12-2-2 (略)</b>  <b>7-15-12-2-3 書面等による審査</b>            (1) (略)            (2) 制動装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。            ① ②から④に掲げる自動車以外のものについては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。            ア 制動装置は、UN R13-12-S1の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。            イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S1 附則13に適合すること。            ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える自動車にあってはUN R13-12-S1 附則21に適合すること。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。            ②～④ (略)            (3) (略)</p>	<p><b>7-15-5～7-15-11 (略)</b>  <b>【制動装置：UN R13 適用(車両安定性制御装置(EVSC)任意装備)】</b>  <b>7-15-12 従前規定の適用⑧</b>            次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係)            ①～③ (略)  <b>7-15-12-1 (略)</b>  <b>7-15-12-2 性能要件</b>  <b>7-15-12-2-1～7-15-12-2-2 (略)</b>  <b>7-15-12-2-3 書面等による審査</b>            (1) (略)            (2) 制動装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。            ① ②から④に掲げる自動車以外のものについては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。            ア 制動装置は、UN R13-11-S18の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。            イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S18 附則13に適合すること。            ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える自動車にあってはUN R13-11-S18 附則21に適合すること。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。            ②～④ (略)            (3) (略)</p>

新旧対照表  
62 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p><b>7-15-13 (略)</b>  <b>【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】</b>  <b>7-15-14 従前規定の適用④</b>            次の①から⑤までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第37項及び第52項関係)            ①～⑤ (略)</p> <p><b>7-15-14-1 (略)</b>  <b>7-15-14-2 性能要件</b>  <b>7-15-14-2-1～7-15-14-2-2 (略)</b>  <b>7-15-14-2-3 書面等による審査</b>            (1) (略)            (2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①にかかわらず、②の基準に適合するものであればよい。            ① ②に掲げる自動車以外のものについては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。            ア 制動装置は、UN R13-12-S1の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。            イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-12-S1 附則 13に適合すること。            ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合においては、UN R13-12-S1 附則 21に適合すること。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。            ② (略)            (3) (略)</p> <p><b>7-15-15 従前規定の適用④</b>            次に掲げる自動車のうち電動駐車制動装置を備えるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第60項関係)            ① 令和6年8月31日以前に製作された自動車            ② 令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの            ア 令和6年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車            イ 令和6年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、同年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と駐車制動装置の性能が同一のもの            ウ 指定自動車等以外の自動車            ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日</p>	<p><b>7-15-13 (略)</b>  <b>【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】</b>  <b>7-15-14 従前規定の適用④</b>            次の①から⑤までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第37項及び第52項関係)            ①～⑤ (略)</p> <p><b>7-15-14-1 (略)</b>  <b>7-15-14-2 性能要件</b>  <b>7-15-14-2-1～7-15-14-2-2 (略)</b>  <b>7-15-14-2-3 書面等による審査</b>            (1) (略)            (2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①にかかわらず、②の基準に適合するものであればよい。            ① ②に掲げる自動車以外のものについては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。            ア 制動装置は、UN R13-11-S18の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。            イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S18 附則 13に適合すること。            ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合においては、UN R13-11-S18 附則 21に適合すること。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。            ② (略)            (3) (略)            (新設)</p>

新旧対照表  
63 / 282

新	旧
<p>において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年8月31日以前のもの  <b>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの</b></p> <p><b>7-15-15-1 装備要件</b>            7-15-1に同じ。  <b>7-15-15-2 性能要件</b>  <b>7-15-15-2-1 テスタ等による審査</b>            9-3の規定による。  <b>7-15-15-2-2 視認等による審査</b>            7-15-2-2に同じ。  <b>7-15-15-2-3 書面等による審査</b>            (1) 7-15-2-3 (1)に同じ。            (2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。            ① ②から④に掲げる自動車以外のものについては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。            ア 制動装置は、UN R13-11-S18の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。            イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S18 附則 13に適合すること。            ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S18 附則 21に適合すること。            ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。            ② 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車にあっては、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。            ア 7-15-15-2-3 (2) ①の基準            イ 7-16-2-3 (1) ①から④までの基準(7-16-2-2 (2)の基準に適合するものに限る。)            ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)であって車両総重量が5tを超えるものについては、次のアからウに掲げる基準に適合すること。            ア 制動装置は、UN R13-11-S18の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。            イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-11-S18 附則 13に適合すること。            ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合においては、UN R13-11-S18 附則 21</p>	

新旧対照表  
64 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>に適合すること。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあってはこの限りでない。</p> <p>④ 指定自動車等以外の自動車にあっては、次のアからイに掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。</p> <p>イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。</p> <p>(3) 7-15-2-3 (3) に同じ。</p> <p><b>7-16 乗用車の制動装置</b>  <b>7-16-1 (略)</b>  <b>7-16-2 性能要件</b>  <b>7-16-2-1～7-16-2-2 (略)</b>  <b>7-16-2-3 書面等による審査</b>            (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④までに掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第3項、細目告示第93条第3項関係)            ① 制動装置は、UN R13H-01-S4の5.及び6.に適合すること。            ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13H-01-S4附則6に適合すること。            ③～④ (略)            (2) (略)  <b>7-16-3～7-16-10 (略)</b>  <b>7-16-11 従前規定の適用</b>            平成26年1月29日以前に製作された自動車(平成24年10月1日(軽自動車にあっては平成26年1月30日)以降の型式指定自動車(平成24年9月30日(軽自動車にあっては平成26年9月30日)以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。)を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第16項及び第17項関係)  <b>7-16-11-1 (略)</b>  <b>7-16-11-2 性能要件</b>  <b>7-16-11-2-1～7-16-11-2-2 (略)</b>  <b>7-16-11-2-3 書面等による審査</b></p>	<p><b>7-16 乗用車の制動装置</b>  <b>7-16-1 (略)</b>  <b>7-16-2 性能要件</b>  <b>7-16-2-1～7-16-2-2 (略)</b>  <b>7-16-2-3 書面等による審査</b>            (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④までに掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第3項、細目告示第93条第3項関係)            ① 制動装置は、UN R13H-01-S3の5.及び6.に適合すること。            ② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13H-01-S3附則6に適合すること。            ③～④ (略)            (2) (略)  <b>7-16-3～7-16-10 (略)</b>  <b>7-16-11 従前規定の適用</b>            平成26年1月29日以前に製作された自動車(平成24年10月1日(軽自動車にあっては平成26年1月30日)以降の型式指定自動車(平成24年9月30日(軽自動車にあっては平成26年9月30日)以前の型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車を除く。)を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第16項及び第17項関係)  <b>7-16-11-1 (略)</b>  <b>7-16-11-2 性能要件</b>  <b>7-16-11-2-1～7-16-11-2-2 (略)</b>  <b>7-16-11-2-3 書面等による審査</b></p>

新旧対照表  
65 / 282

新	旧
<p><b>7-19-3～7-19-10 (略)</b></p> <p><b>7-20 衝突被害軽減制動制御装置</b>  <b>7-20-1 装備要件</b>            (1) 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が3.5tを超えるものの制動装置には、7-20-2-2 (1) に定める衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。            この場合において、液体の圧力により作動する主制動装置を備える車両総重量8t以下の自動車にあっては、7-20-2-2 (2) に定める衝突被害軽減制動制御装置であってもよい。            ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。(細目告示第15条第7項、細目告示第93条第8項、適用関係告示第9条第44項関係)            ①～④ (略)            (2) (略)  <b>7-20-2 性能要件</b>  <b>7-20-2-1 (略)</b>  <b>7-20-2-2 書面等による審査</b>            衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第7項、第8項、細目告示第93条第8項、第9項、適用関係告示第9条第44項関係)            (1) 7-20-1 (1) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-02の5.及び6.に適合するものでなければならない。            ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあっては、この限りでない。            この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。            ①～③ (略)            (2) 7-20-1 (1) 後段及び7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02-S2の5.及び6.に適合するものでなければならない。            この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。            ①～③ (略)  <b>7-20-3 (略)</b>  <b>7-20-4 適用関係の整理</b>            (1)～(5) (略)            (6) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第61項関係)            ① 同表の区分に応じた「指定等年月日」以前に製作された自動車</p>	<p><b>7-19-3～7-19-10 (略)</b></p> <p><b>7-20 衝突被害軽減制動制御装置</b>  <b>7-20-1 装備要件</b>            (1) 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が3.5tを超えるものの制動装置には、7-20-2-2 (1) に定める衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。            ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。(細目告示第15条第7項、細目告示第93条第8項、適用関係告示第9条第44項関係)            ①～④ (略)            (2) (略)  <b>7-20-2 性能要件</b>  <b>7-20-2-1 (略)</b>  <b>7-20-2-2 書面等による審査</b>            衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第7項、第8項、細目告示第93条第8項、第9項、適用関係告示第9条第44項関係)            (1) 7-20-1 (1) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-01-S2の5.及び6.に適合するものでなければならない。            ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあっては、この限りでない。            この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。            ①～③ (略)            (2) 7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02-S1の5.及び6.に適合するものでなければならない。            この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。            ①～③ (略)  <b>7-20-3 (略)</b>  <b>7-20-4 適用関係の整理</b>            (1)～(5) (略)            (新設)</p>

新旧対照表  
69 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧						
<p>② 同表の区分に応じた「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が同表の区分に応じた「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が同表の区分に応じた「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t を超える自動車</td> <td style="text-align: center;">R7. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R10. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-20-5 (略)</p> <p><b>7-20-6 従前規定の適用②</b></p> <p>次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 18 項、19 項、20 項、21 項、22 項、23 項、第 39 項、第 42 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-20-6-1 (略)</b></p> <p><b>7-20-6-2 性能要件</b></p> <p><b>7-20-6-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-20-6-2-2 書面等による審査</b></p> <p>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t を超えるものの制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 又は (2) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。</p> <p>①～④ (略)</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t を超える自動車	R7. 8. 31	R10. 8. 31	<p>7-20-5 (略)</p> <p><b>7-20-6 従前規定の適用②</b></p> <p>次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 18 項、19 項、20 項、21 項、22 項、23 項、第 39 項、第 42 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-20-6-1 (略)</b></p> <p><b>7-20-6-2 性能要件</b></p> <p><b>7-20-6-2-1 (略)</b></p> <p><b>7-20-6-2-2 書面等による審査</b></p> <p>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t を超えるものの制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 又は (2) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。</p> <p>①～④ (略)</p>
区分	指定等年月日	製作年月日					
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t を超える自動車	R7. 8. 31	R10. 8. 31					

新旧対照表  
70 / 282

新	旧						
<p>(1) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00 の 5. 及び 6.、UN R131-02 の 5. 及び 6. 又は平成 25 年 11 月 12 日付け国土交通省告示第 1100 号による改正前の細目告示別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00 の 5. 及び 6. 又は UN R131-02 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-20-7～7-20-9 (略)</b></p> <p><b>7-20-10 従前規定の適用⑥</b></p> <p>次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 61 項関係)</p> <p>① 同表の区分に応じた「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 同表の区分に応じた「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が同表の区分に応じた「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が同表の区分に応じた「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t を超える自動車</td> <td style="text-align: center;">R7. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R10. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>7-20-10-1 装備要件</b></p> <p>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t を超える自動車	R7. 8. 31	R10. 8. 31	<p>(1) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00 の 5. 及び 6.、UN R131-01-S2 の 5. 及び 6. 又は平成 25 年 11 月 12 日付け国土交通省告示第 1100 号による改正前の細目告示別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00 の 5. 及び 6. 又は UN R131-01-S2 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-20-7～7-20-9 (略)</b> (新設)</p>
区分	指定等年月日	製作年月日					
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t を超える自動車	R7. 8. 31	R10. 8. 31					

新旧対照表  
71 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5tを超えるものの制動装置には、7-20-2-2（1）に定める衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。</p> <p>① 高速道路等において運行しない自動車</p> <p>② 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</p> <p>③ 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</p> <p>④ 指定自動車等以外の貨物の運送の用に供する自動車であって、車軸の数が4を超えるもの</p> <p><b>7-20-10-2 性能要件</b>  <b>7-20-10-2-1 視認等による審査</b>            衝突被害軽減制動制御装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。            この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警告するものであること。</p> <p><b>7-20-10-2-2 書面等による審査</b>            衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、7-20-10-1に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-01-S2の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあっては、この限りでない。</p> <p>この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</p> <p><b>7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</b>  <b>7-21-1 性能要件</b>  <b>7-21-1-1 視認等による審査</b></p>	<p><b>7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</b>  <b>7-21-1 性能要件</b>  <b>7-21-1-1 視認等による審査</b></p>

新旧対照表  
72 / 282

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、被牽引自動車（慣性制動装置による主制動装置を備えるもの又は7-19-1（3）の規定により主制動装置を省略したものに限る。）であって、連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、かつ、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものには、この限りでない。（細目告示第16条第4項関係、細目告示第94条第4項関係）</p> <p>④ (略)</p> <p><b>7-21-1-2 書面等による審査</b>            (1) 牽引自動車（最高速度が25km/h以下のものを除く。）及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-12-S1の5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-12-S1の5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものとする。（細目告示第16条第1項、第94条第1項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-21-2～7-21-24 (略)</b></p> <p><b>7-22 (略)</b></p> <p><b>7-23 燃料装置</b>  <b>7-23-1 性能要件</b>  <b>7-23-1-1 (略)</b>  <b>7-23-1-2 書面等による審査</b>            (1)～(2) (略)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、燃料タンク及び配管がUN R34-03-S2の5.及び6.又は13.に適合するものであるときは、UN R34-03-S2の8.1.1.は適用しない。（保安基準第15条第2項関係、</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、被牽引自動車（慣性制動装置による主制動装置を備えるもの及び7-19-1（3）の規定により主制動装置を省略したものに限る。）であって、連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、かつ、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものには、この限りでない。（細目告示第16条第4項関係、細目告示第94条第4項関係）</p> <p>④ (略)</p> <p><b>7-21-1-2 書面等による審査</b>            (1) 牽引自動車（最高速度が25km/h以下のものを除く。）及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-11-S18の5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-11-S18の5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものとする。（細目告示第16条第1項、第94条第1項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-21-2～7-21-24 (略)</b></p> <p><b>7-22 (略)</b></p> <p><b>7-23 燃料装置</b>  <b>7-23-1 性能要件</b>  <b>7-23-1-1 (略)</b>  <b>7-23-1-2 書面等による審査</b>            (1)～(2) (略)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、燃料タンク及び配管がUN R34-03-S2の5.及び6.又は13.に適合するものであるときは、UN R34-03-S2の8.1.1.は適用しない。（保安基準第15条第2項関係、</p>

新旧対照表  
73 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係</p> <p>① 自動車（次に掲げるものを除く。）は UN R137-02-S3 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 ア～エ（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車は UN R153-00-S2 の 5.2.1.（5.2.1.3. から 5.2.1.5. を除く。）に適合すること。</p> <p>④ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R94-04-S1 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 ア～エ（略）</p> <p>⑤ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R95-05-S2 の 5.3.6. に適合すること。 ア～エ（略）</p> <p>⑥ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R135-02 の 5.5.1. に適合すること。 ア～オ（略）</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p><b>7-23-2～7-23-3（略）</b></p> <p><b>7-23-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1)～(10)（略）</p> <p>[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用]</p> <p>(11) 次の表に掲げる区分に応じた自動車（(12)の自動車を除く。）であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-23-15（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 14 項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用]</p> <p>(12) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、貨物の運送の用に供する車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 以下であるボンネットを有さない小型自動車（車枠と車体が一体構造のものを除く。）であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるものうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-23-16（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 15 項関係）</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の</p>	<p>細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係</p> <p>① 自動車（次に掲げるものを除く。）は UN R137-02-S1 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 ア～エ（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車は UN R153-00-S1 の 5.2.1.（5.2.1.3. から 5.2.1.5. を除く。）に適合すること。</p> <p>④ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R94-04 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 ア～エ（略）</p> <p>⑤ 自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R95-05-S1 の 5.3.6. に適合すること。 ア～エ（略）</p> <p>⑥ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R135-01-S2 の 5.5.1. に適合すること。 ア～オ（略）</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p><b>7-23-2～7-23-3（略）</b></p> <p><b>7-23-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1)～(10)（略）</p> <p>[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用]</p> <p>(11) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-23-15（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 14 項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表  
74 / 282

新	旧						
<p>保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 45%;">指定等年月日</th> <th style="width: 45%;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R14.8.31</td> <td>R16.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>7-23-5～7-23-14（略）</b></p> <p><b>[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用]</b></p> <p><b>7-23-15 従前規定の適用①</b></p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車（7-23-16 の自動車を除く。）であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 14 項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p><b>7-23-15-1（略）</b></p> <p><b>[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用]</b></p> <p><b>7-23-16 従前規定の適用②</b></p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、貨物の運送の用に供する車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 以下であるボンネットを有さない小型自動車（車枠と車体が一体構造のものを除く。）であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるものうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 15 項関係）</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R14.8.31	R16.8.31	<p><b>7-23-5～7-23-14（略）</b></p> <p><b>[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用]</b></p> <p><b>7-23-15 従前規定の適用①</b></p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 14 項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p><b>7-23-15-1（略）</b></p> <p>（新設）</p>
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R14.8.31	R16.8.31					

新旧対照表  
75 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧						
<p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R14.8.31</td> <td>R16.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>7-23-16-1 性能要件</b>  <b>7-23-16-1-1 視認等による審査</b>  7-23-1-1に同じ。  <b>7-23-16-1-2 書面等による審査</b>  (1) 7-23-1-2 (1)に同じ。  (2) 7-23-1-2 (2)に同じ。  (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。  ただし、燃料タンク及び配管がUN R34-03-S2の5.及び6.又は13.に適合するものであるときは、UN R34-03-S2の8.1.1.は適用しない。  ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに三輪自動車を除く。）にあっては、UN R137-01-S2の5.2.6.及び5.2.7.に適合すること。  ② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.8tを超え3.5t未満の自動車に限る。）であって、三輪自動車以外のものにあつては、UN</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R14.8.31	R16.8.31	
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R14.8.31	R16.8.31					

新旧対照表  
76 / 282

新	旧
<p>R137-01-S2の5.2.6.及び5.2.7.に適合すること。</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車（車両総重量2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量2.8tを超える自動車を除く。）にあっては、UN R137-01-S2の5.2.6.及び5.2.7.並びに細目告示別添17「衝突時における燃料漏れ防止の技術基準」の3.2.に適合すること。  ただし、UN R34-03-S2の8.に適合する場合にあっては、細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の3.2.に適合することを要しない。</p> <p>④ 7-23-1-2 (3) ①に同じ。  ⑤ 7-23-1-2 (3) ①に同じ。  ⑥ 7-23-1-2 (3) ①に同じ。  (4) 7-23-1-2 (4)に同じ。  (5) 7-23-1-2 (5)に同じ。</p> <p><b>7-24 (略)</b></p> <p><b>7-25 高圧ガスの燃料装置</b>  <b>7-25-1 性能要件</b>  <b>7-25-1-1 (略)</b>  <b>7-25-1-2 書面等による審査</b>  (1) (略)  (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。  この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第17条第3項関係、細目告示第20条第4項関係、第98条第4項関係）  ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R137-02-S3（附則3に限る。）に定める方法及び細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S1（7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。  ア～エ (略)  ②～⑤ (略)  (3) ～ (5) (略)</p> <p><b>7-25-2～7-25-18 (略)</b></p>	<p><b>7-24 (略)</b></p> <p><b>7-25 高圧ガスの燃料装置</b>  <b>7-25-1 性能要件</b>  <b>7-25-1-1 (略)</b>  <b>7-25-1-2 書面等による審査</b>  (1) (略)  (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。  この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第17条第3項関係、細目告示第20条第4項関係、第98条第4項関係）  ① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあっては、UN R137-02-S2（附則3に限る。）に定める方法及び細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S1（7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。  ア～エ (略)  ②～⑤ (略)  (3) ～ (5) (略)</p> <p><b>7-25-2～7-25-18 (略)</b></p>

新旧対照表  
77 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>7-26 電気装置 7-26-1 性能要件 7-26-1-1 視認等による審査 (1) (略) (削除)</p>	<p>7-26 電気装置 7-26-1 性能要件 7-26-1-1 視認等による審査 (1) (略) (2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。 ただし、(4)の自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第17条の2第5項関係、細目告示第99条第7項第1号関係） ① 高電圧の部分に有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、電気保護バリヤ、エンクローージャその他保護部は、次のア及びイの要件を満たすものであること。 ただし、作動電圧が直流60V又は交流30V（実効値）以下の部分であって作動電圧が直流60V又は交流30V（実効値）を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分にあっては、この限りでない。（細目告示第99条第7項第1号イ） ア 客室内及び荷室内からの高電圧活電部に対する保護は、いかなる場合においても保護等級IPXXDを満たすものであること。 この場合において、作動電圧が直流60V又は交流30V（実効値）を超える部分を有する動力系からトランス等により直流電氣的に絶縁された電気回路に設置されるコンセントの高電圧活電部並びに工具を使用しないで開放、分解又は除去できるサービス・プラグにあっては、開放、分解又は除去した状態において、保護等級IPXXBを満たすものであればよい。 イ 客室内及び荷室内以外からの高電圧活電部に対する保護は、保護等級IPXXBを満たすものであること。 ② ①の固体の絶縁体、電気保護バリヤ及びエンクローージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。 ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。（細目告示第99条第7項第1号イ） ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであって、自動車の上面（車両総重量5tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車及びこれに類する形状の自動車に限る。）及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの イ 動力系の電気回路のコネクタであって、コネクタの結合を分離した後1秒以内に活電部の電圧が直流60V又は交流30V（実効値）以下となるものであること。</p>

新旧対照表  
78 / 282

新	旧
<p></p>	<p>り、かつ、①ア及びイの要件を満たすもの ③ 作動電圧が直流60V又は交流30V（実効値）を超える部分を有する動力系（作動電圧が直流60V又は交流30V（実効値）以下の部分であって、作動電圧が直流60V又は交流30V（実効値）を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。）の活電部を保護する電気保護バリヤ及びエンクローージャには、次図の例による感電保護のための警告表示がなされていること。 ただし、次のアからウに掲げる電気保護バリヤ及びエンクローージャにあってはこの限りでない。（細目告示第99条第7項第1号ロ） ア 工具を使用して他の部品を取外す以外には触れることができない場所に備えられているもの イ 自動車（車両総重量5tを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車及びこれに類する形状の自動車に限る。）の上面及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの ウ 電気保護バリヤ、エンクローージャ又は固体の絶縁体により、二重以上の保護がなされているもの ☒ 感電保護のための警告表示  （注）黄色地に黒色とする。 ④ 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線（エンクローージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。）は、橙色の被膜を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。（細目告示第99条第7項第1号ハ） ⑤ 活電部と電氣的シャシとの間の絶縁抵抗を監視し、絶縁抵抗が作動電圧1V当たり100Ωに低下する前に運転者へ警報する機能を備える自動車にあっては、当該機能が正常に作動しており、かつ、当該機能による警報が発報されていないものであること。（細目告示第99条第7項第1号ニ） ⑥ 動力系は、原動機用蓄電池及び当該蓄電池と接続する機器との間の電気回路における短絡故障時の過電流による火災を防止するため、電気回路を遮断するヒューズ、サーキットブレーカ等を備えたものであること。 ただし、原動機用蓄電池が短絡故障後に放電を完了するまでの間において、配線及び原動機用蓄電池に火災を生じるおそれがない動力系にあっては、この限りでない。（細目告示第99条第7項第1号ホ） ⑦ 導電性の電気保護バリヤ、エンクローージャその他保護部の露出導電部は、人体の接触による感電を防止するため、危険な電位を生じないよう、電線、アース束</p>

新旧対照表  
79 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(削除)</p>	<p>線等による接続、溶接、ボルト締め等により直流電氣的に電氣的シャシに確実に接続されているものであること。(細目告示第99条第7項第1号へ)</p> <p>⑧ 充電系連結システムは、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分を除き、固体の絶縁体、電気保護バリア、エンクロージャその他保護部によりア及びイの要件を満たすよう保護されたものであること。(細目告示第99条第7項第1号ト)</p> <p>ア 充電系連結システムの客室内及び荷室内からの保護は、外部電源と接続していない状態において、保護等級IPXXDを満たすものであること。</p> <p>イ 充電系連結システムの客室内及び荷室内以外からの保護は、外部電源と接続していない状態において、保護等級IPXXBを満たすものであること。</p> <p>ただし、外部電源との接続を外した直後に、車両側の接続部において、充電系連結システムの活電部の電圧が1秒以内に直流60V又は交流30V(実効値)以下となるコネクタについてはこの限りでない。</p> <p>⑨ ⑧の個体の絶縁体、電気保護バリア、エンクロージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあつてはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第1号ト)</p> <p>ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであつて、自動車の上(車両総重量5tを超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車及びこれに類する形状の自動車に限る。)及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 充電系連結システムの電気回路のコネクタであつて、コネクタの結合を分離した後1秒以内に活電部の電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下となるものであり、かつ、⑧ア及びイの要件を満たすもの</p> <p>⑩ 接地された外部電源と接続するための装置は、電氣的シャシが直流電氣的に大地に接続できるものであること。(細目告示第99条第7項第1号チ)</p> <p>⑪ 水素ガスを発生する開放式原動機用蓄電池を収納する場所は、水素ガスが滞留しないように換気扇又は換気ダクト等を備え、かつ、客室内に水素ガスを放出しないものであること。(細目告示第99条第7項第1号リ)</p> <p>⑫ 自動車が停車した状態から変速機の変速位置を変更し、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあること又は変速機の変速位置を変更せず、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあることを運転者に表示する装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、内燃機関及び電動機を原動機とする自動車にあつては、内燃機関が作動中において表示することを要しない。(細目告示第99条第7項第1号ス)</p> <p>⑬ 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれ</p>

新旧対照表  
80 / 282

新	旧
	<p>がないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。</p> <p>ただし、7-26-1-2(3)②ア及びイに掲げる自動車には適用しない。(保安基準第17条の2第5項関係、細目告示第99条第7項第2号関係、適用関係告示第14条第15項関係)</p> <p>① 高電圧の部分(動力系)の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリア、エンクロージャその他保護部は次の要件を満たすものであること。</p> <p>ただし、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であつて作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分にあつてはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第2号イ)</p> <p>ア 活電部に対する保護は、いかなる場合においても保護等級IPXXDを満たすものでなければならない。</p> <p>ただし、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分を有する動力系からトランス等により直流電氣的に絶縁された電気回路に設置されるコンセントの活電部及び工具を使用しないで開放、分解又は除去できるサービス・プラグにあつては、開放、分解又は除去した状態において、保護等級IPXXBを満たすものであればよい。</p> <p>イ 客室又は荷室を有する自動車においては、客室内及び荷室内以外からの活電部に対する保護は、保護等級IPXXD又は保護等級IPXXBを満たすものでなければならない。</p> <p>② ①の固体の絶縁体、バリア及びエンクロージャ又はその他の保護部は確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあつてはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第2号イ)</p> <p>ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであつて、自動車の下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 動力系の電気回路のコネクタであつて、コネクタの結合を分離した後1秒以内に活電部の電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下となるものであり、かつ、①ア及びイの要件を満たすもの</p> <p>③ 作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分を有する動力系(作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であつて、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分を除く。)の活電部を保護するバリア及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のための警告表示がなされていること。</p> <p>ただし、次に掲げるバリア及びエンクロージャにあつてはこの限りでない。(細</p>

新旧対照表  
81 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
	<p>目告示第99条第7項第2号ロ)</p> <p>ア 工具を使用して他の部品を取外す以外には触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 自動車の下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>ウ バリヤ、エンクロージャ又は固体の絶縁体により、二重以上の保護がなされているもの</p> <p>☒ 感電保護のための警告表示</p>  <p>(注) 黄色地に黒色とする。</p> <p>④ 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線(エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。)は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。(細目告示第99条第7項第2号ハ)</p> <p>⑤ 活電部と電氣的シャシとの間の絶縁抵抗を監視し、絶縁抵抗が作動電圧1V当たり100Ωに低下する前に運転者へ警報する機能を備える自動車にあっては、当該機能が正常に作動しており、かつ、当該機能により警報されていないものであること。(細目告示第99条第7項第2号ニ)</p> <p>⑥ 動力系は、原動機用蓄電池及び当該蓄電池と接続する機器との間の電気回路における短絡故障時の過電流による火災を防止するため、電気回路を遮断するヒューズ、サーキットブレーカ等を備えたものであること。</p> <p>ただし、原動機用蓄電池が短絡故障後に放電を完了するまでの間において、配線及び原動機用蓄電池に火災を生じるおそれがない動力系にあってはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第2号ホ)</p> <p>⑦ 導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部は、人体の接触による感電を防止するため、危険な電位を生じないよう、電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等により直流電氣的に電氣的シャシに確実に接続されているものであること。(細目告示第99条第7項第2号ヘ)</p> <p>⑧ 充電系連結システムは、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分を除き、固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部により次の要件を満たすよう保護されたものであること。(細目告示第99条第7項第2号ト)</p> <p>ア 外部電源と接続していない状態の充電系連結システムの保護は、次に掲げるものを除き、保護等級IPXXDを満たすものでなければならない。</p> <p>イ 客室又は荷室を有する自動車においては、外部電源と接続していない状態の充電系連結システムの客室内及び荷室内以外からの保護は、保護等級IPXXD又は保護等級IPXXBを満たすものでなければならない。</p> <p>ただし、車両側の接続部において、外部電源との接続を外した直後に、充</p>

新旧対照表  
82 / 282

新	旧
(削除)	<p>電系連結システムの活電部の電圧が1秒以内に直流60V又は交流30V(実効値)以下となるものについてはこの限りでない。</p> <p>⑨ ⑧の個体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第2号ト)</p> <p>ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであって、自動車の下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 充電系連結システムの電気回路のコネクタであって、コネクタの結合を分離した後1秒以内に活電部の電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下となるものであるものであり、かつ、⑧ア及びイの要件を満たすもの</p> <p>⑩ 接地された外部電源と接続するための装置は、電氣的シャシが直流電氣的に大地に接続できるものであること。(細目告示第99条第7項第2号チ)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)にあっては(2)の規定にかかわらず、(3)の規定に適合するものであればよい。</p> <p>① 次の全てに該当するもの</p> <p>ア 審査時車両状態から原動機用蓄電池を除去した状態の重量が330kg以下</p> <p>イ 最高速度が45km/h以下</p> <p>ウ 最大連続定格出力が4kW以下</p> <p>② ①の自動車以外の自動車であって次の全てに該当するもの</p> <p>ア 審査時車両状態から原動機用蓄電池を除去した状態の重量が380kg(貨物自動車にあっては530kg)以下</p> <p>イ 最大連続定格出力が15kW以下</p> <p>(5) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(2)又は(3)に適合するものとする。(細目告示第99条第9項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられた電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている感電防止装置又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき感電防止装置の指定を受けた自動車に備える電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた感電防止装置又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置</p> <p>(6) 視認又は図面若しくは写真により、次の構造を有することが確認できるものであって、その機能を損なうおそれのある緩み及び損傷のないものは、(2)及び(3)の保護等級IPXXD又は保護等級IPXXBを満たすものとする。</p> <p>① IPXXDの構造は、固体の絶縁体、バリヤ並びにエンクロージャの閉じき及び閉口部が次のいずれかに該当するもの</p>
(削除)	
(削除)	

新旧対照表  
83 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p><b>7-26-1-2 書面等による審査</b>  <b>7-26-1-2-1 書面等による審査（装置関係）</b>            (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第5項関係、細目告示第99条第7項関係、適用関係告示第14条第15項関係）            ① 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の原動機用蓄電池は、UN R100-03-S2の5.及び6.（6.4.を除く。）に適合するものであること。            この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S2の6.2.、6.3.及び6.12.に適合するものとする。</p> <p>② 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）は、UN R100-03-S2の5.1.4.、5.2.3.及び5.2.4.に適合するものであること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、UN R136-01の5.及び6.に適合するものであること。</p> <p>この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R136-01の6.2.、6.3.、6.4.及び6.12.に適合するものとする。（細目告示第99条第7項第2号）</p> <p>（削除）</p>	<p>ア 直径1mm未満のもの            イ 直径1mm以上35mm未満であって、活電部までの距離（あらゆる方向で）が117.5mmを超えるもの            ② IPXXBの構造は、固体の絶縁体、バリヤ並びにエンクロージャの閉き及び開口部が次のいずれかに該当するもの            ア 直径4mm未満であって、活電部までの距離（あらゆる方向で）が2mmを超えるもの            イ 直径12mm未満であって、活電部までの距離（あらゆる方向で）が20mmを超えるもの</p> <p><b>7-26-1-2 書面等による審査</b>  <b>（新設）</b>            (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第5項関係、細目告示第99条第7項関係、適用関係告示第14条第15項関係）            ① 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の原動機用蓄電池は、UN R100-03-S1の6.（6.4.を除く。）に適合するものであること。            この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S1の6.2.、6.3.及び6.10.に適合するものとする。            また、7-26-1-1(4)の自動車にあっては、②の基準に適合するものであればよい。（細目告示第99条第7項第1号）            ② 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）は、UN R100-03-S1の5.1.4.、5.2.3.及び5.2.4.に適合するものであること。            ③ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、UN R136-00の5.2.及び5.3.並びに6.（客室を有しない自動車にあっては6.4.2.及び6.5.を除く。）に適合するものであること。            この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R136-00の6.2.、6.3.及び6.10.に適合するものとする。            なお、次に掲げる自動車にはUN R136-00の規定は適用しない。（細目告示第99条第7項第2号リ、ヌ）            ア 令和2年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車であって、次に掲げる自動車以外のもの            (ア) 平成30年1月20日以降の型式指定自動車            (イ) 平成30年1月20日以降の新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車であって電力により作動する原動機を有するもの（平成30年1</p>

新旧対照表  
84 / 282

新	旧
<p>（削除）</p> <p>(2) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準に適合するものであればよい。（細目告示第99条第7項第1号関係）            ① 次の全てに該当するもの            ア 審査時車両状態から原動機用蓄電池を取除いた状態の重量が330kg以下            イ 最高速度が45km/h以下            ウ 最大連続定格出力が4kW以下            ② ①の自動車以外の自動車であって次の全てに該当するもの            ア 審査時車両状態から原動機用蓄電池を取除いた状態の重量が380kg（貨物自動車にあっては530kg）以下            イ 最大連続定格出力が15kW以下</p> <p><b>7-26-1-2-2 書面等による審査（衝突関係）</b>            (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第21条第6項関係、細目告示第99条第8項関係、適用関係告示第14条第13項関係）            ① 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R137-02-S3の5.2.8.に適合すること。            ア～エ（略）            ②～③（略）            ④ 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R135-02の5.6.に適合すること。            ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車            イ 貨物の運送の用に供する自動車であって次のいずれにも該当しないもの            (ア) 前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が22°より小さいもの            (イ) 運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が1.30未満のもの            ウ 車両総重量3.5tを超える自動車</p>	<p>月20日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）            イ 令和2年1月19日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、令和2年1月19日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの</p> <p><b>（新設）</b>            (2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第21条第6項関係、細目告示第99条第8項関係、適用関係告示第14条第13項関係）            ① 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R137-02-S2の5.2.8.に適合すること。            ア～エ（略）            ②～③（略）  <b>（新設）</b></p>

新旧対照表  
85 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>エ アからウまでのいずれかの自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 1.5t 以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）については、UN R12-05 の 5.5.、 UN R94-04-S1 又は UN R137-02-S3 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>⑨ 原動機用蓄電池は、UN R100-03-S2 の 6.4. の基準に適合すること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S2 の 6.4.1. に適合するものとする。</p> <p>(2) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、7-26-1-2-1 (1) 及び 7-26-1-2-2 (1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 99 条第 9 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係)</p> <p>① UN R137-02-S3 の 5.2.8. 又は UN R94-04-S1 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>[ボールへの側面衝突：UN R135 適用除外]</p> <p>(4) 次に掲げる自動車には、(1) ④の規定は適用しない。(適用関係告示第 14 条第 37 項)</p> <p>① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 5 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む）のボールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 5 年 8 月</p>	<p>④ (略)</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 1.5t 以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）については、UN R12-04-S5 の 5.5. 又は UN R94-04-S1 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 原動機用蓄電池は、UN R100-03-S1 の 6.4. の基準に適合すること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S1 の 6.4.1. に適合するものとする。</p> <p>(3) 次に掲げる電気装置であつて、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 99 条第 9 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係)</p> <p>① UN R137-02-S2 の 5.2.8. 又は UN R94-04-S1 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
86 / 282

新	旧
<p>31 日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 5 年 8 月 31 日以前のもの [かじ取装置の保護性能：UN R12-05 旧シリーズ適用]</p> <p>(5) 次に掲げる自動車にあつては、(1) の規定中「UN R12-05」を「UN R12-04-S5」と置換することができる。(適用関係告示第 14 条第 38 項)</p> <p>① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 5 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車とかじ取装置における運転者の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 5 年 8 月 31 日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 5 年 8 月 31 日以前のもの</p> <p>7-26-2～7-26-3 (略)</p> <p>7-26-4 適用関係の整理 (1)～(15) (略) [UN R136-00 適用]</p> <p>(16) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-20 (従前規定の適用⑯) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 36 項関係)</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車としたものであつて、当該改造が行われた後、「指定等年月日」の翌日以降に初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるものを除く。）</p> <p>② 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした検査対象外軽自動車であつて、「指定等年月日」までに当該改造が行われるもの</p> <p>③ 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7-26-2～7-26-3 (略)</p> <p>7-26-4 適用関係の整理 (1)～(15) (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
87 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧						
<p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったもの</p> <p>ウ 「指定等年月日」の翌日以降の多仕様自動車であつて、「指定等年月日」以前の多仕様自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法が同一であるもの</p> <p>エ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R7.8.31</td> <td>R9.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>7-26-5～7-26-7 (略)</b>  <b>7-26-8 従前規定の適用④</b>            次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第11項関係)            ①～⑤ (略)</p> <p><b>7-26-8-1 性能要件</b>  <b>7-26-8-1-1 視認等による審査</b>            (削除)</p> <p>(1) 自動車の電気装置は、火花による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものとして取付位置、取付方法、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第1項関係、細目告示第21条第1項関係、細目告示第99条第1項関係)</p> <p>① 車室内等の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。</p> <p>② 車室内等の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。</p> <p>この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。</p> <p>③ 蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようになっていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている(蓄電池端子の部分(蓄電池箱の上側)が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R7.8.31	R9.8.31	<p><b>7-26-5～7-26-7 (略)</b>  <b>7-26-8 従前規定の適用④</b>            次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第11項関係)            ①～⑤ (略)</p> <p><b>7-26-8-1 性能要件</b>  <b>7-26-8-1-1 視認等による審査</b>            7-26-1-1に同じ。            (新設)</p>
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R7.8.31	R9.8.31					

新旧対照表  
88 / 282

新	旧
<p>録物でおおわれていないものであつてもよい。)ものとする。</p> <p>④ 電気装置の発する電波が、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものであること。この場合において、自動車雑音防止用の高圧抵抗電線、外付抵抗器等を備え付けていない等電波障害防止のための措置をしていないものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。</p> <p>ただし、(4)の自動車にあつてはこの限りでない。(保安基準第17条の2第5項関係、細目告示第99条第7項第1号関係)</p> <p>① 高電圧の部分(有する動力系の活電部)への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、電気保護バリヤ、エンクロージャその他保護部は、次のア及びイの要件を満たすものであること。</p> <p>ただし、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であつて作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャジに直流電氣的に接続されている部分にあつては、この限りでない。(細目告示第99条第7項第1号イ)</p> <p>ア 客室内及び荷室内からの高電圧活電部に対する保護は、いかなる場合においても保護等級IPXXDを満たすものであること。</p> <p>この場合において、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分(有する動力系からトランス等により直流電氣的に絶縁された電気回路に設置されるコンセントの高電圧活電部並びに工具を使用しないで開放、分解又は除去できるサービス・プラグにあつては、開放、分解又は除去した状態において、保護等級IPXXBを満たすものであればよい。</p> <p>イ 客室内及び荷室内以外からの高電圧活電部に対する保護は、保護等級IPXXBを満たすものであること。</p> <p>② ①の固体の絶縁体、電気保護バリヤ及びエンクロージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであつてはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあつてはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第1号イ)</p> <p>ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであつて、自動車の上面(車両総重量5tを超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車及びこれに類する形状の自動車に限る。)及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 動力系の電気回路のコネクタであつて、コネクタの結合を分離した後1秒以内に活電部の電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下となるものであ</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表  
89 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>り、かつ、①ア及びイの要件を満たすもの</p> <p>③ 作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系 (作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であって、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。) の活電部を保護する電気保護バリア及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のための警告表示がなされていること。</p> <p>ただし、次のアからウに掲げる電気保護バリア及びエンクロージャにあつてはこの限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ロ)</p> <p>ア 工具を使用して他の部品を取外す以外には触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 自動車 (車両総重量 5t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車及びこれに類する形状の自動車に限る。) の上面及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>ウ 電気保護バリア、エンクロージャ又は固体の絶縁体により、二重以上の保護がなされているもの</p> <p>図</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(注) 黄色地に黒色とする。</p> <p>④ 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線 (エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く) は、橙色の被膜を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ハ)</p> <p>⑤ 活電部と電氣的シャシとの間の絶縁抵抗を監視し、絶縁抵抗が作動電圧 1V 当たり 100Ω に低下する前に運転者へ警報する機能を備える自動車にあつては、当該機能が正常に作動しており、かつ、当該機能による警報が発報されていないものであること。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ニ)</p> <p>⑥ 動力系は、原動機用蓄電池及び当該蓄電池と接続する機器との間の電気回路における短絡故障時の過電流による火災を防止するため、電気回路を遮断するヒューズ、サーキットブレーカ等を備えたものであること。</p> <p>ただし、原動機用蓄電池が短絡故障後に放電を完了するまでの間において、配線及び原動機用蓄電池に火災を生じるおそれがない動力系にあつては、この限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ホ)</p> <p>⑦ 導電性の電気保護バリア、エンクロージャその他保護部の露出導電部は、人体の接触による感電を防止するため、危険な電位を生じないよう、電線、アース束</p>	

新旧対照表  
90 / 282

新	旧
<p>線等による接続、溶接、ボルト締め等により直流電氣的に電氣的シャシに確実に接続されているものであること。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ヘ)</p> <p>⑧ 充電系連結システムは、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分を除き、固体の絶縁体、電気保護バリア、エンクロージャその他保護部によりア及びイの要件を満たすよう保護されたものであること。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ト)</p> <p>ア 充電系連結システムの客室内及び荷室内からの保護は、外部電源と接続していない状態において、保護等級 IPXXD を満たすものであること。</p> <p>イ 充電系連結システムの客室内及び荷室内以外からの保護は、外部電源と接続していない状態において、保護等級 IPXXB を満たすものであること。</p> <p>ただし、外部電源との接続を外した直後に、車両側の接続部において、充電系連結システムの活電部の電圧が 1 秒以内に直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下となるコネクタについてはこの限りでない。</p> <p>⑨ ⑧の固体の絶縁体、電気保護バリア、エンクロージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあつてはこの限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ト)</p> <p>ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであつて、自動車の上面 (車両総重量 5t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車及びこれに類する形状の自動車に限る。) 及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 充電系連結システムの電気回路のコネクタであつて、コネクタの結合を分離した後 1 秒以内に活電部の電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下となるものであり、かつ、⑧ア及びイの要件を満たすもの</p> <p>⑩ 接地された外部電源と接続するための装置は、電氣的シャシが直流電氣的に大地に接続できるものであること。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号チ)</p> <p>⑪ 水素ガスを発生する開放式原動機用蓄電池を収納する場所は、水素ガスが滞留しないように換気扇又は換気ダクト等を備え、かつ、客室内に水素ガスを放出しないものであること。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号リ)</p> <p>⑫ 自動車が停車した状態から変速機の変速位置を変更し、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあること又は変速機の変速位置を変更せず、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあることを運転者に表示する装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、内燃機関及び電動機を原動機とする自動車にあつては、内燃機関が作動中において表示することを要しない。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ス)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。) の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれ</p>	(新設)

新旧対照表  
91 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>がないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。</p> <p>ただし、7-26-20-1-2 (1) ③ア及びビに掲げる自動車には適用しない。(保安基準第17条の2第5項関係、細目告示第99条第7項第2号関係、適用関係告示第14条第15項関係)</p> <p>① 高電圧の部分有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は次の要件を満たすものであること。</p> <p>ただし、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であって作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分にあつてはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第2号イ)</p> <p>ア 活電部に対する保護は、いかなる場合においても保護等級IPXXDを満たすものでなければならない。</p> <p>ただし、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分有する動力系からトランス等により直流電氣的に絶縁された電気回路に設置されるコンセントの活電部及び工具を使用しないで開放、分解又は除去できるサービスマット・プラグにあつては、開放、分解又は除去した状態において、保護等級IPXXBを満たすものであればよい。</p> <p>イ 客室又は荷室有する自動車においては、客室内及び荷室内以外からの活電部に対する保護は、保護等級IPXXD又は保護等級IPXXBを満たすものでなければならない。</p> <p>② ①の固体の絶縁体、バリヤ及びエンクロージャ又はその他の保護部は確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであつてはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあつてはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第2号イ)</p> <p>ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであつて、自動車の下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 動力系の電気回路のコネクタであつて、コネクタの結合を分離した後1秒以内に活電部の電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下となるものであり、かつ、①ア及びイの要件を満たすもの</p> <p>③ 作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分有する動力系(作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分であつて、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分を除く。)の活電部を保護するバリヤ及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のための警告表示がなされていること。</p> <p>ただし、次に掲げるバリヤ及びエンクロージャにあつてはこの限りでない。(細</p>	

新旧対照表  
92 / 282

新	旧
<p>目告示第99条第7項第2号ロ)</p> <p>ア 工具を使用して他の部品を取外す以外には触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 自動車の下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>ウ バリヤ、エンクロージャ又は固体の絶縁体により、二重以上の保護がなされているもの</p> <p>図</p> <p style="text-align: center;">感電保護のための警告表示</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(注) 黄色地に黒色とする。</p> <p>④ 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線(エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。)は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。(細目告示第99条第7項第2号ハ)</p> <p>⑤ 活電部と電氣的シャシとの間の絶縁抵抗を監視し、絶縁抵抗が作動電圧1V当たり100Ωに低下する前に運転者へ警報する機能を備える自動車にあつては、当該機能が正常に作動しており、かつ、当該機能により警報されていないものであること。(細目告示第99条第7項第2号ニ)</p> <p>⑥ 動力系は、原動機用蓄電池及び当該蓄電池と接続する機器との間の電気回路における短絡故障時の過電流による火災を防止するため、電気回路を遮断するヒューズ、サーキットブレーカ等を備えたものであること。</p> <p>ただし、原動機用蓄電池が短絡故障後に放電を完了するまでの間において、配線及び原動機用蓄電池に火災を生じるおそれがない動力系にあつてはこの限りでない。(細目告示第99条第7項第2号ホ)</p> <p>⑦ 導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部は、人体の接触による感電を防止するため、危険な電位を生じないよう、電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等により直流電氣的に電氣的シャシに確実に接続されているものであること。(細目告示第99条第7項第2号ヘ)</p> <p>⑧ 充電系連結システムは、作動電圧が直流60V又は交流30V(実効値)以下の部分を除き、固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部により次の要件を満たすよう保護されたものであること。(細目告示第99条第7項第2号ト)</p> <p>ア 外部電源と接続していない状態の充電系連結システムの保護は、次に掲げるものを除き、保護等級IPXXDを満たすものでなければならない。</p> <p>イ 客室又は荷室有する自動車においては、外部電源と接続していない状態の充電系連結システムの客室内及び荷室内以外からの保護は、保護等級IPXXD又は保護等級IPXXBを満たすものでなければならない。</p> <p>ただし、車両側の接続部において、外部電源との接続を外した直後に、充</p>	

新旧対照表  
93 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>電系連結システムの活電部の電圧が1秒以内に直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下となるものについてはこの限りでない。</p> <p>⑨ ⑧の固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 2 号ト)</p> <p>ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであって、自動車の下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 充電系連結システムの電気回路のコネクタであって、コネクタの結合を分離した後 1 秒以内に活電部の電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下となるものであるものであり、かつ、⑧ア及びイの要件を満たすもの</p> <p>⑩ 接地された外部電源と接続するための装置は、電氣的シャーンが直流電的に大地に接続できるものであること。(細目告示第 99 条第 7 項第 2 号子)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)にあっては(2)の規定にかかわらず、(3)の規定に適合するものであればよい。</p> <p>① 次の全てに該当するもの</p> <p>ア 審査時車両状態から原動機用蓄電池を取除いた状態の重量が 330kg 以下</p> <p>イ 最高速度が 45km/h 以下</p> <p>ウ 最大連続定格出力が 4kW 以下</p> <p>② ①の自動車以外の自動車であって次の全てに該当するもの</p> <p>ア 審査時車両状態から原動機用蓄電池を取除いた状態の重量が 380kg (貨物自動車にあっては 530kg) 以下</p> <p>イ 最大連続定格出力が 15kW 以下</p> <p>(5) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(2)又は(3)に適合するものとする。(細目告示第 99 条第 9 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられた電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている感電防止装置又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき感電防止装置の指定を受けた自動車に備える電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた感電防止装置又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置</p> <p>(6) 視認又は図面若しくは写真により、次の構造を有することが確認できるものであって、その機能を損なうおそれのある緩み及び損傷のないものは、(2)及び(3)の保護等級 IPXXD 又は保護等級 IPXXB を満たすものとする。</p> <p>① IPXXD の構造は、固体の絶縁体、バリヤ並びにエンクロージャの開口及び開口部が次のいずれかに該当するもの</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
94 / 282

新	旧
<p>ア 直径 1mm 未満のもの</p> <p>イ 直径 1mm 以上 35mm 未満であって、活電部までの距離(あらゆる方向で)が 117.5mm を超えるもの</p> <p>② IPXXB の構造は、固体の絶縁体、バリヤ並びにエンクロージャの開口及び開口部が次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 直径 4mm 未満であって、活電部までの距離(あらゆる方向で)が 2mm を超えるもの</p> <p>イ 直径 12mm 未満であって、活電部までの距離(あらゆる方向で)が 20mm を超えるもの</p> <p><b>7-26-8-1-2 (略)</b> 【フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111】</p> <p><b>7-26-9 従前規定の適用⑤</b> 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 16 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-26-9-1 性能要件</b> <b>7-26-9-1-1 視認等による審査</b> 7-26-8-1-1 に同じ。</p> <p><b>7-26-9-1-2 書面等による審査</b> (1) 7-26-1-2-1 (1) に同じ。 (2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-26-1-2-2 (2) ② に同じ。 ③ 7-26-1-2-2 (2) ③ に同じ。 ④ 7-26-1-2-2 (2) ④ に同じ。 ⑤ 7-26-1-2-2 (2) ⑤ に同じ。 ⑥ 7-26-1-2-2 (2) ⑥ に同じ。 ⑦ 7-26-1-2-2 (2) ⑦ に同じ。 ⑧ 7-26-1-2-2 (2) ⑧ に同じ。</p> <p>(3) 7-26-1-2-2 (3) に同じ。</p> <p>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2)①から⑥まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</p>	<p>(略)</p> <p><b>7-26-8-1-2 (略)</b> 【フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111】</p> <p><b>7-26-9 従前規定の適用⑤</b> 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 16 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-26-9-1 性能要件</b> <b>7-26-9-1-1 視認等による審査</b> 7-26-1-1 に同じ。</p> <p><b>7-26-9-1-2 書面等による審査</b> (1) 7-26-1-2 (1) に同じ。 (2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-26-1-2 (2) ② に同じ。 ③ 7-26-1-2 (2) ③ に同じ。 ④ 7-26-1-2 (2) ④ に同じ。 ⑤ 7-26-1-2 (2) ⑤ に同じ。 ⑥ 7-26-1-2 (2) ⑥ に同じ。 ⑦ 7-26-1-2 (2) ⑦ に同じ。 ⑧ 7-26-1-2 (2) ⑧ に同じ。</p> <p>(3) 7-26-1-2 (3) に同じ。</p> <p>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2)①から⑥まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</p>

新旧対照表  
95 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧						
<p><b>[UN R136-00 適用]</b>  <b>7-26-20 従前規定の適用④</b>            次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 36 項関係)</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車としたものであって、当該改造が行われた後、「指定等年月日」の翌日以降に初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるものを除く。)</p> <p>② 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした検査対象外軽自動車であって、「指定等年月日」までに当該改造が行われるもの</p> <p>③ 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったもの</p> <p>ウ 「指定等年月日」の翌日以降の多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の多仕様自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法が同一であるもの</p> <p>エ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R7.8.31</td> <td>R9.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>7-26-20-1 性能要件</b>  <b>7-26-20-1-1 視認等による審査</b>            7-26-8-1-1 に同じ。  <b>7-26-20-1-2 書面等による審査</b>            (1) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R7.8.31	R9.8.31	<p>(新設)</p>
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R7.8.31	R9.8.31					

新旧対照表  
105 / 282

新	旧
<p>く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係)</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。)の原動機用蓄電池は、UN R100-03-S1 の 6。(6.4.を除く。)に適合するものであること。</p> <p>この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S1 の 6.2.、6.3.及び 6.10.に適合するものとする。</p> <p>また、7-26-8-1-1 (4) の自動車にあつては、②の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ル)</p> <p>② 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。)は、UN R100-03-S1 の 5.1.4.、5.2.3.及び 5.2.4.に適合するものであること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R136-00 の 5.2.及び 5.3.並びに 6。(客室を有しない自動車にあつては 6.4.2.及び 6.5.を除く。)に適合するものであること。</p> <p>この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R136-00 の 6.2.、6.3.及び 6.10 に適合するものとする。</p> <p>なお、次に掲げる自動車には UN R136-00 の規定は適用しない。(細目告示第 99 条第 7 項第 2 号リ、ヌ)</p> <p>ア 令和 2 年 1 月 19 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車であつて、次に掲げる自動車以外のもの</p> <p>(7) 平成 30 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車            (4) 平成 30 年 1 月 20 日以降の新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車であつて電力により作動する原動機を有するもの(平成 30 年 1 月 20 日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。)</p> <p>イ 令和 2 年 1 月 19 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした自動車であつて、当該改造等が行われた後、令和 2 年 1 月 19 日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関</p>	

新旧対照表  
106 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

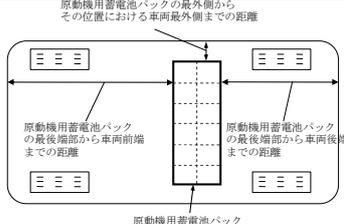
新	旧
<p>係、細目告示第99条第8項関係、適用関係告示第14条第13項関係)</p> <p>① 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R137-02-S2 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車</p> <p>イ 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>ウ ア又はイのいずれかの自動車の形状に類する自動車</p> <p>エ 最高速度20km/h未満の自動車</p> <p>② 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R94-04-S1 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</p> <p>イ 車両総重量3.5tを超える専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車</p> <p>ウ 車両総重量2.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>エ アからウまでのいずれかの自動車の形状に類する自動車</p> <p>③ 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R95-05-S2 の 5.3.7. に適合すること。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</p> <p>イ 着席基準点の地面からの高さが700mmを超え、車両総重量3.5tを超える専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車</p> <p>ウ 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>エ アからウまでのいずれかの自動車の形状に類する自動車</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車(車両総重量3.5tを超えるものを除く。)及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量3.5tを超えるものを除く。)及び当該自動車の形状に類する自動車については、UN R153-00-S2 の 5.2.2. に適合すること。</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)及び専ら貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量1.5t以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)については、UN R12-04-S5 の 5.5. 又はUN R94-04-S1 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>⑥ ①に規定する自動車以外の自動車については細目告示別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」5.1.に、④に規定する自動車以外の自動車については同別添5.2.にそれぞれ適合すること。</p> <p>⑦ ①に規定する自動車以外の自動車については細目告示別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」6.1.に、③に規定する自動車以外の自動車については同別添6.2.にそれぞれ適合すること。</p> <p>⑧ 原動機用蓄電池は、UN R100-03-S1 の 6.4. の基準に適合すること。</p> <p>この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-S1 の 6.4.1. に適合するものとする。</p>	

新旧対照表  
107 / 282

新	旧
<p>るものとする。</p> <p>(3) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第99条第9項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられた電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている感電防止装置及び原動機用蓄電池又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置及び原動機用蓄電池</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき感電防止装置及び原動機用蓄電池の指定を受けた自動車に備える電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた感電防止装置及び原動機用蓄電池又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置及び原動機用蓄電池</p> <p>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2)①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池バックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。</p> <p>なお、原動機用蓄電池バックが、地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第99条第10項関係)</p> <p>① UN R137-02-S2 の 5.2.8. 又はUN R94-04-S1 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池バックにあつては、その最前部から車両前部までの車両中心線に平行な水平距離が420mm以上の位置</p> <p>② UN R153-00-S2 の 5.2.2. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池バックにあつては、その最後部から車両後部までの車両中心線に平行な水平距離が65mm以上の位置</p> <p>③ UN R95-05-S2 の 5.3.7. が適用される自動車の原動機用蓄電池バックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上の位置</p> <p>(参考図)</p>	

新旧対照表  
108 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
 <p><b>7-27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム</b>  <b>7-27-1 性能要件（書面等による審査）</b>            (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。）を有しない被牽引自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第3項関係、細目告示第21条第3項、第99条第3項関係、適用関係告示第14条第20項、第24項関係）            ① 自動運行装置を備える自動車の電気装置はUN R155-00-S1の7.3.（7.3.1.を除く。）に適合するものであること。            ② 自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等に限る。）の電気装置は、UN R155-00-S1の7.3.（7.3.1.を除く。）に適合するものであること。            ただし、型式等の認証時に備えられたサイバーセキュリティシステムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあっては、当該基準を適用しない。            ③（略）            (2)～(4)（略）  <b>7-27-2～7-27-6（略）</b>  <b>7-28（略）</b>  <b>7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</b>  <b>7-29-1 性能要件（書面等による審査）</b>            (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-S3の5.（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に適合するものでなければな</p>	<p><b>7-27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム</b>  <b>7-27-1 性能要件（書面等による審査）</b>            (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。）を有しない被牽引自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第3項関係、細目告示第21条第3項、第99条第3項関係、適用関係告示第14条第20項、第24項関係）            ① 自動運行装置を備える自動車の電気装置はUN R155-00の7.3.（7.3.1.を除く。）に適合するものであること。            ② 自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等に限る。）の電気装置は、UN R155-00の7.3.（7.3.1.を除く。）に適合するものであること。            ただし、型式等の認証時に備えられたサイバーセキュリティシステムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあっては、当該基準を適用しない。            ③（略）            (2)～(4)（略）  <b>7-27-2～7-27-6（略）</b>  <b>7-28（略）</b>  <b>7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</b>  <b>7-29-1 性能要件（書面等による審査）</b>            (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-S2の5.（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に適合するものでなければな</p>

新旧対照表  
109 / 282

新	旧
<p>らない。            この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係、適用関係告示第15条第28項関係）            ①～⑧（略）            (2)～(3)（略）  <b>7-29-2～7-29-3（略）</b>  <b>7-29-4 適用関係の整理</b>            (1)～(5)（略）            [UN R137-01-S2 適用]            (6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車（(7)の自動車を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-29-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第36項関係）            ①～④（略）            [UN R137-01-S2 適用]            (7) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が2.8tを超え3.5t以下であるボンネットを有さない小型自動車（車枠と車体が一休構造のものを除く。）であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるものうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-29-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第37項関係）            ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車            ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの            ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）            イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの            ウ 指定自動車等以外の自動車            ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」</p>	<p>らない。            この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係、適用関係告示第15条第28項関係）            ①～⑧（略）            (2)～(3)（略）  <b>7-29-2～7-29-3（略）</b>  <b>7-29-4 適用関係の整理</b>            (1)～(5)（略）            [UN R137-01-S2 適用]            (6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-29-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第36項関係）            ①～④（略）            （新設）</p>

新旧対照表  
110 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

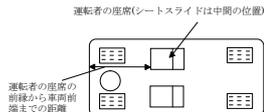
新	旧						
<p>以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R14.8.31</td> <td>R16.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>7-29-5～7-29-9 (略)</b>  <b>[UN R137-01-S2 適用]</b>  <b>7-29-10 従前規定の適用⑥</b>            次の表に掲げる区分に応じた自動車（7-29-11の自動車を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第36項関係）            ①～④ (略)</p> <p><b>7-29-10-1 (略)</b>  <b>[UN R137-01-S2 適用]</b>  <b>7-29-11 従前規定の適用⑦</b>            次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量が2.8tを超え3.5t以下であるボンネットを有さない小型自動車（車枠と車体が一体構造の者を除く。）であるもの又は当該小型自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一である普通自動車であるものうち、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第37項関係）            ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車            ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの            ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）            イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの            ウ 指定自動車等以外の自動車            ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R14.8.31	R16.8.31	<p><b>7-29-5～7-29-9 (略)</b>  <b>[UN R137-01-S2 適用]</b>  <b>7-29-10 従前規定の適用⑥</b>            次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第36項関係）            ①～④ (略)</p> <p><b>7-29-10-1 (略)</b>  <b>(新設)</b></p>
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R14.8.31	R16.8.31					

新旧対照表  
111 / 282

新	旧						
<p>前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R14.8.31</td> <td>R16.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>7-29-11-1 性能要件（書面等による審査）</b>  <b>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-S2の5.（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に適合するものでなければならない。</b>            この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。            ① 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車            ② 車両総重量2.8tを超える貨物の運送の用に供する自動車            ③ ①又は②のいずれかの自動車の形状に類する自動車            ④ 二輪自動車            ⑤ 側車付二輪自動車            ⑥ 大型特殊自動車            ⑦ 最高速度20km/h未満の自動車            ⑧ 被牽引自動車  <b>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは（1）の基準に適合するものとする。</b>            ただし、7-12-1-2（1）が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。    <b>【表示】</b>            ① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体            ② FMVSS 208 に適合する車枠及び車体            ③ 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により（1）の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体  <b>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、（1）の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。</b>  <b>① 次に掲げる全ての事項に該当するもの</b>            ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最前縁から車両前縁までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R14.8.31	R16.8.31	
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R14.8.31	R16.8.31					

新旧対照表  
112 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p style="text-align: center;">(参考図)</p>  <p>イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有してはならないもの</p> <p>② UN R94 に適合する装置</p> <p>7-30 (略)</p> <p><b>7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</b>  <b>7-31-1～7-31-11 (略)</b>  <b>【UN R95-03-S7 適用】</b>  <b>7-31-12 従前規定の適用⑤</b>                  次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 39 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-31-12-1 性能要件 (書面等による審査)</b>                  (1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-03-S7 の 5. (5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。) に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)                  (削除)                  ② (略)                  ③ ①又は②のいずれかの自動車の形状に類する自動車                  ④～⑧ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><b>7-32 ボールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</b>  <b>7-32-1 性能要件 (書面等による審査)</b>                  (1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転</p>	<p>7-30 (略)</p> <p><b>7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</b>  <b>7-31-1～7-31-11 (略)</b>  <b>【UN R95-03-S7 適用】</b>  <b>7-31-12 従前規定の適用⑤</b>                  次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 39 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-31-12-1 性能要件 (書面等による審査)</b>                  (1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-03-S7 の 5. (5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。) に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)                  ② ①の自動車の形状に類する自動車                  ③ (略)                  ④ ③の自動車の形状に類する自動車                  ⑤～⑧ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><b>7-32 ボールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</b>  <b>7-32-1 性能要件 (書面等による審査)</b>                  (1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転</p>

新旧対照表  
113 / 282

新	旧
<p>者席側の一部がボールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-02 の 5. (5.5. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 22 条第 11 項及び第 12 項関係、細目告示第 100 条第 14 項及び第 15 項関係)</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><b>7-32-2～7-32-7 (略)</b></p> <p><b>7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能</b>  <b>7-33-1 性能要件 (書面等による審査)</b>                  (1) (略)                  (2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係)</p> <p>① (略)                  ② UN R127-03 の 5. に適合すること。(使用の過程にある自動車を除く。)                  ただし、次のア又はイのいずれかに該当する自動車については、UN R127-03 に定める基準のうち「WAD2500」とあるのを「WAD2100」と読替えることができる。                  ア 令和 11 年 8 月 31 日以前に製作された自動車                  イ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの (適用関係告示第 15 条第 41 項関係)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p><b>7-33-2～7-33-3 (略)</b>  <b>7-33-4 適用関係の整理</b>                  (1) ～ (4) (略)  <b>【UN R127-02 適用】</b>                  (5) 次に掲げる自動車については、7-33-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 40 項関係)</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車                  ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたもの</p>	<p>者席側の一部がボールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-01-S2 の 5. (5.5. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 22 条第 11 項及び第 12 項関係、細目告示第 100 条第 14 項及び第 15 項関係)</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><b>7-32-2～7-32-7 (略)</b></p> <p><b>7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能</b>  <b>7-33-1 性能要件 (書面等による審査)</b>                  (1) (略)                  (2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係)</p> <p>① (略)                  ② UN R127-02 の 5. に適合すること。(使用の過程にある自動車を除く。)</p> <p style="text-align: center;">(新設)                  (新設)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p><b>7-33-2～7-33-3 (略)</b>  <b>7-33-4 適用関係の整理</b>                  (1) ～ (4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

新旧対照表  
114 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧												
<p>に限る。)との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R6.7.6</td> <td>R8.7.6</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>7-33-5～7-33-8 (略)</b></p> <p><b>[UN R127-02 適用]</b></p> <p><b>7-33-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第40項関係)</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R6.7.6</td> <td>R8.7.6</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>7-33-9-1 性能要件(書面等による審査)</b></p> <p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれのないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R6.7.6	R8.7.6	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R6.7.6	R8.7.6	<p><b>7-33-5～7-33-8 (略)</b></p> <p>(新設)</p>
区分	指定等年月日	製作年月日											
自動車	R6.7.6	R8.7.6											
区分	指定等年月日	製作年月日											
自動車	R6.7.6	R8.7.6											

新旧対照表  
115 / 282

新	旧
<p>審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第6項関係)</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量3.5t以下のボンネットを有する自動車を除く。)</p> <p>③ ①又は②のいずれかの自動車の形状に類する自動車</p> <p>④ 二輪自動車</p> <p>⑤ 側車付二輪自動車</p> <p>⑥ 大型特殊自動車</p> <p>⑦ 最高速度20km/h未満の自動車</p> <p>⑧ 被牽引自動車</p> <p>(2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第22条第13項関係、細目告示第100条第17項関係)</p> <p>① ボンネット(ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの)及びバンパの表面に鋭い突起を有していないこと。</p> <p>② UN R127-02の5.に適合すること。(使用の過程にある自動車を除く。)</p> <p>(3) ボンネット(ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分)及びバンパの材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により(2)②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であつて、かつ、歩行者の頭部及び脚部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)②の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第17項関係)</p> <p>(4) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2)②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第18項関係)</p> <p>① ボンネット(ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの)及びバンパの表面に鋭い突起を有していないもの</p> <p>② 欧州連合指令78/2009に適合する装置</p> <p><b>7-34～7-39 (略)</b></p> <p><b>7-40 乗車装置</b></p> <p><b>7-40-1 性能要件</b></p> <p><b>7-40-1-1 (略)</b></p> <p><b>7-40-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。</p>	<p><b>7-34～7-39 (略)</b></p> <p><b>7-40 乗車装置</b></p> <p><b>7-40-1 性能要件</b></p> <p><b>7-40-1-1 (略)</b></p> <p><b>7-40-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。</p>

新旧対照表  
116 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-03-S7 の 6.3.1.2.又は UN R44-04-S18 の 6.1.6.に適合するものであればよい。(保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係)</p> <p>(2) ~ (8) (略)</p> <p><b>7-40-2~7-40-6 (略)</b></p> <p><b>7-41 運転者席</b>  <b>7-41-1 性能要件 (視認等による審査)</b>            自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 21 条関係)</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)の運転者席は、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 105 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>① 運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さ 1m 直径 30cm の円柱をいう。)の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。</p> <p>ただし、A ビラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(削除) ※ (3) として新設</p>	<p>ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-03-S5 の 6.3.1.2.又は UN R44-04-S18 の 6.1.6.に適合するものであればよい。(保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係)</p> <p>(2) ~ (8) (略)</p> <p><b>7-40-2~7-40-6 (略)</b></p> <p><b>7-41 運転者席</b>  <b>7-41-1 性能要件 (視認等による審査)</b>            自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 21 条関係、細目告示第 27 条関係、細目告示第 105 条第 1 項関係)</p> <p>① 普通自動車及び小型自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t を超えるもの及び軽自動車の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さ 1m 直径 30cm の円柱をいう。)の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。</p> <p>ただし、A ビラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>②~③ (略)</p> <p>④ ①に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。</p> <p>この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の裝飾板(運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。)を備えているものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる部品は裝飾板に該当しないものとする。</p> <p>ア サンバイザ</p>

新旧対照表  
117 / 282

新	旧
<p>(削除) ※ (4) として新設</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、次に掲げるものを除き、光学的な投影(窓ガラス面への投影を目的としたものに限る。)を含む運転視野を妨げるものがあってはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ) に限る。)及びオの状態とする。(細目告示第 105 条第 1 項第 2 号関係)</p> <p>①~⑩ (略)</p> <p>(3) (1) に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。</p> <p>この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の裝飾板(運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。)を備えているものはこの基準に適合しないものとする。(細目告示第 105 条</p>	<p>イ 後写鏡及び後方等確認装置            ウ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車方向幕及び先行等を連続表示する電光表示器            エ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯            オ 7-55-1-1 (1) ⑧に規定するもの            カ 運転に必要な情報を表示するためのもの</p> <p>⑤ 運転者席は、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであること。</p> <p>この場合において、次に掲げる運転者席であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であって、保護棒又は隔壁を有するもの            イ 貨物自動車の運転者席であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの</p> <p>この場合において、最大積載量が 500kg 以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。</p> <p>ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者の座席の右側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁から 20cm 以上後方にあるもの、又は左側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁より後方にあるもの</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、次に掲げるものを除き、光学的な投影(窓ガラス面への投影を目的としたものに限る。)を含む運転視野を妨げるものがあってはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ) に限る。)及びオの状態とする。</p> <p>①~⑩ (略)</p> <p>(新設) ※ (1) ④から移動</p>

新旧対照表  
118 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

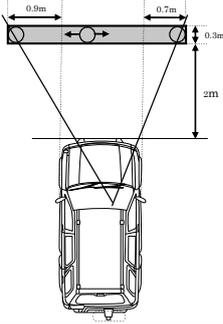
新	旧
<p>第1項第3号関係) ただし、次に掲げる部品は裝飾板に該当しないものとする。</p> <p>① サンバイザ ② 後写鏡及び後方等確認装置 ③ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車方向幕及び先行等を連続表示する電光表示器 ④ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯 ⑤ 7-55-1-1 (1) ⑧に規定するもの ⑥ 運転に必要な情報を表示するためのもの</p> <p>(4) 運転者席は、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであること。この場合において、次に掲げる運転者席であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第105条第1項第4号関係)</p> <p>① 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であって、保護棒又は隔壁を有するもの ② 貨物自動車の運転者席であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの。 この場合において、最大積載量が500kg以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。 ③ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者の座席の右側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁から20cm以上後方にあるもの、又は左側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁より後方にあるもの</p> <p>(5) 次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) から(4) の基準に適合するものとする。(細目告示第105条第2項関係) ①～③ (略)</p> <p><b>7-41-2 欠番</b> <b>7-41-3 欠番</b> <b>7-41-4 適用関係の整理</b> (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については、7-41-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第18条の2第3項関係)</p> <p>① 令和6年6月30日以前に製作された自動車 ② 令和6年7月1日から令和8年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和6年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年7月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和6年6月30日以前に指定を受けた型式指定自</p>	<p>(新設) ※ (1) ⑤から移動</p> <p>(3) 次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) 及び(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第105条第2項関係) ①～③ (略)</p> <p><b>7-41-2 欠番</b> <b>7-41-3 欠番</b> <b>7-41-4 適用関係の整理</b> (1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
119 / 282

新	旧
<p>動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年6月30日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年6月30日以前のもの</p> <p><b>7-41-5 従前規定の適用①</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第18条の2第1項関係) ①～② (略)</p> <p><b>7-41-5-1 性能要件(視認等による審査)</b> 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。 (1) 7-41-1 (1) に同じ。</p>	<p><b>7-41-5 従前規定の適用①</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第18条の2第1項関係) ①～② (略)</p> <p><b>7-41-5-1 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p>① 普通自動車及び小型自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5tを超えるもの及び軽自動車の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さ1m直径30cmの円柱をいう。)の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。</p> <p>ただし、A ビラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面 イ 当該自動車の前面から2.3mの距離にある鉛直面 ウ 自動車の左側面(左ハンドル車にあつては「右側面」)から0.9mの距離にある鉛直面 エ 自動車の右側面(左ハンドル車にあつては「左側面」)から0.7mの距離にある鉛直面 (参考図)</p>

新旧対照表  
120 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
	 <p>② ①ア及びイにおける「当該自動車の前面」とは、当該自動車の車体（バンパ、フック、ヒンジ等（指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものを除く。）の附属物を除く。）の前面とする。</p> <p>③ ①に規定する自動車の運転者席は、次に掲げる状態の自動車の運転者席に、自動車に備えられている座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で着座した者の視認により、①のアからエの鉛直面により囲まれるいずれかの位置に置かれた障害物（高さ 1m 直径 30cm の円柱をいう。）の一部が直接確認できない場合は、①の基準に適合しないものとする。</p> <p>ただし、A ビラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>（条件）</p> <p>ア 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ審査時車両状態とする。</p> <p>イ 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。</p> <p>ウ 車高調整装置が装着されている自動車にあつては、標準（中立）の位置とする。</p> <p>ただし、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあつては、車高が最高となる位置とする。</p> <p>エ 運転者席の座席は、次のとおり調整した位置とする。</p> <p>（イ）前後に調整できる場合には、中間位置とする。</p> <p>ただし、中間位置に調整できない場合には、中間位置より後方であつてこれに最も近い調整可能な位置とする。</p> <p>（ロ）上下に調整できる場合には、中間位置とする。</p> <p>ただし、中間位置に調整できない場合には、中間位置より下方であつてこれに最も近い調整可能な位置とする。</p>

新旧対照表  
121 / 282

新	旧
<p>(2) 7-41-1 (3) に同じ。</p>	<p>つてこれに最も近い調整可能な位置とする。</p> <p>(ロ) 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に 25° の位置とする。</p> <p>ただし、鉛直面から後方に 25° の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に 25° の位置より後方であつてこれに最も近い調整可能な位置とする。</p> <p>オ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、これらのものを取除いた状態とする。</p> <p>④ ①に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。</p> <p>この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であつて、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であつてアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の裝飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる部品は裝飾板に該当しないものとする。</p> <p>ア サンバイザ</p> <p>イ 後写鏡及び後方等確認装置</p> <p>ウ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車方向幕及び行先等を連続表示する電光表示器</p> <p>エ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯</p> <p>オ 7-55-1-1 (1) ③に規定するもの</p> <p>カ 運転に必要な情報を表示するためのもの</p> <p>⑤ 運転者席は、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであること。</p> <p>この場合において、次に掲げる運転者席であつてその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であつて、保護棒又は隔壁を有するもの。</p> <p>イ 貨物自動車の運転者席であつて、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの。</p> <p>この場合において、最大積載量が 500kg 以下の貨物自動車であつて、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。</p> <p>ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者の座席の右側方に設けられた座席であつて、その前縁が運転者の座席の前縁から 20cm 以上後方にあるもの、又は左側方に設けられた座席であつて、その前縁が運転者の座席の前縁より後方にあるもの。</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表  
122 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(3) 7-41-1 (4) に同じ。</p> <p>(4) 指定自動車等に備えられた運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) から (3) の基準に適合するものとする。</p> <p><b>7-41-6 従前規定の適用②</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第18条の2第2項関係) ①～④ (略)</p> <p><b>7-41-6-1 性能要件 (視認等による審査)</b> 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、次に掲げるものを除き、運転視野を妨げるものがあってはならない。 この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、7-41-1 (1) ③エ ((イ) に限る。) 及びオの状態とする。 ①～⑨ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 7-41-1 (4) に同じ。</p> <p>(5) 7-41-1 (5) に同じ。</p> <p><b>7-41-7 従前規定の適用③</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第18条の2第3項関係) ① 令和6年6月30日以前に製作された自動車 ② 令和6年7月1日から令和8年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和6年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年7月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和6年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p>	<p>(新設)</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられた運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p><b>7-41-6 従前規定の適用②</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第18条の2第2項関係) ①～④ (略)</p> <p><b>7-41-6-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、次に掲げるものを除き、運転視野を妨げるものがあってはならない。 この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ) に限る。) 及びオの状態とする。 ①～⑨ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
123 / 282

新	旧
<p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年6月30日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年6月30日以前のもの</p> <p><b>7-41-7-1 性能要件 (視認等による審査)</b> 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 7-41-1 (1) に同じ。</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、次に掲げるものを除き、光学的な投影(窓ガラス面への投影を目的としたものに限る。)を含む運転視野を妨げるものがあってはならない。 この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、7-41-1 (1) ③エ ((イ) に限る。) 及びオの状態とする。</p> <p>① Aピラー ② 室外アンテナ ③ ドアバイザー(他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。) ④ 側面ガラス分割バー ⑤ 後写鏡(特種用途自動車(路上試験車及び教習車に限る。))及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。 ⑥ 後方等確認装置 ⑦ 窓ふき器 ⑧ 固定型及び可動型のベント ⑨ 窓ガラス面への光学的な運転支援情報の投影 ⑩ 7-55-1-1 (1) に掲げるもの</p> <p>(3) 7-41-1 (3) に同じ。 (4) 7-41-1 (4) に同じ。 (5) 7-41-1 (5) に同じ。</p> <p><b>7-42 座席</b> <b>7-42-1 性能要件</b> <b>7-42-1-1 (略)</b> <b>7-42-1-2 書面等による審査</b></p>	<p><b>7-42 座席</b> <b>7-42-1 性能要件</b> <b>7-42-1-1 (略)</b> <b>7-42-1-2 書面等による審査</b></p>

新旧対照表  
124 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-10 の 5.2.4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5.16. 及び 6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-10 又は UN R17-08-S4 の 5.2.4. の規定、UN R80-04 付録 1 の 1.2. 及び付録 5 の 1.3.3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</p> <p>③ (略)</p> <p><b>7-42-2～7-42-11 (略)</b></p> <p><b>7-43 (略)</b></p> <p><b>7-44 座席ベルト等</b>  <b>7-44-1～7-44-9 (略)</b>  <b>7-44-10 従前規定の適用⑥</b>            平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係)</p> <p><b>7-44-10-1 (略)</b>  <b>7-44-10-2 性能要件(書面等による審査)</b>            (1) 7-44-10-1 に規定する座席ベルトの取付装置(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。)は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-06-S4 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p>	<p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-S1 の 5.2.4. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件 5.16. 及び 6.3. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(高速道路等において運行しないものを除く。)及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-09-S1 又は UN R17-08-S4 の 5.2.4. の規定、UN R80-04 付録 1 の 1.2. 及び付録 5 の 1.3.3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</p> <p>③ (略)</p> <p><b>7-42-2～7-42-11 (略)</b></p> <p><b>7-43 (略)</b></p> <p><b>7-44 座席ベルト等</b>  <b>7-44-1～7-44-9 (略)</b>  <b>7-44-10 従前規定の適用⑥</b>            平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係)</p> <p><b>7-44-10-1 (略)</b>  <b>7-44-10-2 性能要件(書面等による審査)</b>            (1) 7-44-10-1 に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-06-S4 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p>

新旧対照表  
125 / 282

新	旧
<p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 7-44-10-1 に規定する座席ベルト(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれ少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-05-S1 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.5. まだに適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p><b>7-44-11 従前規定の適用⑦</b>            平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車(平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。))を除く。については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 13 項関係)</p> <p><b>7-44-11-1 (略)</b>  <b>7-44-11-2 性能要件(書面等による審査)</b>            (1) 7-44-11-1 に規定する座席ベルトの取付装置(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。)は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-07-S2 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 7-44-11-1 に規定する座席ベルト(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャン</p>	<p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 7-44-10-1 に規定する座席ベルトは、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-05-S1 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.5. まだに適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p><b>7-44-11 従前規定の適用⑦</b>            平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車(平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。))を除く。については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 13 項関係)</p> <p><b>7-44-11-1 (略)</b>  <b>7-44-11-2 性能要件(書面等による審査)</b>            (1) 7-44-11-1 に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-07-S2 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 7-44-11-1 に規定する座席ベルトは、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方</p>

新旧対照表  
126 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧				
<p>ビング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。は、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S1 の 6.、7.及び 8.1. から 8.3.5. ままでに適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p><b>7-44-12～7-44-13 (略)</b></p> <p><b>7-45 座席ベルト非装着時警報装置</b></p> <p><b>7-45-1 装備要件</b></p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-08-S3 の 15.4.2. に定める座席に備えるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><b>7-45-2～7-45-7 (略)</b></p> <p><b>7-46 (略)</b></p> <p><b>7-47 年少者用補助乗車装置等</b></p> <p><b>7-47-1 (略)</b></p> <p><b>7-47-2 性能要件(書面等による審査)</b></p> <p>(1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R145-00-S2 の 5.及び 6.又は UN R14-07-S8 の 5.、6.及び 7.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-47-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R145-00-S2 の 5.3.又は UN R14-07-S8 の 5.3.8.の規定を適用しない。(保安基</p>	(略)	(略)	<p>法により審査したときに、UN R16-06-S1 の 6.、7.及び 8.1. から 8.3.5. ままでに適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p><b>7-44-12～7-44-13 (略)</b></p> <p><b>7-45 座席ベルト非装着時警報装置</b></p> <p><b>7-45-1 装備要件</b></p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-08-S2 の 15.4.2. に定める座席に備えるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><b>7-45-2～7-45-7 (略)</b></p> <p><b>7-46 (略)</b></p> <p><b>7-47 年少者用補助乗車装置等</b></p> <p><b>7-47-1 (略)</b></p> <p><b>7-47-2 性能要件(書面等による審査)</b></p> <p>(1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R145-00-S1 の 5.及び 6.又は UN R14-07-S8 の 5.、6.及び 7.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-47-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R145-00-S1 の 5.3.又は UN R14-07-S8 の 5.3.8.の規定を適用しない。(保安基</p>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

新旧対照表  
127 / 282

新	旧																																
<p>準第 22 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 32 条第 1 項関係、細目告示第 110 条第 1 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-S7 の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-S18 の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 次に掲げる装置(①又は②のいずれかに該当するものについては、令和 5 年 8 月 31 日までの間に製作されたものに限り。)については、(2)本文中「UN R129-03-S7 の 4.、6.及び 7.」とあるのを、「UN R44-04-S18 の 4.、6.から 8.まで及び 15.」と読替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 14 項及び第 15 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-47-3～7-47-8 (略)</b></p> <p><b>7-48～7-53 (略)</b></p> <p><b>7-54 窓ガラス</b></p> <p><b>7-54-1 性能要件(書面等による審査)</b></p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(4)及び(5)の基準に適合するものとする。(細目告示第 117 条第 8 項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td colspan="3">付される記号</td> </tr> <tr> <td>窓ガラスの部位</td> <td>JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの</td> <td>UN R43-01-S9に基づくもの</td> <td>FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 最高速度 40km/h 未満の自動車の</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		付される記号			窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43-01-S9に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) 最高速度 40km/h 未満の自動車の	(略)	(略)	(略)	<p>準第 22 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 32 条第 1 項関係、細目告示第 110 条第 1 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-S6 の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-S18 の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 次に掲げる装置(①又は②のいずれかに該当するものについては、令和 5 年 8 月 31 日までの間に製作されたものに限り。)については、(2)本文中「UN R129-03-S6 の 4.、6.及び 7.」とあるのを、「UN R44-04-S18 の 4.、6.から 8.まで及び 15.」と読替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 14 項及び第 15 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-47-3～7-47-8 (略)</b></p> <p><b>7-48～7-53 (略)</b></p> <p><b>7-54 窓ガラス</b></p> <p><b>7-54-1 性能要件(書面等による審査)</b></p> <p>(1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(4)及び(5)の基準に適合するものとする。(細目告示第 117 条第 8 項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td colspan="3">付される記号</td> </tr> <tr> <td>窓ガラスの部位</td> <td>JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの</td> <td>UN R43-01-S9に基づくもの</td> <td>FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 最高速度 25km/h を超え 40km/h 未</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		付される記号			窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43-01-S9に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) 最高速度 25km/h を超え 40km/h 未	(略)	(略)	(略)
	付される記号																																
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43-01-S9に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														
(2) 最高速度 40km/h 未満の自動車の	(略)	(略)	(略)																														
	付される記号																																
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43-01-S9に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSI Z26.1 の規定によるもの																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														
(2) 最高速度 25km/h を超え 40km/h 未	(略)	(略)	(略)																														

新旧対照表  
128 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新				旧			
前面ガラス				満の自動車の前面ガラス			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1～注4 (略)				注1～注4 (略)			
<b>7-54-2～7-54-13 (略)</b>				<b>7-54-2～7-54-13 (略)</b>			
<b>7-55 窓ガラス貼付物等</b>				<b>7-55 窓ガラス貼付物等</b>			
<b>7-55-1 性能要件</b>				<b>7-55-1 性能要件</b>			
<b>7-55-1-1 視認等による審査</b>				<b>7-55-1-1 視認等による審査</b>			
<p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係）</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、UN R159 に適合する装置、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のものにあつては、(7)、(4) 又は (9) に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。</p> <p>(7) ～ (9) (略)</p> <p>(削除)</p>				<p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-54-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係）</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、UN R159 に適合する装置、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車にあつては、(7)、(4) 又は (9) に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。</p> <p>(7) ～ (9) (略)</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車にあつては、(7)、(4) 又は (9) に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。</p> <p>(7) 運転者席の運転者が、V<sub>1</sub>点又は 0 点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲</p> <p>(4) 前面ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であつて車両中心面と平行な面上のガラス開口部から 150mm 以内の範囲</p> <p>(9) 試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲又は試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲</p>			

新旧対照表  
129 / 282

新		旧	
イ ア以外の自動車にあつては、(7)、(4) 又は (9) に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。	(7) ～ (9) (略)	ウ ア及びイの自動車以外の自動車にあつては、(7)、(4) 又は (9) に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。	(7) ～ (9) (略)
⑨ 公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれたアンテナであつて次に掲げる要件を満足するもの。	ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t 以下のものの前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。	⑨ 公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれたアンテナであつて次に掲げる要件を満足するもの。	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車の前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。
(7) ～ (4) (略)	(削除)	(7) ～ (4) (略)	
イ ア以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域 I に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。		イ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車の前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。	(7) 試験領域 A に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 0.5mm 以下であり、かつ、3 本以下であること。
			(4) 試験領域 B（試験領域 A と重複する領域を除く。）に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。
			(9) 試験領域 I に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。
⑩ 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの	ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t 以下のものに備える場合にあつては、次の (7) 及び (4) に掲げる要件に適合するものであること。	ウ ア及びイの自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域 I に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。	
(7) ～ (4) (略)	(削除)		
		⑩ 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車に備える場合にあつては、次の (7) 及び (4) に掲げる要件に適合するものであること。
		(7) ～ (4) (略)	
		イ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車に備える場合にあつては、次の (7) から (9) に掲げる要件に適合するものであること。	(7) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域 A に埋め込まれたものにあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が 0.03mm 以下で、密度が 8 本/cm（導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5 本/cm）以下であること。
			(4) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域 B（試験領域 A と重複する領域を除く。）に埋め込まれたものにあつては機器の幅が 0.5mm（合わせガラスの合わせ面に埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm）以下であること。
			(9) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域 I に埋め込まれた

新旧対照表  
130 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>イ ア以外の自動車に備える場合にあっては、次の(7)及び(4)に掲げる要件に適合するものであること。 (7)～(4) (略)</p> <p>⑪～⑯ (略)</p> <p>⑰ UN R125-02-S1 の 5.1.3. に適合したもの</p> <p>⑱ ①から⑯までに掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したものの (2)～(3) (略)</p> <p><b>7-55-1-2 (略)</b> <b>7-55-2～7-55-3 (略)</b> <b>7-55-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-41-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 26 条第 4 項関係)</p> <p>① 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 29 年 7 月 1 日から令和元年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 29 年 6 月 30 日以前に指定を受けた型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p>	<p>ものあっては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が 0.03mm 以下で、密度が 8 本/cm (導体が水平に埋め込まれた場合にあっては、5 本/cm) 以下であること。</p> <p>(c) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車に備える場合にあっては、次の(7)及び(4)に掲げる要件に適合するものであること。 (7)～(4) (略)</p> <p>⑪～⑯ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑱ ①から⑯までに掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したものの (2)～(3) (略)</p> <p><b>7-55-1-2 (略)</b> <b>7-55-2～7-55-3 (略)</b> <b>7-55-4 適用関係の整理</b></p> <p>令和元年 6 月 30 日以前に製作された自動車 (平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)) については、7-55-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 26 条第 4 項関係)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
131 / 282

新	旧
<p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>(2) 次に掲げる自動車については、7-41-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 26 条第 5 項関係)</p> <p>① 令和 6 年 6 月 30 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 6 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和 6 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 6 月 30 日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 8 年 6 月 30 日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 6 月 30 日以前のもの</p> <p><b>7-55-5 従前規定の適用①</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 4 項関係)</p> <p>① 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 29 年 7 月 1 日から令和元年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 29 年 6 月 30 日以前に指定を受けた型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p>	<p>(新設)</p> <p><b>7-55-5 従前規定の適用①</b></p> <p>令和元年 6 月 30 日以前に製作された自動車 (平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 4 項関係)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
132 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p><b>7-55-5-1 性能要件</b>  <b>7-55-5-1-1 視認等による審査</b>                      (1) (略)                      (2) 7-55-1-1 (2) に同じ。</p>	<p><b>7-55-5-1 性能要件</b>  <b>7-55-5-1-1 視認等による審査</b>                      (1) (略)                      (2) (1) ②の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲（後写鏡及び7-107に規定する鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに7-107-1ただし書の自動車の窓ガラスのうち7-107-1の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。                      ① 前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲                      ② 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられたとびら等より上方に設けられた窓ガラスの範囲                      ③ 側面ガラスであって、自動車の側面に設けられたとびら等の下部に設けられた窓ガラスの範囲                      ④ ③に掲げるもののほか、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられたとびらの窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲                      (参考図)</p> <div style="text-align: center;"> <p>交通状況を確認するために必要な視野の範囲 上縁 運転者席より後方</p> <p>交通状況を確認するために必要な視野の範囲 上縁 運転者席より後方 ドアガラス下方</p> <p>交通状況を確認するために必要な視野の範囲 上縁 運転者席より後方 扉の下部に設けられた窓</p> </div>

新旧対照表  
133 / 282

新	旧
<p>(3) 7-55-1-1 (3) に同じ。</p> <p><b>7-55-5-1-2 (略)</b>  <b>7-55-6 従前規定の適用②</b>                      次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第5項関係)                      ① 令和6年6月30日以前に製作された自動車                      ② 令和6年7月1日から令和8年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの                      ア 令和6年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車                      イ 令和6年7月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和6年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの                      ウ 指定自動車等以外の自動車                      ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年6月30日以前のもの                      ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年6月30日以前のもの</p> <p><b>7-55-6-1 性能要件</b>  <b>7-55-6-1-1 視認等による審査</b>                      (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(7-54-1(6)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。                      ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。                      ① 整備命令標章                      ② 臨時検査合格標章                      ③ 検査標章                      ④ 保安基準適合標章(中央点線のところから二つ折りとなるよう定められた様式</p>	<p>(3) 窓ガラスに装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1) ②の「透明である」とされるものとする。                      ① 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては、他の自動車、歩行者等                      ② (2) ①及び②にあっては、交通信号機                      ③ (2) ③及び④にあっては、歩行者等</p> <p><b>7-55-6-1-2 (略)</b>                      (新設)</p>

新旧対照表  
134 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>によるものに限る。)</p> <p>⑤ 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第9条の2第1項（同法第9条の4において準用する場合を含む。）又は第10条の2第1項の保険標章、共済標章又は保険・共済除外標章</p> <p>⑥ 道路交通法第63条第4項の標章</p> <p>⑦ 車室内に備える貼り付け式の後写鏡及び後方確認装置</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、UN R159に適合する装置、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のものにあつては、(7)、(イ)又は(ロ)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。</p> <p>(7) 運転者席の運転者が、V<sub>1</sub>点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲</p> <p>(イ) 前面ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であつて車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲</p> <p>(ロ) 試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のものにあつては、(7)、(イ)又は(ロ)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。</p> <p>(7) 運転者席の運転者が、V<sub>1</sub>点又は0点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲</p> <p>(イ) 前面ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であつて車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲</p> <p>(ロ) 試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲又は試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車にあつては、(7)、(イ)又は(ロ)に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。</p> <p>(7) 運転者席の運転者が、0点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲</p> <p>(イ) 前面ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲又は前面ガラスの下縁であつて車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲</p>	

新旧対照表  
135 / 282

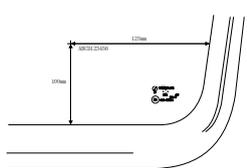
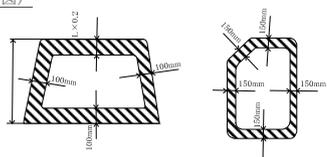
新	旧
<p>(7) 試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲</p> <p>⑨ 公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれたアンテナであつて次に掲げる要件を満足するもの。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること</p> <p>(7) 試験領域Aに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。</p> <p>(イ) 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のものの前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) 試験領域Aに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。</p> <p>(イ) 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>(ロ) 試験領域Iに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域Iに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>⑩ 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のものに備える場合にあつては、次の(7)及び(イ)に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) 窓ガラスの曇りを防止する機器にあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域Aに埋め込まれた場合にあつては機器の幅が0.03mm以下で、密度が8本/cm（導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5本/cm）以下であり、試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）に埋め込まれた場合にあつては機器の幅が0.5mm（合わせガラスの合わせ面に埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が1.0mm）以下であること。</p> <p>(イ) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のものに備える場合にあつては、次の(7)から(エ)に掲げる要件に適合するものであ</p>	

新旧対照表  
136 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>ること。</p> <p>(7) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域 A に埋め込まれたものにあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が 0.03mm 以下で、密度が 8 本/cm (導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5 本/cm) 以下であること。</p> <p>(4) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域 B (試験領域 A と重複する領域を除く。) に埋め込まれたものにあつては機器の幅が 0.5mm (合わせガラスの合わせ面に埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm) 以下であること。</p> <p>(9) 窓ガラスの曇りを防止する機器のうち、試験領域 I に埋め込まれたものにあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、機器の幅が 0.03mm 以下で、密度が 8 本/cm (導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5 本/cm) 以下であること。</p> <p>(エ) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車に備える場合にあつては、次の (7) 及び (4) に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) 窓ガラスの曇りを防止する機器にあつては、前面ガラスに埋め込まれた形状が直線、ジグザグ又は正弦曲線の電熱線であり、かつ、試験領域 I に埋め込まれた場合にあつては機器の幅が 0.03mm 以下で、密度が 8 本/cm (導体が水平に埋め込まれた場合にあつては、5 本/cm) 以下であること。</p> <p>(4) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>⑪ 駐留軍憲兵隊の発行する自動車の登録に関する標識</p> <p>⑫ 装着 (窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては可視光線透過率が 70% 以上であることが確保できるものであること。</p> <p>⑬ 自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であつて、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部の下縁から 100mm 以下、かつ標識の前縁</p>	

新旧対照表  
137 / 282

新	旧
<p>又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から 125mm 以内となるように貼付又は刻印されたもの (参考図)</p>  <p>⑭ 大型特殊自動車の窓ガラスに取付けるワイパーモータ、扉の開閉取手 (ガラス削り込みを含む。) 及びガラス取付用具等であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 前面ガラスにあつては、当該ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20% 以内の範囲又はガラス開口部周囲から各 100mm 以内の範囲に貼り付けられたものであること。</p> <p>イ 側面ガラスにあつては、ガラス開口部周囲から各 150mm 以内の範囲に貼り付けられたものであること。 (参考図)</p>  <p>⑮ 法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスにかかる情報の表示であつて、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着 (窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されているもの</p> <p>⑯ 指定自動車等に装着 (窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、貼り付けられ又は塗装されているものと同一の構造を有し、かつ同一の位置に装着 (窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、貼り付けられ又は塗装されているもの</p> <p>⑰ UN R125-02-S1 の 5.1.3. に適合したもの</p> <p>⑱ ①から⑰までに掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定した</p>	

新旧対照表  
138 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p style="text-align: center;">もの</p> <p>(2) 7-55-1-1 (2) に同じ。 (3) 7-55-1-1 (3) に同じ。</p> <p><b>7-55-6-1-2 テスタ等による審査</b> 9-4の規定による。</p> <p><b>7-56 騒音防止装置</b> <b>7-56-1 (略)</b> <b>7-56-2 性能要件</b> <b>7-56-2-1～7-56-2-2 (略)</b> <b>7-56-2-3 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)<u>は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</u>は、UN R51-03-S7の6.(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあっては<u>フェーズ3</u>に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。 この場合において、並行輸入自動車にあっては、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。 なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%(多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+10%)の範囲にあればよい。</p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-05-S1の6.(6.3.及び6.4.を除く。)</u>に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg(多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg)の範囲にあればよい。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であつて、その機能を損なう損傷のない消音器 ア UN R51-03-S7の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあっては<u>フェーズ3</u>に係</p>	<p><b>7-56 騒音防止装置</b> <b>7-56-1 (略)</b> <b>7-56-2 性能要件</b> <b>7-56-2-1～7-56-2-2 (略)</b> <b>7-56-2-3 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)<u>は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</u>は、UN R51-03-S6の6.(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあっては<u>フェーズ2</u>に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。 この場合において、並行輸入自動車にあっては、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。 なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-04-S8(令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路はISO 10844:1994に規定された路面であつてもよい。)</u>の6.(6.3.及び6.4.を除く。)に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kgの範囲にあればよい。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であつて、その機能を損なう損傷のない消音器 ア UN R51-03-S6の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあっては<u>フェーズ2</u>に係</p>

新旧対照表  
139 / 282

新	旧
<p>る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び6.2.2.にあっては8.1.2.の規定に適合するものであればよい。)の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S7の6.2.2.(<u>フェーズ3</u>に係る要件に限る。)に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7)(4)(イ)が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標準が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標準確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標準の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (7)～(7) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、UN R51-03に掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (7) UN R51又は540/2014/EECに基づく認定証(写しをもって代えることができる。) ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 (4) 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R51に基づくⒺマーク</p>	<p>る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び6.2.2.にあっては8.1.2.の規定に適合するものであればよい。)の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S6の6.2.2.(<u>フェーズ2</u>に係る要件に限る。)に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7)(4)(イ)が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標準が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標準確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標準の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (7)～(7) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携行することにより、UN R51-03に掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (7) UN R51-03又は540/2014/EECに基づく認定証(写しをもって代えることができる。) ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 (4) 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R51-03に基づくⒺマーク</p>

新旧対照表  
140 / 282



新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>えることができる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</li> </ul> <p>(7) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 又は UN R51 に基づく㊸マーク</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (5) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(5) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(6) ㉔又は (7) ㉔アに準じて確認するものとする。</p> <p>[UN R51-03-S7 の読み替え適用]</p> <p>(12) 次に掲げる自動車については 7-56-2-3 の規定中、「UN R51-03-S7」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 27 条第 37 項関係)</p> <p>① 令和 5 年 1 月 3 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 5 年 1 月 4 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 5 年 1 月 3 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>イ 令和 5 年 1 月 4 日から令和 8 年 10 月 7 日（乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車については令和 9 年 10 月 7 日）までの型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 1 月 3 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 令和 8 年 10 月 8 日（乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車については令和 9 年 10 月 8 日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年</p>	<p>・ UN R41-04 以降のものに限る。</p> <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づく㊸マーク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>UN R41-04 以降のものに限る。</li> </ul> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (5) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(5) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(7) ㉔ア又は (8) ㉔アに準じて確認するものとする。</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
143 / 282

新	旧
<p>10 月 7 日（乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車については令和 9 年 10 月 7 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）</p> <p>エ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものについては令和 9 年 10 月 7 日）以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものについては令和 9 年 10 月 7 日）以前のもの</p> <p><b>7-56-3 欠番</b> <b>7-56-4 適用関係の整理</b> (1) ~ (15) (略)</p> <p>(16) 次に掲げる自動車については、7-56-20（従前規定の適用㉔）の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 34 項関係)</p> <p>① 令和 5 年 8 月 31 日（輸入された自動車については、令和 6 年 8 月 31 日）以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車</p> <p>(17) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、7-56-21（従前規定の適用㉔）の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 36 項関係)</p> <p>① 令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものについては令和 8 年 10 月 7 日）以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 6 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものについては令和 8 年 10 月 8 日）から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であ</p>	<p><b>7-56-3 欠番</b> <b>7-56-4 適用関係の整理</b> (1) ~ (15) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
144 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>って技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの(あつては令和 9 年 10 月 8 日)までに製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 6 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの)にあつては令和 8 年 10 月 7 日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和 6 年 10 月 8 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの)にあつては令和 8 年 10 月 8 日)以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和 6 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの)にあつては令和 8 年 10 月 7 日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 試作車及び組立車</p> <p>③ 令和 8 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの)にあつては令和 9 年 10 月 7 日)以前に製作された輸入自動車</p> <p>④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 8 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの)にあつては令和 9 年 10 月 7 日)以前のもの</p> <p>⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 10 月 7 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの)にあつては令和 9 年 10 月 7 日)以前のもの</p> <p><b>7-56-5~7-56-15 (略)</b>  <b>7-56-16 従前規定の適用①</b>            次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係)            ①~⑤(略)</p> <p><b>7-56-16-1 (略)</b></p>	<p><b>7-56-5~7-56-15 (略)</b>  <b>7-56-16 従前規定の適用①</b>            次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係)            ①~⑤(略)</p> <p><b>7-56-16-1 (略)</b></p>

新旧対照表  
145 / 282

新	旧
<p><b>7-56-16-2 性能要件</b>  <b>7-56-16-2-1~7-56-16-2-2 (略)</b>  <b>7-56-16-2-3 書面等による審査</b>            (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S6 の 6. (6.2.1.2.、6.2.3. 及び 6.3. を除き、6.2.2. にあつてはフェーズ 1 に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm<sup>3</sup> を超え 1495cm<sup>3</sup> 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S6 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10% (多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+10%)の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 内燃機関を原動機とする使用の過程にある自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) から (7) までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車以外の自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① (略)            ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器            ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。            この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付され</p>	<p><b>7-56-16-2 性能要件</b>  <b>7-56-16-2-1~7-56-16-2-2 (略)</b>  <b>7-56-16-2-3 書面等による審査</b>            (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S6 の 6. (6.2.1.2.、6.2.3. 及び 6.3. を除き、6.2.2. にあつてはフェーズ 1 に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm<sup>3</sup> を超え 1495cm<sup>3</sup> 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S6 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 内燃機関を原動機とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</p> <p>(5) 次に掲げる消音器は、(4) の基準に適合するものとする。</p> <p>① (略)            ② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器            ア 加速走行騒音試験結果成績表(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示により、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</p>

新旧対照表  
146 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7) (イ) (イ) (イ) (イ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7) ～ (7) (略)</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(7) 又は (イ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7) ～ (7) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R51-03 に掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にある</p>	<p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7) (イ) (イ) (イ) (イ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7) ～ (7) (略)</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（<u>使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。</u>）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（<u>新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。</u>）の提示又は表示により、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(7) 又は (イ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7) ～ (7) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（<u>側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。</u>）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア～イ (略) <u>(新設)</u></p>

新旧対照表  
147 / 282

新	旧
<p>ことが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7) UN R51 又は 540/2014/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <p>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p>(4) 車両デックプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⓂマーク</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器 ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器 エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S6 の 6.2.2.（フェーズ 1 に係る要件に限る。）に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7) (イ) (イ) (イ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式） (4) 原動機の型式</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表  
148 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(7) 最高出力 (ア) 変速機の種類 (イ) 消音器の個数 (ロ) 消音器内蔵式の触媒の有無 (ホ) 添付資料中の消音器外観写真 (7) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。） (参考) 受検車両の車両総重量：S1 (kg) 試験自動車の車両総重量：S (kg) 0.95S（又は、S-20） ≤ S1</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。） ロ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (7) UN R51 又は 540/2014/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。） ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 (4) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⒺマーク</p> <p>(8) (略) (9) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であつて、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</p>	<p>(7) (略)</p> <p>(8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であつて、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、</p>

新旧対照表  
149 / 282

新	旧
<p>(5) ②ア又は (6) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p><b>7-56-17 従前規定の適用④</b> 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①～② (略)</p> <p><b>7-56-17-1 (略)</b> <b>7-56-17-2 性能要件</b> <b>7-56-17-2-1～7-56-17-2-2 (略)</b> <b>7-56-17-2-3 書面等による審査</b> (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② 二輪自動車は、UN R41-04-S3（令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあつては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であつてもよい。）の 6. (6.3. 及び 6.4. を除く。) に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から±20kg）の範囲になければならない。 (2) ～ (8) (略)</p> <p><b>7-56-18 従前規定の適用④</b> 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係） ①～④ (略)</p> <p><b>7-56-18-1 (略)</b> <b>7-56-18-2 性能要件</b> <b>7-56-18-2-1～7-56-18-2-2 (略)</b> <b>7-56-18-2-3 書面等による審査</b> (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S2 の 6. (6.2.1.2.、6.2.3. 及び 6.3. を除き、6.2.2. にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準</p>	<p>(5) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p><b>7-56-17 従前規定の適用④</b> 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①～② (略)</p> <p><b>7-56-17-1 (略)</b> <b>7-56-17-2 性能要件</b> <b>7-56-17-2-1～7-56-17-2-2 (略)</b> <b>7-56-17-2-3 書面等による審査</b> (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② 二輪自動車は、UN R41-04-S3（令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあつては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であつてもよい。）の 6. (6.3. 及び 6.4. を除く。) に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲になければならない。 (2) ～ (8) (略)</p> <p><b>7-56-18 従前規定の適用④</b> 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係） ①～④ (略)</p> <p><b>7-56-18-1 (略)</b> <b>7-56-18-2 性能要件</b> <b>7-56-18-2-1～7-56-18-2-2 (略)</b> <b>7-56-18-2-3 書面等による審査</b> (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S2 の 6. (6.2.1.2.、6.2.3. 及び 6.3. を除き、6.2.2. にあつてはフェーズ 2 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準</p>

新旧対照表  
150 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S2 の 6.2.2.（フェーズ 2 に係る要件に限る。）に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7) (イ) (ハ) (ケ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7)～(7) (略)</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次の掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、(7) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(7) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p>	<p>適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7) (イ) (ハ) (ケ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7)～(7) (略)</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次の掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、(7) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(7) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にある</p>

新旧対照表  
151 / 282

新	旧
<p>(7)～(7) (略)</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p><b>7-56-19 従前規定の適用⑤</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては 7-56-19（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-56-19-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-19-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-19-2-1～7-56-19-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-56-19-2-3 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S5 の 6. (6.2.1.2.、6.2.3.及び 6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S5 の 6.2.2.（フェーズ 2 に係る要件に限る。）に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7) (イ) (ハ) (ケ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒</p>	<p>ことが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7)～(7) (略)</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p><b>7-56-19 従前規定の適用⑤</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあっては 7-56-19（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 33 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-56-19-1 (略)</b></p> <p><b>7-56-19-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-19-2-1～7-56-19-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-56-19-2-3 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S5 の 6. (6.2.1.2.、6.2.3.及び 6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初め</p>

新旧対照表  
152 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標準確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標準の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7) ~ (7) (略)</p> <p>イ 騒音防止性能確認標準が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携帯することにより、(7) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(7) 又は (エ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器(DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7) ~ (7) (略)</p> <p>(8) ~ (9) (略)</p> <p><b>7-56-20 従前規定の適用④</b> 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第34項関係) ① 令和5年8月31日(輸入された自動車にあっては、令和6年8月31日)以前に製作された二輪自動車 ② 令和5年9月1日から令和6年8月31日までに製作された二輪自動車であって、令和5年8月31日以前の型式指定自動車</p> <p><b>7-56-20-1 整備要件</b> 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-20-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p><b>7-56-20-2 性能要件</b></p> <p><b>7-56-20-2-1 テスタ等による審査</b> 9-5の規定による。</p> <p><b>7-56-20-2-2 視認等による審査</b> (1) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するもの</p>	<p>での検査以外の場合にあつては、(7) (イ) (ウ) (エ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標準が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標準確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標準の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7) ~ (7) (略)</p> <p>イ 騒音防止性能確認標準が貼付された消音器を備える自動車(使用の過程にある自動車であつて、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携帯することにより、(7) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(7) 又は (エ) のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器(DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7) ~ (7) (略)</p> <p>(8) ~ (9) (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
153 / 282

新	旧
<p>として構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。 ② 消音器本体が切断されていないこと。 ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。 ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。 ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造(一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であつて、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。)でないこと。</p> <p>(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法(溶接、リベット等)により結合されていないもの(例：ボルト止め、ナット止め、接着)は、(1) ⑤の規定に適合しないものとする。</p> <p>① 消音器本体に装着されている外部構造部品であつて、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの ② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置</p> <p>【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1) ⑤、(2) 関係】 ●は恒久的結合が必要な部位を表す。</p> <p>【例1】</p> <p>【例2】</p> <p><b>7-56-20-2-3 書面等による審査</b> (1) 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R41-04-S8 (令和3年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。)の 6. (6.3. 及び 6.4.</p>	

新旧対照表  
154 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>を除く。)に適合する構造であること。</p> <p>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg(多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg)の範囲にあればよい。</p> <p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>① 原動機の改造(異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。)又は動力伝達装置の改造(変速機型式の変更に限る。)を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>② 消音器の改造を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの</p> <p>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添112「後付消音器の技術基準」IIに基づき性能等確認済表示により(1)に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより(1)に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(3) 次に掲げる騒音防止装置(騒音ラベルを含む。)であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が(1)のなお書きに定める範囲にあるものは、(1)の前段の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>(4) 使用の過程にある二輪自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5)から(6)までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</p> <p>(5) 使用の過程にある二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p>	

新旧対照表  
155 / 282

新	旧
<p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標(DPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。)</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていなければならない。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(7) 一般財団法人日本自動車研究所 (4) 株式会社JQR (9) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会 (5) 一般社団法人JMC登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(7) UN R41(二輪自動車が発生する騒音に関する規定) (4) 欧州連合指令78/1015/EEC(二輪自動車が発生する騒音に関する規定) (9) 欧州連合指令97/24/EEC(二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</p> <p>(7) UN R92(二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定) (4) 欧州連合指令97/24/EEC(二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p>	

新旧対照表  
156 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(7) (4) (4) (4) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標準が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標準確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標準の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(9) 最高出力</p> <p>(5) 変速機の種類</p> <p>(4) 消音器の個数</p> <p>(4) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(4) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(7) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> <p><math>0.95S</math> (又は、<math>S-20</math>) <math>\leq S1</math></p> <p>イ 騒音防止性能確認標準が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあつては、(9) に限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示があつても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7) COC ペーパー</p> <p>(4) WTA ラベル又はプレート</p> <p>(9) UN R41 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該</li> </ul>	

新旧対照表  
157 / 282

新	旧
<p>認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p>(5) EU 加盟国の自動車検査証等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</li> </ul> <p>(6) 使用の過程にある二輪自動車（使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかに該当する消音器であつて、その機能を損なう損傷等のないもの</p> <p>ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R41-04-S8 の 6.1. 及び 6.2. に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(7) (4) (4) (4) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標準が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標準確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標準の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(9) 最高出力</p> <p>(5) 変速機の種類</p> <p>(4) 消音器の個数</p> <p>(4) 消音器内蔵式の触媒の有無</p>	

新旧対照表  
158 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(ホ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(ロ) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> <p><math>0.95S</math>（又は、<math>S-20</math>）<math>\leq S1</math></p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-04 に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) COC ペーパー（騒音情報欄において、UN R41 の記載があるものに限る。）</p> <p>(イ) WTA ラベル又はプレート（車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。）</p> <p>(ウ) UN R41 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</li> </ul> <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づく㊦マーク</p> <p>(7) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であつて、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</p> <p>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</p> <p>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であつて、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け</p>	

新旧対照表  
159 / 282

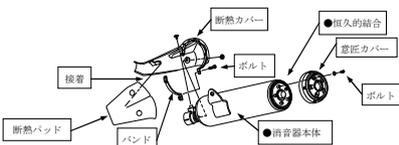
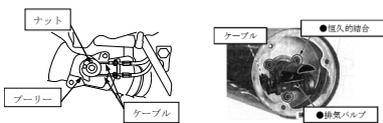
新	旧
<p>(8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であつて、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(5) ②ア又は (6) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p><b>7-56-21 従前規定の適用㉑</b></p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係）</p> <p>① 令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 7 日）以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 6 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 8 日）から令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 8 日）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 7 日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和 6 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 8 日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 8 年 10 月 7 日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 試作車及び組立車</p> <p>③ 令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつ</p>	(新設)

新旧対照表  
160 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>て技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの(あっては令和9年10月7日)以前に製作された輸入自動車</p> <p>④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの(あっては令和9年10月7日)以前のもの</p> <p>⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの(あっては令和9年10月7日)以前のもの</p> <p><b>7-56-21-1 整備要件</b>            内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-21-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p><b>7-56-21-2 性能要件</b>  <b>7-56-21-2-1 テスタ等による審査</b>            9-5の規定による。</p> <p><b>7-56-21-2-2 視認等による審査</b>            (1) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。            ② 消音器本体が切断されていないこと。            ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。            ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。            ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造(一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。)でないこと。</p> <p>(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法(溶接、リベット等)により結合されていないもの(例:ボルト止め、ナット止め、接着)は、(1)⑤の規定に適合しないものとする。</p> <p>① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの            ② 消音器本体に取付けられた排気バルブを動作させるための制御機構装置</p> <p>【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1)⑤、(2)関係】            ●は恒久的結合が必要な部位を表す。</p>	

新旧対照表  
161 / 282

新	旧
<p>【例1】</p>  <p>【例2】</p>  <p><b>7-56-21-2-3 書面等による審査</b>            (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S7の6.(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>この場合において、並行輸入自動車にあっては、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。</p> <p>ただし、技術的最大許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660cm<sup>3</sup>を超え1495cm<sup>3</sup>未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mの間に位置し、地面からのRポイントの高さが0.8m以上あるものであって、後輪駆動であるもの(あっては、UN R51-03-S7の6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が74dBを超えない構造であればよい。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%(多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から±10%)の範囲にあればよい。</p> <p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車(1)①の規定の適用を受けるものに限る。)</p>	

新旧対照表  
162 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>① 原動機の改造（異型式の原動機への換装、総排気量又は最高出力の変更に限る。）又は動力伝達装置の改造（変速機型式の変更に限る。）を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの  <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（1）①に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p>② 消音器の改造を行う場合であって、市街地加速走行騒音値に影響する改造を行ったもの  <u>公的試験機関において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」IIに基づき性能等確認済表示により（1）①に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p>③ 1-3-1に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は（1）①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの  <u>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより（1）①に掲げる基準に適合することが確認できること。</u></p> <p>(3) 次に掲げる騒音防止装置であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が（1）①のなお書きに定める範囲にあるものは、（1）①の前段の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>(4) 内燃機関を原動機とする使用の過程にある自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、（5）から（7）までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標（DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できる消音器を除く。）</p>	

新旧対照表  
163 / 282

新	旧
<p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。</p> <p>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</p> <p>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」における性能等確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(7) 一般財団法人日本自動車研究所</p> <p>(4) 株式会社 JQR</p> <p>(9) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p> <p>(5) 一般社団法人 IMCA 登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(7) UN R51（四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定）</p> <p>(4) 欧州連合指令 70/157/EEC（四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定）</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</p> <p>(7) UN R59（乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車の交換用消音器に関する規定）</p> <p>(4) 欧州連合指令 70/157/EEC（四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定）</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7) (4) (4) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されて</p>	

新旧対照表  
164 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>いる騒音防止性能確認標準章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(7) 最高出力</p> <p>(5) 変速機の種類</p> <p>(4) 消音器の個数</p> <p>(h) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(4) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(7) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> <p>0.95S（又は、S-20）≤S1</p> <p>イ 騒音防止性能確認標準章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(7) 又は (5) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7) COC ペーパー</p> <p>(4) WTA ラベル又はプレート</p> <p>(7) UN R51 又は 70/157/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <p>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p>(5) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づ</p>	

新旧対照表  
165 / 282

新	旧
<p>く⑥マーク</p> <p>(4) EU 加盟国の自動車検査証等</p> <p>・EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には適用しない。</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であつて、その機能を損なう損傷等のない消音器ア UN R51-03-S7 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあっては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S7 の 6.2.2.（フェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(7) (4) (4) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標準章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標準章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標準章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式）</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(7) 最高出力</p> <p>(5) 変速機の種類</p> <p>(4) 消音器の個数</p> <p>(h) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(4) 添付資料中の消音器外観写真</p>	

新旧対照表  
166 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(7) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20 kg以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)            受検車両の車両総重量：S1 (kg)            試験自動車の車両総重量：S (kg)  <math>0.95S</math>（又は、<math>S-20</math>）<math>\leq S1</math></p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R51-03に掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7) UN R51 又は 540/2014/EEC に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</li> </ul> <p>(4) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⒺマーク</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの</p> <p>ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p>	

新旧対照表  
167 / 282

新	旧
<p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S7 の 6.2.2.（フェーズ 2 に係る要件に限る。）に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(7) (4) (イ) (ウ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(9) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(イ) 消音器の個数</p> <p>(ハ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(7) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であってその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。）</p> <p>(参考)            受検車両の車両総重量：S1 (kg)            試験自動車の車両総重量：S (kg)  <math>0.95S</math>（又は、<math>S-20</math>）<math>\leq S1</math></p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。）</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p>	

新旧対照表  
168 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(7) UN R51 又は 540/2014/EEC に基づく認定証 (写しをもって代えることができる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</li> </ul> <p>(4) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⒺマーク</p> <p>(8) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</li> <li>② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品 (騒音を増大等させるためのものを除く。) の取付け又は取外し</li> <li>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器 (指定自動車等に備えられている消音器を含む。) であって、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け</li> </ol> <p>(9) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装 (指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。) は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、(5) ②ア又は (6) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>[UN R51-03-S7 の読み替え適用]</p> <p>(10) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-21-2-3 の規定中、「UN R51-03-S6」を「UN R51-03-S7」と読み替えることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 令和 5 年 1 月 3 日以前に製作された自動車</li> <li>② 令和 5 年 1 月 4 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 令和 5 年 1 月 3 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車</li> <li>イ 令和 5 年 1 月 4 日から令和 8 年 10 月 7 日 (乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあっては令和 9 年 10 月 7 日) までの型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 1 月 3 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の</li> </ul> </li> </ol>	

新旧対照表  
169 / 282

新	旧
<p>基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>ウ 令和 8 年 10 月 8 日 (乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあっては令和 9 年 10 月 8 日) 以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 10 月 7 日 (乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあっては令和 9 年 10 月 7 日) 以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの (騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)</p> <p>エ 指定自動車等以外の自動車</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 8 年 10 月 7 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの) にあっては令和 9 年 10 月 7 日) 以前のもの</li> <li>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 10 月 7 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの) にあっては令和 9 年 10 月 7 日) 以前のもの</li> </ol>	
<p><b>7-57 (略)</b></p> <p><b>7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能</b></p> <p><b>7-58-1 性能要件</b></p> <p><b>7-58-1-1 テスタ等による審査</b></p> <p>9-6 又は 9-7 の規定による。(保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-58-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①、②及び③の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基</p>	<p><b>7-57 (略)</b></p> <p><b>7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能</b></p> <p><b>7-58-1 性能要件</b></p> <p><b>7-58-1-1 テスタ等による審査</b></p> <p>9-6 又は 9-7 の規定による。(保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-58-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①、②及び③の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基</p>

新旧対照表  
170 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係）</p> <p>① <u>ガソリン・液化石油ガス、3.5t 超</u></p> <p>① <u>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が、ア及びイのそれぞれに掲げる基準に適合するものであること。（細目告示第119条第1項第1号関係）</u></p> <p>ア <u>排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については0.9、粒子状物質については0.013を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第2号関係、細目告示第119条第1項第1号関係）</u></p> <p>イ <u>排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値で除して得た値が、<math>13.0 \times 10^{11}</math>を超えないものであること。</u></p> <p>② <u>（略）</u></p> <p>③ <u>軽油、3.5t 超</u></p> <p>③ <u>軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が3.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。）については、新規検査又は予備検査の際、ア及びイのそれぞれに掲げる基準に適合するものであること。（細目告示第119条第1項第3号関係）</u></p>	<p>準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係）</p> <p>① <u>ガソリン・液化石油ガス、3.5t 超</u></p> <p>① <u>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については0.9、粒子状物質については0.013を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第2号関係、細目告示第119条第1項第1号関係）</u></p> <p>（新設）</p> <p>② <u>（略）</u></p> <p>③ <u>軽油、3.5t 超</u></p> <p>③ <u>軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.14を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのWHTC</u></p> <p>（新設）</p>

新旧対照表  
171 / 282

新	旧
<p>ア <u>細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.14を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.14を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値又は同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.013を超えないものであること。</u></p> <p>イ <u>細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値に0.14を乗じた値を加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhであらわした値に0.86を乗じた値に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量を</u></p> <p>（新設）</p>	<p>モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.14を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.013を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第6号関係、細目告示第119条第1項第3号関係）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表  
172 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>kWhで表した値に0.14を乗じた値を加算した値で除して得た値及び同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値を、同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値で除して得た値又は同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値を、同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値で除して得た値が、WHSCモード法及びハイブリッド用過渡試験サイクルについては<math>10.4 \times 10^{11}</math>、WHSCモード法については<math>11.1 \times 10^{11}</math>を超えないものであること。</p> <p>④～⑨ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><b>7-58-2～7-58-3 (略)</b></p>	<p>④～⑨ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><b>7-58-2～7-58-3 (略)</b></p>

新旧対照表  
173 / 282

新												旧																																																																																																																																																																																																																					
7-58-4 適用関係の整理												7-58-4 適用関係の整理																																																																																																																																																																																																																					
<p>次の表の自動車の種類の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">自動車の種類</th> <th>最終適用時期</th> <th>従前規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪車及び側車付二輪車を除く。)</td> <td>(略)</td> <td>令和8年9月30日</td> <td>7-58-10 (従前規定の適用⑥)</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>普通自動車又は小型自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両総重量が3.5tを超えるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												自動車の種類		最終適用時期	従前規定	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪車及び側車付二輪車を除く。)	(略)	令和8年9月30日	7-58-10 (従前規定の適用⑥)	その他のもの	普通自動車又は小型自動車				車両総重量が3.5tを超えるもの			<p>次の表の自動車の種類の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">自動車の種類</th> <th>最終適用時期</th> <th>従前規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪車及び側車付二輪車を除く。)</td> <td>(略)</td> <td>平成22年8月31日</td> <td>7-58-10 (従前規定の適用⑥)</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>普通自動車又は小型自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両総重量が3.5tを超えるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												自動車の種類		最終適用時期	従前規定	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪車及び側車付二輪車を除く。)	(略)	平成22年8月31日	7-58-10 (従前規定の適用⑥)	その他のもの	普通自動車又は小型自動車				車両総重量が3.5tを超えるもの																																																																																																																																																																												
自動車の種類		最終適用時期	従前規定																																																																																																																																																																																																																														
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪車及び側車付二輪車を除く。)	(略)	令和8年9月30日	7-58-10 (従前規定の適用⑥)																																																																																																																																																																																																																														
その他のもの	普通自動車又は小型自動車																																																																																																																																																																																																																																
	車両総重量が3.5tを超えるもの																																																																																																																																																																																																																																
自動車の種類		最終適用時期	従前規定																																																																																																																																																																																																																														
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪車及び側車付二輪車を除く。)	(略)	平成22年8月31日	7-58-10 (従前規定の適用⑥)																																																																																																																																																																																																																														
その他のもの	普通自動車又は小型自動車																																																																																																																																																																																																																																
	車両総重量が3.5tを超えるもの																																																																																																																																																																																																																																
<p>軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪車及び側車付二輪車を除く。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">自動車の種類</th> <th>最終適用時期</th> <th>従前規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他のもの</td> <td>(略)</td> <td>令和8年9月30日</td> <td>7-58-18 (従前規定の適用④)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両総重量が3.5tを超えるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両総重量が7.5tを超えるもの</td> <td>令和8年9月30日</td> <td>7-58-18 (従前規定の適用④)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第五輪荷重を有する牽引自動車以外のもの</td> <td>令和8年9月30日</td> <td>7-58-18 (従前規定の適用④)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第五輪荷重を有する牽引自動車</td> <td>令和8年9月30日</td> <td>7-58-18 (従前規定の適用④)</td> </tr> </tbody> </table>												自動車の種類		最終適用時期	従前規定	その他のもの	(略)	令和8年9月30日	7-58-18 (従前規定の適用④)		車両総重量が3.5tを超えるもの				車両総重量が7.5tを超えるもの	令和8年9月30日	7-58-18 (従前規定の適用④)		第五輪荷重を有する牽引自動車以外のもの	令和8年9月30日	7-58-18 (従前規定の適用④)		第五輪荷重を有する牽引自動車	令和8年9月30日	7-58-18 (従前規定の適用④)	<p>軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪車及び側車付二輪車を除く。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">自動車の種類</th> <th>最終適用時期</th> <th>従前規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他のもの</td> <td>(略)</td> <td>令和元年8月31日</td> <td>7-58-18 (従前規定の適用④)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両総重量が3.5tを超える7.5t以下のもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両総重量が7.5tを超えるもの</td> <td>令和3年8月31日</td> <td>7-58-18 (従前規定の適用④)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第五輪荷重を有する牽引自動車以外のもの</td> <td>平成30年8月31日</td> <td>7-58-18 (従前規定の適用④)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第五輪荷重を有する牽引自動車</td> <td>平成30年8月31日</td> <td>7-58-18 (従前規定の適用④)</td> </tr> </tbody> </table>												自動車の種類		最終適用時期	従前規定	その他のもの	(略)	令和元年8月31日	7-58-18 (従前規定の適用④)		車両総重量が3.5tを超える7.5t以下のもの				車両総重量が7.5tを超えるもの	令和3年8月31日	7-58-18 (従前規定の適用④)		第五輪荷重を有する牽引自動車以外のもの	平成30年8月31日	7-58-18 (従前規定の適用④)		第五輪荷重を有する牽引自動車	平成30年8月31日	7-58-18 (従前規定の適用④)																																																																																																																																																										
自動車の種類		最終適用時期	従前規定																																																																																																																																																																																																																														
その他のもの	(略)	令和8年9月30日	7-58-18 (従前規定の適用④)																																																																																																																																																																																																																														
	車両総重量が3.5tを超えるもの																																																																																																																																																																																																																																
	車両総重量が7.5tを超えるもの	令和8年9月30日	7-58-18 (従前規定の適用④)																																																																																																																																																																																																																														
	第五輪荷重を有する牽引自動車以外のもの	令和8年9月30日	7-58-18 (従前規定の適用④)																																																																																																																																																																																																																														
	第五輪荷重を有する牽引自動車	令和8年9月30日	7-58-18 (従前規定の適用④)																																																																																																																																																																																																																														
自動車の種類		最終適用時期	従前規定																																																																																																																																																																																																																														
その他のもの	(略)	令和元年8月31日	7-58-18 (従前規定の適用④)																																																																																																																																																																																																																														
	車両総重量が3.5tを超える7.5t以下のもの																																																																																																																																																																																																																																
	車両総重量が7.5tを超えるもの	令和3年8月31日	7-58-18 (従前規定の適用④)																																																																																																																																																																																																																														
	第五輪荷重を有する牽引自動車以外のもの	平成30年8月31日	7-58-18 (従前規定の適用④)																																																																																																																																																																																																																														
	第五輪荷重を有する牽引自動車	平成30年8月31日	7-58-18 (従前規定の適用④)																																																																																																																																																																																																																														
<p><b>7-58-5 従前規定の適用①</b></p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪車を除く。)であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものに適用しない。</p> <p>この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発防止装置指定自動車を除く。)については、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。</p> <p>適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が9人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規制年</th> <th rowspan="2">識別記号</th> <th rowspan="2">適用時期</th> <th rowspan="2">型式</th> <th rowspan="2">型式</th> <th colspan="7">7-58-1-2 (1) ②ア関係</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">適用関係告示</th> </tr> <tr> <th>CO</th> <th>HC</th> <th>Nox</th> <th>PM</th> <th>SPN</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>昭和50.3.31以前</td> <td>昭和50.11.3以前</td> <td>昭和51.3.31以前</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>昭50</td> <td>A</td> <td>昭和50.4.1</td> <td>昭和50.12.1</td> <td>昭和51.4.1</td> <td>10 (g/kp)</td> <td>2.70</td> <td>0.39</td> <td>1.60</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td></td> <td>6項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>B</td> <td>昭和51.4.1</td> <td>昭和52.3.1</td> <td>昭和53.3.1</td> <td>13 (g/test)</td> <td>85.0</td> <td>9.50</td> <td>8.00</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>慣性重量</td> <td>9項</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>C</td> <td>昭和51.4.1</td> <td>昭和52.3.1</td> <td>昭和53.3.1</td> <td>11 (g/test)</td> <td>85.0</td> <td>9.50</td> <td>8.00</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>1t以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>D</td> <td>昭和51.4.1</td> <td>昭和52.3.1</td> <td>昭和53.3.1</td> <td>10 (g/kp)</td> <td>2.70</td> <td>0.39</td> <td>1.20</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>慣性重量</td> <td>1t超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>E</td> <td>昭和51.4.1</td> <td>昭和52.3.1</td> <td>昭和53.3.1</td> <td>11 (g/test)</td> <td>85.0</td> <td>9.50</td> <td>9.00</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td></td> <td>29項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												規制年	識別記号	適用時期	型式	型式	7-58-1-2 (1) ②ア関係							備考	適用関係告示	CO	HC	Nox	PM	SPN	備考	なし	なし	昭和50.3.31以前	昭和50.11.3以前	昭和51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	昭50	A	昭和50.4.1	昭和50.12.1	昭和51.4.1	10 (g/kp)	2.70	0.39	1.60	同上	同上		6項		51	B	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	13 (g/test)	85.0	9.50	8.00	同上	同上	慣性重量	9項			C	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	11 (g/test)	85.0	9.50	8.00	同上	同上	1t以下				D	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	10 (g/kp)	2.70	0.39	1.20	同上	同上	慣性重量	1t超		53	E	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	11 (g/test)	85.0	9.50	9.00	同上	同上		29項		<p><b>7-58-5 従前規定の適用①</b></p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪車を除く。)であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものに適用しない。</p> <p>この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発防止装置指定自動車を除く。)については、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。</p> <p>適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が9人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規制年</th> <th rowspan="2">識別記号</th> <th rowspan="2">適用時期</th> <th rowspan="2">型式</th> <th rowspan="2">型式</th> <th colspan="7">7-58-1-2 (1) ②ア関係</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">適用関係告示</th> </tr> <tr> <th>CO</th> <th>HC</th> <th>Nox</th> <th>PM</th> <th>PN</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>昭和50.3.31以前</td> <td>昭和50.11.3以前</td> <td>昭和51.3.31以前</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>(新設)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>昭50</td> <td>A</td> <td>昭和50.4.1</td> <td>昭和50.12.1</td> <td>昭和51.4.1</td> <td>10 (g/km)</td> <td>2.70</td> <td>0.39</td> <td>1.60</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>(新設)</td> <td>6項</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>B</td> <td>昭和51.4.1</td> <td>昭和52.3.1</td> <td>昭和53.3.1</td> <td>11 (g/test)</td> <td>85.0</td> <td>9.50</td> <td>8.00</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>慣性重量</td> <td>9項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C</td> <td>昭和51.4.1</td> <td>昭和52.3.1</td> <td>昭和53.3.1</td> <td>10 (g/kp)</td> <td>2.70</td> <td>0.39</td> <td>1.20</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>1t以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>D</td> <td>昭和51.4.1</td> <td>昭和52.3.1</td> <td>昭和53.3.1</td> <td>11 (g/test)</td> <td>85.0</td> <td>9.50</td> <td>9.00</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>慣性重量</td> <td>1t超</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>E</td> <td>昭和51.4.1</td> <td>昭和52.3.1</td> <td>昭和53.3.1</td> <td>11 (g/test)</td> <td>85.0</td> <td>9.50</td> <td>9.48</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>(新設)</td> <td>29項</td> </tr> </tbody> </table>												規制年	識別記号	適用時期	型式	型式	7-58-1-2 (1) ②ア関係							備考	適用関係告示	CO	HC	Nox	PM	PN	備考	なし	なし	昭和50.3.31以前	昭和50.11.3以前	昭和51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	(新設)	なし	昭50	A	昭和50.4.1	昭和50.12.1	昭和51.4.1	10 (g/km)	2.70	0.39	1.60	同上	同上	(新設)	6項	51	B	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	11 (g/test)	85.0	9.50	8.00	同上	同上	慣性重量	9項		C	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	10 (g/kp)	2.70	0.39	1.20	同上	同上	1t以下			D	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	11 (g/test)	85.0	9.50	9.00	同上	同上	慣性重量	1t超	53	E	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	11 (g/test)	85.0	9.50	9.48	同上	同上	(新設)	29項
規制年	識別記号	適用時期	型式	型式	7-58-1-2 (1) ②ア関係												備考	適用関係告示																																																																																																																																																																																																															
					CO	HC	Nox	PM	SPN	備考																																																																																																																																																																																																																							
なし	なし	昭和50.3.31以前	昭和50.11.3以前	昭和51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし																																																																																																																																																																																																																				
昭50	A	昭和50.4.1	昭和50.12.1	昭和51.4.1	10 (g/kp)	2.70	0.39	1.60	同上	同上		6項																																																																																																																																																																																																																					
51	B	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	13 (g/test)	85.0	9.50	8.00	同上	同上	慣性重量	9項																																																																																																																																																																																																																					
	C	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	11 (g/test)	85.0	9.50	8.00	同上	同上	1t以下																																																																																																																																																																																																																						
	D	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	10 (g/kp)	2.70	0.39	1.20	同上	同上	慣性重量	1t超																																																																																																																																																																																																																					
53	E	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	11 (g/test)	85.0	9.50	9.00	同上	同上		29項																																																																																																																																																																																																																					
規制年	識別記号	適用時期	型式	型式	7-58-1-2 (1) ②ア関係							備考	適用関係告示																																																																																																																																																																																																																				
					CO	HC	Nox	PM	PN	備考																																																																																																																																																																																																																							
なし	なし	昭和50.3.31以前	昭和50.11.3以前	昭和51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	(新設)	なし																																																																																																																																																																																																																					
昭50	A	昭和50.4.1	昭和50.12.1	昭和51.4.1	10 (g/km)	2.70	0.39	1.60	同上	同上	(新設)	6項																																																																																																																																																																																																																					
51	B	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	11 (g/test)	85.0	9.50	8.00	同上	同上	慣性重量	9項																																																																																																																																																																																																																					
	C	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	10 (g/kp)	2.70	0.39	1.20	同上	同上	1t以下																																																																																																																																																																																																																						
	D	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	11 (g/test)	85.0	9.50	9.00	同上	同上	慣性重量	1t超																																																																																																																																																																																																																					
53	E	昭和51.4.1	昭和52.3.1	昭和53.3.1	11 (g/test)	85.0	9.50	9.48	同上	同上	(新設)	29項																																																																																																																																																																																																																					

新旧対照表  
174 / 282

# 新旧対照表主要部分抜粋

新											旧														
年	規格	型式	新	旧	11 (g/test)	85.0	9.50	6.00	同上	同上	※1	29項	年	規格	型式	新	旧	11 (g/test)	85.0	9.50	6.00	同上	同上	※1	29項
10	GF	平	平	平	10-15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	同上		57項	10	GF	平	平	平	10-15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	同上		57項
12	HN	平	平	平	10-15 (g/km)	1.27	0.17	0.17	同上	同上		74項	12	HN	平	平	平	10-15 (g/km)	1.27	0.17	0.17	同上	同上		74項
17	TA	平	平	平	10-15 (g/km)	1.92	0.08	0.08	同上	同上	配について は、NOx とする。	103項	17	TA	平	平	平	10-15 (g/km)	1.92	0.08	0.08	同上	同上	配について は、NOx とする。	103項
21	LA	平	平	平	10-15 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		109項	21	LA	平	平	平	10-15 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		109項
23	CA	平	平	平	10-15 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		124項	23	CA	平	平	平	10-15 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		124項
21	LA	平	平	平	10-15 (g/km)	同上	同上	同上	0.007	同上		173項	21	LA	平	平	平	10-15 (g/km)	同上	同上	同上	同上	0.007		173項
30	3A	平	令3.1.1 ※2	令3.1.1 ※2	WLTC (g/km)	2.03	0.16	同上	同上	同上		189項	30	3A	平	令3.1.1 ※2	令3.1.1 ※2	WLTC (g/km)	2.03	0.16	同上	同上	同上		189項
30	3B	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		190項	30	3B	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		190項
30	3C	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		193項	30	3C	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		193項
30	3D	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3D	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3E	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3E	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3F	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3F	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3G	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3G	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3H	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3H	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3I	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3I	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3J	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3J	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3K	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3K	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3L	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3L	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3M	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3M	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3N	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3N	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3O	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3O	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3P	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3P	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3Q	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3Q	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3R	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3R	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3S	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3S	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3T	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3T	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3U	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3U	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3V	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3V	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3W	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3W	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3X	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3X	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3Y	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3Y	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3Z	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3Z	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項

7-59-4 従前規定の適用④  
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

規制年	識別記号	区分	型式	新	旧	7-58-1-2 (1) ②A規格											
						CO	HC	NOx	PM	PN	備考	適用関係告示根拠					
なし	なし	略	略	略	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

7-58-6 従前規定の適用④  
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

規制年	識別記号	区分	型式	新	旧	7-58-1-2 (1) ②A規格											
						CO	HC	NOx	PM	PN	備考	適用関係告示根拠					
なし	なし	略	略	略	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

新旧対照表  
175 / 282

新											旧														
年	規格	型式	新	旧	10-15 (g/km) <th>2.70</th> <th>0.39</th> <th>0.48</th> <th>同上</th> <th>同上</th> <th>同上</th> <th>109項</th> <th>年</th> <th>規格</th> <th>型式</th> <th>新</th> <th>旧</th> <th>10-15 (g/km) <th>2.70</th> <th>0.39</th> <th>0.48</th> <th>同上</th> <th>同上</th> <th>同上</th> <th>109項</th> </th>	2.70	0.39	0.48	同上	同上	同上	109項	年	規格	型式	新	旧	10-15 (g/km) <th>2.70</th> <th>0.39</th> <th>0.48</th> <th>同上</th> <th>同上</th> <th>同上</th> <th>109項</th>	2.70	0.39	0.48	同上	同上	同上	109項
10	GF	平	平	平	10-15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	同上		109項	10	GF	平	平	平	10-15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	同上		109項
12	HN	平	平	平	10-15 (g/km)	1.27	0.17	0.17	同上	同上		74項	12	HN	平	平	平	10-15 (g/km)	1.27	0.17	0.17	同上	同上		74項
17	TA	平	平	平	10-15 (g/km)	1.92	0.08	0.08	同上	同上	配について は、NOx とする。	103項	17	TA	平	平	平	10-15 (g/km)	1.92	0.08	0.08	同上	同上	配について は、NOx とする。	103項
21	LA	平	平	平	10-15 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		109項	21	LA	平	平	平	10-15 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		109項
23	CA	平	平	平	10-15 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		124項	23	CA	平	平	平	10-15 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		124項
21	LA	平	平	平	10-15 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		173項	21	LA	平	平	平	10-15 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		173項
30	3A	平	令4.1.1 ※2	令4.1.1 ※2	WLTC (g/km)	4.48	0.23	0.11	同上	同上		189項	30	3A	平	令4.1.1 ※2	令4.1.1 ※2	WLTC (g/km)	4.48	0.23	0.11	同上	同上		189項
30	3B	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		190項	30	3B	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		190項
30	3C	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		193項	30	3C	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		193項
30	3D	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3D	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3E	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3E	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3F	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3F	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3G	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3G	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3H	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3H	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3I	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3I	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3J	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30	3J	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項
30	3K	令	令	令	WLTC (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		196項	30												

# 新旧対照表主要部分抜粋

新														旧														
規格年	識別記号	新製生産車	継続生産車	輸入自動車	測定 <sup>①</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ②の関係					備考	適用関係告示標	7-58-1-2 (1) ②の関係	備考	適用関係告示標	規格年	識別記号	新製生産車	継続生産車	輸入自動車	測定 <sup>①</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ②の関係					備考	適用関係告示標
						CO	HC	NOx	PM	SPN												CO	HC	NOx	PM	PN		
54	J	昭和54.1.1	昭和54.12.1	昭和56.4.1	600 (%)	1.6	520	1390	同上	同上	同上	177	16	同上	昭和54.1.1	昭和54.12.1	昭和56.4.1	600 (%)	1.6	520	1390	同上	同上	同上	177	16	同上	
57	M	昭和57.1.1	昭和57.12.1	昭和59.4.1	同上	1.1	440	990	同上	同上	同上	177	24	同上	昭和57.1.1	昭和57.12.1	昭和59.4.1	同上	1.1	440	990	同上	同上	同上	177	24	同上	
1	I	平2.9.1	平3.4.1	平3.4.1	同上	1.6	520	850	同上	同上	同上	177	32	同上	平2.9.1	平3.4.1	平3.4.1	同上	1.6	520	850	同上	同上	同上	177	32	同上	
4	Z	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1	13 (g/kWh)	136.0	7.90	7.20	同上	同上	同上	177	42	同上	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1	13 (g/kWh)	136.0	7.90	7.20	同上	同上	同上	177	42	同上	
7	GB	平7.12.1	平8.11.1	平9.4.1	同上	105.0	6.80	5.90	同上	同上	同上	177	52	同上	平7.12.1	平8.11.1	平9.4.1	同上	105.0	6.80	5.90	同上	同上	同上	177	52	同上	
10	GE	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	68.0	2.29	5.90	同上	同上	同上	177	69	同上	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	68.0	2.29	5.90	同上	同上	同上	177	69	同上	
13	GL	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	同上	26.0	0.99	2.03	同上	同上	同上	177	75	同上	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	同上	26.0	0.99	2.03	同上	同上	同上	177	75	同上	
17	A	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	JE05 (g/kWh)	21.3	0.31	0.90	同上	同上	同上	177	122	同上	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	JE05 (g/kWh)	21.3	0.31	0.90	同上	同上	同上	177	122	同上	
21	L	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.013	同上	同上	177	201	同上	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.013	同上	同上	177	201	同上	

注1~3 (略)

**7-58-11 従前規定の適用①**  
 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないもの（以下「モード規制値」という。）であらばよい。  
 ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。  
 この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一般化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。  
 適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

規格年	識別記号	新製生産車	継続生産車	輸入自動車	測定 <sup>①</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ②の関係					備考	適用関係告示標
						CO	HC	NOx	PM	SPN		
なし	なし	昭和50.3.31以前	昭和50.11.3以前	昭和51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
昭和50	H	昭和50.4.1	昭和50.12.1	昭和51.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	2.30	同上	同上	10	同上

新旧対照表  
181 / 282

新														旧														
規格年	識別記号	新製生産車	継続生産車	輸入自動車	測定 <sup>①</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ②の関係					備考	適用関係告示標	7-58-1-2 (1) ②の関係	備考	適用関係告示標	規格年	識別記号	新製生産車	継続生産車	輸入自動車	測定 <sup>①</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ②の関係					備考	適用関係告示標
						CO	HC	NOx	PM	SPN												CO	HC	NOx	PM	PN		
21	L	昭和21.10.1	昭和22.9.1	昭和22.9.1	J088H <sup>②</sup> × 0.75 + J088C <sup>③</sup> × 0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.009	なし	なし	175	同上	昭和21.10.1	昭和22.9.1	昭和22.9.1	J088H <sup>②</sup> × 0.75 + J088C <sup>③</sup> × 0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.009	なし	なし	175	同上			
30	3	昭和30.10.1	昭和31.10.1	昭和31.10.1	WLC <sup>④</sup> (g/km)	0.88	0.037	0.36	0.013	同上	同上	189	同上	昭和30.10.1	昭和31.10.1	昭和31.10.1	WLC <sup>④</sup> (g/km)	0.88	0.037	0.36	0.013	同上	同上	189	同上			
190	1	昭和30.10.1	昭和31.10.1	昭和31.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190	同上	昭和30.10.1	昭和31.10.1	昭和31.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190	同上		
193	1	昭和4.10.1	昭和7.10.1	昭和7.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193	同上	昭和4.10.1	昭和7.10.1	昭和7.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193	同上		
195	1	昭和4.10.1	昭和7.10.1	昭和7.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	195	同上	昭和4.10.1	昭和7.10.1	昭和7.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	195	同上		
197	1	昭和4.10.1	昭和7.10.1	昭和7.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	197	同上	昭和4.10.1	昭和7.10.1	昭和7.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	197	同上		
198	1	昭和4.10.1	昭和7.10.1	昭和7.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	198	同上	昭和4.10.1	昭和7.10.1	昭和7.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	198	同上		
199	1	昭和5.10.1	昭和7.10.1	昭和7.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	11.1x10 <sup>10</sup>	同上	199	同上	昭和5.10.1	昭和7.10.1	昭和7.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	11.1x10 <sup>10</sup>	同上	199	同上	

注1~8 (略)

**7-58-18 従前規定の適用②**  
 次に掲げる自動車については、それぞれに掲げる基準に適合するもの（以下「モード規制値」という。）であらばよい。  
 ① 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年9月30日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日）以降の型式指定自動車及び一般化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表②-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないもの（以下「モード規制値」という。）であらばよい。  
 ② ①以降のものであって、令和5年9月30日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和5年10月1日以後の型式指定自動車及び一般化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表②-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないもの（以下「モード規制値」という。）であらばよい。  
 ③ 新たに運行の用に供しようとする多座席自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和5年9月30日以前のものについては、適用表②-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないもの（以下「モード規制値」という。）であらばよい。  
 ④ 使用の過程にある多座席自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和5年9月30日以前のものについては、適用表②-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないもの（以下「モード規制値」という。）であらばよい。

規格年	識別記号	新製生産車	継続生産車	輸入自動車	排出ガス非認定率を除外	測定 <sup>①</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ②の関係					備考	適用関係告示標
							CO	HC	NOx	PM	備考		
なし	なし	昭和54.3.31以前	昭和55.2.29以前	昭和56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
なし	なし	昭和54.3.31以前	昭和55.2.29以前	昭和56.3.31以前	同上	同上	同上	同上	同上	同上	1項表10号	77	

新旧対照表  
191 / 282





新旧対照表主要部分抜粋

( 案 )

新	旧
<p>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</p> <p><b>7-65-5 従前規定の適用①</b> 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-65-5-1 (略)</b></p> <p><b>7-65-5-2 性能要件</b> (1) (略) (2) 7-65-5-1 (1) の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、<u>同時に点灯するすれ違い用前照灯を含む</u>全てが同一であること。 ② (略) (3) ~ (4) (略)</p> <p><b>7-65-5-3 (略)</b></p> <p><b>7-65-6 従前規定の適用②</b> 昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 2 号関係)</p> <p><b>7-65-6-1 (略)</b></p> <p><b>7-65-6-2 性能要件</b> (1) (略) (2) 7-65-6-1 (1) の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、<u>同時に点灯するすれ違い用前照灯を含む</u>全てが同一であること。 ② (略) (3) ~ (4) (略)</p> <p><b>7-65-6-3 (略)</b></p> <p><b>7-65-7 従前規定の適用③</b> 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 3 項第 3 号関係)</p> <p><b>7-65-7-1 (略)</b></p> <p><b>7-65-7-2 性能要件</b> (1) (略)</p>	<p><b>7-65-5 従前規定の適用①</b> 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-65-5-1 (略)</b></p> <p><b>7-65-5-2 性能要件</b> (1) (略) (2) 7-65-5-1 (1) の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、<u>その全てが同一であること</u>。 ② (略) (3) ~ (4) (略)</p> <p><b>7-65-5-3 (略)</b></p> <p><b>7-65-6 従前規定の適用②</b> 昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 2 号関係)</p> <p><b>7-65-6-1 (略)</b></p> <p><b>7-65-6-2 性能要件</b> (1) (略) (2) 7-65-6-1 (1) の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、<u>その全てが同一であること</u>。 ② (略) (3) ~ (4) (略)</p> <p><b>7-65-6-3 (略)</b></p> <p><b>7-65-7 従前規定の適用③</b> 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p><b>7-65-7-1 (略)</b></p> <p><b>7-65-7-2 性能要件</b> (1) (略)</p>

新旧対照表  
204 / 282

( 案 )

新	旧
<p>(2) 7-65-7-1 (1) の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、<u>同時に点灯するすれ違い用前照灯を含む</u>全てが同一であること。 ② (略) (3) ~ (4) (略)</p> <p><b>7-65-7-3 (略)</b></p> <p><b>7-65-8 従前規定の適用④</b> 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係)</p> <p><b>7-65-8-1 (略)</b></p> <p><b>7-65-8-2 性能要件</b> (1) (略) (2) 7-65-8-1 (1) の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、<u>同時に点灯するすれ違い用前照灯を含む</u>全てが同一であること。 ② (略) (3) ~ (4) (略)</p> <p><b>7-65-8-3 (略)</b></p> <p><b>7-65-9 (略)</b></p> <p><b>7-65-10 従前規定の適用⑤</b> 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 25 項関係) ①~② (略)</p> <p><b>7-65-10-1 装備要件</b> 7-65-1 に同じ。</p> <p><b>7-65-10-2~7-65-10-3 (略)</b></p> <p><b>7-65-11 従前規定の適用⑦</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</p>	<p>(2) 7-65-7-1 (1) の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、<u>その全てが同一であること</u>。 ② (略) (3) ~ (4) (略)</p> <p><b>7-65-7-3 (略)</b></p> <p><b>7-65-8 従前規定の適用④</b> 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係)</p> <p><b>7-65-8-1 (略)</b></p> <p><b>7-65-8-2 性能要件</b> (1) (略) (2) 7-65-8-1 (1) の走行用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、<u>その全てが同一であること</u>。 ② (略) (3) ~ (4) (略)</p> <p><b>7-65-8-3 (略)</b></p> <p><b>7-65-9 (略)</b></p> <p><b>7-65-10 従前規定の適用⑤</b> 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 25 項関係) ①~② (略)</p> <p><b>7-65-10-1 装備要件</b> 自動車の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。</p> <p><b>7-65-10-2~7-65-10-3 (略)</b> (新設)</p>

新旧対照表  
205 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

( 案 )

新	旧
<p><b>の</b></p> <p><b>7-65-11-1 整備要件</b> 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-00-S4 の 4.及び 5.3.又は UN R123-02 (当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。)の 6.3.及び 7.に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項及び第 26 項関係)</p> <p><b>7-65-10-2 性能要件</b> <b>7-65-10-2-1 テスタ等による審査</b> 9-8の規定による。 <b>7-65-10-2-2 視認等による審査</b> 7-65-2-2に同じ。 <b>7-65-10-3 取付要件(視認等による審査)</b> 7-65-3に同じ。</p> <p><b>7-66 すれ違い用前照灯</b> <b>7-66-1~7-66-2 (略)</b> <b>7-66-3 取付要件(視認等による審査)</b> (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 6 項関係) この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 42 条第 7 項関係、細目告示第 120 条第 7 項関係) ①~⑪ (略) ⑫ 二輪自動車に備える走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。ただし、昼間走行灯が点灯している場合にあってはこの限りでない。 ⑬~⑮ (略) (2) (略)</p> <p><b>7-66-4 (略)</b> <b>7-66-5 従前規定の適用①</b> 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係) <b>7-66-5-1 (略)</b> <b>7-66-5-2 性能要件</b> (1) 7-66-5-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略)</p>	<p><b>7-66 すれ違い用前照灯</b> <b>7-66-1~7-66-2 (略)</b> <b>7-66-3 取付要件(視認等による審査)</b> (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 6 項関係) この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 42 条第 7 項関係、細目告示第 120 条第 7 項関係) ①~⑪ (略) ⑫ 二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。ただし、昼間走行灯が点灯している場合にあってはこの限りでない。 ⑬~⑮ (略) (2) (略)</p> <p><b>7-66-4 (略)</b> <b>7-66-5 従前規定の適用①</b> 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係) <b>7-66-5-1 (略)</b> <b>7-66-5-2 性能要件</b> (1) 7-66-5-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略)</p>

新旧対照表  
206 / 282

( 案 )

新	旧
<p>② すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯する走行用前照灯を含む全てが同一であること。 ③~④ (略) (2) ~ (3) (略)</p> <p><b>7-66-5-3 (略)</b> <b>7-66-6 従前規定の適用②</b> 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係) <b>7-66-6-1 (略)</b> <b>7-66-6-2 性能要件</b> (1) 7-66-6-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯する走行用前照灯を含む全てが同一であること。 ③~④ (略) (2) ~ (3) (略)</p> <p><b>7-66-6-3 (略)</b> <b>7-66-7 従前規定の適用③</b> 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係) <b>7-66-7-1 (略)</b> <b>7-66-7-2 性能要件</b> (1) 7-66-7-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯する走行用前照灯を含む全てが同一であること。 ③~④ (略) (2) ~ (3) (略)</p> <p><b>7-66-7-3 (略)</b> <b>7-66-8 従前規定の適用④</b> 平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 2 項第 2 号関係) <b>7-66-8-1 (略)</b> <b>7-66-8-2 性能要件</b> (1) 7-66-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯する走行用前照灯を含む全てが同一であること。 ③~④ (略)</p>	<p>② すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。 ③~④ (略) (2) ~ (3) (略)</p> <p><b>7-66-5-3 (略)</b> <b>7-66-6 従前規定の適用②</b> 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係) <b>7-66-6-1 (略)</b> <b>7-66-6-2 性能要件</b> (1) 7-66-6-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。 ③~④ (略) (2) ~ (3) (略)</p> <p><b>7-66-6-3 (略)</b> <b>7-66-7 従前規定の適用③</b> 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係) <b>7-66-7-1 (略)</b> <b>7-66-7-2 性能要件</b> (1) 7-66-7-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。 ③~④ (略) (2) ~ (3) (略)</p> <p><b>7-66-7-3 (略)</b> <b>7-66-8 従前規定の適用④</b> 平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 2 項第 2 号関係) <b>7-66-8-1 (略)</b> <b>7-66-8-2 性能要件</b> (1) 7-66-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略) ② すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。 ③~④ (略)</p>

新旧対照表  
207 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新	旧
<p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>7-66-8-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-9 従前規定の適用⑤</b> 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第1項第3号から第7号まで及び第3項第5号関係)</p> <p><b>7-66-9-1 (略)</b></p> <p><b>7-66-9-2 性能要件</b> (1) (略) (2) 7-66-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯する走行用前照灯を含む全てが同一であること。 ②～③ (略) (3)～(4) (略)</p> <p><b>7-66-9-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-10 (略)</b></p> <p><b>7-66-11 従前規定の適用⑦</b> 令和2年9月30日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(次に掲げる自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであること。 ① (略)</p> <p><b>7-66-11-1～7-66-11-2 (略)</b></p> <p><b>7-66-11-3 取付要件 (視認等による審査)</b> 7-66-12-3に同じ。</p> <p><b>7-66-12 従前規定の適用⑧</b> 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第25項関係) ①～② (略)</p> <p><b>7-66-12-1 装備要件</b> 7-66-1に同じ。</p> <p><b>7-66-12-2～7-66-12-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-13 (略)</b></p> <p><b>7-67 配光可変型前照灯</b></p> <p><b>7-67-1 装備要件</b> 自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。(保安基準第32条第7項関係)</p> <p><b>7-67-2 性能要件</b></p> <p><b>7-67-2-1～7-67-2-2 (略)</b></p>	<p>(2)～(3) (略)</p> <p><b>7-66-8-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-9 従前規定の適用⑤</b> 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第1項第3号から第7号まで及び第3項第5号関係)</p> <p><b>7-66-9-1 (略)</b></p> <p><b>7-66-9-2 性能要件</b> (1) (略) (2) 7-66-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、<u>その全てが同一であること。</u> ②～③ (略) (3)～(4) (略)</p> <p><b>7-66-9-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-10 (略)</b></p> <p><b>7-66-11 従前規定の適用⑦</b> 令和2年9月30日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(次に掲げる自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであること。 ① (略)</p> <p><b>7-66-11-1～7-66-11-2 (略)</b></p> <p><b>7-66-11-3 取付要件 (視認等による審査)</b> 7-66-3に同じ。</p> <p><b>7-66-12 従前規定の適用⑧</b> 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第25項関係) ①～② (略)</p> <p><b>7-66-12-1 装備要件</b> 自動車の前面には、<u>すれ違い用前照灯を備えなければならない。</u></p> <p><b>7-66-12-2～7-66-12-3 (略)</b></p> <p><b>7-66-13 (略)</b></p> <p><b>7-67 配光可変型前照灯</b></p> <p><b>7-67-1 装備要件</b> 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。(保安基準第32条第7項関係)</p> <p><b>7-67-2 性能要件</b></p> <p><b>7-67-2-1～7-67-2-2 (略)</b></p>

新旧対照表  
208 / 282

(案)

新	旧
<p><b>7-67-2-3 書面等による審査</b> (1) (略) (2) 配光可変型前照灯は、UN R149-01の4.及び5.3. (4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.、(b)、4.5.2.5.及び4.12.を除く。)又はUN R123-02 (当分の間、UN R123-01-S9と読み替えることができる。以下(2)において同じ。)の5. (5.3.3.、5.3.4.及び5.8.を除く。)、6.及び7.に適合するものでなければならない。 この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-01の5.3.にかかわらず6.及びUN R123-02の6.にかかわらず9.2.に適合すればよいものとする。 ただし、平成21年7月10日以前に製作された自動車については、UN R123-02の5.3.1.は適用しない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係、適用関係告示第29条第7項関係、適用関係告示第29条第23項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-67-3 取付要件 (視認等による審査)</b> (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、<u>二輪自動車以外に備えるもの</u>にあっては、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、<u>二輪自動車に備えるもの</u>にあっては、UN R53-03-S3の5. (5.17.を除く)及び6. <u>並びに次の基準に適合するように取付けられなければならない。</u>(保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係) ①～② (略) ③ 走行用ビームを発する灯火ユニットは、走行用ビームの点灯操作を行ったときに、自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり1個以上の灯火ユニットが同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、全ての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯するものであること。 <u>ただし、二輪自動車に備えるもの</u>にあってはすれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、全ての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯する構造であればよい。 ④ 走行用ビームを発する格納式灯火ユニット(二輪自動車に備えるものを除く。)が4個備えられた自動車にあっては、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅させること又はすれ違い用ビームを発する灯火ユニットと交互に点灯させることを目的として備えられた補助灯火ユニットは、格納式灯火ユニットが上昇した場合には点灯しないものであること。 ⑤ (略) ⑥ 自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで左右対称に配置された2つのすれ違</p>	<p><b>7-67-2-3 書面等による審査</b> (1) (略) (2) 配光可変型前照灯は、UN R149-00-S4の4.及び5.3. (4.5.1.1.、4.5.1.8.、4.5.2.2.、(b)及び4.12.を除く。)又はUN R123-02 (当分の間、UN R123-01-S9と読み替えることができる。以下(2)において同じ。)の5. (5.3.3.、5.3.4.及び5.8.を除く。)、6.及び7.に適合するものでなければならない。 この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-00-S4の5.3.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R123-02の6.にかかわらず9.2.に適合すればよいものとする。 ただし、平成21年7月10日以前に製作された自動車については、UN R123-02の5.3.1.は適用しない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係、適用関係告示第29条第7項関係、適用関係告示第29条第23項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-67-3 取付要件 (視認等による審査)</b> (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、<u>細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。</u>(保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係) ①～② (略) ③ 走行用ビームを発する灯火ユニットは、走行用ビームの点灯操作を行ったときに、自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり1個以上の灯火ユニットが同時に点灯するものであり、かつ、すれ違い用ビームの点灯操作を行ったときに、全ての走行用ビームを発する灯火ユニットが同時に消灯するものであること。 ④ 走行用ビームを発する格納式灯火ユニットが4個備えられた自動車にあっては、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により短い間隔で断続的に点滅させること又はすれ違い用ビームを発する灯火ユニットと交互に点灯させることを目的として備えられた補助灯火ユニットは、格納式灯火ユニットが上昇した場合には点灯しないものであること。 ⑤ (略) ⑥ 自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで左右対称に配置された2つのすれ違</p>

新旧対照表  
209 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新	旧
<p>い用ビームを発する灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）は、すれ違い状態の配光形態において、少なくとも1組が見かけの表面の上縁の位置が地上から1,200mm以下であり、かつ、下縁の位置が地上から500mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ 配光可変型前照灯（二輪自動車に備えるものを除く。）に補助灯火ユニットを備える場合には、補助灯火ユニットは、その位置に最も近い位置にある灯火ユニットから水平方向に140mm以下（図中のEによる。）及び鉛直方向に400mm以下（図中のDによる。）の位置に配置されていること。</p> <p>この場合において、2つの補助灯火ユニットを自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで対称に配置したときは、当該灯火ユニットから水平方向に200mm以下（図中のCによる。）の位置にあればよいものとする。</p> <p>⑧ ⑦に規定する補助灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）は、いずれも、地上から250mm以上（図中のFによる。）、1,200mm以下（図中のGによる。）の位置に配置されていること。</p> <p>⑨ すれ違い状態の配光形態において、すれ違い用ビームを発する灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）の見かけの表面の外縁は、車両の最外側から車両中心線側に400mm以下（図中のAによる。）の位置にあること。</p> <p>⑩ 灯火ユニット（二輪自動車に備えるものを除く。）の基準軸の方向の見かけの表面の内端の距離は、600mm以上（図中のBによる。）であること。</p> <p>また、全幅が1.3m未満である場合においては、400mm以上であること。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満であるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t未満であるもの並びにこれらの形状に類するものにあつてはこの限りではない。</p> <p>⑪～⑬（略）</p> <p>⑭ 配光可変型前照灯（二輪自動車に備えるものを除く。）は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が15km/hを超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。</p> <p>この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>⑯ 配光可変型前照灯の灯火ユニット（二輪自動車に備えるものに限る。）は、その照明部の上縁の高さが地上1.3m以下、下縁の高さが地上0.5m以上であり、かつ、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。</p> <p>ただし、すれ違い用前照灯の側方に配光可変型前照灯の灯火ユニットを備えるものにあつては、その照明部の上縁の高さが地上1.3m以下、下縁の高さが地上0.5m以上であり、かつ、配光可変型前照灯の灯火ユニット及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。</p> <p>(図) 配光可変型前照灯の取付要件（二輪自動車を除く。） (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>い用ビームを発する灯火ユニットは、すれ違い状態の配光形態において、少なくとも1組が見かけの表面の上縁の位置が地上から1,200mm以下であり、かつ、下縁の位置が地上から500mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ 配光可変型前照灯に補助灯火ユニットを備える場合には、補助灯火ユニットは、その位置に最も近い位置にある灯火ユニットから水平方向に140mm以下（図中のEによる。）及び鉛直方向に400mm以下（図中のDによる。）の位置に配置されていること。</p> <p>この場合において、2つの補助灯火ユニットを自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで対称に配置したときは、当該灯火ユニットから水平方向に200mm以下（図中のCによる。）の位置にあればよいものとする。</p> <p>⑧ ⑦に規定する補助灯火ユニットは、いずれも、地上から250mm以上（図中のFによる。）、1,200mm以下（図中のGによる。）の位置に配置されていること。</p> <p>⑨ すれ違い状態の配光形態において、すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの見かけの表面の外縁は、車両の最外側から車両中心線側に400mm以下（図中のAによる。）の位置にあること。</p> <p>⑩ 灯火ユニットの基準軸の方向の見かけの表面の内端の距離は、600mm以上（図中のBによる。）であること。</p> <p>また、全幅が1.3m未満である場合においては、400mm以上であること。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満であるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t未満であるもの並びにこれらの形状に類するものにあつてはこの限りではない。</p> <p>⑪～⑬（略）</p> <p>⑭ 配光可変型前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が10km/hを超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。</p> <p>この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(図) 配光可変型前照灯の取付要件 (略)</p> <p>(2) (略)</p>

新旧対照表  
210 / 282

(案)

新	旧
<p><b>7-67-4 適用関係の整理</b> (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる自動車については、7-67-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第26項関係）</p> <p>① 令和8年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和8年9月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</p> <p><b>7-67-5～7-67-6 (略)</b></p> <p><b>7-67-7 従前規定の適用③</b> 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第22項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-67-7-1 装備要件</b> 7-67-9-1に同じ。</p> <p><b>7-67-7-2 性能要件</b> 7-67-9-2に同じ。</p> <p><b>7-67-7-3 取付要件（視認等による審査）</b> (1) 7-67-9-3 (1) (⑨を除く。)に同じ。 (2) 7-67-9-3 (2)に同じ。</p> <p><b>7-67-8 (略)</b></p> <p><b>7-67-9 従前規定の適用⑤</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第26項関係）</p> <p>① 令和8年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和8年9月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</p> <p><b>7-67-9-1 装備要件</b> 7-67-1に同じ。</p>	<p><b>7-67-4 適用関係の整理</b> (1)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>7-67-5～7-67-6 (略)</b></p> <p><b>7-67-7 従前規定の適用③</b> 次に掲げる自動車（昼間走行灯を有するものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第29条第22項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-67-7-1 装備要件</b> 7-67-1に同じ。</p> <p><b>7-67-7-2 性能要件</b> 7-67-2に同じ。</p> <p><b>7-67-7-3 取付要件（視認等による審査）</b> (1) 7-67-3 (1) (⑨を除く。)に同じ。 (2) 7-67-3 (2)に同じ。</p> <p><b>7-67-8 (略)</b></p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表  
211 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

( 案 )

新	旧
<p><b>7-67-9-2 性能要件</b>  <b>7-67-9-2-1 テスタ等による審査</b>                      9-10の規定による。  <b>7-67-9-2-2 視認等による審査</b>                      7-67-2-2に同じ。  <b>7-67-9-2-3 書面等による審査</b>                      (1) 7-67-2-3 (1)に同じ。                      (2) 配光可変型前照灯は、UN R149-00-S5の4.及び5.3.(4.5.1.1.、4.5.1.8.、4.5.2.2.(b)及び4.12.を除く。)又はUN R123-02(当分の間、UN R123-01-S9と読み替えることができる。以下(2)において同じ。)の5.(5.3.3.、5.3.4.及び5.8.を除く。)、6.及び7.に適合するものでなければならない。                      この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJISC 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-00-S4の5.3.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R123-02の6.にかかわらず9.2.に適合すればよいものとする。                      ただし、平成21年7月10日以前に製作された自動車については、UN R123-02の5.3.1.は適用しない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係、適用関係告示第29条第7項関係、適用関係告示第29条第23項関係)</p> <p><b>7-67-9-3 取付要件(視認等による審査)</b>                      (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあつては、令和5年1月4日付け国土交通省告示第1号による改正前の細目告示別添52〔灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準〕に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係)                      ① 7-67-3 (1) ①に同じ。                      ② 7-67-3 (1) ②に同じ。                      ③ 7-67-3 (1) ③に同じ。                      ④ 7-67-3 (1) ④に同じ。                      ⑤ 7-67-3 (1) ⑤に同じ。                      ⑥ 7-67-3 (1) ⑥に同じ。                      ⑦ 7-67-3 (1) ⑦に同じ。                      ⑧ 7-67-3 (1) ⑧に同じ。                      ⑨ 7-67-3 (1) ⑨に同じ。                      ⑩ 7-67-3 (1) ⑩に同じ。                      ⑪ 7-67-3 (1) ⑪に同じ。                      ⑫ 7-67-3 (1) ⑫に同じ。                      ⑬ 7-67-3 (1) ⑬に同じ。                      ⑭ 7-67-3 (1) ⑭に同じ。</p>	

新旧対照表  
212 / 282

( 案 )

新	旧
<p>⑮ 7-67-3 (1) ⑮に同じ。                      ⑯ 7-67-3 (1) ⑯に同じ。                      ⑰ 7-67-3 (1) ⑰に同じ。                      ⑱ 7-67-3 (1) ⑱に同じ。                      ⑲ 7-67-3 (1) ⑲に同じ。                      (図) 7-67-3 (1) に同じ。                      (2) 7-67-3 (2) に同じ。</p> <p><b>7-68 (略)</b></p> <p><b>7-69 前照灯洗淨器</b>  <b>7-69-1 装備要件</b>                      (1) 次に掲げる配光可変型前照灯であつて、灯光の明るさ等が灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に備えられた当該灯火ユニットについて2,000lmを超えるものには、前照灯洗淨器を備えなければならない。ただし、二輪自動車に備えるものにあつては、この限りでない。(保安基準第32条第11項関係、細目告示第42条第11項関係、細目告示第120条第15項関係)                      ①～③ (略)                      (2) (略)</p> <p><b>7-69-2～7-69-3 (略)</b></p> <p><b>7-70 前部霧灯</b>  <b>7-70-1 (略)</b>  <b>7-70-2 性能要件(視認等による審査)</b>                      (1) 前部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の前方を照らす照度を増加させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条第2項関係、細目告示第43条第1項関係、細目告示第121条第1項関係)                      ① 前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯する全てが同一であること。                      ②～③ (略)                      (2) (略)</p> <p><b>7-70-3～7-70-6 (略)</b>  <b>7-70-7 従前規定の適用③</b>                      平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第30条第1項、第2項第1号、第3項第3号、第4項関係)</p> <p><b>7-70-7-1 (略)</b>  <b>7-70-7-2 性能要件</b></p>	<p><b>7-68 (略)</b></p> <p><b>7-69 前照灯洗淨器</b>  <b>7-69-1 装備要件</b>                      (1) 次に掲げる配光可変型前照灯であつて、灯光の明るさ等が灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に備えられた当該灯火ユニットについて2,000lmを超えるものには、前照灯洗淨器を備えなければならない。(保安基準第32条第11項関係、細目告示第42条第11項関係、細目告示第120条第15項関係)                      ①～③ (略)                      (2) (略)</p> <p><b>7-69-2～7-69-3 (略)</b></p> <p><b>7-70 前部霧灯</b>  <b>7-70-1 (略)</b>  <b>7-70-2 性能要件(視認等による審査)</b>                      (1) 前部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の前方を照らす照度を増加させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条第2項関係、細目告示第43条第1項関係、細目告示第121条第1項関係)                      ① 前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。                      ②～③ (略)                      (2) (略)</p> <p><b>7-70-3～7-70-6 (略)</b>  <b>7-70-7 従前規定の適用③</b>                      平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第30条第1項、第2項第1号、第3項第3号、第4項関係)</p> <p><b>7-70-7-1 (略)</b>  <b>7-70-7-2 性能要件</b></p>

新旧対照表  
213 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新	旧
<p>(1) 前部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 前部霧灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、<u>同時に点灯する全てが同一であること。</u></p> <p>⑥ (略) 構造であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-70-7-3</b> (略)</p> <p><b>7-70-8</b> (略)</p> <p><b>7-71～7-72</b> (略)</p> <p><b>7-73 低速走行時側方照射灯</b></p> <p><b>7-73-1</b> (略)</p> <p><b>7-73-2 性能要件</b></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><b>7-73-2-1～7-73-2-2</b> (略)</p> <p><b>7-73-3</b> (略)</p> <p><b>7-74～7-75</b> (略)</p>	<p>(1) 前部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 前部霧灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、<u>その全てが同一であること。</u></p> <p>⑥ (略) 構造であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-70-7-3</b> (略)</p> <p><b>7-70-8</b> (略)</p> <p><b>7-71～7-72</b> (略)</p> <p><b>7-73 低速走行時側方照射灯</b></p> <p><b>7-73-1</b> (略)</p> <p><b>7-73-2 性能要件</b></p> <p>(1) 低速走行時側方照射灯は、自動車規定で定める速度以下の速度で走行している場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、速度、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。<u>(保安基準第 33 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 1 項、細目告示第 122 条の 2 第 2 項、細目告示第 122 条の 2 第 3 項)</u></p> <p>① <u>変速装置を前進の位置に操作している状態にあっては、速度 10km/h 以下の速度で作動するものであること。</u></p> <p>② <u>低速走行時側方照射灯の光度は、500cd 以下であること。</u></p> <p>③ <u>低速走行時側方照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</u></p> <p>④ <u>低速走行時側方照射灯の灯光の色は、白色であること。</u></p> <p>⑤ <u>低速走行時側方照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</u></p> <p>(2) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) ②から⑤の基準に適合するものとする。(細目告示第 122 条の 2 第 2 項)</p> <p>① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</u></p> <p>③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</u></p> <p><b>7-73-2-1～7-73-2-2</b> (略)</p> <p><b>7-73-3</b> (略)</p> <p><b>7-74～7-75</b> (略)</p>

新旧対照表  
214 / 282

(案)

新	旧
<p><b>7-76 昼間走行灯</b></p> <p><b>7-76-1 装備要件</b></p> <p>自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の前面には、昼間走行灯を備えることができる。(保安基準第 34 条の 3 第 1 項)</p> <p>なお、二輪自動車以外の自動車に昼間走行灯を備える場合にあっては、7-66-3 (1) ⑭又は 7-67-3 (1) ⑲(従前規定を適用する場合は 7-66-13-3 (1) ⑭又は 7-67-8-3 (1) ⑲)の規定に適合するものであること。</p> <p><b>7-76-2</b> (略)</p> <p><b>7-76-3 取付要件</b></p> <p>(削除)</p>	<p><b>7-76 昼間走行灯</b></p> <p><b>7-76-1 装備要件</b></p> <p>自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の前面には、昼間走行灯を備えることができる。(保安基準第 34 条の 3 第 1 項)</p> <p><b>7-76-2</b> (略)</p> <p><b>7-76-3 取付要件</b></p> <p>(1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 34 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 46 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 124 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>① <u>昼間走行灯の数は、2 個(二輪自動車に備えるものにあっては、1 個又は 2 個)であること。</u></p> <p>② <u>二輪自動車以外の自動車に備える昼間走行灯は、その照明部の最内縁において 600mm(幅が 1,300mm 未満の自動車にあっては、400mm)以上の間隔を有するものであること。</u></p> <p>③ <u>二輪自動車に昼間走行灯を 1 個備える場合にあっては、その照明部の中心が車両中心面となるように取付けられていること。</u></p> <p>ただし、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び車幅灯の横に並ぶもの並びに走行用前照灯又は車幅灯と兼用のものにあっては、昼間走行灯の照明部の最内縁が車両中心面から 250mm 以内となるように取付けられなければならない。</p> <p>④ <u>二輪自動車に昼間走行灯を 2 個備える場合にあっては、その照明部の中心が車両の中心面に対して対称となるように取付けられていること。</u></p> <p>この場合において、昼間走行灯(走行用前照灯又はすれ違い用前照灯と構造上一体となっているもの及び兼用のものを除く)は、その照明部の最内縁において間隔が 420mm 以内又は車両中心面に直交する鉛直面に車両の前面を投影したときに、照明部がその投影面の内側となるよう取付けられていること。</p> <p>⑤ <u>昼間走行灯は、その照明部の下縁の高さが地上 250mm 以上、上縁の高さが地上 1,500mm 以下となるように取付けられていること。</u></p> <p>⑥ <u>前面が左右対称である自動車に備える昼間走行灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。</u></p> <p>⑦ <u>昼間走行灯の照明部は、昼間走行灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面並びに昼間走行灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より昼間走行灯の内側方向</u></p>

新旧対照表  
215 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

( 案 )

新	旧
<p>(削除)</p> <p><b>7-76-3-1 視認等による審査</b>                      (1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けら</p>	<p>20° (二輪自動車に備えるものにあつては、内側方向10°)の平面及び昼間走行灯の外側方向20°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。                      この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも7-76-2-1(1)①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>⑧ 原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前部霧灯又は前照灯が点灯しているとき(二輪自動車にあつては、原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前照灯が点灯しているとき)は、昼間走行灯は自動的に消灯するように取付けなければならない。</p> <p>ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>⑨ 昼間走行灯は点滅するものでないこと。</p> <p>⑩ 昼間走行灯の直射光又は反射光は、当該昼間走行灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑪ 自動車の前面に備える方向指示器と昼間走行灯との距離が40mm以下である場合にあっては、方向指示器の作動中、当該方向指示器と同じ側の昼間走行灯は、消灯又は光度が低下する構造であつてもよい。</p> <p>⑫ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の昼間走行灯は、⑨の基準にかかわらず、方向指示器を作動させている場合においては方向の指示をしている側のもの、非常点滅表示灯を作動させている場合においては両側のものが消灯する構造であること。</p> <p>⑬ 昼間走行灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-76-2に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>(2) 次に掲げる昼間走行灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第124条の2第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</p> <p><b>7-76-3-1 視認等による審査</b>                      (1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けら</p>

新旧対照表  
216 / 282

( 案 )

新	旧
<p>れなければならない。</p> <p>この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第34条の3第3項関係、細目告示第46条の2第2項関係、細目告示第124条の2第3項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 前面が左右対称である自動車(二輪自動車を除く。)に備える昼間走行灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。</p> <p>⑦～⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-76-3-2 (略)</b></p> <p><b>7-77～7-79 (略)</b></p> <p><b>7-80 番号灯</b>  <b>7-80-1 (略)</b>  <b>7-80-2 性能要件 (視認等による審査)</b>                      (1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第36条第2項関係、細目告示第49条第1項関係、細目告示第127条第1項関係)</p> <p>① 番号灯は、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 自動車(イに掲げるものを除く。)に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が8ルクス(1x)以上のもの又はUN R148-01の4.及び5.11.(種別2a及び2bに係るものに限り。)若しくはUN R4-00-S19の9.(種別2a及び2bに係るものに限り。)に基づく番号標板面の輝度が2cd/m<sup>2</sup>以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15ルクス(1x)以上のもの又はUN R148-01の4.及び5.11.(種別2に係るものに限り。)若しくはUN R50-00-S20の附則5(種別2に係るものに限り。)に基づく番号標板面の輝度が1.6cd/m<sup>2</sup>以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-80-3 (略)</b></p>	<p>れなければならない。</p> <p>この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第34条の3第3項関係、細目告示第46条の2第2項関係、細目告示第124条の2第3項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 前面が左右対称である自動車に備える昼間走行灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。</p> <p>⑦～⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-76-3-2 (略)</b></p> <p><b>7-77～7-79 (略)</b></p> <p><b>7-80 番号灯</b>  <b>7-80-1 (略)</b>  <b>7-80-2 性能要件 (視認等による審査)</b>                      (1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第36条第2項関係、細目告示第49条第1項関係、細目告示第127条第1項関係)</p> <p>① 番号灯は、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 自動車(イに掲げるものを除く。)に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が8ルクス(1x)以上のもの又はUN R148-00-S3の4.及び5.11.(クラス2a及び2bに係るものに限り。)若しくはUN R4-00-S19の9.(クラス2a及び2bに係るものに限り。)に基づく番号標板面の輝度が2cd/m<sup>2</sup>以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15ルクス(1x)以上のもの又はUN R148-00-S3の4.及び5.11.(クラス2に係るものに限り。)若しくはUN R50-00-S20の附則5(クラス2に係るものに限り。)に基づく番号標板面の輝度が1.6cd/m<sup>2</sup>以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-80-3 (略)</b></p>

新旧対照表  
217 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新	旧
<p><b>7-80-4 適用関係の整理</b>                      (1) ~ (2) (略)                      (3) 次に掲げる自動車については、7-67-9 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 36 条第 11 項関係)                      ① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車                      ② 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの                      ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び番号灯に係る指定を受けた多仕様自動車                      イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び番号灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び番号灯に係る指定を受けた多仕様自動車と番号灯の型式が同一であるもの</p> <p><b>7-80-5~7-80-6 (略)</b>  <b>7-80-7 従前規定の適用③</b>                      次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 36 条第 11 項関係)                      ① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車                      ② 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの                      ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び番号灯に係る指定を受けた多仕様自動車                      イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び番号灯に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び番号灯に係る指定を受けた多仕様自動車と番号灯の型式が同一であるもの</p> <p><b>7-80-7-1 装備要件</b>                      7-80-1 に同じ。</p> <p><b>7-80-7-2 性能要件 (視認等による審査)</b>                      (1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係)                      ① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。                      この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。                      ア 自動車 (イに掲げるものを除く。) に備える番号灯にあつては、番号灯試</p>	<p><b>7-80-4 適用関係の整理</b>                      (1) ~ (2) (略)                      (新設)</p> <p><b>7-80-5~7-80-6 (略)</b>                      (新設)</p>

新旧対照表  
218 / 282

(案)

新	旧
<p>験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス (1x) 以上のもの又は UN R148-00-S4 の 4. 及び 5. 11. (種別 2a 及び 2b に係るものに限る。) 若しくは UN R4-00-S19 の 9. (種別 2a 及び 2b に係るものに限る。) に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m<sup>2</sup> 以上のものであり、その機能が正常であるもの。                      イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス (1x) 以上のもの又は UN R148-00-S4 の 4. 及び 5. 11. (種別 2 に係るものに限る。) 若しくは UN R50-00-S20 の附則 5 (種別 2 に係るものに限る。) に基づく番号標板面の輝度が 1.6cd/m<sup>2</sup> 以上のものであり、その機能が正常であるもの。                      ② 7-80-2 (1) ② に同じ。                      ③ 7-80-2 (1) ③ に同じ。                      (2) 7-80-2 (2) に同じ。</p> <p><b>7-80-7-3 取付要件 (視認等による審査)</b>                      7-80-3 に同じ。</p> <p><b>7-81~7-90 (略)</b></p> <p><b>7-91 方向指示器</b>  <b>7-91-1~7-91-2 (略)</b>  <b>7-91-3 取付要件 (視認等による審査)</b>                      (1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び (2) の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 41 条第 3 項、細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 3 項関係)                      ① ~ ③ (略)                      ④ 大型貨物自動車等には、両側面の前部 (被牽引自動車に係るものを除く。) に 1 個ずつ方向指示器を備えるほか、両側面の中央部に 1 個ずつ又は両側面に 3 個ずつ方向指示器を備えること。ただし、両側面 (前部を除く。) に備える方向指示器に代えて、方向指示器と同時に点滅する側方灯を両側面にそれぞれ 3 個以上備える構造とすることができる。                      ⑤ (略)                      ⑥ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、④の規定に適合するように方向指示器を備えるほか、牽引自動車 (②ただし書の自動車 (大型特殊自動車を除く。) を除く。) と被牽引自動車を連結した場合 (牽引自動車又は被牽引自動車が大貨物自動車等である場合に限る。) においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①本文及び②本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。</p> <p>⑦ (略)                      (2) ~ (3) (略)</p>	<p><b>7-81~7-90 (略)</b></p> <p><b>7-91 方向指示器</b>  <b>7-91-1~7-91-2 (略)</b>  <b>7-91-3 取付要件 (視認等による審査)</b>                      (1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び (2) の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 41 条第 3 項、細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 3 項関係)                      ① ~ ③ (略)                      ④ 大型貨物自動車等には、両側面の前部 (被牽引自動車に係るものを除く。) に 1 個ずつ方向指示器を備えるほか、両側面の中央部に 1 個ずつ又は両側面に 3 個ずつ方向指示器を備えること。                      ⑤ (略)                      ⑥ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、④の規定に適合するように両側面の中央部に 1 個ずつ又は両側面に 3 個ずつ方向指示器を備えるほか、牽引自動車 (②ただし書の自動車 (大型特殊自動車を除く。) を除く。) と被牽引自動車を連結した場合 (牽引自動車又は被牽引自動車が大貨物自動車等である場合に限る。) においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①本文及び②本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。                      ⑦ (略)                      (2) ~ (3) (略)</p>

新旧対照表  
219 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

( 案 )

新	旧
<p><b>7-91-4~7-91-15</b> (略)</p> <p><b>7-91-16 従前規定の適用①</b> 令和2年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第21項関係)</p> <p><b>7-91-16-1~7-91-16-2</b> (略)</p> <p><b>7-91-16-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び大型特殊自動車に備える方向指示器並びに自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、2,300mm)以下、下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑦~⑪ (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p><b>7-91-17</b> (略)</p> <p><b>7-92~7-93</b> (略)</p> <p><b>7-94 緊急制動表示灯</b> <b>7-94-1~7-94-2</b> (略)</p> <p><b>7-94-3 取付要件</b> <b>7-94-3-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急制動表示灯であつて、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。 この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第41条の4第4項関係、細目告示第61条の2第2項関係、細目告示第139条の2第3項関係)</p> <p>①~② (略)</p>	<p><b>7-91-4~7-91-15</b> (略)</p> <p><b>7-91-16 従前規定の適用①</b> 令和2年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第21項関係)</p> <p><b>7-91-16-1~7-91-16-2</b> (略)</p> <p><b>7-91-16-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ 7-91-3 (2) ⑤に同じ。</p> <p>⑥ 7-91-3 (2) ⑥に同じ。</p> <p>⑦~⑪ (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p><b>7-91-17</b> (略)</p> <p><b>7-92~7-93</b> (略)</p> <p><b>7-94 緊急制動表示灯</b> <b>7-94-1~7-94-2</b> (略)</p> <p><b>7-94-3 取付要件</b> <b>7-94-3-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急制動表示灯であつて、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。 この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第41条の4第4項関係、細目告示第61条の2第2項関係、細目告示第139条の2第3項関係)</p> <p>①~② (略)</p>

新旧対照表  
220 / 282

( 案 )

新	旧
<p>③ 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、7-91-3 (1) ①から④まで、⑥及び⑦並びに7-91-3 (2) ②から⑩まで、⑬及び⑭並びに7-92-3 (1) ④の規定を準用する。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-94-3-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急制動表示灯であつて、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。 この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第41条の4第4項関係、細目告示第61条の2第2項関係、細目告示第139条の2第3項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、7-91-3 (1) ①から④まで、⑥及び⑦並びに7-91-3 (2) ②から⑩まで、⑬及び⑭並びに7-92-3 (1) ④の規定を準用する。</p> <p>④~⑪ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-95</b> (略)</p> <p><b>7-96 その他の灯火等の制限</b> <b>7-96-1 装備要件</b> 自動車には、7-65から7-95までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。(保安基準第42条関係、細目告示第62条第1項関係、細目告示第140条第1項関係)</p> <p>(1) ~ (4)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。(細目告示第62条第6項、細目告示第140条第6項)</p> <p>① (略)</p> <p>② 配光可変型前照灯(運転支援プロジェクションを表示する走行用ビームを発生することができる機能を有するものを含む。)</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>(6) ~ (12) (略)</p> <p><b>7-96-2~7-96-4</b> (略)</p> <p><b>7-96-5 従前規定の適用①</b> 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第48条第2項第1号関係)</p>	<p>③ 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、7-91-3 (1) ①から④まで、⑥及び⑦並びに7-91-3 (2) ②から⑩まで、⑬及び⑭並びに7-92-3 (1) ④の規定を準用する。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-94-3-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急制動表示灯であつて、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。 この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第41条の4第4項関係、細目告示第61条の2第2項関係、細目告示第139条の2第3項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、7-91-3 (1) ①から④まで、⑥及び⑦並びに7-91-3 (2) ②から⑩まで、⑬及び⑭並びに7-92-3 (1) ④の規定を準用する。</p> <p>④~⑪ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-95</b> (略)</p> <p><b>7-96 その他の灯火等の制限</b> <b>7-96-1 装備要件</b> 自動車には、7-65から7-95までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。(保安基準第42条関係、細目告示第62条第1項関係、細目告示第140条第1項関係)</p> <p>(1) ~ (4)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。(細目告示第62条第6項、細目告示第140条第6項)</p> <p>① (略)</p> <p>② 配光可変型前照灯</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>(6) ~ (12) (略)</p> <p><b>7-96-2~7-96-4</b> (略)</p> <p><b>7-96-5 従前規定の適用①</b> 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第48条第2項第1号関係)</p>

新旧対照表  
221 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新	旧
<p><b>7-96-5-1 装備要件</b>                      (1)～(4) (略)                      (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。                      この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。                      ① 配光可変型前照灯(運転支援プロジェクションを表示する走行用ビームを発することのできる機能を有するものを含む。)                      ②～⑨ (略)                      (6)～(9) (略)  <b>7-96-6 従前規定の適用②</b>                      昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第48条第2項第2号関係)  <b>7-96-6-1 装備要件</b>                      (1)～(4)                      (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。                      この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。                      ① 配光可変型前照灯(運転支援プロジェクションを表示する走行用ビームを発することのできる機能を有するものを含む。)                      ②～⑨ (略)                      (6)～(10) (略)  <b>7-96-7 従前規定の適用③</b>                      平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第48条第1項関係)  <b>7-96-7-1 装備要件</b>                      (1)～(4)                      (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。                      この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。                      ① 配光可変型前照灯(運転支援プロジェクションを表示する走行用ビームを発することのできる機能を有するものを含む。)                      ②～⑩ (略)                      (6)～(10) (略)                      7-97～7-100 (略)  <b>7-101 盗難発生警報装置</b></p>	<p><b>7-96-5-1 装備要件</b>                      (1)～(4) (略)                      (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。                      この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。                      ① 配光可変型前照灯                      ②～⑨ (略)                      (6)～(9) (略)  <b>7-96-6 従前規定の適用②</b>                      昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第48条第2項第2号関係)  <b>7-96-6-1 装備要件</b>                      (1)～(4)                      (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。                      この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。                      ① 配光可変型前照灯                      ②～⑨ (略)                      (6)～(10) (略)  <b>7-96-7 従前規定の適用③</b>                      平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第48条第1項関係)  <b>7-96-7-1 装備要件</b>                      (1)～(4)                      (5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。                      この場合において、点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことのできる構造を有する灯火は、「点滅する灯火又は光度が増減する灯火」とされないものとする。                      ① 配光可変型前照灯                      ②～⑩ (略)                      (6)～(10) (略)                      7-97～7-100 (略)  <b>7-101 盗難発生警報装置</b></p>

新旧対照表  
222 / 282

(案)

新	旧
<p><b>7-101-1 装備要件</b>                      自動車には、盗難発生警報装置を備えることができる。(保安基準第43条の5第1項)  <b>7-101-2 性能要件(書面等による審査)</b>                      (1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が2tを超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>UN R163-00-S1の10.から12. (同規則の附則7に係る部分を除く。)</u>に定める基準に適合するものでなければならない。                      この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第43条の5第2項関係、細目告示第67条関係、細目告示第145条第1項関係)                      (削除)                      (2) 次に掲げる盗難発生警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第145条第2項関係)                      ① 指定自動車等に備えられた盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた盗難発生警報装置                      ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている盗難発生警報装置又はこれに準ずる性能を有する盗難発生警報装置                      ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき盗難発生警報装置の指定を受けた自動車に備える盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた盗難発生警報装置又はこれに準ずる性能を有する盗難発生警報装置  <b>7-101-3 欠番</b>  <b>7-101-4 適用関係の整理</b>                      (1) (略)                      (2) 次に掲げる自動車については、7-101-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適</p>	<p><b>7-101-1 装備要件</b>                      自動車には、盗難発生警報装置を備えることができる。(保安基準第43条の5第1項)  <b>7-101-2 性能要件(書面等による審査)</b>                      (1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が2tを超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>細目告示別添78「盗難発生警報装置の技術基準」(3.2.、4.1.2.1. (b)及び5.2.12.並びに別紙2の規定を除く。)</u>に定める基準に適合するものでなければならない。                      この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第43条の5第2項関係、細目告示第67条関係、細目告示第145条第1項)                      (2) 次に掲げる盗難発生警報装置は、(1)の基準に適合しないものとする。(細目告示第145条第1項関係)                      ① 盗難発生警報装置を備える自動車の盗難が発生しようとしている、若しくは発生している、又は盗難発生警報装置の設定状態を変更するための操作を行った場合以外の場合に、音又は灯光を発する盗難発生警報装置。                      ただし、盗難発生警報装置の設定状態を通知するための装置(音により通知するものにあつては警音器の音と紛らわしくないものに限るものとし、灯光により通知するものにあつては緊急自動車の警光灯と紛らわしくなく、かつ車室外に備える灯光にあつてはその灯光の明るさが0.5cdを超えないものに限る。)にあつては、この限りでない。                      ② 原動機が作動しているときに、運転者により盗難発生警報装置が作動するように操作することができる盗難発生警報装置                      (3) 指定自動車等に備えられた盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた盗難発生警報装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第145条第2項関係)                      (新設)                      (新設)                      (新設)  <b>7-101-3 欠番</b>  <b>7-101-4 適用関係の整理</b>                      (1) (略)                      (新設)</p>

新旧対照表  
223 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

( 案 )

新	旧
<p>用関係告示第 51 条第 4 項関係)</p> <p>① 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と盗難発生警報装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</p> <p><b>7-101-5 従前規定の適用①</b> 平成 18 年 6 月 30 日以前に製作された自動車(軽自動車にあつては平成 20 年 6 月 30 日)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 51 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-101-5-1 装備要件</b> 自動車には、盗難発生警報装置を備えることができる。</p> <p><b>7-101-5-2 (略)</b></p> <p><b>7-101-6 従前規定の適用②</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 51 条第 4 項関係)</p> <p>① 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と盗難発生警報装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記</p>	<p><b>7-101-5 従前規定の適用①</b> 平成 18 年 6 月 30 日以前に製作された自動車(軽自動車にあつては平成 20 年 6 月 30 日)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 51 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-101-5-1 装備要件</b> 自動車には、盗難発生警報装置を備えることができる。(保安基準第 43 条の 5 第 1 項)</p> <p><b>7-101-5-2 (略)</b> (新設)</p>

新旧対照表  
224 / 282

( 案 )

新	旧
<p>録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</p> <p><b>7-101-6-1 装備要件</b> 自動車には、盗難発生警報装置を備えることができる。</p> <p><b>7-101-6-2 性能要件(書面等による審査)</b> (1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 78「盗難発生警報装置の技術基準」(3.2.、4.1.2.1. (b) 及び 5.2.12.並びに別紙 2 の規定を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。</p> <p>(2) 次に掲げる盗難発生警報装置は、(1) の基準に適合しないものとする。</p> <p>① 盗難発生警報装置を備える自動車の盗難が発生しようとしている。若しくは発生している、又は盗難発生警報装置の設定状態を変更するための操作を行った場合以外の場合に、音又は灯光を発する盗難発生警報装置。 ただし、盗難発生警報装置の設定状態を通知するための装置(音により通知するものにあつては警音器の音と紛らわしくないものに限るものとし、灯光により通知するものにあつては緊急自動車の警光灯と紛らわしくなく、かつ車室外に備える灯光にあつてはその灯光の明るさが 0.5cd を超えないものに限る。)にあつては、この限りでない。</p> <p>② 原動機が作動しているときに、運転者により盗難発生警報装置が作動するように操作することができる盗難発生警報装置</p> <p>(3) 指定自動車等に備えられた盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた盗難発生警報装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p><b>7-102~7-105 (略)</b></p> <p><b>7-106 後写鏡</b> <b>7-106-1 装備要件</b> 自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-05 に適合する後方等確認装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあつては、この限りではない。(保安基準第 44 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-106-2 性能要件</b> <b>7-106-2-1 視認等による審査</b></p>	<p><b>7-102~7-105 (略)</b></p> <p><b>7-106 後写鏡</b> <b>7-106-1 装備要件</b> 自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S9 に適合する後方等確認装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあつては、この限りではない。(保安基準第 44 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-106-2 性能要件</b> <b>7-106-2-1 視認等による審査</b></p>

新旧対照表  
225 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新	旧
<p>(1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。（保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 68 条第 2 項第 2 号関係、細目告示第 146 条第 2 項関係）</p> <p>① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。</p> <p>② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。</p> <p>③ 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる後写鏡は、(2) ③の基準に適合しないものとする。（細目告示第 146 条第 4 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(4) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条第 7 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-106-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 7-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-05 の 6.2. (6.2.1.3. を除く。) 6.3. (6.3.1.1. 中記号取付に係る部分を除く。) 及び 16. (16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6.、16.2.3. を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 車室内に備える後写鏡にあっては、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 80 「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える三輪自動車（車室を有しないもの及び車室を有するものであって運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものに限る。）、大型特殊自動車、</p>	<p>(1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。（保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 68 条第 1 項関係、細目告示第 146 条第 1 項関係）</p> <p>① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。（細目告示第 68 条第 2 項第 2 号、細目告示第 146 条第 2 項第 1 号）</p> <p>② 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。（細目告示第 146 条第 2 項第 2 号）</p> <p>③ 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。（細目告示第 146 条第 2 項第 4 号）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる後写鏡は、(2) ③の基準に適合しないものとする。 ただし、平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあっては、②から④までの規定によらないことができる。（細目告示第 146 条第 4 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(4) 次に掲げる後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条第 7 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-106-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 7-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S9 の 6.2. (6.2.1.3. を除く。) 6.3. (6.3.1.1. 中記号取付に係る部分を除く。) 及び 16. (16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6.、16.2.3. を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡にあっては、車室内に備えるものは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 80 「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。（細目告示第 68 条第 2 項第 3 号関係、</p>

新旧対照表  
226 / 282

(案)

新	旧
<p>最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。（細目告示第 146 条第 2 項第 3 号関係）</p> <p>(3) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条第 6 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条第 7 項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</p> <p><b>7-106-3 取付要件</b></p> <p><b>7-106-3-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) 7-106-2-1 (1) の後写鏡は、7-106-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 5 項第 2 号関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 7-106-2-1 (2) の後写鏡は、7-106-2-1 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 5 項第 3 号関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条第 7 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(削除) ※ (3) に統合</p>	<p>細目告示第 146 条第 2 項第 3 号関係)</p> <p>(3) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは (1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条第 6 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) 指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条第 2 項関係）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><b>7-106-3 取付要件</b></p> <p><b>7-106-3-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) 7-106-2-1 (1) の後写鏡は、7-106-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（細目告示第 146 条第 5 項第 2 号関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 7-106-2-1 (2) の後写鏡は、7-106-2-1 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 5 項第 3 号関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) (4) に掲げる自動車以外の自動車に備えられた次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条第 7 項第 1 号関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) 大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であり、その機能を損なう損傷等のないものは、次に掲げる基準に適合するものとする。（細目告示第 146 条第 7 項第 2 号関係）</p> <p>① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。（細目告示第 68 条第 2 項第 2 号、細目告示第 146 条第 2 項第 1 号）</p>

新旧対照表  
227 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

( 案 )

新	旧
<p><b>7-106-3-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 7-106-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-106-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 146 条第 5 項第 1 号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② UN R46-05 の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 6 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-106-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる自動車については、7-106-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 8 項関係)</p> <p>① 令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和 6 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 8 年 8</p>	<p>② 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。(細目告示第 146 条第 2 項第 4 号)</p> <p>③ 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。</p> <p>④ 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。))の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p><b>7-106-3-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 7-106-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-106-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 1 号関係、細目告示第 146 条第 5 項第 1 号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② UN R46-04-S9 の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 6 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-106-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
228 / 282

( 案 )

新	旧
<p>月 31 日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</p> <p><b>7-106-5～7-106-8 (略)</b></p> <p><b>7-106-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 8 項関係)</p> <p>① 令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和 6 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後方等確認装置及び後写鏡による運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</p> <p><b>7-106-9-1 整備要件</b></p> <p>自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。</p> <p>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S9 に適合する後方等確認装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあつては、この限りではない。</p> <p><b>7-106-9-2 性能要件</b></p> <p><b>7-106-9-2-1 視認等による審査</b></p> <p>7-106-2-1 に同じ。</p> <p><b>7-106-9-2-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 7-106-9-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S9 の 6.2. (6.2.1.3. を除く。) 6.3. (6.3.1.1. 中記号取付に係る部分を除く。) 及び 16. (16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6.、16.2.3. を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 車室内に備える後写鏡にあつては、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える</p>	<p><b>7-106-5～7-106-8 (略)</b></p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
229 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

( 案 )

新	旧
<p>三輪自動車(車室を有しないもの及び車室を有するものであって運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものに限る。)、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車(専ら乗用の用に供するものを除く。)及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。</p> <p>(3) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</p> <p>(4) 次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</p> <p><b>7-106-9-3 取付要件</b>  <b>7-106-9-3-1 視認等による審査</b>  7-106-3-1に同じ。  <b>7-106-9-3-2 書面等による審査</b>  (1) 7-106-9-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-106-9-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。</p> <p>② UN R46-04-S9 の 15.、16.1.1.、16.1.5.から 16.1.6.まで及び 16.2.3.に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</p>	

新旧対照表  
230 / 282

( 案 )

新	旧
<p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</p> <p><b>7-107 (略)</b></p> <p><b>7-108 後退時車両直後確認装置</b>  <b>7-108-1 (略)</b>  <b>7-108-2 性能要件</b>  後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号関係)</p> <p><b>7-108-2-1 (略)</b>  <b>7-108-2-2 書面等による審査</b>  (1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00-S1 の 15.2. (15.2.1.1.を除く。)又は 15.3.に適合するものでなければならない。  この場合において、UN R158-00-S1 の 2.1.5.に規定する検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあっては、UN R158-00-S1 の附則 10 の 1.4.に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-108-3～7-108-5 (略)</b></p> <p><b>7-109～7-112 (略)</b></p> <p><b>7-113 自動運行装置</b>  <b>7-113-1 (略)</b>  <b>7-113-2 性能要件</b>  <b>7-113-2-1～7-113-2-2 (略)</b>  <b>7-113-2-3 書面等による審査</b>  (1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係)</p> <p>① 自動運行装置の作動中、他の交通の安全を妨げるおそれがないものであり、か</p>	<p><b>7-107 (略)</b></p> <p><b>7-108 後退時車両直後確認装置</b>  <b>7-108-1 (略)</b>  <b>7-108-2 性能要件</b>  後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号関係)</p> <p><b>7-108-2-1 (略)</b>  <b>7-108-2-2 書面等による審査</b>  (1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00-S1 の 15.2.1. (15.2.1.1.を除く。)及び 15.2.2.から 15.2.4.まで、又は 15.3.に適合するものでなければならない。  この場合において、UN R158-00-S1 の 2.1.5.に規定する検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあっては、UN R158-00-S1 の附則 10 の 1.4.に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-108-3～7-108-5 (略)</b></p> <p><b>7-109～7-112 (略)</b></p> <p><b>7-113 自動運行装置</b>  <b>7-113-1 (略)</b>  <b>7-113-2 性能要件</b>  <b>7-113-2-1～7-113-2-2 (略)</b>  <b>7-113-2-3 書面等による審査</b>  (1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係)</p> <p>① 自動運行装置の作動中、他の交通の安全を妨げるおそれがないものであり、か</p>

新旧対照表  
231 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

( 案 )

新	旧
<p>つ、乗車人員の安全を確保できるものであること。 この場合において、交通上のリスク最小化制御の作動中であつては、この規定は適用しない。</p> <p>② 運転者又は自動運行装置の作動状態を監視する者(以下7-113-2-3において「運転者等」という。)の意図した操作によるのみ自動運行装置が作動を開始するものであり、かつ、運転者等の意図した操作によって当該装置の作動を停止することができるものであること。</p> <p>③ 自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、当該条件を満たさなくなる前に、車両を停止させることができるものであること。</p> <p>④ 自動運行装置の作動中であつても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者(以下7-113-2-3において「運転者等」という。)を要する自動運行装置を備える自動車にあつては、③の規定にかかわらず、自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであればよい。</p> <p>この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑦の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、警報を発した後に走行環境条件を満たさなくなったときは、自動運行装置は、作動していないものとみなす。</p> <p>⑤ 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合にあつては、車両を停止させることができるものであること。</p> <p>⑥ ④に掲げる自動車にあつては、⑤の規定にかかわらず、自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、④の警報を発するものであること。</p> <p>この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑦の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、自動運行装置は、作動していないものとみなす。</p> <p>⑦ ④に掲げる自動車にあつては、走行環境条件を満たさなくなった場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、運転者が④又は⑥の警報に従って運転操作を行わないときは、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであること。</p> <p>⑧ ③又は⑤の場合において、急激な天候の悪化、自動運行装置の急激かつ重大な損傷その他の予測することができないやむを得ない事由により、それぞれの規定に基づいて車両を停止させることができない場合には、それぞれの規定にかかわらず、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであること。</p> <p>⑨ ④の場合において、急激な天候の悪化その他の予測することができないやむを得ない事由により、事前に十分な時間的余裕をもって警報を発することが困難なときは、④及び⑦の規定にかかわらず、当該事由の発生後直ちに、④の警報を発するとともに、走行環境条件を満たさなくなった場合には直ちに、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであればよい。</p>	<p>つ、乗車人員の安全を確保できるものであること。</p> <p>② 運転者の意図した操作によるのみ自動運行装置が作動するものであり、かつ、運転者の意図した操作によって当該装置の作動を停止することができるものであること。</p> <p>(新設)</p> <p>③ 自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであること。</p> <p>この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑤の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、警報を発した後に走行環境条件を満たさなくなったときは、自動運行装置は、作動していないものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>④ 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、③の警報を発するものであること。</p> <p>この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は⑤の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、自動運行装置は、作動していないものとみなす。</p> <p>⑤ 走行環境条件を満たさなくなった場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、運転者が③又は④の警報に従って運転操作を行わないときは、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであること。</p> <p>(新設)</p> <p>⑥ ③の場合において、急激な天候の悪化その他の予測することができないやむを得ない事由により、事前に十分な時間的余裕をもって警報を発することが困難なときは、③及び⑤の規定にかかわらず、当該事由の発生後直ちに、③の警報を発するとともに、走行環境条件を満たさなくなった場合には直ちに、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであればよい。</p>

新旧対照表  
232 / 282

( 案 )

新	旧
<p>この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は当該制御が作動した場合にのみ終了することができる。</p> <p>⑩ 自動運行装置若しくはリスク最小化制御の作動中又は④若しくは⑥の警報が発せられている間、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。</p> <p>⑪ 走行環境条件を満たさなくなった後、再び当該条件を満たした場合は、運転者等の意図した操作によりあらかじめ承諾を得ている場合に限り、②、⑦、⑧及び⑨の規定にかかわらず、自動運行装置は自動的に作動を再開することができる。</p> <p>⑫ 次に掲げる場合において、自動運行装置が作動を開始しないものであること。 ア～イ(略)</p> <p>⑬ 自動運行装置の作動状態(自動運行装置が作動可能な状態にあるかどうかを含む。)を運転者等に表示するものであること。 また、当該表示は運転者等が容易に確認でき、かつ、当該状態を容易に判別できるものであること。 この場合において、③及び④の自動運行装置の両方を備える自動車にあつては、当該表示が③又は④のいずれの作動中であるかを容易に確認及び判別できるものであること。 また、運転者等が車内に存在しない場合にあつては、運転者等に作動状態を表示するために必要な信号を発するものであればよい。</p> <p>⑭ ④に掲げる自動車にあつては、自動運行装置の作動中、運転者が④の警報に従って運転操作を行うことができる状態にあるかどうかを常に監視し、運転者が当該状態にない場合には、その旨を運転者に警報するものであること。 また、運転者が当該警報に従って当該状態にならない場合には、リスク最小化制御が作動するものであること。</p> <p>⑮ 自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。 ただし、運転者等が車内に存在しない場合にあつては、運転者等に視覚的に警報するために必要な信号を発するものであればよい。</p> <p>⑯ (略)</p> <p>⑰ ④に掲げる自動車のうち、高速道路等を行つて走行するものにあつては、UN R157-01の5.、6.及び7.に適合するものであること。 この場合において、UN R157-01の5.、6.及び7.に適合する自動車であつて、⑨の適用を受けるものは、⑨の規定にかかわらず、④の警報を発した10秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑨の基準に適合するものとする。</p> <p>⑱ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するもので</p>	<p>この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は当該制御が作動した場合にのみ終了することができる。</p> <p>⑦ 自動運行装置若しくはリスク最小化制御の作動中又は③若しくは④の警報が発せられている間、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。</p> <p>⑧ 走行環境条件を満たさなくなった後、再び当該条件を満たした場合は、運転者等の意図した操作によりあらかじめ承諾を得ている場合に限り、②、⑤及び⑥の規定にかかわらず、自動運行装置は自動的に作動を再開することができる。</p> <p>⑨ 次に掲げる場合において、自動運行装置が作動しないものであること。 ア～イ(略)</p> <p>⑩ 自動運行装置の作動状態(自動運行装置が作動可能な状態にあるかどうかを含む。)を運転者に表示するものであること。 また、当該表示は運転者等が容易に確認でき、かつ、当該状態を容易に判別できるものであること。</p> <p>⑪ 自動運行装置の作動中、運転者が③の警報に従って運転操作を行うことができる状態にあるかどうかを常に監視し、運転者が当該状態にない場合には、その旨を運転者に警報するものであること。 また、運転者が当該警報に従って当該状態にならない場合には、リスク最小化制御が作動するものであること。</p> <p>⑫ 自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者に視覚的に警報するものであること。</p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車であつて、自動運行装置作動中の最高速度が60km/h以下であるものにあつては、UN R157-00-S3の5.、6.及び7.に適合するものであること。 この場合において、UN R157-00-S3の5.、6.及び7.に適合する自動車であつて、⑨の適用を受けるものは、⑥の規定にかかわらず、③の警報を発した10秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑥の基準に適合するものとし、UN R157-00-S3の5.5.1.にかかわらず、リスク最小化制御中に、安全を確保しつつ当該装置が車線変更操作(路肩に対するものを含む。)を実行することができるものとする。</p> <p>⑱ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するもので</p>

新旧対照表  
233 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新	旧
<p>あること。</p> <p>ア ⑩の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあっては、UN R157-01の8.(8.4.1.を除く。)及び別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.に適合するものであること。</p> <p>ただし、別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.1.中「3.1.」及び3.3.1.2.中「3.1.1.1.から3.1.1.17.まで」とあるのは、「UN R157-01」の8.3.」と読み替えるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-113-3 (略)</b></p> <p><b>7-113-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車については、7-113-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第55条の2第6項関係)</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和5年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</p> <p>イ 令和5年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和4年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と自動運行装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等を基本とした自動車であって、改造等により試作車又は組立車となったもの</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和9年8月31日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの</p> <p><b>7-113-5 (略)</b></p> <p><b>7-113-6 従前規定の適用②</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第55条の2第6項関係)</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和5年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</p>	<p>あること。</p> <p>ア ⑩の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあっては、UN R157-00-S3の8.(8.4.1.を除く。)及び別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.に適合するものであること。</p> <p>ただし、別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.1.中「3.1.」及び3.3.1.2.中「3.1.1.1.から3.1.1.6.まで」とあるのは、「UN R157-00-S3」の8.3.」と読み替えるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-113-3 (略)</b></p> <p><b>7-113-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><b>7-113-5 (略)</b></p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
234 / 282

(案)

新	旧
<p>イ 令和5年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和4年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と自動運行装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等を基本とした自動車であって、改造等により試作車又は組立車となったもの</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和9年8月31日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの</p> <p><b>7-113-6-1 整備要件</b></p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には自動運行装置を備えることができる。</p> <p><b>7-113-6-2 性能要件</b></p> <p><b>7-113-6-2-1 テスタ等による審査</b></p> <p>なし。</p> <p><b>7-113-6-2-2 視認等による審査</b></p> <p>なし。</p> <p><b>7-113-6-2-3 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 自動運行装置の作動中、他の交通の安全を妨げるおそれがないものであり、かつ、乗車人員の安全を確保できるものであること。</p> <p>② 運転者の意図した操作によってのみ自動運行装置が作動するものであり、かつ、運転者の意図した操作によって当該装置の作動を停止することができるものであること。</p> <p>③ 自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合において、事前に十分な時間的余裕をもって、運転者に対し運転操作を促す警報を発するものであること。</p> <p>この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は②の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、警報を発した後に走行環境条件を満たさなくなったときは、自動運行装置は、作動していないものとみなす。</p> <p>④ 自動運行装置の作動中、自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、直ちに、③の警報を発するものであること。</p> <p>この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は②の制御が開始した場合にのみ終了することができるものとし、自動運行装置は、作動していないものとみなす。</p>	

新旧対照表  
235 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

( 案 )

新	旧
<p>⑤ 走行環境条件を満たさなくなった場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合において、運転者が③又は④の警報に従って運転操作を行わないときは、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであること。</p> <p>⑥ ③の場合において、急激な天候の悪化その他の予測することができないやむを得ない事由により、事前に十分な時間的余裕をもって警報を発することが困難なときは、③及び⑤の規定にかかわらず、当該事由の発生後直ちに、③の警報を発するとともに、走行環境条件を満たさなくなった場合には直ちに、リスク最小化制御が作動し、当該制御により車両が安全に停止するものであればよい。 この場合において、当該警報は、運転者による運転操作が行われた場合又は当該制御が作動した場合にのみ終了することができる。</p> <p>⑦ 自動運行装置若しくはリスク最小化制御の作動中又は③若しくは④の警報が発せられている間、他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を防止する又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御が作動するものであること。</p> <p>⑧ 走行環境条件を満たさなくなった後、再び当該条件を満たした場合は、運転者の意図した操作によりあらかじめ承諾を得ている場合に限り、②、⑤及び⑥の規定にかかわらず、自動運行装置は自動的に作動を再開することができる。</p> <p>⑨ 次に掲げる場合において、自動運行装置が作動しないものであること。 ア 走行環境条件を満たしていない場合 イ 自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合</p> <p>⑩ 自動運行装置の作動状態（自動運行装置が作動可能な状態にあるかどうかを含む。）を運転者に表示するものであること。 また、当該表示は運転者が容易に確認でき、かつ、当該状態を容易に判別できるものであること。</p> <p>⑪ 自動運行装置の作動中、運転者が③の警報に従って運転操作を行うことができる状態にあるかどうかを常に監視し、運転者が当該状態にない場合には、その旨を運転者に警報するものであること。 また、運転者が当該警報に従って当該状態にならない場合には、リスク最小化制御が作動するものであること。</p> <p>⑫ 自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者に視覚的に警報するものであること。</p> <p>⑬ 自動運行装置の機能について冗長性をもって設計されていること。</p> <p>⑭ 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車であって、自動運行装置作動中の最高速度が 60km/h 以下であるものにあつては、UN R157-00-S3 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。 この場合において、UN R157-00-S3 の 5.、6. 及び 7. に適合する自動車であつて、⑥の適用を受けるものは、⑥の規定にかかわらず、③の警報を発した 10 秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑥の基準に適合するものとし、UN R157-00-S3 の 5.5.1. にかかわらず、リスク最小化制御中に、安全を確保しつつ</p>	

新旧対照表  
236 / 282

( 案 )

新	旧
<p>当該装置が車線変更操作（路肩に対するものを含む。）を実行することができるものとする。</p> <p>⑬ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア ⑩の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあつては、UN R157-00-S3 の 8.（8.4.1.を除く。）及び別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3.3. に適合するものであること。 ただし、別添 123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.1. 中「3.1.」及び 3.3.1.2. 中「3.1.1.1. から 3.1.1.6. まで」とあるのは、「UN R157-00-S3 の 8.3.」と読み替えるものとする。 イ アに掲げる自動車以外の自動運行装置を備える自動車にあつては、別添 123「作動状態記録装置の技術基準」に適合するものであること。 ただし、別添 123「作動状態記録装置の技術基準」2.3.、2.4.、3.1.1.6. から 3.1.1.10. まで、3.1.1.12. から 3.1.3.3. まで、3.4.2. 及び 3.4.3. の規定は適用しないものとする。</p> <p>(2) 次に掲げる自動運行装置及び 4-21-3 の規定により走行環境条件付与書の提示があつた自動車に備える自動運行装置であつてその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 この場合において、「その機能を損なうおそれのある損傷等」については、特に指示をする場合を除き、衝突被害軽減制御装置にも使用される前方検知のためのミリ波レーダー等の装着部分について、大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷の有無を確認すること。</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた自動運行装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている自動運行装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている自動運行装置又はこれに準ずる性能を有する自動運行装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき自動運行装置の指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた自動運行装置又はこれに準ずる性能を有する自動運行装置</p> <p>7-114～7-125（略）</p> <p>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） 8-1～8-13（略）</p> <p>8-14 施設装置等 8-14-1（略） 8-14-2 性能要件（視認等による審査）</p>	<p>7-114～7-125（略）</p> <p>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） 8-1～8-13（略）</p> <p>8-14 施設装置等 8-14-1（略） 8-14-2 性能要件（視認等による審査）</p>

新旧対照表  
237 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新	旧
<p><b>8-21-2～8-21-24</b> (略)</p> <p><b>8-22～8-25</b> (略)</p> <p><b>8-26 電気装置</b>  <b>8-26-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車 (大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 177 条第 5 項関係)</p> <p>① 作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャ等は、その機能を損なうような緩み又は損傷が無いものであること。  ただし、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であって作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片方の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分を除く。(細目告示第 177 条第 5 項第 1 号)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦ 自動車が停車した状態から変速機の変速位置を変更し、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあること又は変速機の変速位置を変更せず、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあることを運転者に表示する装置を備えたものであること。  ただし、内燃機関及び電動機を原動機とする自動車にあっては、内燃機関が作動中において表示することを要しない。(細目告示第 177 条第 5 項第 10 号)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 自動車に備える原動機用蓄電池及び充電系連結システムは、次に掲げる場合において、運転者に対してテルテールによって警告をするものであること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>8-26-2～8-26-3</b> (略)</p> <p><b>8-26-4 適用関係の整理</b>  (1) 昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、8-26-5 (従前規定の適用</p>	<p><b>8-21-2～8-21-24</b> (略)</p> <p><b>8-22～8-25</b> (略)</p> <p><b>8-26 電気装置</b>  <b>8-26-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車 (大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 177 条第 5 項関係)</p> <p>① 作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系 (作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であって作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。) の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。(細目告示第 177 条第 5 項第 1 号)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦ 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び 7-26-1-1 (4) の自動車を除く。) が停車した状態から変速機の変速位置を変更し、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあること又は変速機の変速位置を変更せず、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあることを運転者に表示する装置を備えたものであること。  ただし、内燃機関及び電動機を原動機とする自動車にあっては、内燃機関が作動中において表示することを要しない。(細目告示第 177 条第 5 項第 10 号)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) に備える原動機用蓄電池及び充電系連結システムは、次に掲げる場合において、運転者に対してテルテールによって警告をするものであること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>8-26-2～8-26-3</b> (略)</p> <p><b>8-26-4 適用関係の整理</b>  (新設)</p>

新旧対照表  
239 / 282

(案)

新	旧
<p>①) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 1 項関係)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車にあっては、8-26-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 3 項関係)</p> <p>① 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び燃料電池自動車を除く。)</p> <p>② 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車 (燃料電池自動車を除く。) 以外の自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車 (燃料電池自動車を除く。) としたものであって、当該改造等が行われた後、平成 24 年 6 月 30 日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの</p> <p>③ ②により 8-26-6 の規定が適用された自動車</p> <p>(3) 次に掲げる自動車にあっては、8-26-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項関係)</p> <p>① 平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車 (平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>② 平成 26 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成 24 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 22 日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの</p> <p>③ ②により 8-26-7 の規定が適用された自動車</p> <p>(4) 次に掲げる自動車にあっては 7-26-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 11 項関係)</p> <p>① 平成 28 年 7 月 14 日以前に製作された自動車 (電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成 28 年 7 月 15 日以前に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。)</p> <p>② 平成 28 年 7 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 (平成 28 年 7 月 15 日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。)</p> <p>③ 平成 28 年 7 月 15 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 (平成 28 年 7 月 14 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表  
240 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

( 案 )

新	旧												
<p>輸入自動車特別取扱自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。)</p> <p>④ 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、感電防止装置に係る性能について変更のないもの</p> <p>ア UN R100 に基づく認定証 (UN R100-01 に限る。) を有する自動車</p> <p>イ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R100 に基づく㊦マーク (UN R100-01 に限る。) を有する自動車</p> <p>ウ ア又はイの自動車と同一の構造を有するもの</p> <p>エ 諸元表により UN R100-01 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの</p> <p>⑤ 平成 28 年 7 月 15 日以降に製作された自動車又は電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を、改造等により電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、平成 28 年 7 月 14 日以前に新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けた自動車 (8-26-7 又は 8-26-8 に適合している自動車に限る。) と感電防止装置に係る性能が同一であることが書面等により確認できるもの</p> <p>[フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用]</p> <p>(5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-26-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 16 項関係)</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分 (乗員保護装置を含む。) のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあつては、令和 5 年 8 月 31 日以前に製作されたもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (車両総重量 3.5t 未満のものに限る。)</td> <td style="text-align: center;">H30. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R11. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>輸入自動車</td> <td style="text-align: center;">R2. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R11. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td style="text-align: center;">R5. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R11. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用]</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (車両総重量 3.5t 未満のものに限る。)	H30. 8. 31	R11. 8. 31	輸入自動車	R2. 8. 31	R11. 8. 31	上記以外の自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31	(新設)
区分	指定等年月日	製作年月日											
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (車両総重量 3.5t 未満のものに限る。)	H30. 8. 31	R11. 8. 31											
輸入自動車	R2. 8. 31	R11. 8. 31											
上記以外の自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31											

新旧対照表  
241 / 282

( 案 )

新	旧															
<p>(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については 87-26-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 18 項関係)</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取囲む部分 (乗員保護装置を含む。) のフルラップ衝突における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものにあつては、令和 9 年 8 月 31 日以前に製作されたもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (車両総重量 3.5t 未満のものに限る。)</td> <td style="text-align: center;">R2. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R11. 8. 31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td style="text-align: center;">R9. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R11. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>[オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5]</p> <p>(7) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-26-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 12 項、第 17 項関係)</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (車両総重量 2.5t 以下のものに限る。)</td> <td style="text-align: center;">H30. 8. 31</td> <td style="text-align: center;">R11. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定等年月日	製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (車両総重量 3.5t 未満のものに限る。)	R2. 8. 31	R11. 8. 31	上記以外の自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31	区分	指定等年月日	製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (車両総重量 2.5t 以下のものに限る。)	H30. 8. 31	R11. 8. 31	(新設)
区分	指定等年月日	製作年月日														
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (車両総重量 3.5t 未満のものに限る。)	R2. 8. 31	R11. 8. 31														
上記以外の自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31														
区分	指定等年月日	製作年月日														
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (車両総重量 2.5t 以下のものに限る。)	H30. 8. 31	R11. 8. 31														

新旧対照表  
242 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新	旧												
<table border="1"> <tr> <td>る。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td>R5.8.31</td> <td>R11.8.31</td> </tr> </table> <p>〔側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用〕</p> <p>(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-26-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第30項関係）</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>指定等年月日</td> <td>製作年月日</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>R4.7.4</td> <td>R6.7.4</td> </tr> </table> <p>〔後面衝突に係る適用：細目告示別添111 適用〕</p> <p>(9) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-26-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第31項関係）</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員</p>	る。)			上記以外の自動車	R5.8.31	R11.8.31	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R4.7.4	R6.7.4	(新設)
る。)													
上記以外の自動車	R5.8.31	R11.8.31											
区分	指定等年月日	製作年月日											
自動車	R4.7.4	R6.7.4											
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>指定等年月日</td> <td>製作年月日</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>R4.8.31</td> <td>R6.8.31</td> </tr> </table> <p>〔オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用〕</p> <p>(10) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-26-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第29項関係）</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>指定等年月日</td> <td>製作年月日</td> </tr> </table>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R4.8.31	R6.8.31	区分	指定等年月日	製作年月日	(新設)			
区分	指定等年月日	製作年月日											
自動車	R4.8.31	R6.8.31											
区分	指定等年月日	製作年月日											

新旧対照表  
243 / 282

(案)

新	旧									
<p>の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>指定等年月日</td> <td>製作年月日</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>R4.8.31</td> <td>R6.8.31</td> </tr> </table> <p>〔オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用〕</p> <p>(10) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-26-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第29項関係）</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>指定等年月日</td> <td>製作年月日</td> </tr> </table>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R4.8.31	R6.8.31	区分	指定等年月日	製作年月日	(新設)
区分	指定等年月日	製作年月日								
自動車	R4.8.31	R6.8.31								
区分	指定等年月日	製作年月日								

新旧対照表  
244 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

( 案 )

新	旧						
自動車	R5. 8. 31 R11. 8. 31						
〔フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用〕							
(11) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-26-15（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第27項関係）	(新設)						
① 「指定等年月日」以前に製作された自動車							
② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの							
ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）							
イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの							
ウ 指定自動車等以外の自動車							
③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの							
④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R9. 8. 31</td> <td>R11. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31	
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R9. 8. 31	R11. 8. 31					
(12) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-26-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第32項）	(新設)						
① 「指定等年月日」以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、「指定等年月日」の翌日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。）							
② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの							
ア 「指定等年月日」以前に製作された型式指定自動車、新型届出自動車、輸							

新旧対照表  
245 / 282

( 案 )

新	旧						
入自動車特別取扱自動車及びバッテリー式電気自動車に係る指定を受けた多仕様自動車							
イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びバッテリー式電気自動車に係る指定を受けた多仕様自動車（原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）							
ウ 指定自動車等以外の自動車							
③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの							
④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R5. 8. 31</td> <td>R7. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R5. 8. 31	R7. 8. 31	
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R5. 8. 31	R7. 8. 31					
〔側面衝突に係る適用：UN R95-04 適用〕							
(13) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-26-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第35項関係）	(新設)						
① 「指定等年月日」以前に製作された自動車							
② 「指定等年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの							
ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）							
イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの							
ウ 指定自動車等以外の自動車							
③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの							
④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R5. 8. 31</td> <td>R5. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R5. 8. 31	R5. 8. 31	
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R5. 8. 31	R5. 8. 31					
〔オブセット衝突に係る適用：UN R94-03-S2 適用〕							

新旧対照表  
246 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

( 案 )

新	旧						
<p>(14) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-26-18（従前規定の適用⑭）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第34項関係）</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自動車</td> <td style="text-align: center;">R5.8.31</td> <td style="text-align: center;">R5.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔フラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S3 適用〕</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R5.8.31	R5.8.31	<p>(新設)</p>
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R5.8.31	R5.8.31					
<p>(15) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-26-19（従前規定の適用⑮）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第33項関係）</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自動車</td> <td style="text-align: center;">R9.8.31</td> <td style="text-align: center;">R9.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔UN R136-00 適用〕</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R9.8.31	R9.8.31	<p>(新設)</p>
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R9.8.31	R9.8.31					

新旧対照表  
247 / 282

( 案 )

新	旧						
<p>む部分（乗員保護装置を含む。）のフラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自動車</td> <td style="text-align: center;">R9.8.31</td> <td style="text-align: center;">R9.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔UN R136-00 適用〕</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R9.8.31	R9.8.31	<p>(新設)</p>
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R9.8.31	R9.8.31					
<p>(16) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-26-20（従前規定の適用⑯）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第36項関係）</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車としたものであって、当該改造が行われた後、「指定等年月日」の翌日以降に初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるものを除く。）</p> <p>② 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした検査対象外軽自動車であって、「指定等年月日」までに当該改造が行われるもの</p> <p>③ 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったもの</p> <p>ウ 「指定等年月日」の翌日以降の多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の多仕様自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法が同一であるもの</p> <p>エ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p>	<p>(新設)</p>						

新旧対照表  
248 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新	旧						
<p>⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自動車</td> <td style="text-align: center;">R7.8.31</td> <td style="text-align: center;">R9.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>8-26-5 従前規定の適用①</b> 7-26-5の規定を適用する。</p> <p><b>8-26-6 従前規定の適用②</b> 7-26-6の規定を適用する。</p> <p><b>8-26-7 従前規定の適用③</b> 7-26-7の規定を適用する。</p> <p><b>8-26-8 従前規定の適用④</b> 7-26-8の規定を適用する。</p> <p><b>【フルラップ衝突に係る適用：細目告示別添 111】</b></p> <p><b>8-26-9 従前規定の適用⑤</b> 7-26-9の規定を適用する。</p> <p><b>【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】</b></p> <p><b>8-26-10 従前規定の適用⑥</b> 7-26-10の規定を適用する。</p> <p><b>【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02-S5】</b></p> <p><b>8-26-11 従前規定の適用⑦</b> 7-26-11の規定を適用する。</p> <p><b>【側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用】</b></p> <p><b>8-26-12 従前規定の適用⑧</b> 7-26-12の規定を適用する。</p> <p><b>【後面衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用】</b></p> <p><b>8-26-13 従前規定の適用⑨</b> 7-26-13の規定を適用する。</p> <p><b>【オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用】</b></p> <p><b>8-26-14 従前規定の適用⑩</b> 7-26-14の規定を適用する。</p> <p><b>【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S2 適用】</b></p> <p><b>8-26-15 従前規定の適用⑪</b> 7-26-15の規定を適用する。</p> <p><b>8-26-16 従前規定の適用⑫</b> 7-26-16の規定を適用する。</p> <p><b>【側面衝突に係る適用：UN R95-04 適用】</b></p> <p><b>8-26-17 従前規定の適用⑬</b> 7-26-17の規定を適用する。</p> <p><b>【オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S2 適用】</b></p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R7.8.31	R9.8.31	<p>(新設)</p>
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R7.8.31	R9.8.31					

新旧対照表  
249 / 282

(案)

新	旧						
<p><b>8-26-18 従前規定の適用⑭</b> 7-26-18の規定を適用する。</p> <p><b>【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S3 適用】</b></p> <p><b>8-26-19 従前規定の適用⑮</b> 7-26-19の規定を適用する。</p> <p><b>【UN R136-00 適用】</b></p> <p><b>8-26-20 従前規定の適用⑯</b> 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 36 項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「指定等年月日」以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車としたものであって、当該改造が行われた後、「指定等年月日」の翌日以降に初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるものを除く。）</li> <li>② 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車とした検査対象外軽自動車であって、「指定等年月日」までに当該改造が行われるもの</li> <li>③ 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、次に掲げるもの             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</li> <li>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったもの</li> <li>ウ 「指定等年月日」の翌日以降の多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の多仕様自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法が同一であるもの</li> <li>エ 指定自動車等以外の自動車</li> </ol> </li> <li>④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</li> <li>⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</li> </ol> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自動車</td> <td style="text-align: center;">R7.8.31</td> <td style="text-align: center;">R9.8.31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R7.8.31	R9.8.31	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
区分	指定等年月日	製作年月日					
自動車	R7.8.31	R9.8.31					

新旧対照表  
250 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

( 案 )

新	旧
<p><b>8-26-20-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 自動車の電気装置は、火花による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものとして取付位置、取付方法、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 車室内等の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。</p> <p>(2) 自動車 (大型特殊自動車を除く。) の電気装置は、電波による影響により当該装置を備える自動車の制御に重大な障害を生ずるおそれのないものであること。</p> <p>この場合において、電気装置の機能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車 (大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系 (作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であって作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。) の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。</p> <p>② 作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分を有する動力系 (作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であって、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。) の活電部を保護するバリヤ及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のための警告表示がなされていること。</p> <p>ただし、次のアからウに掲げるバリヤ及びエンクロージャにあつてはこの限りでない。</p> <p>ア 工具を使用して他の部品を取外す以外には触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>イ 自動車 (車両総重量 5t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に限る。) の上面及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの</p> <p>ウ バリヤ、エンクロージャ又は固体の絶縁体により、二重以上の保護がなされているもの</p> <p>図 感電保護のための警告表示</p>	

新旧対照表  
251 / 282

( 案 )

新	旧
<p style="text-align: center;"></p> <p>(注) 黄色地に黒色とする。</p> <p>③ 活電部と電氣的シャシとの間の絶縁抵抗を監視し、絶縁抵抗が作動電圧 1V 当たり 100Ω に低下する前に運転者へ警報する機能を備える自動車にあつては、当該機能が正常に作動しており、かつ、当該機能による警報が発報されていないものであること。</p> <p>④ 原動機用蓄電池及び当該蓄電池と接続する機器との間の電気回路における短絡故障時の過電流による火災を防止するために活電部に備えられた電気回路を遮断するヒューズ、サーキットブレーカ等はその機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。</p> <p>⑤ 導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部への人体の接触による感電を防止するため、導電性のバリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部を直流電氣的に電氣的シャシに接続する電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。</p> <p>⑥ 充電系連結システムの活電部の保護は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。</p> <p>⑦ 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び 7-26-1-1 (4) の自動車を除く。) が停車した状態から変速機の変速位置を変更し、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあること又は変速機の変速位置を変更せず、かつ、加速装置を操作し、若しくは制動装置を解除することによって走行が可能な状態にあることを運転者に表示する装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、内燃機関及び電動機を原動機とする自動車にあつては、内燃機関が作動中において表示することを要しない。</p> <p>⑧ 原動機用蓄電池は、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられていること。</p> <p>(4) 電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害、原動機用蓄電池の移動又は損傷による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、電気装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>(5) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) に備える原動機用蓄電池及び充電系連結システムは、次に掲げる場合において、運転者に対してメルテルによって警告をするものであること。</p>	

新旧対照表  
252 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新	旧
<p>① 原動機用蓄電池又は充電系連結システムに故障が発生している場合</p> <p>② 外部電源により供給される電気を動力源とする自動車であって、内燃機関を有しないものにあつては、原動機用蓄電池の充電残量が低下している場合</p> <p>(6) 感電防止装置及び原動機用蓄電池の機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。</p> <p>8-27~8-30 (略)</p> <p><b>8-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</b></p> <p><b>8-31-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 178 条第 10 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 着席基準点の地面からの高さが 700 mm を超え、車両総重量 3.5t を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</p> <p>③ 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>④~⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8-31-2~8-31-3 (略)</p> <p><b>8-31-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>[UN R95-03-S7 適用]</p> <p>(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当するものについては、8-31-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 39 項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>8-31-5~8-31-12 (略)</p> <p>8-32~8-40 (略)</p> <p><b>8-41 運転者席</b></p> <p><b>8-41-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものとならなければならない。(保安基準第 21 条関係)</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以下のもの。(二輪自動車、側車</p>	<p>① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。(細目告示第 68 条第 2 項第 2 号、細目告示第 146 条第 2 項第 1 号)</p> <p>② 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。(細目告示第 146 条第 2 項第 4 号)</p> <p>③ 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。</p> <p>④ 運転者が運転者席において、自動車 (被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車 (牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車) の左外側線付近 (運転者が運転者席において確認できる部分を除く。) の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、自動車の左右の外側線後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>8-106-4 (略)</p> <p><b>8-107 直前及び側方の視界</b></p> <p><b>8-107-1 (略)</b></p> <p><b>8-107-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 鏡その他の装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条第 12 項関係)</p> <p><b>8-107-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 鏡その他の装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条第 12 項関係)</p> <p>8-108~8-125 (略)</p> <p><b>第 9 章 テスタ等による機能維持確認</b></p> <p><b>9-1~9-9 (略)</b></p> <p><b>9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向 (前照灯試験機)</b></p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない</p>

新旧対照表  
253 / 282

(案)

新	旧
<p>鏡であり、その機能を損なう損傷等のないものは、次に掲げるの基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条第 7 項第 2 号関係)</p> <p>① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。(細目告示第 68 条第 2 項第 2 号、細目告示第 146 条第 2 項第 1 号)</p> <p>② 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。(細目告示第 146 条第 2 項第 4 号)</p> <p>③ 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。</p> <p>④ 運転者が運転者席において、自動車 (被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車 (牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車) の左外側線付近 (運転者が運転者席において確認できる部分を除く。) の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、自動車の左右の外側線後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>8-106-4 (略)</p> <p><b>8-107 直前及び側方の視界</b></p> <p><b>8-107-1 (略)</b></p> <p><b>8-107-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 鏡その他の装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条第 12 項関係)</p> <p><b>8-107-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 鏡その他の装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条第 12 項関係)</p> <p>8-108~8-125 (略)</p> <p><b>第 9 章 テスタ等による機能維持確認</b></p> <p><b>9-1~9-9 (略)</b></p> <p><b>9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向 (前照灯試験機)</b></p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない</p>	<p>鏡であり、その機能を損なう損傷等のないものは、次に掲げるの基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条第 7 項第 2 号関係)</p> <p>① 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。(細目告示第 68 条第 2 項第 2 号、細目告示第 146 条第 2 項第 1 号)</p> <p>② 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。(細目告示第 146 条第 2 項第 4 号)</p> <p>③ 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。</p> <p>④ 運転者が運転者席において、自動車 (被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車 (牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車) の左外側線付近 (運転者が運転者席において確認できる部分を除く。) の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、自動車の左右の外側線後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>8-106-4 (略)</p> <p><b>8-107 直前及び側方の視界</b></p> <p><b>8-107-1 (略)</b></p> <p><b>8-107-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 鏡その他の装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条第 12 項関係)</p> <p><b>8-107-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 鏡その他の装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条第 12 項関係)</p> <p>8-108~8-125 (略)</p> <p><b>第 9 章 テスタ等による機能維持確認</b></p> <p><b>9-1~9-9 (略)</b></p> <p><b>9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向 (前照灯試験機)</b></p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない</p>

新旧対照表  
268 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新			旧		
い。(略) ① (略) ② すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。 この場合において、前照灯試験機(すれ違い用)を用いてアにより光度等を計測したときにイの基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。 ア (略) イ 計測値の判定 (7) 次表に掲げる自動車に備える配光可変型前照灯(すれ違い用)のエルボー点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。			い。(略) ① (略) ② すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。 この場合において、前照灯試験機(すれ違い用)を用いてアにより光度等を計測したときにイの基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。 ア (略) イ 計測値の判定 (7) 次表に掲げる自動車に備える配光可変型前照灯(すれ違い用)のエルボー点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。		
対象	エルボー点又はカットオフラインの位置	光度	対象	エルボー点又はカットオフラインの位置	光度
自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)	(略)	(略)	自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	(略)	(略)
(参考図) (略) (4) 二輪自動車に備える配光可変型前照灯(すれ違い用)のエルボー点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。			(参考図) (略) (新設)		
対象	エルボー点又はカットオフラインの位置	光度	対象	エルボー点又はカットオフラインの位置	光度
二輪自動車	カットオフラインと「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 $1.50^\circ$ [260mm]及び右方 $2.50^\circ$ [440mm]の鉛直面が交わる2つの位置は、「すれ違い	・エルボー点を有するものを除き、すれ違い用ビームの光度は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 $0.86^\circ$ [150mm]の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火			

新旧対照表  
269 / 282

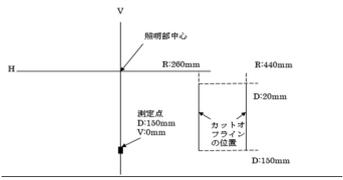
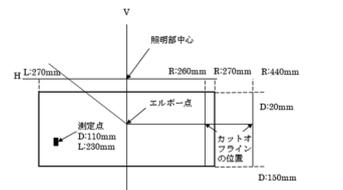
(案)

新			旧		
	用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 $0.11^\circ$ [20mm]及び下方 $0.86^\circ$ [150mm]の平面に挟まれた範囲内にあること。 ただし、エルボー点を有するものにあつては、前段のカットオフラインの位置又は次のエルボー点の位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。 エルボー点の位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 $0.11^\circ$ [20mm]及び下方 $0.86^\circ$ [150mm]の平面と「すれ違い用前照灯を発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ $1.55^\circ$ [270mm]の鉛直面に囲まれた範囲内にあればよい。 ※ [ ]内は前方10mの位置における値				
		ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1灯につき3,200cd以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、カットオフラインの位置は左欄の基準を満たすが、光度が3,200cd未満となる場合に限り、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 $0.53^\circ$ [90mm]及び下方 $1.19^\circ$ [210mm]の平面と「すれ違い用前照灯を発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ $1.00^\circ$ [180mm]の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1灯につき3,200cd以上であればよい。 ・エルボー点を有するすれ違い用ビームの光度は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 $0.60^\circ$ [110mm]の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 $1.30^\circ$ [230mm]の鉛直面が交わる位置において、1灯につき3,200cd以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、左欄のエルボー点又はカットオフラインの位置で計測した光度が3,200cd未満とな			

新旧対照表  
270 / 282

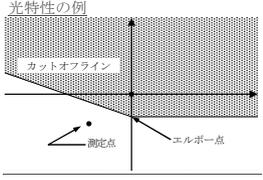
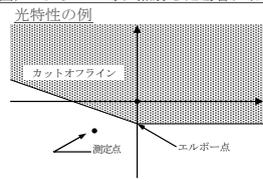
新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新	旧
<p>る場合に限り、「すれ違い用ビームの照明部の中心を含む水平面」より下方<math>0.27^{\circ}</math>〔50mm〕及び下方<math>0.93^{\circ}</math>〔160mm〕の平面と「すれ違い用ビームの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方<math>0.30^{\circ}</math>〔50mm〕及び左方<math>2.30^{\circ}</math>〔400mm〕の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において1灯につき3,200cd以上であればよい。 ※〔 〕内は前方10mの位置における値</p> <p>(参考図) 二輪自動車のすれ違い用ビームの判定値 【カットオフライン(エルボー点を除く。)の場合(二輪自動車)】</p>  <p>【エルボー点有りの場合(二輪自動車)】</p>  <p>③ ②による前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いて②ア(エ)にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により光度等を計測したときに</p>	<p>③ ②による前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いて②ア(エ)にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により光度等を計測したときに</p>

新旧対照表  
271 / 282

(案)

新	旧
<p>次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。 ア 二輪自動車以外の自動車に備える配光可変型前照灯のすれ違い用ビームの場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。 (7) すれ違い用ビームを前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボー点が②イに規定する範囲内にあることを目視により確認できること。 (イ) ②イに規定する位置(当該位置を指定できない場合には、最高光度点)における光度が、1個の灯火ユニットごとに6,400cd以上であること。</p> <p>(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例</p>  <p>イ 二輪自動車に備える配光可変型前照灯のすれ違い用ビームの場合は、次に掲げる(7)又は(イ)及び(ロ)の要件を満たすもの。 (7) 走行用ビームが9-8に適合するもの。(この場合において、9-8中「走行用前照灯」を「走行用ビーム」と読み替えるものとする。以下、②イにおいて同じ。) (イ) すれ違い用ビームをスクリーン(試験機に附属のものを含む。)、壁等に照射することによりカットオフラインが「すれ違い用ビームを發する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方にあることを目視により確認できること。 (ロ) ②イ(イ)に規定する位置(当該位置を指定できない場合には、最高光度点)における光度が、1灯につき、5,000cd以上であること。 この場合において、5,000cd未満であっても、次に掲げるものは、この基準に適合しているものとみなす。 a 9-8により計測した際に、走行用ビームの最高光度点における光度が、1灯につき、15,000cd以上であるもの</p> <p>9-11~9-14 (略)</p>	<p>次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。 ア すれ違い用ビームを前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボー点が②イに規定する範囲内にあることを目視により確認できること。</p> <p>イ ②イに規定する位置(当該位置を指定できない場合には、最高光度点)における光度が、1個の灯火ユニットごとに6,400cd以上であること。</p> <p>(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例</p>  <p>9-11~9-14 (略)</p>

新旧対照表  
272 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新						旧					
第10章～第12章(略)						第10章～第12章(略)					
別表1～別表9(略)						別表1～別表9(略)					
様式1～様式15(略)						様式1～様式15(略)					
別添1(略)						別添1(略)					
別添2(4-13関係)						別添2(4-13関係)					
<b>新規検査等提出書審査要領</b>						<b>新規検査等提出書審査要領</b>					
1.～3.(略)						1.～3.(略)					
4. 事前届出対象自動車						4. 事前届出対象自動車					
本則1-3で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。						本則1-3で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。					
(1) 技術基準等の審査を要する自動車(個別届出自動車)						(1) 技術基準等の審査を要する自動車(個別届出自動車)					
新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等(次表に掲げるものに限る。)に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。						新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等(次表に掲げるものに限る。)に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。					
ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)を除く。						ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)を除く。					
また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。						また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。					
①～⑧(略)						①～⑧(略)					
保安基準	審査事務規程	技術基準等(技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則)		3. ②適用自動車	3. ③適用自動車	保安基準	審査事務規程	技術基準等(技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則)		3. ②適用自動車	3. ③適用自動車
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第11条の2 施錠装置等	6-14、7-14 施錠装置等	UN R161	施錠装置に係る協定規則	○	△	第11条の2 施錠装置等	6-14、7-14 施錠装置等	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		UN R162	イモビライザに係る協定規則	○	○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新旧対照表  
273 / 282

(案)

新						旧					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第18条の2 突入防止装置等	6-37、7-37 突入防止装置	UN R58	突入防止装置に係る協定規則(本則7-37-2-2(3)を適用する自動車若しくはUN R58の2.3.(a)又は(b)を適用する自動車を除く。)	○	○	第18条の2 突入防止装置等	6-37、7-37 突入防止装置	UN R58	突入防止装置に係る協定規則(本則7-34-2-2(3)を適用する自動車若しくはUN R58の2.3.(a)又は(b)を適用する自動車を除く。)	○	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第43条の5 盗難発生警報装置	6-101、7-101 盗難発生警報装置	UN R163	盗難発生警報装置に係る協定規則	○	○	第43条の5 盗難発生警報装置	6-101、7-101 盗難発生警報装置	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)～(5)(略)						(2)～(5)(略)					
5.(略)						5.(略)					
附則1～附則4(略)						附則1～附則4(略)					
第1号様式～第11号様式(略)						第1号様式～第11号様式(略)					
別表第1(略)						別表第1(略)					
別添3(4-14関係)						別添3(4-14関係)					
<b>並行輸入自動車審査要領</b>						<b>並行輸入自動車審査要領</b>					
1.～5.(略)						1.～5.(略)					
6. 書面審査						6. 書面審査					
並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。						並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。					
この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表(第14号様式)に記録するものとする。						この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表(第14号様式)に記録するものとする。					
なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。						なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。					
6.1.～6.9.(略)						6.1.～6.9.(略)					

新旧対照表  
274 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新	旧
<p><b>6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等</b></p> <p>6.10.1. (略)</p> <p>6.10.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等</p> <p>(1) から (5) に規定する製作年月日にかかわらず、6.2.14. (2) に基づく記載がされている場合においては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。</p> <p>[UN R41-04 (平成 26 年騒音規制)]</p> <p>(1) (略)</p> <p>[UN R41-04 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(2) 令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-20-2-3 (1) の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにおいては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>[UN R41-05 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(3) 令和 6 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-3 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにおいては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>① 加速走行騒音試験結果成績表</p> <p>② 技術基準等適合証明書</p> <p>③ COC ペーパー (騒音情報欄において、UN R41-05 以降の記載があるものに限る。)</p> <p>④ UN R41 に基づく認定証 (UN R41-05 以降のものに限る。)</p> <p>⑤ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づく㊸マークを撮影した写真 (UN R41-05 以降のものに限る。)</p> <p>[UN R51-03 フェーズ 2 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(4) 令和 5 年 4 月 1 日 (貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日) から令和 8 年 10 月 7 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの) にあっては令和 9 年 10 月 7 日) までに製作された自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-21-2-3 (1) ①の規定 (規定中「UN R51-03-S7」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。) に</p>	<p><b>6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等</b></p> <p>6.10.1. (略)</p> <p>6.10.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等</p> <p>(1) から (3) に規定する製作年月日にかかわらず、6.2.14. (2) に基づく記載がされている場合においては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。</p> <p>[R41-04 (平成 26 年騒音規制)]</p> <p>(1) (略)</p> <p>[R41-04 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(2) 令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-3 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにおいては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>[UN R51-03 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(3) 令和 5 年 4 月 1 日以降 (貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日以降) に製作された自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-3 (1) ②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。)</p>

新旧対照表  
275 / 282

(案)

新	旧
<p>適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにおいては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>[UN R51-03 フェーズ 3 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(5) 令和 8 年 10 月 8 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの) にあっては令和 9 年 10 月 8 日) 以降に製作された自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-3 (1) ②の規定 (規定中「UN R51-03-S7」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。) に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにおいては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>① 加速走行騒音試験結果成績表</p> <p>② 技術基準等適合証明書</p> <p>③ UN R51 に基づく認定証 (UN R51-03 以降のものに限る。)</p> <p>④ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく㊸マークを撮影した写真及び COC ペーパー (UN R51-03 以降のものに限る。)</p> <p>[共通事項]</p> <p>(6) (1) から (5) のいずれかの適用される規定により基準適合性を確認した時点の車両重量が確認できる資料が添付されていること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>6.10.3. (略)</p> <p><b>6.11. ～6.16. (略)</b></p> <p>7. (略)</p> <p><b>8. 現車審査</b></p> <p>現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。</p> <p>この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」(二輪自動車等以外のものにおいて、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。) 及び「乗車定員」(技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。) に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4.3. による処理をするともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあっては、補正を求めるものとする。</p>	<p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにおいては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>[共通事項]</p> <p>(4) (1)、(2) 又は (3) により基準適合性を確認した時点の車両重量が確認できる資料が添付されていること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>6.10.3. (略)</p> <p><b>6.11. ～6.16. (略)</b></p> <p>7. (略)</p> <p><b>8. 現車審査</b></p> <p>現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。</p> <p>この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」(二輪自動車等以外のものにおいて、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。) 及び「乗車定員」(技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。) に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4.3. による処理をするともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあっては、補正を求めるものとする。</p>

新旧対照表  
276 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新		旧	
8.1.～8.2. (略)		8.1.～8.2. (略)	
8.3. 排出ガス規制への適合性		8.3. 排出ガス規制への適合性	
6.11.1.の規定に基づき提出された書面については、次の8.3.1.から8.3.3.までに掲げるそれぞれ該当する項目の内容が確認できるものであること。		6.11.1.の規定に基づき提出された書面については、次の8.3.1.から8.3.3.までに掲げるそれぞれ該当する項目の内容が確認できるものであること。	
8.3.1. 排出ガス試験結果成績表		8.3.1. 排出ガス試験結果成績表	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) JE05 測定モード、WHIC 測定モード及び二輪自動車等 WMTC モード以外の測定モードで排出ガス試験を実施した自動車については、排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車の車両重量が該当する本則 7-58-1-2 (2) の表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。		(2) JE05 測定モード及び二輪自動車等 WMTC モード以外の測定モードで排出ガス試験を実施した自動車については、排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車の車両重量が該当する本則 7-58-1-2 (2) の表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。	
この場合において、当該自動車について単数又は複数の軸ごとに計測して車両重量を算出するときであって、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する本則 7-58-1-2 (2) の表の等価慣性重量に係る車両重量の範囲の下限値と算出した車両重量との差が単数又は複数の軸ごとに計測した回数に 10kg を乗じた値を下回るときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。		この場合において、当該自動車について単数又は複数の軸ごとに計測して車両重量を算出するときであって、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する本則 7-58-1-2 (2) の表の等価慣性重量に係る車両重量の範囲の下限値と算出した車両重量との差が単数又は複数の軸ごとに計測した回数に 10kg を乗じた値を下回るときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。	
なお、車両重量を 1 回で計測することができるときは、「算出した車両重量」を「車両重量」と、「単数又は複数の軸ごとに計測した回数に 10kg を乗じた値」を「10kg」とそれぞれ読み替えて適用する。		なお、車両重量を 1 回で計測することができるときは、「算出した車両重量」を「車両重量」と、「単数又は複数の軸ごとに計測した回数に 10kg を乗じた値」を「10kg」とそれぞれ読み替えて適用する。	
また、二輪自動車等のうち WMTC モードにより排出ガス試験を実施したものにあっては、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する本則 7-58-1-2 (2) の表の等価慣性重量に係る車両重量と算出した車両重量との差が、+10kg 以内又は-20kg 以内であるときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。		また、二輪自動車等のうち WMTC モードにより排出ガス試験を実施したものにあっては、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する本則 7-58-1-2 (2) の表の等価慣性重量に係る車両重量と算出した車両重量との差が、+10kg 以内又は-20kg 以内であるときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。	
(3) JE05 測定モード及び WHIC 測定モードで排出ガス試験を実施した自動車については、次のいずれかに適合するものでなければならない。		(3) JE05 測定モードで排出ガス試験を実施した自動車については、次のいずれかに適合するものでなければならない。	
①～② (略)		①～② (略)	
8.3.2.～8.3.3. (略)		8.3.2.～8.3.3. (略)	
8.4.～8.7. (略)		8.4.～8.7. (略)	
9. (略)		9. (略)	
<b>別表第 1 (別添 3 の 6.12. 関係)</b>		<b>別表第 1 (別添 3 の 6.12. 関係)</b>	
保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1. (1) ⑧に該当する書面の例
(略)	(略)	(略)	(略)
第 11 条 かじ取装置	7-13 かじ取装置	UN R12-05 かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る	① COC ペーパー ・ $M_1$ カテゴリ又は $N_1$ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真

新旧対照表  
277 / 282

(案)

新		旧	
		協定規則	+ 車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・ $M_1$ カテゴリ又は $N_1$ カテゴリのものに限る。 ③ UN R12-05 に基づく認定証 ④ UN R12-05 に基づくⒺマークを撮影した写真
(略)	(略)	(略)	(略)
第 12 条 制動装置	7-19 被牽引自動車の制動装置	UN R13-12 トラック、バス及びトローラの制動装置に係る協定規則	〔並行輸入した車両総重量が 10t 以下の被牽引自動車については本項目は適用しない〕 ① COC ペーパー ・ 0 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真 + 車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・ 0 カテゴリのものに限る。 ③ UN R13-12 に基づく認定証 ④ UN R13-12 に基づくⒺマークを撮影した写真
(略)	(略)	(略)	(略)
第 13 条 連結車両の制動装置	7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	UN R13-12 トラック、バス及びトローラの制動装置に係る協定規則	〔並行輸入した車両総重量が 10t 以下の被牽引自動車については本項目は適用しない〕 ① COC ペーパー ・ 0 カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真 + 車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・ 0 カテゴリのものに限る。 ③ UN R13-12 に基づく認定証 ④ UN R13-12 に基づくⒺマークを撮影した写真
(略)	(略)	(略)	(略)
第 15 条 燃料装置	7-23 燃料装置	UN R135-02 ボールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパー ・ $M_1$ カテゴリ又は $N_1$ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真 + 車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料

新旧対照表  
278 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

( 案 )

新				旧			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・M<sub>1</sub>カテゴリ又はN<sub>1</sub>カテゴリのものに限る。</li> <li>③ UN R135-02に基づく認定証</li> <li>④ UN R135-02に基づく㊦マークを撮影した写真</li> </ul>				
		(略)	(略)			(略)	(略)
第17条 高圧ガス 燃料装置	7-25 高圧ガスの 燃料装置	UN R135-02 ボールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>① COCペーパー</li> <li>・M<sub>1</sub>カテゴリ又はN<sub>1</sub>カテゴリのものに限る。</li> <li>② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</li> <li>・M<sub>1</sub>カテゴリ又はN<sub>1</sub>カテゴリのものに限る。</li> <li>③ UN R135-02に基づく認定証</li> <li>④ UN R135-02に基づく㊦マークを撮影した写真</li> </ul>	第17条 高圧ガス 燃料装置	7-25 高圧ガスの 燃料装置	(略)	(略)
		(略)	(略)			(新設)	(新設)
		(略)	(略)			(略)	(略)
第17条の2 電気装置	7-26 電気装置	UN R136-01 バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>① COCペーパー</li> <li>・Lカテゴリのものに限る。</li> <li>② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</li> <li>・Lカテゴリのものに限る。</li> <li>③ UN R136-01に基づく認定証</li> <li>④ UN R136-01に基づく㊦マークを撮影した写真</li> </ul>	第17条の2 電気装置	7-26 電気装置	(略)	(略)
		(略)	(略)			(新設)	(新設)
		UN R12-05 かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>① COCペーパー</li> <li>・M<sub>1</sub>カテゴリ又はN<sub>1</sub>カテゴリのものに限る。</li> <li>② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</li> <li>・M<sub>1</sub>カテゴリ又はN<sub>1</sub>カテゴリのものに限る。</li> <li>③ UN R12-05に基づく認定証</li> <li>④ UN R12-05に基づく㊦マークを撮影した写真</li> </ul>			(略)	(略)
		(略)	(略)			(新設)	(新設)
		(略)	(略)			(略)	(略)
第18条	(略)	(略)	(略)	第18条	(略)	(略)	(略)

新旧対照表  
279 / 282

( 案 )

新				旧			
車枠及び車体	7-32 ボールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① COCペーパー</li> <li>・M<sub>1</sub>カテゴリ又はN<sub>1</sub>カテゴリのものに限る。</li> <li>② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</li> <li>・M<sub>1</sub>カテゴリ又はN<sub>1</sub>カテゴリのものに限る。</li> <li>③ UN R135-02に基づく認定証</li> <li>④ UN R135-02に基づく㊦マークを撮影した写真</li> </ul>	車枠及び車体	7-32 ボールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	(略)	(略)
		(略)	(略)			(新設)	(新設)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		UN R127-03 歩行者保護に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>① COCペーパー</li> <li>・M<sub>1</sub>カテゴリ又はN<sub>1</sub>カテゴリのものに限る。</li> <li>② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</li> <li>・M<sub>1</sub>カテゴリ又はN<sub>1</sub>カテゴリのものに限る。</li> <li>③ UN R127-03に基づく認定証</li> <li>④ UN R127-03に基づく㊦マークを撮影した写真</li> </ul>		7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能	(略)	(略)
		(略)	(略)			(新設)	(新設)
		(略)	(略)			(略)	(略)
第22条 座席	7-42 座席	UN R17-10 座席及び座席取付装置に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>① COCペーパー</li> <li>・M1カテゴリ、M2カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。</li> <li>② WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</li> <li>・M1カテゴリ、M2カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。</li> <li>③ UN R17-10に基づく認定証</li> <li>④ UN R17-10に基づく㊦マークを撮影した写真</li> <li>⑤ FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真</li> </ul> <p>◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保</p>	第22条 座席	7-42 座席	(略)	(略)
		(略)	(略)			(新設)	(新設)

新旧対照表  
280 / 282

新旧対照表主要部分抜粋

(案)

新				旧			
			持できることが確認できる場合には、 <u>書面を省略することができる。(貨物自動車に限る。)</u> ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 207、CMVSS 207 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 5t を超えるものを除く。)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 22 条の 4 頭部後傾抑止装置等	7-46 頭部後傾抑止装置	UN R17-10 座席及び座席取付装置に係る協定規則	① COC ペーパー ・M1 カテゴリ、M2 カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WITA ラベル又はプレートを撮影した写真 + 車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M1 カテゴリ、M2 カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R17-10 に基づく認定証 ④ UN R17-10 に基づくⓂマークを撮影した写真 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 207、CMVSS 207 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 5t を超えるものを除く。)	第 22 条の 4 頭部後傾抑止装置等	7-46 頭部後傾抑止装置	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 32 条 前照灯等	7-67 配光可変型前照灯	UN R149-01 照射灯火の統一規定に係る協定規則 (配光可変型前照灯に係る部分に限る。)	① COC ペーパー ② WITA ラベル又はプレートを撮影した写真 ③ UN R149-01 に基づく認定証 ④ UN R149-01 に基づくⓂマークを撮影した写真	第 32 条 前照灯等	7-67 配光可変型前照灯	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 44 条 後写鏡等	7-106 後写鏡	UN R46-04	①～② (略)	第 44 条 後写鏡等	7-106 後写鏡	UN R46-04	①～② (略)

新旧対照表  
281 / 282

(案)

新				旧			
		間接視界に係る協定規則	③ UN R46-04 に基づく認定証 (後方等確認装置にあっては、取付けに係るものに限る。) ④ UN R46-04 に基づくⓂマークを撮影した写真 (後方等確認装置にあっては、本則 7-106-9-3-2 (1) の適合性が確認できる資料が添付されていること。)			間接視界に係る協定規則	③ UN R46-04 に基づく認定証 ④ UN R46-04 に基づくⓂマークを撮影した写真
		UN R46-05 間接視界に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WITA ラベル又はプレートを撮影した写真 + 車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R46-05 に基づく認定証 (後方等確認装置にあっては、取付けに係るものに限る。) ④ UN R46-05 に基づくⓂマークを撮影した写真 (後方等確認装置にあっては、本則 7-106-3-2 (1) の適合性が確認できる資料が添付されていること。)			(新設)	(新設)
第 44 条の 2 後退時車両直後確認装置	7-108 後退時車両直後確認装置	UN R158-00 後退時車両直後確認装置に係る協定規則	①～② (略) ③ UN R158-00 に基づく認定証 (取付けに係るものに限る。) (削除)	第 44 条の 2 後退時車両直後確認装置	7-108 後退時車両直後確認装置	UN R158-00 後退時車両直後確認装置に係る協定規則	①～② (略) ③ UN R158-00 に基づく認定証 ④ UN R158-00 に基づくⓂマークを撮影した写真
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			
別表第 2～別表第 5 (略) 第 1 号様式～第 14 号様式 (略) 別紙 (略)				別表第 2～別表第 5 (略) 第 1 号様式～第 14 号様式 (略) 別紙 (略)			
別添 4～別添 16 (略)				別添 4～別添 16 (略)			

附則 (令和 5 年 3 月 30 日規程第 26 号)  
この規程は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

新旧対照表  
282 / 282

# OBD検査の概要



独立行政法人 自動車技術総合機構

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

## 1. OBD検査とは

Point

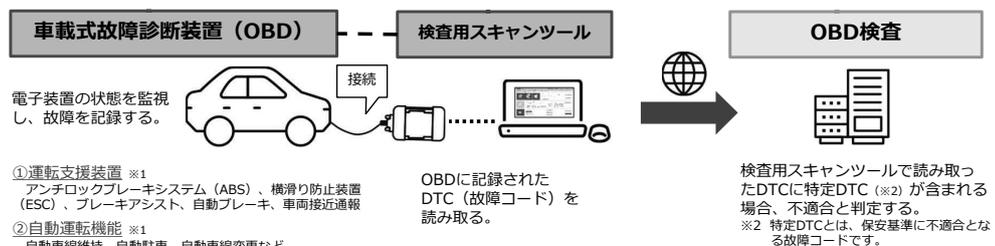
自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。 ※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

### 車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



対象車両

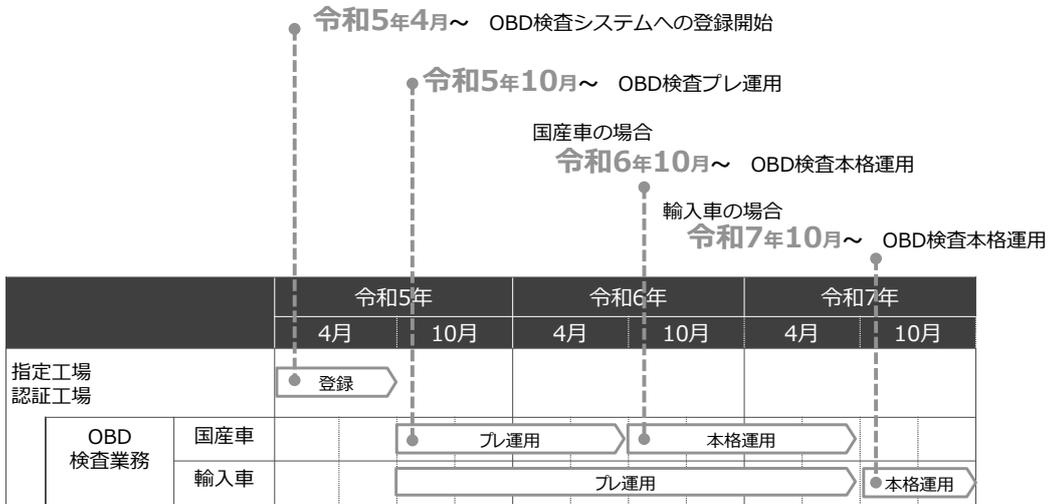
- ・国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- ・輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2

## 2. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。



※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

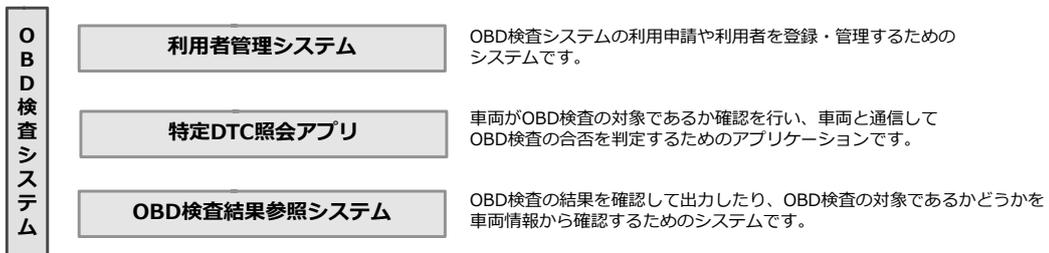
## 3. OBD検査システムの紹介

Point OBD検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

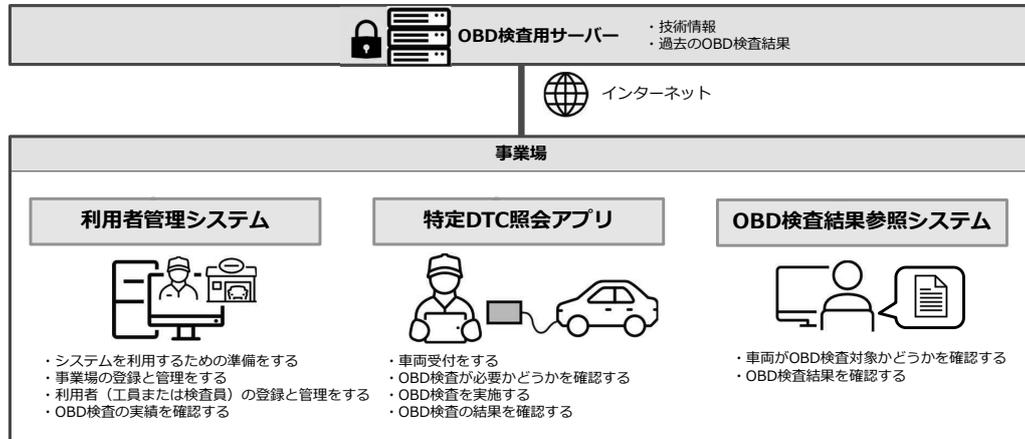
OBD検査に関連する業務として、以下があります。

- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。



自動車製作者等から提出された技術情報や事業場で実施した過去のOBD検査結果は、セキュリティを担保したうえでOBD検査用サーバーで管理されます。事業場からはインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、以下のシステムとアプリを利用してOBD検査を実施します。



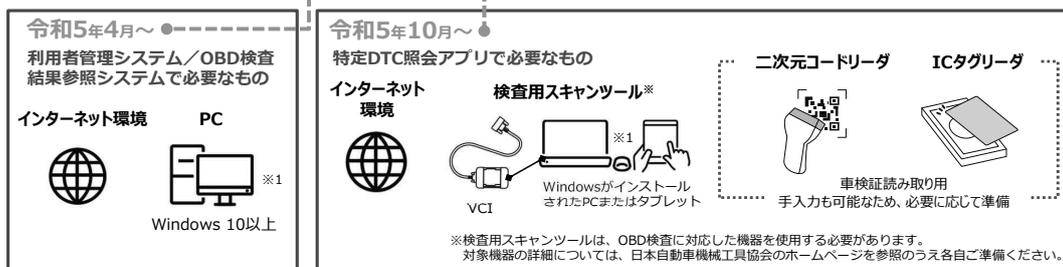
## 4. OBD検査の開始にあたり準備するもの

**Point** 事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

### 環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

	令和5年		令和6年		令和7年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
指定工場 / 認証工場	登録					
OBD検査業務	国産車		プレ運用	本格運用		
	輸入車			プレ運用	本格運用	



※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ/利用者管理システム/OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

## 5. OBD検査対象の車両について

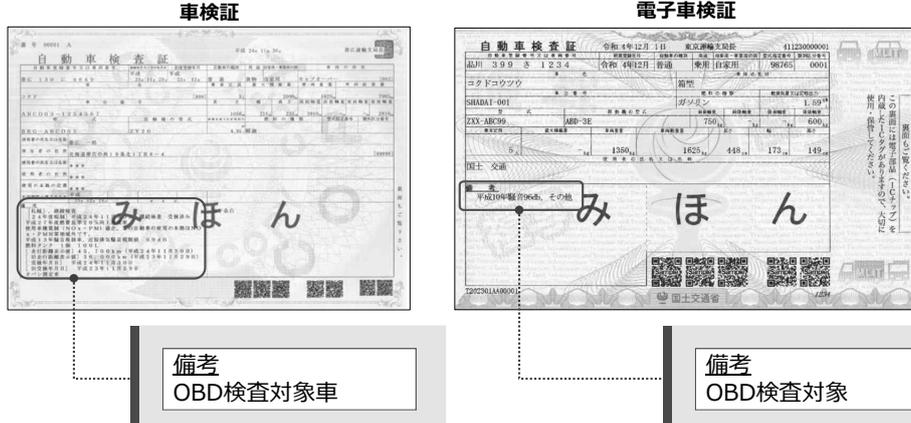
Point

OBD検査対象車かどうかを車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。



## 6. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point

OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

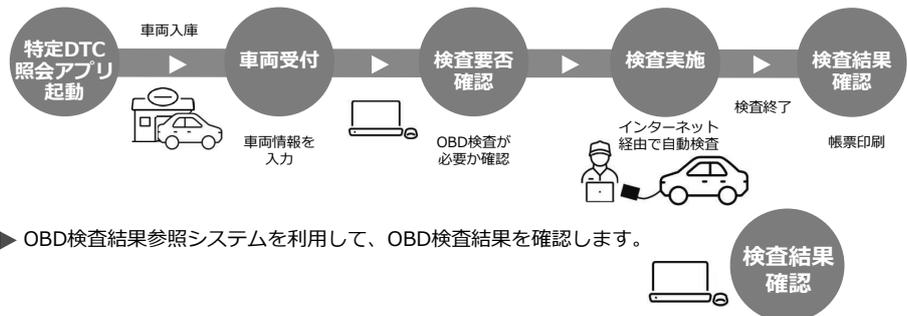
### OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。



### 普段の業務（OBD検査）の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。

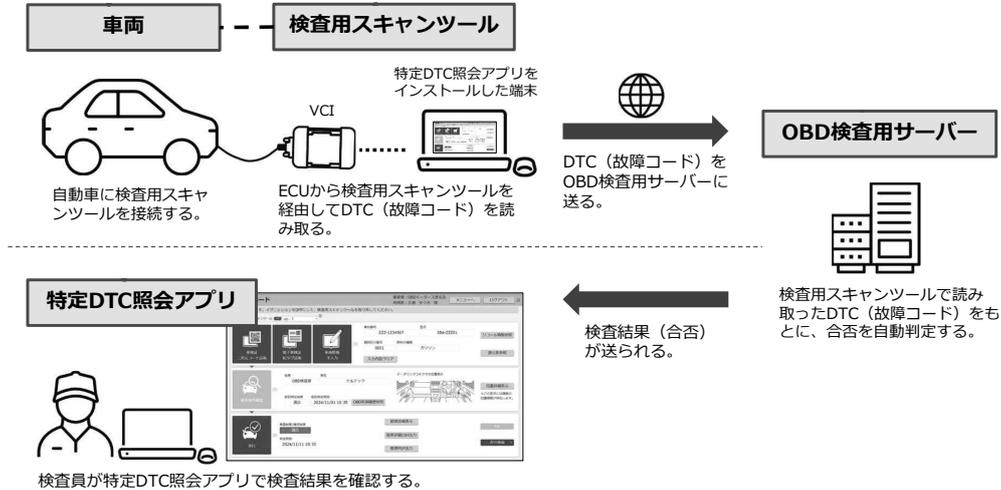


▶ OBD検査結果参照システムを利用して、OBD検査結果を確認します。

## 7. OBD検査の実施概要

Point DTC（故障コード）を読み取り、サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC（故障コード）を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが合否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。



## 8. ポータルの紹介

Point OBD検査システムへのログインやOBD検査に関する情報の閲覧ができる

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>



## お問い合わせ先

本システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

お問い合わせ先：**OBD検査コールセンター**

電話番号：0570-022-574

対応時間：月曜日～金曜日（祝日および12月29日から1月3日を除く）9時00分～17時00分

## 令和6年1月から、すれ違い用前照灯（ロービーム）の計測手法を見直します。

これまで、すれ違い用前照灯（ロービーム）の計測が困難な一部の自動車に対して走行用前照灯（ハイビーム）での審査も実施していたところ、すれ違い用前照灯に適切に対応できる検査機器の更新・改修が終了したことから、令和6年1月1日から、すれ違い用前照灯（ロービーム）のみによる審査を実施します。

- ◆すれ違い用前照灯の計測の結果、不適合である場合は、走行用前照灯で計測は行わず、その時点で不適合扱いとなります。
- ◆対象自動車は、二輪自動車等を除く平成10年9月1日以後に製作された自動車です。

※指定工場については「整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」（平成27年6月5日、国自整第54号）により原則すれ違い前照灯計測により対応願います。なお、新たな取扱いとなった場合には、北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課から別途ご案内いたします。

対象自動車は、今後すれ違い用前照灯が基準に適合するよう適切な整備・調整をお願いします。

### <整備が必要となる事例>

レンズ表面の劣化



内部反射板劣化



プロジェクターくもり



## すれ違い用前照灯の計測方法の見直しについて

### ○経緯

平成27年9月以降、原則すれ違い用前照灯により計測しているところ、計測困難な自動車の判定に際して、前照灯試験機がすれ違い用前照灯に適切に対応できない場合があったことから、平成27年に通達が発出され、当面の取扱いとして、前照灯試験機により不適合と表示された場合は、計測困難な自動車とみなし走行用前照灯を計測することとなったところです。

この間、すれ違い用前照灯の計測方法について改めて検討が行われ、対数方式を使用して明暗分岐点の上下位置のみを検出する手法(以下「新ロジック」という。)を併用して自動判定ができるよう審査事務規程の改正及び自動計測式前照灯試験機の更新・改修を行ってきました。

現在は、「すれ違い用前照灯の計測方法の変更に伴う当面の対応について」(平成29年12月25日、自検検第75号)により、平成30年6月1日から計測方法を見直し、すれ違い用前照灯の計測において左右ライトを計測した際に自動計測式前照灯試験機により不適合と表示された場合は、照射光線が他の交通を妨げるものでないものに限り計測困難な自動車とみなし走行用前照灯の計測による検査を実施しているところです。

### ○現状

皆様のご協力により、すれ違い用前照灯の合格率は、令和4年度は普通車で8割超、軽自動車で9割超と高い合格率となっています。しかしながら、審査状況として、すれ違い用前照灯での不合格には、レンズ表面やリフレクタの劣化により光度不足やカットラインが不鮮明になったりするケースが多く、結果、走行用前照灯により合格するように調整されることが見受けられます。

### ○今後の対応

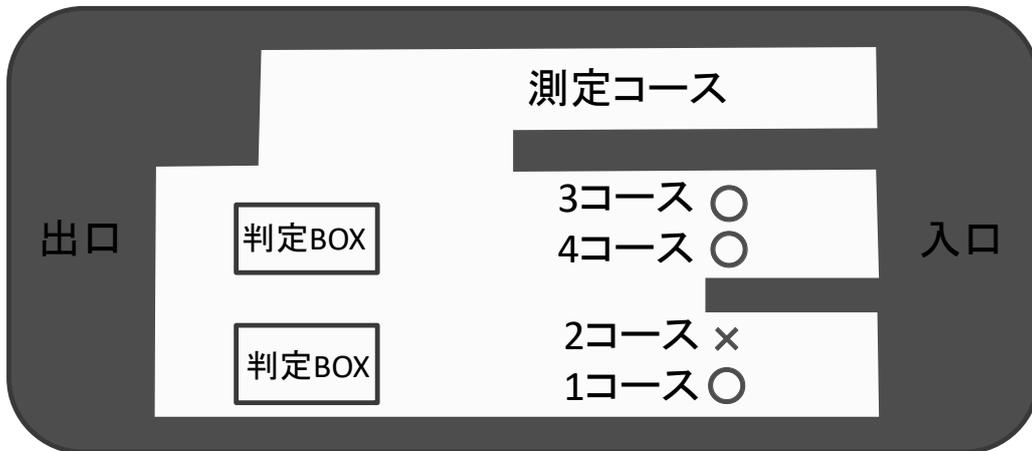
北陸信越管内としては、検査機器の更新・改修が終了したことから、夜間走行時の安全性を確保するため、明らかに光度不足等のすれ違い用前照灯の車両を排除するためにも、通達のみなし規定の取扱いを終了し、令和6年1月よりすれ違い用前照灯による審査結果に基づき合否判定することとしました。

# オートライト機能を有する 車両の受検コースについて

## 【概要】

この頃走行を開始すると自動で前照灯が点灯するオートライト機能を装備する車両が増えてきております。

検査コースにより、スピードメーターの検査時に前照灯が点灯していると検査が滞る場合がありますので、該当する車両を受検の際は2コース以外にお並び頂きますようお願いいたします。



※2コース以外はテスター横にぶら下がっているスイッチにより申告して頂きます。  
※2コースに並んでしまった際はコースに入場前に予め検査職員にお声がけ願います。



ご不明な点についてはお問い合わせください。

## 自動車検査証の記載事項変更を行う事業者又はユーザーの皆様へ

道路運送車両法施行規則第36条第14項に基づく保安基準に関し、諸元表を用いることなく審査することは、基準適合性審査が困難であることから、令和5年1月4日より自動車検査証の記録事項が変更される際は現車の諸元表の提示又は提出を願います。

諸元表  
その1

諸元表  
その2

その他必要となる  
諸元等

### 【諸元表が必要な一例】

貨物車の構造変更

→標準最大積載量・許容限度・軸重分配計算式

乗用から貨物へ構造変更

→同一型式内最大車両総重量

乗用車の車両重量増加

→標準車両重量・標準車両総重量など

書面に不備が有る場合は審査継続となりますのでご注意願います。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

## 改造自動車届出の 届出様式の変更について

### 【概要】

第47次改正により改造自動車届出書の第2号様式に変更がございました。つきましては令和5年4月1日以降より最新の様式をダウンロードの上ご提出願います。

注3：自動車検査証の記載事項について変更が生じる場合は、当該事項の変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証の記載事項の変更が必要となります。(第67条関係)



注3：自動車検査証記録事項について変更が生じる場合は、当該変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証記録事項の変更が必要となります。(第67条関係)



### 改造自動車関係

改造自動車にかかる事前届出を行う際に必要な規定様式については、こちらからダウンロードできます。  
なお、その他必要な添付資料につきましては、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」にて参照可能です。

(1) 基本となる届出様式

第1号様式+第2号様式 第3号様式

※3 提出書面（第2号様式）は以下のURLからダウンロードが可能です。

<http://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>

※4 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程をご参照ください。

※5 ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

改造等の概要

目的	
車枠及び車体	
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	
操縦装置	
制動装置	
緩衝装置	
連結装置	
燃料装置	
電気装置	

注1：変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。  
 注2：届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。  
 なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第67条の2、第68条の2、第69条の2関係）  
 注3：自動車検査証記録事項について変更が生じる場合は、当該変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証記録事項の変更が必要となります。（第67条関係）

（日本産業規格 A列4番）

注3：自動車検査証記録事項について変更が生じる場合は、当該変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証記録事項の変更が必要となります。（第67条関係）

- ※4 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程をご参照ください。
- ※5 ご不明な点についてはお問い合わせください。

## II 参考資料

### 令和4年度 北陸信越運輸局管内における自動車整備事業者の処分概要

北陸信越運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課

#### 1. 自動車特定整備事業者に対する行政処分

番号	業態	違反事項	違反概要	行政処分の内容	備考
1	ディーラー	特定整備記録簿の虚偽記載等	定期点検において一部の特定整備に該当する整備を実施していないにもかかわらず、自動車特定整備記録簿に整備を実施した旨を記載していた	事業停止	—
2	専業	廃止届の未届	事業場の事業実態が確認できず、また、当該事業者が所在不明であった	認証取消	—
3	専業	監査の忌避等	理由なく監査を忌避した	事業停止	—

#### 2. 指定自動車整備事業者に対する行政処分

番号	業態	違反事項	違反概要	行政処分の内容	備考
1	ディーラー	検査の一部を実施せず保安基準適合証に証明、交付等	速度計試験の検査、ディーゼル黒煙の検査等の検査を実施せずに適合証に証明し交付した等、複数の違反が確認された	指定取消 自動車検査員解任	2. 1～2. 5は同一事業者
2	ディーラー	検査の一部を実施せず保安基準適合証に証明、交付	速度計試験機の検査を実施せずに適合証に証明し交付した	指定取消 自動車検査員解任	2. 1～2. 5は同一事業者
3	ディーラー	保安基準不適合状態で適合証に証明、交付	後部反射器が装着されていない状態で適合証に証明し交付した	適合証等の交付停止 自動車検査員解任	2. 1～2. 5は同一事業者
4	ディーラー	整備の一部を実施せず適合証に証明、交付	整備の一部を実施せずに適合証に証明、交付した。	適合証等の交付停止	2. 1～2. 5は同一事業者
5	ディーラー	整備の一部を実施せず適合証に証明、交付	整備の一部を実施せずに適合証に証明、交付した。	適合証等の交付停止	2. 1～2. 5は同一事業者
6	ディーラー	適合証等の交付停止	事業者に指定取消処分があり、かつ、指定事業に係る違反累積点数が720点を超えたことにより、事業者の指定取消を受けた事業場以外の事業場に5日間の適合証等交付停止が課されたもの	適合証等の交付停止	2. 1～2. 5の行政処分により、当該事業者における指定自動車整備事業場（指定取消となった事業場を除く。）に対して5日間の適合証等の交付停止を課したものの

#### 3. 指定自動車整備事業者に対する文書警告（自動車検査員に対する文書警告含む。）

番号	業態	違反事項	違反概要	行政処分の内容	備考
1	ディーラー	①適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵 ②自動車検査員の不正証明行為	車検整備時においてディスクキャリバのエア抜きバルブにメガネレンチが装着されていることに気がつかず特定整備作業及び完成検査を完了させ、後に当該メガネレンチがバルブを緩めブレーキオイル漏れを引き起こした。	事業者及び自動車検査員に対する支局長文書警告	自動車特定整備の瑕疵により自動車特定整備事業について口頭注意をした。
2	ディーラー	①故意以外による検査一部未実施での適合証交付 ②検査一部未実施での適合証への証明	自動車検査員2名（自動車検査員に選任されたばかりの者）について、前照灯試験機が自動的に走行用又はすれ違い用を判定して測定モードを切り替えると勘違いし、すれ違い用前照灯を走行用測定モードで測定した。	事業者及び自動車検査員に対する支局長文書警告	—
3	専業	①保安基準不適合となるおそれがある状態で適合証を交付 ②指定整備記録簿の保存義務違反	①適合証交付時点で保安基準不適合のおそれがある状態で適合証を交付した。 ②当該自動車に係る指定整備記録簿が2年間保存されていないかった。	局長文書警告	—
4	専業	①設備（作業場）が基準を満たしていない ②検査の設備が基準を満たしていない	①事業場内に自動車整備事業とは関係のない用具が置かれており、事業場が使用できない状況であった。 ②サイドスリップ・テストが故障により校正不合格となっており、使用できない状況であった。	局長文書警告	自動車特定整備事業についても「違反事項①」により、局長文書警告としている。
5	専業ディーラー	①適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵 ②検査員の不正証明行為	事業者において「一時抹消してから新規検査で適合証を交付する」方針であった自動車について、一時抹消前に車検整備を実施し、一時抹消されていると勘違いした自動車検査員は新規検査として適合証に証明（つまり、自動車登録番号標等の確認を失念している）し、事業者は適合証を交付した。	支局長文書警告	—

#### 4. その他

番号	業態	違反事項	違反概要	行政処分の内容	備考
1	複数あり	自賠責保険不足	8ナンバーの自動車（自動車検査証の有効期間は2年）に対して、次回の自賠責保険を1年しか加入せず、自賠責保険不足で適合証を交付した。	文書警告	有効期間を誤って判断した。

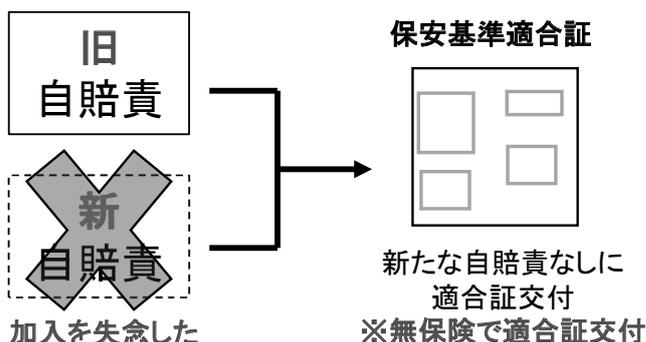
～保安基準適合証交付時のお願い～

## 「自賠責未加入」に注意！

北陸信越運輸局管内の指定自動車整備事業場において、次のような事例が発生しています。

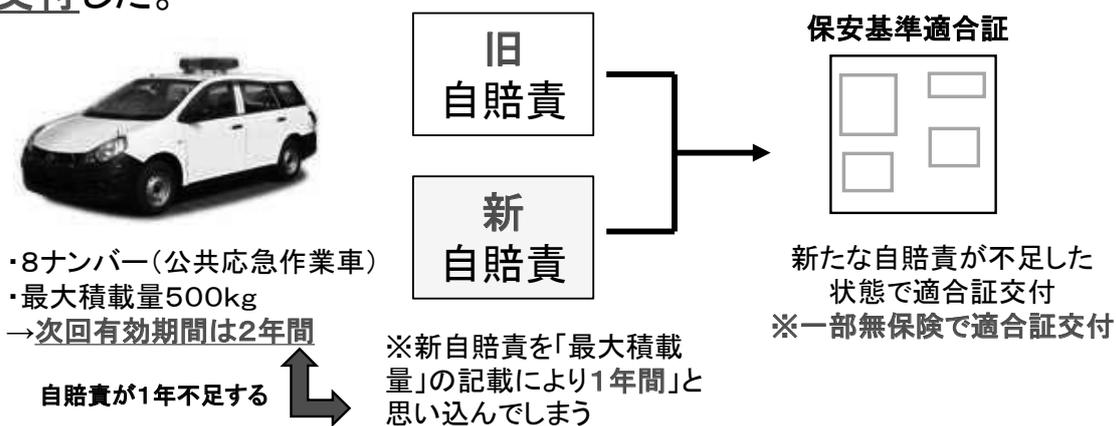
### 事例1

指定自動車整備事業者Aは、新たな自賠責に加入することなく適合証を交付した。



### 事例2

指定自動車整備事業者Bは、8ナンバーの普通特種自動車(次回有効期間2年)について、新たな自賠責を「1年」として適合証を交付した。



- ・自賠責不足により迷惑を受けるのは「使用者」(お客様)です！
- ・指定自動車整備事業において自賠責不足にかかる車両法等の法令違反は事業者が負うこととなります。(自動車検査員ではありません。)

**事業場管理責任者が自賠責加入状況を実際にチェックしましょう！**



国土交通省 北陸信越運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課

# 8ナンバーの普通自動車の「有効期間」判定について

## 注意事項

- ・これは継続検査時のみとなります
- ・「8ナンバーの普通自動車」であり、軽自動車に対応していません

## ステップ1: 事業用自動車又はレンタカーの確認

- ① (車体形状が「霊柩車」を除く) 事業用自動車か？  
又は
- ② 「わ」又は「れ」ナンバー(いわゆる「レンタカー」)か？

NO

YES

## ステップ2: 乗車定員の確認

乗車定員が「11人」以上か？

YES

NO

## ステップ3: 最大積載量の確認

最大積載量が「500kg」を超えるか？

NO

YES

## ステップ4: 車体の形状の確認

車体形状が次のものに該当するか？

粉粒体運搬車、タンク車、現金輸送車、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、保温車、販売車、散水車、塵芥車、糞尿車、ボートトレーラ、オートバイトレーラ、スノーモービルトレーラ

下記①②に該当しない？

- ① 車体形状が「消防車」
- ② 車体形状が「警察車」  
かつ、放水装置を備えた自動車

NO

YES

NO

YES

有効期間「2年」

有効期間「1年」

Ⅲ 統計資料

1 管内自動車保有車両数の推移(過去5年)

北陸信越運輸局

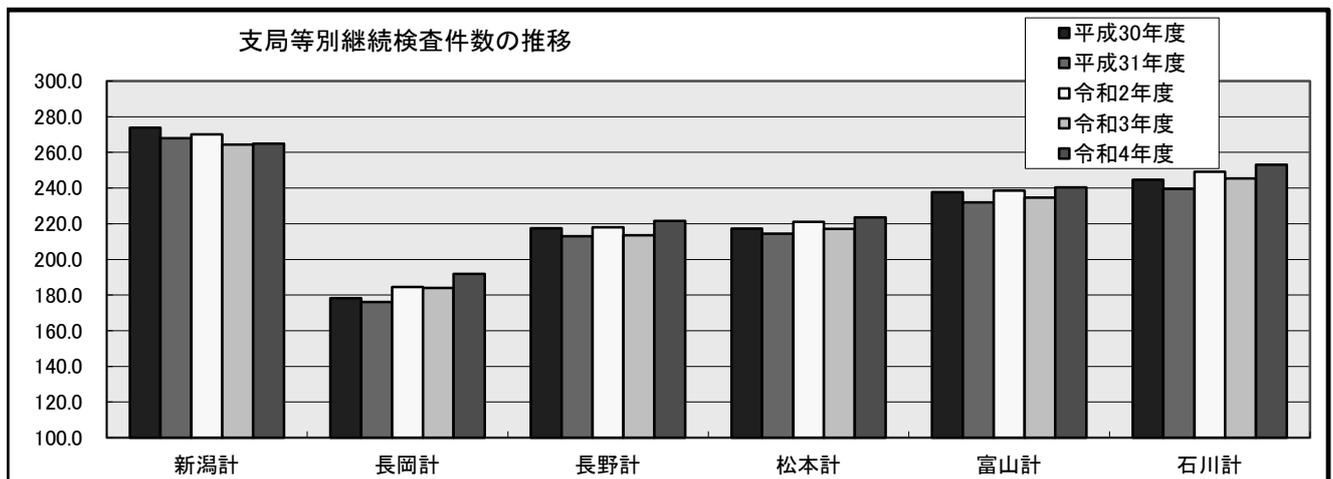
支局等		年度		30	31	2	3	4
		車種						
新潟	新潟	登録車		597,455	592,736	588,817	584,161	579,474
		小型二輪		17,225	17,669	18,115	18,725	19,254
		軽自動車		484,243	486,448	489,473	489,982	493,800
		計		1,098,923	1,096,853	1,096,405	1,092,868	1,092,528
		対前年比		100.0%	99.8%	100.0%	99.7%	100.0%
	長岡	登録車		366,335	364,036	360,961	357,329	354,495
		小型二輪		11,862	12,103	12,304	12,667	13,137
		軽自動車		339,505	340,109	340,538	341,280	343,139
		計		717,702	716,248	713,803	711,276	710,771
		対前年比		99.8%	99.8%	99.7%	99.6%	99.9%
	小計	登録車		963,790	956,772	949,778	941,490	933,969
		小型二輪		29,087	29,772	30,419	31,392	32,391
		軽自動車		823,748	826,557	830,011	831,262	836,939
		計		1,816,625	1,813,101	1,810,208	1,804,144	1,803,299
		対前年比		100.0%	99.8%	99.8%	99.7%	100.0%
長野	長野	登録車		473,968	471,573	470,411	468,272	467,200
		小型二輪		16,599	17,002	17,373	17,849	18,561
		軽自動車		434,280	435,480	438,922	440,405	444,941
		計		924,847	924,055	926,706	926,526	930,702
		対前年比		100.2%	99.9%	100.3%	100.0%	100.5%
	松本	登録車		490,285	487,784	485,511	482,308	480,311
		小型二輪		16,604	17,035	17,344	17,931	18,541
		軽自動車		441,018	443,139	446,417	449,219	453,494
		計		947,907	947,958	949,272	949,458	952,346
		対前年比		100.2%	100.0%	100.1%	100.0%	100.3%
	小計	登録車		964,253	959,357	955,922	950,580	947,511
		小型二輪		33,203	34,037	34,717	35,780	37,102
		軽自動車		875,298	878,619	885,339	889,624	898,435
		計		1,872,754	1,872,013	1,875,978	1,875,984	1,883,048
		対前年比		100.2%	100.0%	100.2%	100.0%	100.4%
富山	登録車		513,977	511,222	508,754	505,475	503,040	
	小型二輪		12,281	12,398	12,819	13,315	13,864	
	軽自動車		366,251	367,949	369,817	371,144	373,840	
	計		892,509	891,569	891,390	889,934	890,744	
	対前年比		99.9%	99.9%	100.0%	99.8%	100.1%	
石川	登録車		538,350	537,535	536,175	534,658	533,477	
	小型二輪		11,913	12,408	12,711	13,263	13,764	
	軽自動車		354,502	356,581	358,064	359,622	362,712	
	計		904,765	906,524	906,950	907,543	909,953	
	対前年比		100.5%	100.2%	100.0%	100.1%	100.3%	
管内合計	登録車		2,980,370	2,964,886	2,950,629	2,932,203	2,917,997	
	小型二輪		86,484	88,615	90,666	93,750	97,121	
	軽自動車		2,419,799	2,429,706	2,443,231	2,451,652	2,471,926	
	計		5,486,653	5,483,207	5,484,526	5,477,605	5,487,044	
	対前年比		100.1%	99.9%	100.0%	99.9%	100.2%	

## 2 管内継続検査件数の推移（過去5年）

北陸信越運輸局

県	区分・年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
新潟	新潟	持込件数	75.1	73.8	76.0	73.1	76.8
		指定整備	198.9	194.1	194.1	191.3	188.2
		新潟計	274.0	267.9	270.1	264.4	265.0
		対前年比	101.5	97.8	100.8	97.9	100.2
	長岡	持込件数	42.5	41.4	42.4	41.4	42.8
		指定整備	135.7	134.7	142.0	142.5	149.0
		長岡計	178.2	176.1	184.4	183.9	191.8
		対前年比	102.9	98.8	104.7	99.7	104.3
	県計	持込件数	117.6	115.2	118.4	114.5	119.6
		指定整備	334.6	328.8	336.1	333.8	337.2
		計	452.2	444.0	454.5	448.3	456.8
		対前年比	102.1	98.2	102.4	98.6	101.9
長野	長野	持込件数	56.7	56.3	58.0	56.1	58.7
		指定整備	160.8	156.7	160.1	157.4	162.9
		長野計	217.5	213.0	218.1	213.5	221.6
		対前年比	101.9	97.9	102.4	97.9	103.8
	松本	持込件数	46.1	46.5	48.7	48.5	50.6
		指定整備	171.3	167.9	172.4	168.5	172.9
		松本計	217.4	214.4	221.1	217.0	223.5
		対前年比	101.4	98.6	103.1	98.1	103.0
	県計	持込件数	102.8	102.8	106.7	104.6	109.3
		指定整備	332.1	324.6	332.5	325.9	335.8
		計	434.9	427.4	439.2	430.5	445.1
		対前年比	101.7	98.3	102.8	98.0	103.4
富山	持込件数	44.0	42.4	44.6	42.8	43.6	
	指定整備	193.8	189.6	194.0	191.8	196.7	
	富山計	237.8	232.0	238.6	234.6	240.3	
	対前年比	102.4	97.6	102.8	98.3	102.4	
石川	持込件数	54.4	51.6	53.0	50.8	52.8	
	指定整備	190.3	188.0	196.2	194.6	200.3	
	石川計	244.7	239.6	249.2	245.4	253.1	
	対前年比	104.1	97.9	104.0	98.5	103.1	
合計	持込件数	318.8	312.0	322.7	312.7	325.3	
	指定整備	1,050.8	1,031.0	1,058.8	1,046.1	1,070.0	
	計	1,369.6	1,343.0	1,381.5	1,358.8	1,395.3	
	対前年比	102.4	98.1	102.9	98.4	102.7	

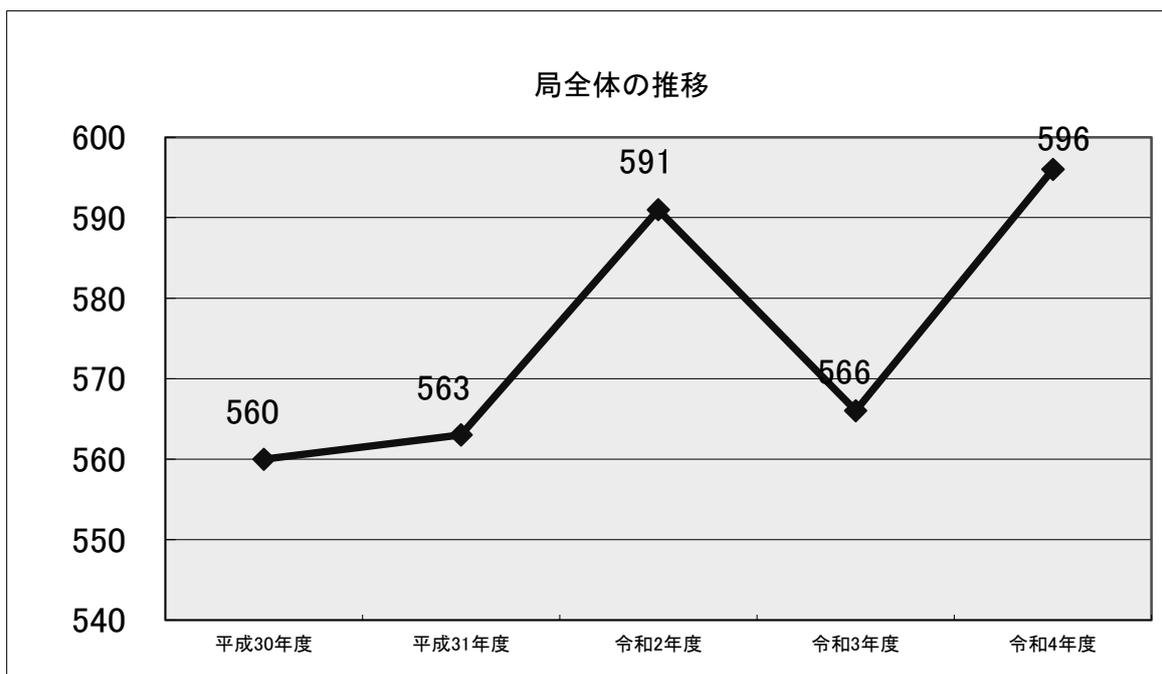
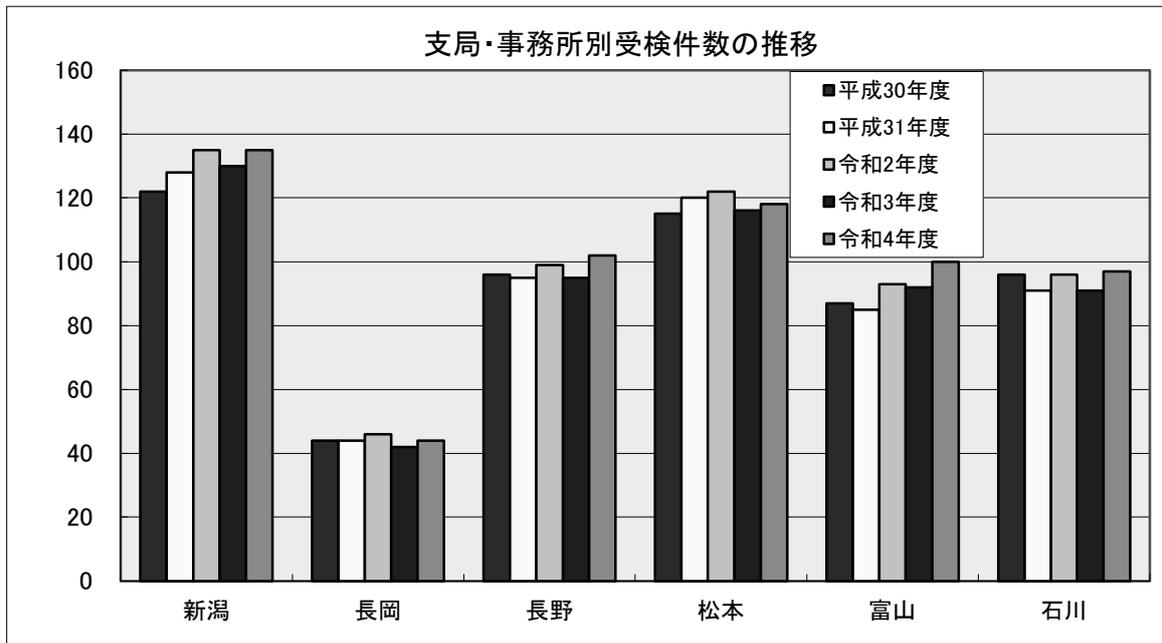
- (注) 1. 軽自動車を除く。  
2. 検査業務量の単位は千単位で示す。



### 3 管内ユーザー車検受検件数の推移(過去5年)

単位は百単位で示す。

支局等	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(対前年比)
新潟	122	128	135	130	135	103.8%
長岡	44	44	46	42	44	104.8%
長野	96	95	99	95	102	107.4%
松本	115	120	122	116	118	101.7%
富山	87	85	93	92	100	108.7%
石川	96	91	96	91	97	106.6%
合計	560	563	591	566	596	105.3%



#### 4 管内認証・指定工場数及び指定整備率(過去10年)

県別	項目 \ 年度	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4
		新潟	認証工場数	2,099	2,098	2,108	2,115	2,107	2,095	2,085	2,072
指定工場数	596		602	606	613	613	614	614	609	611	608
指定整備率(登)	73.5		73.3	73.3	73.8	73.8	73.9	74.0	74.1	73.9	73.8
指定整備率(軽)	68.2		67.9	68.8	69.8	70.3	70.3	70.9	71.0	71.1	71.5
長野	認証工場数	2,094	2,087	2,092	2,087	2,085	2,082	2,085	2,084	2,079	2,085
	指定工場数	522	529	532	538	552	553	554	551	542	545
	指定整備率(登)	75.4	75.2	75.3	76.0	75.2	76.3	75.9	75.9	75.7	75.4
	指定整備率(軽)	68.9	68.7	68.9	69.7	70.3	70.5	70.3	70.3	70.1	70.1
富山	認証工場数	1,011	1,015	1,017	1,019	1,023	1,019	1,018	1,003	1,019	1,026
	指定工場数	408	408	411	412	412	412	411	411	412	415
	指定整備率(登)	80.2	80.6	80.7	81.6	81.7	81.4	81.6	81.7	81.3	81.9
	指定整備率(軽)	72.8	73.2	73.6	75.3	75.8	75.9	75.8	75.8	76.4	77.2
石川	認証工場数	1,106	1,118	1,109	1,117	1,116	1,115	1,114	1,118	1,119	1,124
	指定工場数	391	390	397	399	405	406	410	409	403	407
	指定整備率(登)	76.4	76.2	76.5	77.1	77.1	77.7	78.4	78.5	78.7	79.1
	指定整備率(軽)	68.8	68.1	69.2	70.1	70.8	71.3	72.5	73.2	73.5	74.1
局計	認証工場数	6,310	6,318	6,326	6,338	6,331	6,311	6,302	6,277	6,305	6,322
	指定工場数	1,917	1,929	1,946	1,962	1,982	1,985	1,989	1,980	1,968	1,975

(注)1. 認証工場数には、指定工場を含んでいる。

2. 指定整備率は、継続検査における指定整備取扱い件数の割合を示す。

3. 指定整備率(登)は登録車の指定整備率を示し、指定整備率(軽)は軽自動車の指定整備率を示す。

#### 5 管内認証・指定工場の実態(令和4年度末)

支局別 \ 項目	認証	整備主任者 選任数	指定	検査員 選任数	集約化(指定工場)		
	工場数		工場数		協業 組合	協同 組合	企業 組合
新潟	2,087	5,388	608	2,085	17	0	0
長野	2,085	5,188	545	1,990	21	4	0
富山	1,026	2,706	415	1,323	2	0	0
石川	1,124	2,484	407	1,236	5	1	0
運輸局計	6,322	15,766	1,975	6,634	45	5	0

#### IV その他資料（連絡先等一覧）

##### 1 北陸信越運輸局及び管内運輸支局・自動車検査登録事務所

名称及び所在地	郵便番号	部署名	電話番号	FAX番号
北陸信越運輸局自動車技術安全部 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	950-8537	管 理 課 整 備 ・ 保 安 課 技 術 課 不正改造車・黒煙110番 自動車の検査・整備110番 (自動車の不具合情報の受付)	(共通) 025-285-9155  025-285-9165	025-285-9175
新潟運輸支局 新潟市中央区東出来島14-26	950-0961	総 務 企 画 輸 送 ・ 監 査 検 査 ・ 登 録 (テレホンサービス) 整 備 ・ 保 安	025-285-3123 025-285-3124 050-5540-2040 025-285-3125	025-285-0473
長岡自動車検査登録事務所 長岡市撰田屋町字外川2643-1	940-1104	検 査 ・ 登 録 (テレホンサービス)	050-5540-2041	0258-22-3487
長野運輸支局 長野市西和田1-35-4	381-8503	総 務 企 画 輸 送 ・ 監 査 検 査 ・ 登 録 (テレホンサービス) 整 備 ・ 保 安	026-243-4384 026-243-4603 050-5540-2042 026-243-5525	026-259-4508
松本自動車検査登録事務所 松本市平田東2-5-10	399-0014	検 査 ・ 登 録 (テレホンサービス)	050-5540-2043	0263-86-4751
富山運輸支局 富山市新庄町馬場82	930-0992	総 務 企 画 輸 送 ・ 監 査 検 査 ・ 登 録 (テレホンサービス) 整 備 ・ 保 安	076-423-0894 076-423-0893 050-5540-2044 076-423-0892	076-423-5509
石川運輸支局 金沢市直江東1-1	920-8213	代 表 検 査 ・ 登 録 (テレホンサービス)	076-208-6000 050-5540-2045	076-208-6002

##### 2 独立行政法人自動車技術総合機構北陸信越検査部・事務所

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号	FAX番号
北陸信越検査部	新潟市中央区東出来島14-26	950-0961	025-282-2588	025-283-5558
長岡事務所	長岡市撰田屋町字外川2643-1	940-1104	0258-22-3382	0258-22-3487
長野事務所	長野市西和田1-35-4	381-0037	026-243-5542	026-244-1462
松本事務所	松本市平田東2-5-10	399-0014	0263-58-0520	0263-86-4751
富山事務所	富山市新庄町馬場82	930-0992	076-491-6637	076-423-5509
石川事務所	金沢市直江東1-1	920-8213	076-290-7001	076-290-7010

### 3 軽自動車検査協会新潟主管事務所及び事務所・支所

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	F A X 番 号
新潟主管事務所	新潟市東区紫竹卸新町 1927-12	950-0868	050-3816-1850 (コールセンター)	025-279-2451
長岡支所	長岡市平島 1-3	940-1163	050-3816-1851 (コールセンター)	0258-86-6874
長野事務所	長野市西和田 1-38-1	381-0037	050-3816-1854 (コールセンター)	026-239-7074
松本支所	松本市平田東 2-1-11	399-0014	050-3816-1855 (コールセンター)	0263-85-3105
富山事務所	富山市藤木 520-1	930-0936	050-3816-1852 (コールセンター)	076-423-8462
石川事務所	金沢市直江東 2-123-1	920-8213	050-3816-1853 (コールセンター)	076-208-5534

### 4 自動車整備振興会

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	F A X 番 号
新潟県自動車整備振興会	新潟市中央区東出来島 12-6	950-0961	025-285-2301	025-285-2008
佐渡分室	佐渡市八幡 2075 の 1	952-1311	0259-52-3061	0259-67-7677
長岡支所	長岡市撰田屋町字外川 2697	940-1104	0258-22-1112	0258-22-1111
上越分室	上越市三ツ屋町 45-4	942-0042	025-543-3224	0255-43-8985
長野県自動車整備振興会	長野市西和田 1-35-2	381-8510	026-243-4839	026-243-9810
松本分室	松本市平田東 2-4-1	399-0014	0263-58-3734	0263-86-5535
富山県自動車整備振興会	富山市新庄町馬場 24-2	930-0992	076-425-0882	076-424-6215
石川県自動車整備振興会	金沢市直江東 1-2	920-8213	076-239-4001	076-239-4004

### 5 管内出張検査場

検査場名	所 在 地	維持団体等	郵便番号	電 話 番 号
佐 渡	佐渡市八幡 2075 の 1	新潟県自動車整備振興会	952-1311	0259-52-3061
村 上	村上市緑町 4-2-81	下越自動車整備事業協同組合	958-0033	0254-52-3773
上 越	上越市三ツ屋 45-4	新潟県自動車整備振興会	942-0042	0255-43-3224
佐 久	佐久市大字中込 3387-1	佐 久 自 動 車 協 会	385-0051	0267-67-4676
上 田	上田市大字住吉諏訪田 65	上 田 自 動 車 協 会	386-0002	0268-22-3310
伊 那	伊那市大字伊那部 6002-1	上伊那自動車検査場維持会	396-0011	0265-72-3511
飯 田	飯田市鼎切石 5122	飯 田 自 動 車 協 会	395-0807	0265-23-5896
七 尾	七尾市白馬町三郎 4-1	七 鹿 自 動 車 整 備 組 合	926-0828	0767-57-2110

MEMO

MEMO

令和5年度

整備主任者・自動車検査員研修資料

発行者 北陸信越ブロック自動車整備連絡協議会

---